

博士論文

「金嬉老事件」のエコーグラフィー
——メディア、暴力、シティズンシップ——

東京大学大学院情報学環・学際情報学府
学際情報学専攻 社会情報学コース

鄭 鎬碩

目次

序章 反響から読みなおす「金嬉老事件」	1
1 問題の所在	
1.1 「金嬉老事件」と呼ばれる出来事	
1.2 「金嬉老事件」という亡霊的記号の謎	
1.3 「金嬉老事件」を論じる難しさ	
2 既存の視点	
2.1 事件の本質としての原因	
2.2 原因論の問題性	
3 研究の視点	
3.1 本質から反響へ——出来事のエコーグラフィー	
3.2 「他者の到来」——メディア、暴力、特異性	
4 課題と方法	
4.1 問いと方法	
4.2 対象と構成	
第1章 「金嬉老事件」のクロノロジー	25
1 事件のクロノロジーと三つの前史	
2 金嬉老の成長背景と事件の経緯	
2.1 金嬉老の生い立ち	
2.2 寸又峽に至るまで	
2.3 籠城と逮捕	
2.4 事件後の事件	
3 三つの前史——1960年代末におけるメディア・暴力・シティズンシップ	
3.1 在日朝鮮人と「二世」	
3.2 1960年代末における「変革」と「叛逆」	
3.3 メディア景観の変貌	
4 小結	

第2章 「金嬉老事件」におけるマスメディア.....43

- 1 金嬉老事件における「マスコミ」の捉え方——引き裂かれたメディア像
 - 1.1 「劇場型犯罪」の客体としてのメディア
 - 1.2 「歪曲」の主体としてのメディア
 - 1.3 視点と課題——媒介による「寸又峽事件」の内的構成
- 2 エコグラフィーにおける出来事とメディア
 - 2.1 メディアへの批判的省察
 - 2.2 「直接性＝無媒介性」の神話
- 3 事件の内的要素としてのマスメディア
 - 3.1 社会問題化の回路としてのマスメディア
 - 3.2 警察と金を仲介したテレビ
 - 3.3 金と記者の暗黙的な協力関係
 - 3.4 記者たちの「一線を越えた行動」
- 4 金嬉老事件とワイドショー
 - 4.1 ワイドショーの事件報道
 - 4.2 ワイドショーと報道倫理と金嬉老事件の波及力
- 5 小結

第3章 予期せぬ反響.....63

- 1 多様な反応の噴出
 - 1.1 金嬉老への通信
 - 1.2 メッセージの内容
- 2 在日朝鮮人と韓国の反応
 - 2.1 両義性と沈黙——在日コミュニティにおける金嬉老事件
 - 2.2 「同胞の苦難」から「日韓関係の反省」まで——韓国での反応
- 3 「犯罪の現代式モデル」としての金嬉老事件
 - 3.1 「テレビの怖さ」と電波の公共性
 - 3.2 「未来のテロル」としての事件と「ミニ・クーデター」の時代
 - 3.3 文化の防衛と文化人批判——三島由紀夫と福田恒存の「金嬉老事件」
 - 3.4 「劇場型犯罪」の誕生
- 4 「体制」からの逆襲 ——トラウマからの回復
 - 4.1 銃器・火薬管理強化論
 - 4.2 「甘い対応」への批判から銃器部隊の新設まで
- 5 小結

第4章 他者からの恐怖と誘惑——意味論の彼方.....87

- 1 「お茶の間を訪れた恐怖」の謎
- 2 構成される「恐怖」とその外部
 - 2.1 テキストとしての事件と「恐怖」
 - 2.2 「恐怖」の構造
 - 2.3 「恐怖の事件」と「奇妙な事件」
 - 2.4 「キケンなチョウセンジン」と「優しい金」
- 3 魅力溢れる他者のイメージ
 - 3.1 「ヒーロー」の姿——消費される金の魅力
 - 3.2 「他者」の恐怖と魅力
 - 3.3 消費される「否定」と「暴力」の中の金の姿
 - 3.4 「スター気取り」の金——メディアの再帰的構造における自己顕示と自己免疫の逆説
- 4 小結

第5章 「民族問題」への^{デベロップメント}発展＝現像.....113

- 1 金嬉老事件と「民族問題」
 - 1.1 金嬉老公判対策委員会への視点
 - 1.2 運動知識人による専有
- 2 思想的専有の背景——1960年代後半
 - 2.1 「朝鮮」認識の萌芽
 - 2.2 運動知識人と「朝鮮問題」
- 3 事件の思想的専有
 - 3.1 応答と課題
 - 3.2 「法廷」と「弁護」の専有
- 4 「民族問題」の内容と特徴
 - 4.1 構築される「民族問題」
 - 4.2 構築の潜在的可能性——朝鮮人、反権力、民衆
 - 4.3 金嬉老との「齟齬」——主体性と責任
- 5 「民族問題」の社会的位相
 - 5.1 法廷の外側へ
 - 5.2 「民族問題」の流通と波及
- 6 小結

第6章 金嬉老事件と越境.....133

- 1 「越境の事件」と「事件の越境」
 - 1.1 鈴木道彦の「越境」
 - 1.2 事件のさらなる越境——「事件の越境」
- 2 越境の連鎖——日韓における報道と支援運動
 - 2.1 日韓マスメディアの相互参照
 - 2.2 韓国における救命運動と公判への還流
 - 2.3 日本への還流
 - 2.4 「長期囚金嬉老」——人権問題として金嬉老
 - 2.5 もう一つの境界——「反響」と「反共」
- 3 金嬉老の送還をめぐる文化風景
 - 3.1 「ヒーローの帰国」をめぐるメディア・イベント
 - 3.2 「権嬉老シンドローム」をめぐる議論と波及
 - 3.3 金の送還と「日韓関係」
- 4 裏切られた物語
 - 4.1 殺人未遂・放火事件の影響
 - 4.2 金嬉老事件という物語——「抗日」の大衆英雄
 - 4.3 続く「親子物語」
- 5 小結

第7章 終わらない「金の戦争」——近年における事件の専有.....161

- 1 終わらない「金嬉老事件」
 - 1.1 現在進行中の「事件」
 - 1.2 専有の文化的論理
- 2 金嬉老と「反権力」
 - 2.1 「反権力」のシンボルとしての金嬉老
 - 2.2 「金嬉老」のサブカルチャー的再配置——裏社会、Vシネマ、精力剤
 - 2.3 「柳の戦争」——韓国の政治言説における「金嬉老」
- 3 事件の想起と共同性の喚起
 - 3.1 「金嬉老事件」と「昭和」
 - 3.2 「籠城鍋」と「冬のスマタ」——事件の商業的専有
- 4 再び「民族問題」へ
 - 4.1 「民族問題」としての事件
 - 4.2 金嬉老と「嫌韓」
- 5 金嬉老の「死後の生」
 - 5.1 金嬉老と安重根をめぐる必然と偶然
 - 5.2 今日を生きる「金嬉老」
- 6 小結

終章 反響から考える「金嬉老事件」の歴史性.....	187
1 問2への答え——「金嬉老事件」の終わりなき専有と歴史	
1.1 金嬉老事件の歴史的奥行き	
1.2 金嬉老事件と文化的外傷	
1.3 日韓の政治的無意識と金嬉老	
1.4 歴史清算の不可能な可能性	
1.5 金嬉老の亡霊とシティズンシップの開かれた未来	
2 問1への答え——新たな「民族問題」としての金嬉老事件	
2.1 答えの必要性	
2.2 「劇場型犯罪」を越えて	
2.3 「新たな反響共鳴」と「新たな民族問題」——「もう一つの一九六八」	
2.4 今後の課題	
註.....	211
引用・参考文献.....	249

表目次

第2章

- 【表2-1】 1964年から1975年までのワイドショー
- 【表3-1】 旅館「ふじみや」に届いた金嬉老への通信文

第3章

- 【表3-2】 金嬉老への通信文の主な内容

図目次

第4章

- 【図4-1】 テキストにおける意味の構成
- 【図4-2】 恐怖の構造①：静かな寸又峡 vs. 金の騒動
- 【図4-3】 「恐怖」の構造②：文明 vs. 野蛮なライフル魔
- 【図4-4】 「恐怖」の構造③：植民地主義の文化的遺産と「狡猾さ」

結論

- 【図8-1】 金嬉老に対する韓国の反応（同一視と他者化）
- 【図8-2】 金嬉老に対する日本の反応（同一視と他者化）
- 【図8-3】 金嬉老事件が触発した日本と韓国の被害者意識と加害者意識
- 【図8-4】 被害者／加害者意識と日韓の連携写真目次

写真目次

序章

- 【写真0-1】 寸又峡温泉ツアー「冬のスマタ」の広告ポスター（2004年制作）
- 【写真0-2】 金嬉老に言及する記事を載せた雑誌『歴史通』の表紙（2012年11月号）

第1章

- 【写真1-1】 テレビにおける「金への呼びかけ」放送を伝える新聞記事
- 【写真1-2】 「ふじみや旅館」内での「記者会見」の様子
- 【写真1-3】 金嬉老の逮捕の瞬間
- 【写真1-4】 「新宿騒乱事件」を伝える新聞
- 【写真1-5】 新宿駅の工事用壁に書かれた「このかべの向こうはベトナムだ」
- 【写真1-6】 東京大学の正門に書かれた「造反有理」「帝大解体」

第2章

- 【写真2-1】 「木島則夫モーニングショー」（NET）

第3章

- 【写真3-1】 「フランスの金嬉老」
- 【写真3-2】 「韓国版“金嬉老”」
- 【写真3-3】 「ライフル補完、嚴重に」「都内で8,000丁を一斉検査」
- 【写真3-4】 「人質罪」の新設についての新聞記事

第4章

- 【写真4-1】 「ライフル魔の恐怖」 (読売国際ニュース、1968年2月28日)
- 【写真4-2】 新聞記事「傍若無人のライフル魔」
- 【写真4-3】 新聞報道写真「ライフル魔！おびえる山の温泉」
- 【写真4-4】 新聞報道写真「恐怖の三日目」
- 【写真4-5】 新聞報道写真「対決3晩、切迫の「寸又峡」
- 【写真4-6】 新聞報道写真「金に『ふじみ屋』旅館の中に閉じ込められている人たち」
- 【写真4-7】 新聞報道写真「記者の質問に答える金嬉老」
- 【写真4-8】 新聞報道写真「ふじみ屋旅館で金と会って自首をすすめる掛川署原谷駐在所の大橋
巡査」
- 【写真4-9】 雑誌報道写真「金嬉老の冷徹な異常心理」
- 【写真4-10】 新聞報道写真「『ふじみ屋』の玄関で帰る加藤さんと握手する金」
- 【写真4-11】 雑誌報道写真「『ふじみ屋旅館』にこもる金嬉老」
- 【写真4-12】 雑誌表紙における金嬉老
- 【写真4-13】 雑誌表紙における金嬉老
- 【写真4-14】 雑誌報道写真
- 【写真4-15】 雑誌報道写真
- 【写真4-16】 雑誌報道写真「ろう城中、金は空に向けて実弾を撃ち、警察陳を威圧した」
- 【写真4-17】 雑誌報道写真
- 【写真4-18】 雑誌報道写真「母を愛し、女性を愛することのできる、この男に魔性がひそんでい
るのか」
- 【写真4-19】 雑誌報道写真「降りはじめのボタン雪をながめる金の顔には、やさしささえ」
- 【写真4-20】 雑誌報道写真「ろう城中、金は空に向けて実弾を撃ち、警察陳を威圧した」
- 【写真4-21】 雑誌報道写真「報道陳に向かって“スター”のポーズをとる金」
- 【写真4-22】 雑誌報道写真「英雄気どりの金はライフル銃を持って窓に近寄り空に向けて発砲し
て見せる」
- 【写真4-23】 雑誌報道写真「二つのコンロに炭火をおこしダイナマイトを投げこめる用意を整え
る」

第5章

- 【写真5-1】 金嬉老公判委員会が開いた「報告会」の様子
- 【写真5-2】 『金嬉老公判委員会ニュース』の表紙

第6章

- 【写真6-1】 韓国における金嬉老救出街頭署名運動の様子
- 【写真6-2】 金嬉老の「帰国」
- 【写真6-3】 金嬉老が入国する姿 (1999年)
- 【写真6-4】 金嬉老の面会に出かけた金の母
- 【写真6-5】 金嬉老が壁に書いた遺書「お母さん、不幸を許して下さい」

第7章

- 【写真7-1】 「タンクマン」
- 【写真7-2】 「タンクマン」のモチーフが用いられた時事イラストレーション
- 【写真7-3】 アニメーション「The Simpsons」における「タンクマン」のパロディー
- 【写真7-4】 「タンクマン」のイメージを用いた「TANKMANシャツ」

- 【写真7-5】 DVD『実録プロジェクト893XX金嬉老（2）無期懲役拘禁52年』（2004年）
- 【写真7-6】 DVD『実録 プロジェクト893XX』シリーズ広報物（2004年）
- 【写真7-7】 映画『金の戦争』の公式ポスター（1992年）
- 【写真7-8】 映画『金の戦争』の公式ポスターを改変した合成画像『柳の戦争』（2008年）
- 【写真7-9】 「ふじみや旅館」内の金嬉老事件資料館のパネル展示
- 【写真7-10】 ツアー「冬のスマタ」広報印刷物（2004年）
- 【写真7-11】 ドラマ『冬のソナタ』日本語版（DVD BOX1）（2003年）
- 【写真7-12】 新聞報道写真「指紋押捺に応じる金嬉老」
- 【写真7-13】 金嬉老の日本への再入国申請を却下することを求めるデモ（2010年3月5日）

凡例

1. [] 中の説明は、引用者による。
2. 引用文の下線は、全て引用者による。
3. 引用文における漢数字は、原則として算用数字に置き換えている。
4. 重要と思われる韓国人の人名、韓国の地名は、初出時にルビの形でふりがなをつけた。
5. 以下に列挙する新聞資料以外の韓国語文献についてのみ〔韓国語〕と示した。京郷新聞、韓国日報、ソウル新聞、文化日報、東亜日報、朝鮮日報、中央日報、国民日報、世界日報、毎日経済新聞、韓国経済新聞、ハンギョレ。

序章 反響から読みなおす「金嬉老事件」

1 問題の所在

1.1 「金嬉老事件」と呼ばれる出来事

本研究は「金嬉老事件」についての歴史社会的な考察である。本研究は、「金嬉老事件」と呼ばれる一連の出来事から生み出されたさまざまな反響を分析的に描くことにより、今日にいたるまで多彩に展開されてきた媒介の様子から同事件の意味を考えることにしたい。本章では、その予備作業として、「金嬉老事件」を捉えなおすための視点を提示し、課題を明らかにする。

「金嬉老事件」とは何か。

1968年2月20日、在日朝鮮人2世の金嬉老（当時39歳）は、静岡県清水市（現・静岡市清水区）のクラブで暴力団員2人を射殺し、翌日南アルプス南端の寸又峡温泉街（現・川根本町）にある「ふじみや旅館」で、旅館経営者の家族と宿泊客の計13名を「人質」にとり、立てこもった。

ライフル銃とダイナマイトで武装した金嬉老（以下、「金」）は、88時間に及ぶ警察との対峙の中で、自分が過去に経験した朝鮮人に対する差別的な扱いを訴え、日本人刑事による「蔑視発言」に対してテレビでの公開謝罪を求めた。この行動は、マスメディアによって大々的に報じられ、瞬時に全国的な注目を浴びた。これが、「日本史上初の劇場型犯罪」と呼ばれる通称「金嬉老事件」（＝寸又峡事件）（以下、「事件」）の発端である。

この事件については、当時から各種の媒体において注目され、これまで多くのことが語られた。発生直後には、多数の新聞社説やコラムが事件に触れ、複数の座談会が開かれた。大宅壮一、大江健三郎、鶴見俊輔、三島由紀夫、福田恆存、松本清張などの有名文化人が事件の意味に言及し、金の公判に関わった知識人たちは、在日朝鮮人の「民族問題」を提起する社会運動を展開した。他方、事件は、20世紀の日本で起きた犯罪事件のなかでも「上位にランクインされる特異性」¹をもつものとされ、幅広い文化領域において消費の対象となった。テレビ・ドラマ、ドキュメンタリー、映画、演劇、小説など、多様なジャンルにおいてとりあげられることにより、事件はさらなる大衆的関心を引き立ててきた。

この傾向は現在まで続いている。毎年、事件発生日が近づいてくると、新聞や雑誌などで繰り返し想起され、2000年以後にも、関連DVDの発売、特集テレビ番組の放映、雑誌の報道、ウェブ上での言及の増加など、その関心はいまだに衰えない。

こうした、45年間も続いてきた活発な引用・解釈・消費の現象は、同事件のもつ大きな波及力および社会史的重要性を示唆する。ところが、これまで同事件が本格的な学術的議論の対象になることはなかった。公判関連資料や国会議事録などの公的文書をはじめ、評論、ジャーナリスティックな記事やルポ、個人的回想、そしてサブカルチャーにおける興味本位の読み物にいたるまで、きわめて多様で夥しい量の引用があるにもかかわらず、学術的アプローチは貧弱であったのである。それは、とりわけ以下の二点においてである。

第一に、研究視点の不在である。これまで多様な解釈が出されたものの、明確な視点が提示され、それにもとづく一貫した検討が行われることはなかった。いくつかの例外²を除けば、事件は、単なる周辺的なエピソードや印象批評の題材としてとりあげられたのである。その結果、日本の戦後史、あるいは在日朝鮮人の歴史叙述における本事件の位置づけは、いまだに曖昧なままである。

第二に、「事件後の事件」についての視点がなかった。すなわち、事件が「現在進行形」でありつづけているにもかかわらず、これまでの議論は、1968年の「寸又峡での出来事」だけを対象にしていた。金の逮捕以降のコンテクストにおける事件の新たな相貌が検討されたことはなかったのである。

1.2 「金嬉老事件」という亡霊的記号の謎

ところで、事件についての研究の不在が問題となる理由は何か。そもそも、なぜ今、「金嬉老事件」なのか。

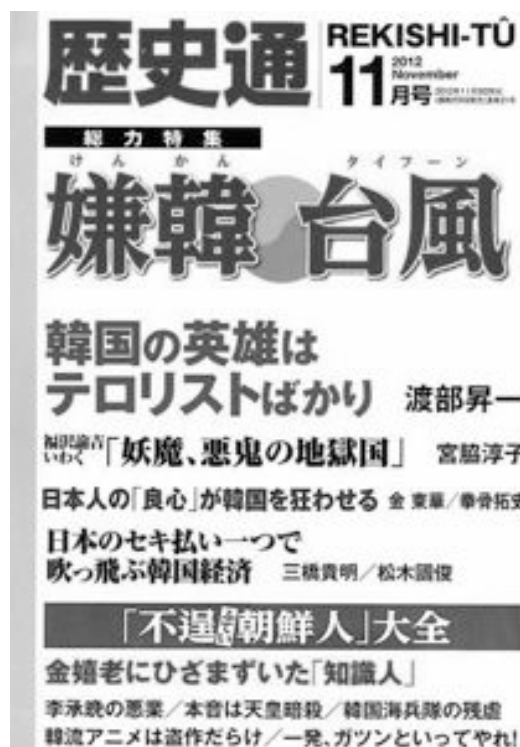
金嬉老事件の最も興味深い点は、それが絶えず多面的な相貌 (multifacetedness) として現れつづけてきた点である。事件は、同一の出来事とは思えないほど全く異なる複数の面貌をもっている。たとえば、『戦後史大事典』の関連項目は、「日本人が日ごろこともなげにおこなう差別や蔑視が、差別される者の内にどれだけ深い怒りや絶望をもたらすかを明るみに引き出すと同時に、日本政府がその年に祝おうとしていた明治100年＝日本近代100年が、けっして栄光の100年ではないことを明白にした」³出来事として事件を説明している。一方、日本放送出版協会編の『放送史』において、同事件は、「1人の犯罪者がテレビの特性に着目し、茶の間に映し出されるブラウン管の映像を我が物として利用しつくした“劇場型犯罪”の悪しき先駆け」⁴となっている。

これだけではない。事件は、単なる自滅的行動とされるときがあれば、1968年の一連の「叛逆」と同列に並ぶ「反権力のシンボル」として注目される場合もある。金嬉老を「抗日の闘士」

として讃えた人びとがいれば、「凶悪犯」や「殺人鬼」と呼ぶ人びともいる。「民族差別に抗した英雄」の孤独な姿を強調する物語があれば、一人の犯罪者に翻弄される現代社会の脆弱性を揶揄する物語もある。さらに、「懐かしき昭和」との関連で事件が回想される場面があれば、涙腺を刺激する「親子物語」として事件が消費される場面もある。



【写真 0-1】寸又峡温泉ツアー「冬のスマタ」の広告ポスター（2004年制作）



【写真 0-2】金嬉老に言及する記事を書いた雑誌『歴史通』の表紙（2012年11月号）

それだけではない。金嬉老事件に特徴的なのは、それが多様な文化風景に引き続き「出沒」し、とくに日韓関係と関わってきた点である。事件は、発生から45年経った今まで、在日朝鮮人の問題をはじめとする「日本における朝鮮」や「韓国における日本」の問題に、その長い影を落としている。「金嬉老」は、1970年穴八幡宮の境内で焼身自殺した25歳の在日朝鮮人青年（山村政明＝梁政明）の遺書にも⁵、1987年大韓航空機爆破事件を実行した北朝鮮の「テロリスト」（金賢姫）との関連でも⁶、2001年、泥酔して電車の線路に転落した人を救助するために自らの命を投げた韓国人留学生（李秀賢）の報道にも出てくる。そして、2000年、公明党および自由党によって「永住外国人地方選挙権付与法案」が提出されて以来の関連議論や、2005年、

「韓日国交正常化40周年」を記念して開かれた座談会⁷など、日韓関係が語られる諸場面において、金嬉老事件は、引き続き参照の対象となってきた。最近の例からすれば、温泉町のツアー商品「冬のスマタ」(【写真0-1】)において想起される「寸又峽事件」があれば、一方では、「不逞朝鮮人」の代表例としても挙げられる「金嬉老のテロ」もある(【写真0-2】)。このように、金嬉老は「韓流ブーム」の時にも、「嫌韓ブーム」の時にも、いつだってそこにいる。

このように、金嬉老事件は、時間が経つに連れ、特定のイメージに収斂していくどころか、むしろ安易な理解に抵抗しつづける多頭のヒドラ (many-headed hydra)⁸のように、その多面的なイメージ (polyhedral images) を強めてきた。数々の表象化や物語を通過しながらもけっして朽ち果てることなく、新たな文脈の中で意味を豊かにしてきた様子は、単一の事件像を求める視点の限界を露呈させる。

もし、金嬉老が「実は」凶悪な犯罪者にすぎなかったのか、あるいは、「思想」をもつ反抗者であったのかなどが丁寧に検証されたとしても、この問題が簡単に解消されなるとは思えない。事件の「真実」や金の「本心」とは異なる水準において、あたかも幽霊 (revenant)⁹のように召還され、その都度異なる表情を差し出す金嬉老の問題が、依然として残るはずだ。そうした「社会現象としての金嬉老事件」において問われるのは、事件の実体というよりも、「金嬉老事件」という象徴＝記号をめぐる複雑に展開される文化的ダイナミズムであろう。まさにここに、すでに終わった事件の「真相」や金の「素顔」、あるいは「真の声」ではなく、そうした過去をめぐる増幅され、今もなお生起しつづける不可解な多面性と多声性を問おうとするときに、金嬉老事件は、一つの謎めいた研究課題として現れる。

1.3 「金嬉老事件」を論じる難しさ

1.3.1 事件の複合的社会性

膨大な言及とは対照的に、学術的検討からほぼ疎外され、それにもかかわらず絶えず引用されながら多面的な相貌をまとってきた金嬉老事件。その不思議さに迫るためにはまず、これまで本格的な議論が難しかった理由を、事件の特徴に即して確認しておく必要がある。ここでは、事件における複合的な社会性、犯罪性の全景化、事件後の金の行動という三つの要因をとりあげることにはしたい。

まず、研究や評価を阻害してきた最大の原因として、事件そのものの複合性をあげることができる。すなわち、事件には、多様な解釈を触発させる多様な社会性が関わっている。

事件直後に開かれた座談会で指摘されていたように、事件は「非常に複雑」である。なぜなら、そこには、①暴力団の殺人、②多数の「人質」、③民族の問題、④マスコミの動きという複数の要素が「複雑に絡んでいる」からである。暴力団絡みの殺人なら多くあるし（①）、多数が人質となった事件も、横浜で起きたライフル少年事件（1965年）があった（②）。民族問題を背景とする「小松川事件」（1958年）もあった（③）。ところが、これら全部が複雑に絡んだうえにマスメディア（④）もが加わった今回のケースは前例のないものであり、その解釈も非常に難しいとされた¹⁰。

重要なのは、これらが単なる羅列的要素ではない点である。①～④の諸側面は、参照すべき社会性としてそれぞれ解釈の奥行きを保ちながら、互いに強力な親和性、もしくは相反関係を孕んでいる。とくに、民族問題（③）をどう捉えるかは、他の要素に対する理解に大きく影響し、事実関係および事件像を全く異なるものにする。

たとえば、次の新聞記事をみてみよう。

68年2月、暴力団関係者2人を射殺して逃亡中だった在日韓国人2世の金嬉老元受刑者が、ふじみや旅館に押し入り、人質13人を取って4日間立てこもった。報道陣を招き入れて民族差別を訴え、「劇場型犯罪」として注目を集めた。記者を装った警察官に逮捕され、75年11月に無期懲役刑が確定。（以下略）¹¹

ここでは、「金＝殺人罪の犯罪者」（①）という前提の下、「人質」（②）と「メディア」（④）が結合される形で、「人質を取った立てこもり事件＝劇場型犯罪」というまとめ方がされている。

ところが、「民族問題」（③）に事件の本質を見いだす人々は、社会の底辺において在日朝鮮人を苦しめる暴力団（①）、金と旅館内にいた人びととの人間的な信頼関係（②）、そして金を利用して事件を歪曲し、警察の逮捕作戦にも手を貸した記者たちの姿（④）に注目することで、全く異なるような事件像を提示した。それに共感を覚えた鶴見俊輔は、以下のように事件を要約した。

金嬉老は自分をおいつめた日本人暴力団員を殺し、そのあとの寸又峽の温泉旅館をたずねて、ここで自殺すると同宿のものに言った上でこの旅館からかれらが出ないことをたのみ、この宿を根城にして自分たち朝鮮人にたいして、日本の警察官が侮辱をくわえたこと、

日本人がどれほどの差別をしてきたかを世間にうったえた。四日間ほどのこの共同生活の後、金は、報道員に偽装した警官につかまった。¹²

以上の一連の表現、「旅館をたずね」、「同宿のもの」、「旅館から出ないことをたのみ」、「共同生活」を、前の引用文における「逃亡」、「旅館に押し入り」、「人質を取ってたてこもった」、「劇場型犯罪」と比べてみると、事実認識における大きな落差に驚かされる。このように、事件は、互いに緊密に結びついた複数の社会性がいくつも重なる複雑性のゆえ、その事実関係から解釈まで大きく引き裂かれ、ある程度の一致した合意にいたることすらできなかつたと思われる。

1.3.2 犯罪性の全景化

こうした複雑性に対し、ある程度「客観的」な記述として多用されるのが司法的判断である。前の引用文における「元受刑者」「無期懲役刑」という表現がそうであるように、「事件＝犯罪」という認識を前提すれば、事件の複雑性および社会的評価の難しさを迂回することができる。ただ、犯罪性が全景化する反面、「民族問題」(③)は、彼の「訴え」のレベルへと極小化され、「人質」(②)や「マスメディア」(④)の問題も、しばしば「劇場型犯罪」という表現によって処理される。以下の引用文にみるように、実際この類の認識は、当時の新聞社説から現在のメディア史の文献にまで広く見られ、今日における事件イメージの主な一角をなしている。

犯人は自分の殺人や不法監禁を、民族差別問題にすりかえようとしただけのことである
(中略) 自分の悪業を正当化するために民族意識を持ち出したにすぎない。¹³

1人の犯罪者がテレビの特性に着目し、茶の間に映し出されるブラウン管の映像を我が物として利用しつくした“劇場型犯罪”の悪しき先駆け(以下略)¹⁴

このように犯罪性が全面化した背景には、金が1968年2月21日、キャバレーで2人を射殺したという事実がある。金は自らが差別の「被害者」として訴えたが、司法的意味での「事件」は、彼が究極的な物理的暴力である殺人の「加害者」になることによって始まり、また有罪の最終判決によって終結した。この点は、殺人や暴力一般についての倫理的感性¹⁵および法律的判断の権威と絡まって、事件を犯罪カテゴリーに回収する効果を生み出した。しかしながら、

そうした「金嬉老事件＝刑事事件」という理解によって、寸又峡での出来事がもつ複合性のすべてが解明されたわけではない。そこで、当面は迂回された複雑な社会性が、司法的判断を超えて引き続きさまざまな形で喚起され、新たな解釈を触発するようになったといえる。

1.3.3 逮捕後の金の行動

以上の状況は、事件後における金嬉老の行動によってより複雑化した。とりわけ、1999年に韓国へ送還された金は、内縁関係になった愛人の夫に対して暴力行為を起し、再び逮捕された。それは、その頃まで事件が保っていた「民族問題」としての面貌を、自ら裏切るような出来事であった。自分に与えられた解釈を自ら否定するようなアイロニカルな事態展開は、当初の出来事に対するイメージにも大きな影響を与えた。そこで、「金＝犯罪者」「金嬉老事件＝犯罪」のイメージが再強化される結果となった。このように、事件後の成り行きが、元の事件に与えられた内包的意味を^{コノテーション}遡及的に変容させるところに、当事件のユニークさ、および事件を論じる難しさがある。

以上のように、事件にまつわる複合的な社会性が単一の事件像を大きく引き裂くる中、司法的判断および金の事後的行動が、出来事を犯罪とみなす見方を強めることにより、事件の社会史的意義が問われにくくなった。

2 既存の視点

2.1 事件の本質としての原因

2.1.1 二つの原因論——社会と個人

前節で指摘した内外の事情から、事件については、本格的な研究の代わりに、異質的な見解と解釈からなる膨大な言及が散在している状況である。本節では、それらの言説における特徴を「原因論」と把握し、その問題性を明らかにする。

原因論とは、ある社会的現象の内実を、特定の原因から説明しようとする議論である¹⁶。金嬉老事件の場合、きわめて多様な関連言及が「原因」に焦点を当て、出来事の諸側面を因果関係に還元する傾向をみせている。ただ、それには大きく二つの種類が見られる。その一つは、事件が構造的条件（原因としての「社会」）に起因したという主張であり、もう一つは、金の生得的性格や内面的意図（原因としての「個人」）を事件の原因とする主張である。単純化していえば、前者は「日本社会→事件」、後者は「金嬉老→事件」の論理に基づいている。ところで、問題は、そのいずれにおいても、出来事を特定の原因が生み出した結果として本質化し、その因

果関係を決定論的に描こうとする点である。

2.1.2 原因としての日本社会

まず、社会に原因を求める議論をとりあげよう。とりわけ、事件発生の直後には、未曾有の出来事が起きた背景として、金の家庭環境や生い立ちにマスメディアのスポットライトがあてられた。そこでセンセーショナルな形で注目された金の不遇な生活環境は、当時の朝鮮人にとりまく一般的な生活条件および社会的差別を映し出すものであった。それゆえ、おのずとその苦境から事件を説明する傾向が現れた。以下の、ある在日朝鮮人の韓国法廷での陳述には、そうした認識が鮮明に映し出されている。

在日僑胞（在日韓国人）は、日本の植民地時代に、植民地統治下の本国において辛酸をなめ、強制的・半強制的に日本に連行されておりとあらゆる苦勞の末に解放を迎えました。解放後においても、日本で、その社会的境遇の故に民族的蔑視の下で多くの差別と苦痛をうけてきました。在日僑胞社会においては、このようなことに起因する大きな事件として、金嬉老事件あるいは李珍宇事件（「小松川事件」）を挙げることができます。（中略）これらは、韓国においてのみならず、日本人をはじめ多くの人々の関心を集めました。この理由は何でしょうか。それはほかならず、これらのことが在日僑胞社会の生活または実態の矛盾点の一つの集約された表現であるからです。では、何故このようなことが起こったのかといえ、一つには日本での（韓国人にとっての）困難な生活条件のためともいえるが、また一方では、自己の民族にたいする自負心を持ち得ないことに起因していると考えることができます。このことがきわめて大きな原因であると思います。¹⁷

ここで、金嬉老事件は、困難な生活条件と民族への自負心を持ち得ない状況という二つの原因が生み出した結果とされている。その意味で、事件は、それが「在日僑胞社会」における矛盾によって客観的に条件づけられているがゆえに、構造的要因の反映物（reflection of structural determinants）といえる。だから、金の主観的意図を超えている構造的原因が働いただけに、すべての責任を金個人に負わせることは不当である。社会に原因を求める議論は、こうして「日本国家の責任」への視点とつながる。その代表例は、金嬉老公判対策委員会および弁護団の議論であった。総 332 頁に達する「最終弁論」のうち、最初の 70 頁が「金嬉老事件の原因」の章にあてられ、そのなかで最も強調されるのも、事件における社会構造的条件の強い規定力であ

る¹⁸。また、事件についての本格的なノンフィクション著作である本田靖春の『私戦』も、金の幼年時代および出来事の時系列を再構成し、事件の本質を日本社会の差別に対する「弱者の告発」と捉えたうえで、そうした「真の原因」に向き合わなかったマスメディアの倫理的責任を問うものとなっている¹⁹。

2.1.3 原因としての金嬉老

他方、金嬉老個人に事件の原因を見出す議論も数多く存在してきた。その代表例は、公判における検察側の主張である。検事たちは、「暴力性」「激発的性格」「自己顕示欲」「反社会的性格」など、金の「救いようのない」性格に、事件の原因を求めていた²⁰。

被告人が在日朝鮮人として幼くして父を失い、恵まれない貧しい家庭環境に育ったことには同情を惜しまないし、それが非行の原因となり、被告人の人格形成の一つの素因をなしたことは否定できないけれども、(中略) 矯正の機会が与えられ、矯正の措置がとられているのに、これをすすんで受入れ更正することなく、出所後、間もなく、次々と悪質な犯罪を重ねてきたのは、被告人の在日朝鮮人としての生活環境がその要因でなく、被告人自身の長い生活過程において、培われた反社会的性格(悪性)に深く根ざすものと言わざるを得ない。²¹

ここで、金の行動は、社会条件や民族差別というよりは、そうした「悪い環境」の中で育った「反社会的性格(悪性)」に起因するとされている。だから、差別の告発は、真の動機ではなく、逃走中に考えついた弁明にすぎない²²。こうして、金の「悪性」(＝性格)は、「内面の真実」(＝意図)²³と結びつくかたちで事件の原因を構成すると同時に、事件の本質を規定する。

こうした傾向は、現在まで根強く続いている。近年出版されたあるノンフィクション著作は、「金嬉老の心の動きがその行動に出ている」という前提の下、殺人の前後から寸又峡での出来事までを時系列的に追っている²⁴。こうした「素朴な心理主義」からも、出来事を「内面→行動」の因果関係に還元する傾向がみられる。

ところが、環境の影響を全否定し、個人そのものを原因と措定する検事たちの主張や、金の内面を重視する視点は、行為(d^oing)を行為者(d^oer)に従属させることにより、結局のところ、^{トートロジー}図式的な心理還元主義もしくは、「犯罪者の行動は、犯罪である」という同語反復に転化しかねない²⁵。

2.2 原因論の問題性

2.2.1 事件の原因をめぐるジレンマ

金が朝鮮人であり、しかも自ら差別を告発したことをどう捉えるかは、事件解釈における最大の分岐点である。それは、すべての責任を金に負わせるか、あるいは国家や社会の責任性を認めるかをめぐって、大きな立場上の違いを生み出す。ただ、以上確認したように、「民族責任」を主張する側、否定する側のいずれも、原因論としての傾向を共有していた。

それでは、原因論はなぜ問題なのか。まずは、それが在日朝鮮人の主体性の問題に深く関わっている点に注目したい。公判闘争に関わった梶村秀樹は、座談会「在日朝鮮人を語る」の中で、ある「ジレンマ」について語る。

私たちは日本人の立場から、権さん[=金嬉老]に対する日本国家・社会の罪を問題にするという形で法廷闘争を支援してきたわけです。それは正当な主張だし、それ以外の道はなかったと思うんです。しかし、(中略)「おれがこうなるのは日本国家のせいだ」と、日本国家・社会に対してひじょうに強い批判はもつけれども、その分だけ自分自身への問いかけはおろそかになってしまうようなところがあったんです。(中略)かといって「権さん、あなたにも主体としてどう生きるかという問題があるんですよ」と言ってしまうと、今度は日本人側が、自分たちのしたことを棚にあげて「そうだ、そうだ」とかれを非難しはじめる。そんなジレンマが終始ありました。²⁶

ここには、マイノリティのアイデンティティをめぐる本質主義的理解の戦略的有用性と限界をめぐる困難さが吐露されている。すなわち、国家の責任や社会的環境を強調すればするほど、すべての朝鮮人が金と同じような行動に出るはずだという決定論的ニュアンスが強まる。ところが、金の主体性に言及した瞬間、「『自分で責任をとればいいんだ』という方向に問題がすりかえられる」²⁷。自由と責任を持ち合わせた近代的主体としての「承認」の門前に立たせられたマイノリティにとって、ここにみられる「自由意志→行動」と「社会的抑圧→行動」の因果論は、彼らを苦しめる「足枷」の論理となる。こう考えると、事件をめぐる二つの原因論は、必ず、行為者としての金や在日朝鮮人の主体性を損ねるか、社会的抑圧の規定力を損ねるかという大きい犠牲を払ってはじめて成り立つものであることが分かる。

2.2.2 「原因探し」の円環

以上言及した「ジレンマ」の根底には、個人と社会の両水準をつなぐ「原因探し」の閉ざされた円環がある。二通りの原因論において、行為は、「システムもしくは行為者における、深い『核心』の表出 (expression of some deep “essence”）」²⁸として描かれる。その二元論的思考 (dualistic thinking) では、ミクロの水準とマクロの水準に股がる一つの因果的軌跡が共有されている。

まず「個人＝原因」の議論は、金の性格や心理に焦点を合わせる。だが、その多くは、それに影響を与えたはずの環境要因をも部分的に参照していく。他方、弁護団など環境的要因を強調する側も、事件の歴史性や社会性を明らかにしていくなかで、抑圧および差別が金の人格形成にどれだけ大きな悪影響をもたらしたかを強調する。こうして、原因をめぐって真っ向から対立するはずの二種類の原因論は、「社会 (環境) → 個人 (本性・意図) → 行動 (事件)」という同一の論理を共有する。すなわち、両立場は、「事件＝核心の表出」という共通の了解を前提しているがゆえに、「核心の在処」をめぐって見解を異にしながらも、その「核心が表出されるロジック」にかんしては、同一の因果論的軌跡を辿ると考えたと思われる。なお、そこにみられる単純化した因果関係および本質化した他者理解は、社会的抑圧を批判しつつ主体性と責任を論じる余地、もしくは環境の規定力を勘案しつつ出来事の特異性を考える論理空間を狭めていく。その結果、前述のジレンマが再生産され、金嬉老事件は、日本の (ナショナルな排除を止揚していく) 戦後史の一部としても、在日朝鮮人の (主体的な) 歴史としても思考しにくくなる。「誰のせいなのか」という問いの呪縛、その閉ざされた因果の円環から抜け出さない限り、このジレンマを乗り越えて思考を押し進めることは難しい。

2.2.3 閉ざされた事件の未来

原因論をめぐるジレンマは、個人と社会の持続的変化および両者の動的な相互連関 (interaction) を無視した結果でもある。事件は、特定の「原因」が生み出した「結果」として語られることにより、発生時において固定される。差別構造における「矛盾の表れ」であれ、一人の殺人者による「劇場型犯罪」であれ、事件は、1968年2月の時点にすでに完成した「過去」となり、金や日本社会も、あたかも恒久的に変化せぬものとして提示される。原因論は、こうした固定化の上に成り立つ。

ところが、これから理論的視点と具体的分析の両方から明らかにしていくように、出来事の内実は、発生時の原因ではなく、その後の事態によって変容される。事件後の引用や想起によ

って、ある出来事に全く異なる位相が与えられることもある。そうした出来事の事後性を十分に顧慮しない限り、45年前の事件が現在のわれわれにとってどのような意味をもつのかを解明することは難しい。したがって本論文での考察は、原因論の範囲を大きく超えていかざるをえない。すなわち、出来事にまつわる偶発性や意図せぬ結果、事件の成り行きに影響を与えた諸要素、事件に触発されて生まれた新しい行動による一連の創造的効果、日本社会や金嬉老そのものの事後的变化など²⁹を踏まえてこそ、歴史のなかで変容を遂げてきたダイナミックな事件像に近づくことができる。

要するに、原因論の問題性は、事件を、特定の原因の産物と位置づけることによって、その後の状況が元の事件の意味に遡及的な影響を与えうる論理的可能性を否定することにある。生起しつづける社会性のダイナミズムが切り開く「事件の未来」が閉ざされるところに、本質主義の隘路が再現する。これが、「国家の抑圧・社会的差別→行動」あるいは「意図・本性→行動」といった二通りの原因論の図式を、同時に乗り越える新たな視点が必要となる最大の理由である。

3 研究の視点

3.1 本質から反響へ——出来事のエコーグラフィー

3.1.1 出来事と専有

以上から、事件を論じる難しさ、そして主流言説における原因論の限界が明らかになった。それでは、こうした困難を乗り越えて、多彩に変容しつづける動的な事件像を捉えるためには、どのような視点が必要なのか。

本研究が目指すのは、「エコーグラフィー (echography)」という概念である。これは、出来事の本質化・固定化・狭隘化を引き起こす原因論に捕らわれることなく、金嬉老事件を特徴づける多面的な要素、すなわち、暴力を伴った行為（テロ）、マスメディアを背景にした突然の出現、非市民の異議申し立て、後を絶たない引用、事後的な意味変化など、一見して断片的で雑然とした諸側面を、互いに緊密に関連するものとして思考するための鍵となる。

デリダによれば、出来事は、その起源のうちに本質を持たない³⁰。2001年にアメリカ合衆国で発生した同時多発テロ事件（通称「9・11」）についての議論で強調されるのも、特定の本質をもって固定化することのできない出来事の性質である³¹。出来事はつねに突発的に起き、あらゆる概念カテゴリーを揺るがし、またわれわれの理解を乗り越えていく³²。そのため、それを捉えようとする「先取り、知識、名指し等々の地平に基づく、理解＝包含、認識＝認知、同一化

＝同定化、記述、規定＝限定、解釈」³³の試みが引き起こされる。そうした出来事を引用し、媒介する言語化の諸実践を「専有」(appropriation)と呼ぶ。

専有とは、ある記号が、異なる文脈に置かれることによって、意味や記号の作動様式に変容が引き起こされることである³⁴。また、それは何よりも「自分のものにする」ことである。他人が引き起こした行動、他人の発した言葉は、専有により、異なる文脈において新たな意味を与えられる。それと同時に、外部から来た異質的なものを「自分のものにする活動」としての専有は、アイデンティティの再生産と変容、すなわち主体の自己形成 (self-formation) と深く関わる³⁵。しばしば、「我有化」「自己固有化」などの訳語が用いられるのはそのためである³⁶。

出来事に対する反響は、専有による意味の複数化と文脈依存化として現れる。そこでみられる記号の新たな意味を、本来の意味に差し戻すことは難しく、それがどのような文化・政治的効果をもたらすのかも、コンテキストに依存し、解釈者の多様性に開かれる。またそこには意図的・非意図的効果の双方が含まれる³⁷。ここで、出来事の意味は、過去における原因によって本質化されるのではなく、事後的に行われる専有によって開かれる。これが、本質から反響への視点の転換である。

「専有」にはいくつかの重要な特徴がある。第一に、専有は、単に事後的に起こるだけでなく、出来事が出現するための前提条件である。すなわち、専有は、出来事の(不)可能性の条件である。第二に、専有は単に先在するとされる「オリジナルな意味」に新たな意味を加えるのではない。起源とすべき本来の意味が先在しているのではなく、事後的な知的活動をつうじてはじめて意味が生まれ、また変化させられていく。第三に、専有の中で、テキストの同一性 (identity) は失われる。つまり、著者のテキストや行為が「同じ反響 (エコー) として帰還することはない」³⁸。

要するに、出来事は、その発生と同時に専有＝媒介の活動に開かれ、意味変容が起こりはじめる。出来事の本質がさまざまな形で解釈されていくのではない。出来事の「本質」とは、専有によってはじめて現れてきた意味を、遡及的な形で元の出来事に被せたものにすぎない。出来事の内実はむしろ、それを伝え、引用し、また解釈していく、多様な媒介行為からなる反響のほうにある³⁹。

3.1.2 因果論との決別

公判の弁論でも言及されたように、金嬉老事件を理解するうえで、金の言動が「一つの連鎖反応をよび起こしたことが、いわゆる『事件』の全体を構成」⁴⁰するという点は極めて重要であ

る。出来事の発生原因に還元できない専有の広がりや、単に補足的なものではなく、事件そのものを読みなおすため視座として据えることにより、因果論を超えた新たな理解の地平が与えられる。

ここで、エコーグラフィーの視点が、個人や社会などの原因から行為を説明するものではないことは明らかである。しかもそれは、単に「原因から結果へ」関心を切り替えるというものでもなく、事件をめぐる滑らかな因果関係から脱却し、偶発性と不連続性に満ちた媒介＝反響のほうから事件を捉え返す視点である。ここに、「悪い環境→悪い人性→悪い行為」といった循環が立つ余地はない。むしろ、そこで浮かび上がるのは、記号を用いて出来事の内実を構成していく豊かな専有の営みである。エコーグラフィーは、こうした専有の働きかけに主眼をおき、その生産的^{ジェネラティブ}で回収不可能な過程のほうから出来事を捉え返す視点である。

3.1.3 専有とメディア技術

エコーグラフィーの視点は、出来事の専有する具体的な活動を照射しつつ、そこに常に媒介の技術（メディア）が介在していることを強調する。このことは、「エコーグラフィー」という表現そのものからも明らかである。エコーグラフィーとは、もともと医療分野における超音波検査のことである。デリダが着目したのは、それが、臓器そのものではなく、超音波の反響を捉えることによって臓器の様子を視覚化する技術メディアである点だ⁴¹。それなら、出来事も、その無媒介的な現前としてではなく、反響によってはじめてその意味が現れる「媒介されたもの」として考えるべきである。つまり、出来事の反響（エコー）は、すでに、つねに、記録（グラフィー）のメディア技術の問題を内蔵している。媒介技術と関係を持たない「純粋な出来事」が語られる超越的位置など存在しない。意味が現れるすべての過程はあくまでも「内媒体的」であり、あらゆる伝達・引用・解釈の行為は、常に媒介技術の問題を伴う⁴²。

この視点に立つならば、メディアの問題は、副次的な問題ではなくなる。（一次的な）出来事と（二次的な）メディアによる媒介を分ける「事実／報道」の二項対立および、「真実／歪曲」「正解／曲解」をめぐる二元論を乗り越えて、メディアの介在によって出来事がどのように変わったのか、そこにはどのような技術が介入していたかなど、事件の構成と解釈に関わっていくメディアの具体的な働きかけを批判的にとりあげていく必要がある。

この点と関連し、優先的に検討されるべきは、金嬉老事件におけるメディア報道の問題であろう。エコーグラフィーの視点は、「劇場型犯罪」の被害者となったメディアの受動的イメージや、「民族問題」としての本質を歪曲したメディアの主体的イメージの両方が前提している「出

来事と報道の二分法」を超えて、メディアの問題を、より事件内的な構成的要素として捉えなおすことを求める。それは、1960年代後半当時、社会のリアリティと関わる遠隔メディアの位相と技術的革新が、金嬉老のような「他者」の突発的出現という出来事にどのように関わったのかを問うことによって可能になる。

3.2 他者の到来——出来事、暴力、特異性

3.2.1 他者の到来としての金嬉老事件

エコグラフィの視点において、金嬉老事件という出来事は、固定した「本質」を持たない。その代わり、事件は、メディア技術の介在によってはじめて構成され、多様な解釈のなかでその意味が現れる。ただ、金嬉老事件が特筆に値するのは、それが他者性、暴力、シティズンシップ市民権・市民性の諸問題と深くかかわる「他者の到来」であるからである。

第一に、出来事は、いかなる原因論的予測と合理的計算を超えて訪れる「他者の到来」である⁴³。「到来 (venir)」とは、絶対的他者性の出現である。それは、「単独者」(le singulier)としての他者、他者としての他者、まったく他者 (tout autre) が「やってくる」という出来事なのだ⁴⁴。よって、われわれは、出来事が「到来するのか否か」あるいは「到来するものが何であるのか」について完全な知識を持ってない⁴⁵。ベルリンの壁の崩壊や子どもの出生と同様、ある出来事が発生しうる社会構造的条件が整っていることが知られていたとしても、その勃発の具体性は、いかなる予測をも超えていく⁴⁶。

第二に、出来事は、暴力および市民性の問題と切り離せない連関を持つ⁴⁷。「純粹非暴力」という幻想を捨て、他者の問題をつねに「暴力のエコノミー」の中で考えるデリダにとって、出来事は、そもそも暴力的である。出来事は、「受け入れる側の社会身体の自己同一化にとって脅威」として到来する⁴⁸。シティズンシップ市民権・市民性、すなわち「国民が集団的身体としてある特権的な領地に根を下ろし、その場所に登録〔書き込み〕されること」は、他者の出現によって侵犯される。この「侵犯」における暴力性が全面化したのが「テロ」である。法的秩序における暴力によって排除された他者は、しばしば「テロ」の形で不意の暴力として現れ、それに対する安易な解釈に抵抗する。テロは、単に合法性に違反するのではなく、合法性そのものを超過するがゆえに、犯罪のカテゴリーを超えた哲学的省察を求める。またこの省察は、他者の到来＝出来事が「市民性の身体に対する侵犯」である限りにおいて、政治共同体のアイデンティティに与えるトラウマ外傷に対する考察を伴う。

第三に、市民権・市民性に対する暴力的侵犯としての出来事が到来するときに重要となるのが、メディア・テクノロジーである。「国境はもはや国境でならず、映像たちは税関を通過する」今日のメディア環境において、「政治的なものと土地的なものの結びつき」としての地政学は、「解体」の岐路に立たされている⁴⁹。他者の到来は、そうした「場所を移動させる〔置き換える〕」技術の「加速化」によって、予測を超える影響力を伴いながら波及する。

第四に、こうして他者の到来は、メディアによって媒介されることを前提とし、あらゆる（事前的）予想と（事後的）理解の地平を裏切って突如としてやってくる。また、それに対するわれわれの不理解という状況は、いつまでも完全に解消されない。出来事の他者性は、その特異性（*singularité ; singularity*）のゆえ、いかなる専有の試みによってもけっして抹消されない未知の領域を残すからである⁵⁰。「個」の「個」としての代替不可能な固有性（*irreplaceable uniqueness*）のすべてが言語化されることはない。だからこそ、さらなる専有が引き起こされると同時に、出来事のもつ「全意味の現れ＝完全な専有」は、永遠に遅延される。

これらの点に、金嬉老事件の多くの謎が重なる。すなわち、金嬉老は突然現れ、一躍「時の人」とし注目を浴びた。当時の在日朝鮮人の状況、すなわち、日本生まれの世代の社会進出や、法的権利からの排除、偏見意識の温存などの諸条件からすれば、民族問題の噴出はある程度推測できるものであった。そして、そうした事後的説明はいくらでも可能である。しかしながら、事件は、そのような因果的予測や政治的合理性に還元しきれない固有性をまもって生じ、多くの人びとを驚かせながら、予想を遥かに超えて波及した。金嬉老も、単に「在日朝鮮人二世」というカテゴリーによっても把握しきれない個性を持ち、「民族問題の訴え」という説明にも完全に還元できないような複雑な出来事の主人公となった。殺人、発砲、発火を伴ったという暴力的振る舞いは、事件の本質に対する解釈を難しくし、だからこそ多岐にわたる反響が呼び起こした。「犯罪」という司法的判断があつたにもかかわらず、事件は、不可解な「特異性」の魅力を保ちつつ、現在にまで引用されつづける。ここに、金嬉老事件の出現と媒介における特異性＝他者性の問題が、一つの課題として浮かび上がる。

3.2.2 課題としての出来事の到来

留意すべきは、こうして金嬉老事件を「他者の到来」として捉えることが、単にデリダ思想におけるいくつかの傾向に沿って事件を解釈するものではない点である。すなわち、エコグラフイーという視点を導入するのは、出来事の存在論的位相に対して認識論的問題を優先させることでもなければ、「完全な専有は不可能である」⁵¹という一般論を繰り返すことでもない。

金嬉老事件は、出来事に対する脱構築主義の命題を確証させるための事例でもなければ、「他者の歓待」という抽象論を展開するための素材でもない。

存在論的にいえば、金嬉老は、実在したし、金嬉老事件もそうである。ただ、エコーグラフィーの視点において、その現前性の権威は失われる。われわれは、金嬉老から、事件の意味作用における「主体」の権威を奪い、^{オーソリテティ インテンション} 著者の権威と意図を超えていく出来事の社会的流通における多意味的な発展＝^{ポリセミックデベロップメント} 現像⁵²に向き合う。事件は、いかなる早急な結論によっても簡単に解明されず、その長い軌跡における具体性と偶発性を追うことによつてのみ、その姿を現わすはずである。そのとき再審されるのは、分析者の態度であろう。

到来は、不意打ちしながら事後的に分析に抵抗する。たとえば子どもは絶対的到来者の基本の姿である。子どもの誕生に際して、因果関係であるとか、系譜的、遺伝的、象徴的な前提を分析したり、結婚のすべての準備を望むことができる。この分析を余すところなく成し遂げたと思ったとしても、^{アレア} 偶然を還元し尽くすことはけつしてできない。偶然とは、生じる [=場をもつ] ことのこの場のことである、そこには誰か話しかける者、かけがえのない誰か、絶対的先導、世界の他なる起源があることになるだろう。たとえこの他なる起源が分析によって解消されなければならない、灰に帰さなければならないとしても、絶対の燃えがらがそこにある。フランスの歴史、その文化の歴史と宗教の歴史、言語の歴史は移民によつてつくられていて、それはまず子どもたちの歴史だった。哲学者の務めは、分析できるだけ遠くまで進めて、到来者に触れるところまで出来事を可知的なものとするのを目指すことである。哲学者の務めとはつまり、誰もが、たとえば市民がもつ務めのことである⁵³。

「移民の子ども」をめぐって^{シティズンシップ} 市民性の問題が提起されること自体は、ある程度予測可能な事柄である。しかし、その「到来の仕方」における偶然性や具体性は、事前的予測や事後的分析に抵抗する。またそれは、「完全な理解＝完全な専有」を許さないという点において、到来する特異性に対するわれわれの姿勢を問う。すなわち、出来事は、単に解釈されるテキストではない。それは、完全な理解を許さない特異性であるがゆえに、いつまでも不断な応答と分析を呼び求める。われわれは、不完全であれ、それを「到来者に触れるところまで」「可知的なもの」としなければならない義務を負わせられる⁵⁴。この意味において、「完全な専有の不可能性」は、たんなる理解不能の宣言ではなく、一つの倫理的要請となる⁵⁵。エコーグラフィーの思考は、あ

らゆる価値判断を否定する「ニヒリズム」ではなく、むしろ他者性への肯定的な応答⁵⁶として、「結論」がいつまでも先送りされる出来事の「厄介さ」に付き合うことを求める。こう考えた時、複合性や犯罪性など、金嬉老事件を論じることの難しさは、単に明快な理解の可能性を阻害する障害物などではなく、他者によってわれわれに投げかけられた一つの課題として、戦後日本における「他者の到来」への慎重な分析と倫理的な省察の機会を提供する「可能性の条件」となる。

4 課題と構成

4.1 問いと方法

4.1.1 二つの問い——金嬉老事件の反響と特異性

以上「エコグラフィー」の概念を中心に明らかにしたように、本研究は、脱構築の視点が切り開く他者（＝非市民なるもの）の出現をめぐる新たな解釈の可能性に着目し、金嬉老事件におけるメディア、暴力、シティズンシップの諸側面を、互いに有機的に関連されるものとして捉えるものである。

そのときに、(1)「メディア」は、金嬉老＝他者の出現を媒介するコミュニケーションの諸契機を捉える概念として、(2)「暴力」は、他者の政治共同体への侵入（＝法の侵犯や「テロ」）と、他者に対する政治共同体の排除と抑圧との連続性を捉える概念として、そして(3)「シティズンシップ」は、そうした他者の到来が、社会構成員をめぐる範囲（extent）・内容（contents）・深度（depth）⁵⁷、すなわち、市民の資格（包摂／排除の規範）・市民権（権利と責任）・市民性（アイデンティティとコミットメント）の再生産および変容と関わっていく様子を捉えるための概念として、それぞれエコグラフィー（研究の視点）と金嬉老事件（研究対象）を貫くキーワードとなる。

全体の分析の軸となる課題として、二つの問いを提出する。

第一に、金嬉老事件が呼び起こした「反響」は何であり、そうした専有の軌跡から浮かび上がる事件像は、どのような意味を持つのか（問 1）。この問いに答えるためには、まず事件を、その発生原因ではなく、「媒介＝専有」の行為とその波及の広がりから捉える必要がある。寸又峽での出来事は、その伝達のされ方、影響の波及、解釈をめぐる対立と交渉をつうじて、その意味が構成されてきた。その過程に関わるさまざまなコミュニケーションの総体が、事件の外縁を広げ、その内包を変容させてきたのである。

ここには、二つ水準が含まれる。まず、「媒介＝マスメディア」の水準、すなわち報道の契機がある。そこでは、記者たちの働きかけ（アクターとしてのメディア）及び、それを条件づけていたマスメディアの構造（布置としてのメディア）の両方が問われなければならない。次に、「媒介＝人々の働きかけ」の水準がある。事件は、多くの人々に衝撃を覚え、さまざまな反応を生み出した。したがって、国境を超えて広がり、また現在にまで続いているその専有の様子が明らかにならなければならない。

第二に、金嬉老事件がこの 40 数年の間、そこまで多くの人々の関心を掻きたてきた背景は何か（問 2）。この問いは、いかなる解釈にも完全に回収されず、人々の欲望を喚起しつつ、新たな活動を駆り立ててきた本事件の「特異性」に目を向かわせる。

多様多種の文脈の中で引用されつづける反響の様子から浮かび上がるのは、けっして一意的に（univocally）描ききれない事件像であろう。事件は、常に過剰な解釈を触発しつつ、自らの意味を流動化し続けてきた。だとすれば、具体的にどのような背景において、そうした解釈が現れたのか、金のイメージにおける「魅力」やその消費を条件づける文脈とは何なのかが問われなければならない。

上記の二つの問いをつうじて最終的に考えなければならないのは、本研究における「金嬉老事件」の歴史的意味であろう。ただ、その根底にあるのは、専有の不可避性と完全な専有の不可能性という互いに拮抗しあう二つの条件が作り出す緊張である。われわれは、最終的な意味付けが不可能であることを知りながら、それにもかかわらず、事件の歴史的な意義を問い、暫定的な結論を見出すことになる。

4.1.2 方法について——歴史社会学と脱構築

以上の二つの問いは、そのいずれも、金の逮捕によって終結したはずの「寸又峽での出来事」ではなく、今日まで続いてきている「金嬉老事件」の流通と媒介のほうに主眼を置いている。したがって、本研究は、過去に実在した出来事を検証の対象とするのではなく、事件が置かれてきた社会的平面に視野を広げることにより、新たな歴史社会的解釈を試みる。

その方法として、本研究は、歴史社会学と脱構築の手法を用いる。歴史社会学は、歴史的な出来事（historical event）を対象とし、その社会史の意味を明らかにする。その時、出来事は、主に社会構造の変形に関わる人間の行為として定義され、その出来事がなぜ特定の時間と場所において変形力を発揮したのか、それは前後の出来事とどのように結ばれるのかを解明することが課題とされる⁵⁸。

本研究は、そうした研究伝統を顧慮しつつ、「テキストとしての事件 (event as text)」に対する脱構築的アプローチを試みる。すなわち、歴史的な前後関係を明らかにしつつも、媒介における偶発性や解釈における主体性が新たな出来事として次々と生起することに注目する。そのことにより、出来事の社会史的意味を問いながらも、単純な因果論的説明やいかなる解釈の確証性に抵抗し、考察を深めていくことができる。

本研究は、金嬉老事件に対するこれまでの意味付けの軌跡を振り返り、出来事そのものを相対化・脱本質化しながら、そうした事後的な意味付けの構造を踏まえたうえで、多彩な解釈の中で出来事を捉え返す。「過去」との因果関連と固く結ばれている金嬉老事件を、常に「歴史の現在」を生きるテキストとして、文化社会的アリーナの只中に召喚する。絶え間なく変異しつづける意味 (meaning as constantly shifting) として、金嬉老事件がもつ「現在」にフォーカスを合わせ、われわれとの関わりを考えていく。

こうした歴史社会学と脱構築の接合において、参考となるのは、Frederic Jameson が「メタコメンタリー」と呼ぶテキストの読解方法である。

私たちは、モノ—それ—自体 (thing-in-itself) の新鮮さを保ったままのテキストにじかに触れることはありえない。テキストは、いつも—すでに—読まれたもの (always-already-read) として、私たちの前に送りどけられる。それ以前になされた解釈が埋もれている沈殿物のぶ厚い層をとおして、あるいは——もし、そのテキストが新品ならば——それ以前の解釈の伝統のなかで育まれた読みの習慣やカテゴリーをとおして、私たちはテキストを把握するしかない。さて、そうすると、この前提から、どのような方法をとるべきかも、おのずと明らかになる。(私は他のところで、その方法を「メタコメンタリー」と呼んだ)。この方法にのっとりなら、私たちの研究対象はテキストそのものではなく、解釈のほうである。テキストと対決し、そのテキストを我がものにしよう (appropriate) とするときに行われる解釈、それが私たちの研究対象になる。⁵⁹

「メタコメンタリー」とは、テキストをめぐる専有＝解釈を、社会・歴史的コンテキストに布置しなおし、そこから共同体の意識の向こうへと後景化された政治的次元を摘出して考察する方法である。特定のテキストの解釈には、歴史の厚み (depth) が関与する。あらゆるテキストは、「すでに読まれたもの」として、以前になされた解釈の「前史」をもち、新たなテキストでさえ、「解釈の伝統のなかで育まれた読みの習慣やカテゴリー」を映し出している。また、テ

キストが解釈される時には、無意識の領域に押込められる部分がある。これは、「歴史的奥深さ」が、テキストを生産する意識の「心的深み」と不可分の関係にあることを前提とする。メタコメントの方法は、テキストにおいて表現が禁止された自己検閲の論理⁶⁰を踏まえ、テキストを専有する人びとの歴史的状況 (historical situation) を明らかにすると同時に、歴史性 (historicity) そのものへの注意を喚起する⁶¹。

あらゆる解釈活動=注釈に対する「後からの」注釈としてのメタコメントは、歴史社会学によって明らかになったはずの出来事の社会的諸文脈を、実証可能な因果関係を乗り越えた水準において批評し、出来事に対する認識の状況から「歴史」を問うことを可能にする。そして、自らの知的実践のイデオロギー的性格を隠蔽する代わりに、テキストに潜んでいる歴史性から、ユートピア的契機の在り処を見出して積極的に考察する。

本研究でも、金嬉老事件をめぐる多様な専有の様子を確認し、それらの風景における日韓の歴史的・心的な「奥深さ (depth)」に立ち返って、記号としての「金嬉老事件」の歴史性を考えなければならない。「金嬉老事件」という記号は、それが投げ込まれた場によって違った意味を作り出してきた⁶²。ただ、事件のもつ複数の相貌が単なる「多数性」として流動しているだけではないなら、個々の意味解釈に通底する歴史性をどのようにして受け止めればいいのかという問題が最後に浮上してくるであろう。

本研究は、特定の命題を実証するためのものではない。問 1 が、意味の事後性⁶³にまつわる文化のダイナミズムと歴史性を照射しているなら、問 2 は、意味の多声性と未完結性に向けられている。われわれは、(問 2 において) 出来事に与えられたすべての意味付けを——それに対する自らの解釈をも含め——相対化しながらも、(問 1 において) 歴史的な文脈の中で、「過去」としての金嬉老事件の「現在」と「未来」を考え、「帝国」以来の日本と韓国を生きるわれわれにとっての同事件の意味について、一つの結論を提示することになる。

4.2 対象と構成

4.2.1 分析の対象

反響から捉える出来事という本研究の視点により、分析対象も再定義される。本研究の研究対象とは、「金嬉老事件」という出来事に対する反響=専有である。ただ、その時の「金嬉老事件」とは、もはや 1968 年の日本社会に限定されず、反響における時間的遅延ディレイに沿って、下記のように広がる。

- (1) 寸又峽における事件の発生から金の逮捕まで (1968 年 2 月)

- (2) 金嬉老公判対策委員会の活動および韓国における釈放運動（1968年3月～1999年）
- (3) 金嬉老の韓国への強制送還およびその後の事態の展開（1999年～2003年頃）
- (4) 事件の意味をめぐる最近の多様な文化実践（2003年頃～現在）

そして、以下のような越境的な空間的広がりの中、多水準における同時的な反響関係を視野に入れる。

- (1) 在日朝鮮人コミュニティやローカルな市民運動のネットワーク
- (2) 全国的メディア・ネットワークで結ばれた戦後社会の状況
- (3) 植民地主義の遺産とナショナリズムの交差する中で事件を受け止めた韓国社会
- (4) こうした展開を条件づけた当時の国際的潮流

4.2.2 各章の構成

こうした研究対象を、以下の構成によって分析していく。

第1章では、金嬉老事件の事実関係および歴史的背景を、クロノロジーと前史として提示する。そこでは、金の成長背景と事件の経緯を整理したうえで、1960年代後半の重層的なコンテキストを、メディア・暴力・シティズンシップの観点から概観する。

第2章では、事件におけるマスメディアの複合的な位相を検討する。これまでの議論において、マスメディアは、犯罪に悪用されてしまったという「劇場型犯罪」の「客体」と語られるか、逆に、積極的に事実をねつ造した「歪曲の主体」として批判されてきた。ところが、メディアは、単に出来事を伝える二次的な報道活動ではなく、事件そのものの発生を条件づけ、またその展開に深く関与していた内的要素であった。

まず(1) 漸増するテレビの「社会問題化する力」が事件発生の前提となり、(2) 現場に置かれていたテレビに固有な文化的ロジックをめぐって、金、警察、記者たちが、協力／共謀／牽制／対立の複雑な関係を形成するなかで「事件」そのものが形作られた。なお、(3) 事件の波及力と関連し、当時のテレビの劇的な普及やナショナルな報道ネットワークの整備、視聴率競争の激化など、報道環境をめぐる歴史的変化及び「ワイドショー」という新しい番組フォーマットの特徴が重要な意味を持つ。こうしたテレビを中心とするメディアの構造的な規定力と多彩な働きの中、全国の「お茶の間」が「訴えの場」、金と警察との「交渉の舞台」となっていく様子を検討する。

第3章では、事件の全国的な報道が呼び起こした多様な反応の文化風景をとりあげる。反響は、手紙、電話、訪問など、事件直後における即時的反応として始まり、次第に新聞、文壇誌、

運動グループの機関誌などにおいて、大量の言説として広がった。また、事件は、在日朝鮮人コミュニティや韓国にも大きな「衝撃」を与え、数々の反応と解釈を生み出した。そのなかで興味深いのは、全く予測できなかった議論の展開である。とくに、日本においては、「劇場形犯罪」という意味付けがなされる以前における多彩な反響をとりあげながら、事件が「クーデター」や「テロ」として、共同体の被害者意識を呼び起こしていたことを確認する。

第4章および第5章では、さまざまな反響が広がるなかで「事件」の社会的意味づけがなされるように主眼を置く。まず第4章では「事件＝恐怖」という一般化した意味付けを検討の対象とする。金の行動は、事件当時から現在まで「恐怖」として語られることが多いが、その「恐怖」は、事件の直接的＝無媒介的（immediate）な効果ではない。そこで、「ライフル魔」の報道言説における「恐怖」の構築と共に、金がロマンチックな魅力に満ちた「他者」として消費された側面を検討する。

つづいて第5章では、知識人たちの言論活動に焦点を当て、事件が「受け手」の積極的介入によって公共的な議題として提示され、また市民運動を刺激していく様子を捉える。金嬉老公判対策委員会は、8年間の活動をとおして、金の決起を戦後日本に対する省察と文化変革運動の題材とした。そこでは、差別者として告発された日本人として、しかも無罪判決の可能性のない公判に関わる理由を見出すための格闘が展開され、けっして「金のメッセージ」に回収されない思想的専有の自律性が見られた。一回限りの「叫び」として終わったかもしれない、金の「民族問題」という言葉に、明瞭な思想的意味と社会的文脈を与えようとした集団的活動は、1960年代末における在日朝鮮人問題の浮上を考えるための重要な意味を持つ。

第6章および第7章では、事件が時間的・空間的な境界を超えて波及していく過程を検討する。まず第6章で焦点となるのは、金嬉老事件が、韓国社会独自の文脈において豊かな反響を生み出していく様子である。日韓の新聞報道における著しい相互参照の現象、両国の市民社会における連携、そして韓国における反響が再び事件の本源地である日本に「還流」し、事件の位相が変わった側面を検討する。また、1999年の金の「帰国」によって、強力な文化政治的磁場の中で再び大きく流動する事件の意味を追っていく。

第7章では、事件が2000年代にまで多様なコンテクストのなかで位置づけなおされていくところの強力な文化的専有（cultural appropriation）のダイナミズムをとりあげる。事件は、サブカルチャーにおいて抽象的な反権力闘争のアイコンとして消費され、韓国ではナショナリストイックな色合いが加えられたうえで現実政治を批判するパロディーの材料ともなった。また、事件は、「昭和の大事件」として商業的に専有されることでノスタルジックな「思い出」として

消費され、在日朝鮮人や外国人の処遇をめぐる日本社会の閉鎖性を批判／擁護する議論のなかで活発に引用されつづける形で、日本の「共同性」や日韓関係の再生産／変容に深く関わる。「嫌韓」「テロリスト金嬉老を英雄視する韓国」に象徴される排外主義的専有の台頭をたどっていくなかで、今日の「金嬉老」が、彼の死亡後においても引き続き日韓の「歴史」と関わるという現象について検討する。

終章では、以上分析してきた金嬉老事件に対する反響が、現在においてどのような意義を持つのかを考える。その時に、「反響」と「特異性」という二つの問いに立ち返り、事件の歴史性を吟味することと、出来事の特異性を見極めることとの間における緊張と再び対面する。そして、事件の解釈から、日本と韓国の両社会における政治的無意識および外傷^{トラウマ}の事後的な出現が見られたことに改めて注目し、事件が、われわれの選択的な注目（selective attention）に値する理由を明らかにする。最終的に、「劇場形犯罪」という意味付けを乗り越えて、事件がわれわれに問い続けている問題が何なのかを確認し、本研究における「金嬉老事件」の意味をまとめる。

第1章 「金嬉老事件」のクロノロジー

1 事件のクロノロジーと三つの前史

本章では、金嬉老事件をめぐるクロノロジーを概観する。クロノロジーとは、出来事を時間順に並べた年代記のことである。

まず注意を払いたいのは、クロノロジーと本研究の視点との関係である。ここで問題になるのは、クロノロジーの前提する直線的時間性が、序章で指摘した原因論と強い親和性をもっている点である。それはなぜか。

第一に、クロノロジーは、過去の出来事を事後的に秩序付けた結果として現れる。その秩序付けとは、現在の視点からみて「実際に起きた」と認められる事柄だけを、単一の時間軸において滑らかな連続として系列化することである。その系列化は、社会的現実が内包する仮定法の位相、すなわち「起きたかもしれない」という契機を抹消することによって成立する。一切の偶然性が排除された「事実」としての個々の事件は、連続的な時間の流れの中で、必然的な出来事として整頓される。

第二に、クロノロジーのなかに組み込まれた一つの出来事は、前後する出来事と結ばれることにより、その都度異なる意味として因果論的連関のなかで位置づけられる。金嬉老事件の場合も、それがどのような年表の中に配置されるかによって、事件の印象は大きく変わる。たとえば、在日朝鮮人の社会的条件を表す出来事とともに並べられた金嬉老事件と、1960年代後半の「叛逆」の記録の中に挙げられた金嬉老事件は、異なる因果論的磁場の中でその意味を現すはずである。

ところで、こうした一元的な時間性、因果論的な系列化は、本研究の視点と相反するものである。「エコグラフィ」の視点は、クロノロジーに見られる日々刻々と流れていく連続的な時間（クロノス）と緊張関係にある。金嬉老事件のエコグラフィは、年代記の「時間の秩序」に従わず、むしろ思いよらぬ時に突然戻ってくるアナクロティックな記憶の問題であり、時間の連続性を「切断する」形で現れるカイロスとしての出来事の問題である⁶⁴。事件は、「あの戦争」や「朝鮮人」の忘却に対する一つの叛逆として不時に現れてくる。また、その度に問われるのは、未来の視点からの秩序付けによって消されてしまった「起きたかもしれない」という仮定法の位相である。リアリティの直接法にもとづいて成立するクロノロジーが、出来事の間における必然的なつながりを作り出すのに対し、エコグラフィは、ある出来事が予想

を乗り越えて波及し、時間の流れを混乱させ、新たな反響を作り出すところの偶発的で生成的な様子に光を当てる。

したがって、以下で、金の生涯および事件の年代記を確認しておくことは、二重の意味をもつ。クロノロジーにおける事件像は、(1) 事実関係を知るうえで、われわれの議論の出発点をなすと同時に、(2) 次章からの分析をつうじて批判的に乗り越えなければならない対象となる。

なお、本章では、金嬉老を中心とした出来事の理解および単一のクロノロジーの規定性を相対化するために、三つの「前史」を重ねることで、事件の歴史的な文脈を複数化する。(1) 金嬉老とは異なる位相を持つ、集団としての在日朝鮮人、(2) 1960年代末の世界と日本における「変革」と「叛逆」の動き、(3) その背景となったメディア環境の変貌がそれである。こうした、メディア、暴力、市民権・市民性^{シティズンシップ}という三つの側面からなる、事件発生期における文化的土台と関連し、最も注意すべきは、これらの「前史」のいずれかに事件の直接的原因を求めてはならないという点である。分析に先だって三つの前史を概観する狙いは、金嬉老事件の背景に、単純な因果関係に回収されない重層的なコンテクストがあるということを喚起しつつ、なおかつ、それらが事件の反響に影響を与えていく様子に対するさらなる探求を準備することである。

2 金嬉老の成長背景と事件の経緯

2.1 金嬉老の生い立ち

金嬉老は、1928年11月20日⁶⁵、静岡県清水市（現・静岡市清水区）に生まれた。父の権命述^{グォン・ミョンスル}は、朝鮮半島の釜山から渡日した在日朝鮮人の1世であり、21歳の時に同じく釜山から来た母の朴得淑^{パク・ドクスク}（当時17歳）に出会った。父は、丹波トンネル工事における人夫頭を経て、金の出生時には材木積みおろし工事現場の人夫頭を勤めるなど、土方、沖仲仕と呼ばれる仕事に従事していたが⁶⁶、金が3歳になる1931年、荷役作業中に事故死する⁶⁷。その後、金の母親は、金と3人の兄弟を連れて、一時実父の家に身を寄せるが、しばらくして子供達と家を出て、廃品回収の仕事をしてながら子供を育てる⁶⁸。

1933年、金の母親は、金鐘錫^{キム・ゾンソク}（通名は清水藤太郎）と再婚する。ところが、義父が、生活力がないうえに家族に暴力をふるうなか、彼女は、森町市で豚足を売り、家計を支える⁶⁹。金は、義父との不和により、叔父（実父の弟）の家に一時期預けられるが、母親のもとに逃げ帰る。

金は、清水尋常小学校に入学したものの、3年生のとき、同級生に、梅干しだけで穴だらけ

の弁当箱をひっくり返されケンカとなり、担任の教師に暴力を受けて以来、通学を止める⁷⁰。12歳頃以来、東京の八百屋など、数回にわたって奉公に出るが、長く続かず実家に帰り、豚の飼育を手伝う。13、14歳の時に家出をし、一時には下関で船乗りとなるが、その後、名古屋で、持っていた時計を盗品とみなされ、少年院に入れられる。少年院を脱走した金は、当時母親がいた九州の熊本へ行き、再び静岡へ戻ったところで脱走の件で逮捕され、東京の少年院へ送られる。そして17歳の時に、少年院で終戦を迎える⁷¹。

終戦の年に少年院から解放された金は、母親のいる静岡県掛川市で、闇米の商売をするが、それと関連する2件の詐欺罪などで逮捕され、2年の懲役、4年の執行猶予となる。また翌年には、窃盗・詐欺などで1年6ヶ月の実刑を宣告される⁷²。1949年10月、釈放された時に、以前付き合っていた「沢子」という女性が、警察官と結婚していることを知り、失意の自殺を図る。その後、詐欺、横領、強盗、銃刀法違反などで、反復的な収監生活が続く。

ここで、金の名前と戸籍について簡単に触れておく。金は、物心ついたころには、実父の通名をとって「近藤安広」と呼ばれていたが、小学校に上がるころには「権禧老」（通称「ゴンキ」）ないし「ゴンキロ」、母が再婚してからは、義父の通名の名字をとって「清水安広」、終戦の年に義父が名前を変えるにしたがって「金岡安広」、さらに「金禧老」、「キムヒロ」と、その時々で、合計7つの名前で呼ばれた⁷³。なお、弁護団の調査によると、金禧老の本籍は「フサン釜山市ヨンド影島区」にあり、戸主は「権禧老」となっていた。これは、検事側が外国人登録原票に依拠して起訴状で提示した戸籍・名前と異なるものであり、「権禧老」という表記は、当時まで金も知らなかったものであった⁷⁴。

2.2 寸又峡に至るまで

金は、寸又峡での事件までに、前科7犯として、合計15年以上を服役した。最も長いのは、1952年4月の強盗事件で懲役8年の判決を受けたことである⁷⁵。1959年2月（31歳）、千葉刑務所を出た後、金は、キム・マルスン金末順（通名は金本順子）と結婚するが、数ヶ月も続かず、妻が家を出る。金は、8月に浜松で、加藤和子という女性と知り合うが、再び恐喝罪で収監される。1965年、服役中に自動車整備士の国家資格を取得して仮釈放された金は、2番目の妻、加藤和子と掛川市で居酒屋を営みながら暮らす。ところが、金の不倫などの理由で、1967年4月、妻と別れる。失意した金は、青酸カリを所持し、鳥取、島根、熊本などを放浪した末、清水に帰る。同年6月、精神病を患っていた義父の金鐘錫が、12歳の孫（金の妹の長男）を殺害し、自殺する。

1967年7月、相生町の劇場横において暴力団同士の喧嘩があったが、通り合わせていた金は、

刑事の小泉勇の「てめえら朝鮮人が日本に来てろくでもないことをする」⁷⁶という発言を耳にし、怒りを覚える。金の証言によると、金はその後、警察署に電話をかけ、その発言について小泉刑事に抗議したが、さらなる侮辱を受けた。一方、小泉刑事は、「多少、言葉のやりとりがあった」「電話に出ていません」などと供述し、それを否定している⁷⁷。

他方、この頃、金は手形を担保にし、知人から18万円を借金する。この借金は、中古車で弁償したが、手形は金の元に戻らず、暴力団稲川一家の幹部、曾我幸夫の手に渡される。それ以後、金は、曾我から脅され続ける⁷⁸。38万円の執拗な取り立ての末、金は曾我一派に「返済」を約束し、清水市旭町にあるクラブ「みんくす」で落ち合うことにする。

1968年2月20日の20時頃、金（39歳）は、クラブ「みんくす」で、曾我幸夫（34歳）とその部下の大森靖司（19歳）をライフル銃で射ち、死亡させる。金は、スコープ付ライフル銃、実弾457発、ダイナマイト73本を車に載せたまま⁷⁹、知り合いの趙澣衍チョ・ホヨンの家に寄って、20時30分過ぎに4つの検問支点を通過して逃走する。ただ、井川村へ行こうとしたものの、道を間違えて寸又峡に入ることになった。一方、「みんくす」での事件は、21時の「NHK静岡ニュース」を第一報とし、次第に広く報道されていく。

23時30分頃、金は、寸又峡の大井川の上流、南アルプス南端の寸又峡温泉地にある「ふじみや旅館」（榛原郡本川根町、現・川根本町）に入る。旅館には、旅館経営者の家族5人と宿泊客8人の計13名がいた⁸⁰。

報道記事や金の陳述と手記を総合すると、金は、宿泊客に対して、自分が朝鮮人であり、「警察から許せない屈辱」を受けたために警察を相手に「決着」をつけるつもりである。その「決着がいたら、自殺する」と述べた⁸¹。そして、宿泊客とともに、窓側に畳で「バリケード」を作った。

2.3 籠城と逮捕

2.3.1 籠城1日目（2月21日）

日付を改めて2月21日の0時10分頃、金は、清水警察署に電話を入れ、現在地を告げ、前から知っていた巡査（大橋朝太郎）を派遣するよう申し入れる。一方、県警察は、第一陣を派遣し、旅館周辺の住民に対して退去非難の指示を出す。7時頃に、清水署の大橋巡査が旅館に入って金と面談する。金は、自分が殺害した曾我が何者であるかを公表し、小泉刑事が朝鮮人に対する侮辱発言を謝罪する、という二つの要求を出す。

9時、金は、放送局からの電話に応じ、ワイドショーの『木島則夫モーニングショー』（NET

系)に、6分間電話で生出演する。

10時10分頃、NHKの記者、静岡新聞の記者を伴って再度旅館に入った大橋巡査に、金は、条件としてあげた二つの内容を「テレビで全国に放送すること」を、三番目の要求として提示する。2人の記者の取材内容が、NHK、SBS（静岡放送）、TBSによって報道されると、各地から記者たちが駆けつけ、「取材合戦」⁸²が本格化する。

11時40分頃、金は、ライフル銃10発を窓から発射し、一時間後、窓からダイナマイトを投げて爆発させる。15時30分頃には、旅館から100メートル離れた「中島屋ホテル」まで出かけ、中庭の小屋に放火する。

その頃テレビでは、清水警察署の署長による呼びかけの放送が始まり、9回に渡って続く⁸³。しかし、その内容が不十分であるとした金は、電話で、テレビでの呼びかけや報道に対する不満を表明し、18時すぎには、ライフルを発射し⁸⁴、ダイナマイトを投げる。23時52分、NHKで小泉刑事による謝罪の映像が放送される。

2.3.2 籠城2日目（2月22日）

6時過ぎから、現場の最高責任者である高松静岡県警本部長によるテレビでの自首の呼びかけが始まる⁸⁵（【写真1-1】）。その内容は、以下のようなものである。「昨年7月、清水署の事件の取り扱いについて、君には不満な点があると聞いているが、われわれにも直すべき点があると思う。この事が原因で罪のない子ども、関係のない人を傷つけることは、君にとっても、世の中にとっても、一番まずいことだ。男らしく出てきて、君の不満をぶちまけてはどうだろうか。われわれにもそれを聞く用意が十分ある。それが君のため、世の中のために、一番良い方法だと、よく考えて欲しい。」



【写真1-1】 テレビにおける「金への呼びかけ」放送を伝える新聞記事⁸⁶

7時35分に、朝のニュース番組『スタジオ102』で、金の手帳にあった日記が公表される。8時20分に、旅館主の望月英子と子どもの4人が解放されるが、望月英子はその後も、母屋と宿を往復しながら客の食事の世話をする。10時50分頃、玄関先で記者の話しかけに応じた金は、彼らを旅館に呼び入れ、後に「記者会見」と呼ばれる状況となる。金は、要求どおりの謝罪があれば客を全員解放すること、最終的に「自決」することなどを強調する。テレビでの呼びかけ・謝罪の放送が続くなか⁸⁷、12時頃、金と面識のある前掛川署長との話し合いで、「人質解放」の条件として、「射殺された2人の悪事を公表すること」と「小泉刑事がテレビではっきりあやまること」の2項目を出し、23日正午までの期限をつける。また金は、母親との面会を拒否する。

17時頃、警察庁の要請で、愛知県警の装甲車が出動する。17時過ぎ、3人を解放し、また1人を翌朝に旅館に戻るという条件つきで帰す。

2.3.3 籠城3日目（2月23日）

全国的な報道によって事件が注目されるなか、在日朝鮮人による説得がはじまる。9時頃から、在日本大韓民国居留民団の団長⁸⁸、牧師、金と面識のある朝鮮人が次々と入る⁸⁹。

室内の写真や映像が公開される。「罪のない家族に迷惑をかけて申し訳ない。死んで罪を償う」「お母さん、不幸〔「不孝」の誤記〕を許してください」などの文章が書かれた壁の前で、記者に答える姿が放映される（【写真1-2】）。前警察署長を名指して呼び、横になって話し、またコタツに入っている旅館客と雑談する金の姿がテレビに映る。新聞や雑誌によって、金がライフルを傍に置いて、入浴をしたことも知られる。



【写真1-2】「ふじみや旅館」内での「記者会見」の様子⁹⁰

18時すぎ、9人のうち3人が解放される。21時30分過ぎ、東京から来た弁護士山根二郎、作家キム・ダルスの金達寿ら5人が、「金さんへ」という録音テープを持って旅館に入り、金と話し合う。

2.3.4 籠城4日目（2月24日）

8時15分頃、ヘリコプターにライフルを5発発射し、9時すぎ「手記を書きたい」と2階の6畳間に入る。12時35分頃、金と徹夜で話しあった人々が旅館を出る。

15時4分、金は、捜査本部に電話で一人を解放することを伝え、旅館主に時計と25,000円程度の現金を渡す。

15時10分頃、宿泊客の解放にあたって玄関先で質問に対応していた金は、記者たちの間に紛れ込んでいた刑事と数人の記者により逮捕される（【写真1-3】）。金の逮捕に際し、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞の各紙が一部地域で号外を発行する⁹¹。



【写真1-3】金嬉老の逮捕の瞬間⁹²

2.4 事件後の事件

2.4.1 公判と凶器差入事件

静岡地検は、1968年3月17日と4月12日、金を殺人罪、監禁罪など7つの罪名で起訴する。6月15日、金は、静岡刑務所内で民団静岡支部をとおして大韓民国国民登録を申し込む⁹³。「金嬉老公判対策委員会」および弁護団が組織され、知識人グループを中心に市民たちによる支援活動が展開される。6月25日、静岡地裁で初公判が行われるが、金は、特別弁護人を認めないこと

に反発し、出廷を拒否する。金達寿が特別弁護人として認められた8月の第3回公判から、金は出廷し、結局、3人の特別弁護人の選任が認められた。裁判では、金が在日朝鮮人であり、差別を訴えたことなど、「民族問題」を顧慮すべきか、旅館内の人びとを監禁したかなどが主な争点となった。一方、知識人たちによって組織された「金嬉老公判対策委員会」は、弁護団を支えながら、社会運動としての「公判闘争」を展開した。

1970年4月、収監中の金嬉老に、包丁、ヤスリ、爆発物、粉末など、自他殺傷・逃亡可能な禁制品が差し入れられたことが発覚する。また、金の独房が施錠されておらず、看守によってラジオ、テープレコーダー、ヌード写真集などが差し入れられていたことなど、所内での「特別待遇」が問題となった⁹⁴。この問題で、衆議院法務委員会でも責任追及が行われ（1970年5月6日の衆議院法務委員会及び同内閣院会）、法務省矯正局長以下13名、また専従職員13名が停職・減給・戒告・訓告など「異例の大量処分」⁹⁵の事態となる。包丁を差し入れたと目された看守は自殺する。翌年の4月29日には、待遇に対する不満を表すため、金がびんの破片で自分の腹を切った事件があったが、軽傷に止まった。

1972年2月16日、静岡地裁で、「殺意を持った計画的犯行で、その冷酷無残さは同情の余地がない。またダイナマイトなどを持って13人を監禁し、地元住民まで恐怖におとし入れ、社会的に大きな不安を与えた罪は絶対に許せない」として死刑が求刑される。同年6月、静岡地裁は無期懲役の判決を下す。1974年6月、東京高裁での控訴が棄却され、翌年11月4日、最高裁での上告も棄却され無期懲役が確定する。

2.4.2 強制送還後の出来事

韓国では、金の釈放運動が繰り広げられるなか、1979年、金が、救命運動団体の代表の仲介で韓国人の女性と「獄中結婚」を果たしたことが知られる。金が、熊本刑務所、府中刑務所、千葉刑務所などで服役し、30年に達する長期収監者となるに連れ「人権問題」が提起されるなか、1999年9月7日、日本法務省は、韓国渡航を条件に金の仮出所を認める。金の「帰国」は、韓国のマスメディアによって大々的に報じられ、全国的に注目される。金は、原籍上の名前「權禧老」という名前を取り戻して釜山市に住民登録を果たし、各種社会活動に携わりながら妻と暮らす。多くのインタビュー記事がメディアに掲載され、手記が出版される。

2000年4月25日、獄中で結婚した妻が、生活定着金など4,750万ウォンをもって逃走し、窃盗、私文書偽造の容疑で指名手配される⁹⁶。同年の9月3日、金は、釜山市で、不倫相手の家に竹槍を持って押しかけ、この家の夫（当時46歳）と乱闘した件で、殺人未遂容疑で逮捕される。2

年6ヵ月の懲役刑を言い渡され、治療監護所に収監中、2度目の獄中結婚。2003年出所した後は、釜山の郊外で暮らす。前立腺癌が悪化し、病院で治療を受けるようになった2010年3月初め、日本のメディアに「死ぬ前に母親の墓参りをしたい」と渡日の希望を語るが、26日、釜山の病院にて死亡する（享年82）。「遺骨の半分は祖先の故郷である釜山の影島ヨンドの沖合にまき、半分は静岡県の母親の墓に埋めてほしい」という本人の遺言により、同年5月に遺骨の半分が静岡県掛川市に納められた。

3 三つの前史——1960年代末におけるメディア・暴力・シティズンシップ

3.1 在日朝鮮人と「二世」

3.1.1 戦後社会における在日朝鮮人

日本帝国の崩壊に伴い、大規模の人口移動が起きた。在日朝鮮人の場合、終戦から1年余りの間に、約150万人が本国へ帰還したが、それは戦時中に渡日した、比較的在日歴の短い人びとを主とするものであった。それに対し、1930年代にすでに日本で生活の根を下ろした多くの者は、日本に踏みとどまり⁹⁷、60万人前後とみられる戦後の在日朝鮮人社会を形成した⁹⁸。

一方では「解放民族として」、しかし「必要な場合には敵国人として処遇」というGHQの不明確な指令の下⁹⁹、在日朝鮮人の「外国人」化が進められた。1945年11月、婦人参政権のために改正された衆議院議員選挙法の付則により、選挙権が「当分ノ内ヲ停止」され、1947年5月2日（新憲法の施行前日）に公布された外国人登録令において、「当分ノ間」「外国人トミナス」と規定された¹⁰⁰。この「史上最後の勅令」（勅令207）の「みなし規定」により、朝鮮人は、外国人登録および外国人証明書の常時携帯・提示の義務を負うようになる¹⁰¹。そして、1952年4月19日、法務府民事局長の通達（民事甲第438号）により、「朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本国籍を喪失」した。1953年に制定された外国人登録法により、指紋押捺制度の対象となる。よって、朝鮮人は、いわゆる「国籍条項」に基づき、戦傷病者戦没者遺族等援護法（1952年）、国民健康保険（1958年）、国民年金制度（1959年）など、各種社会保障・福祉制度の対象から除外された。

国籍の「剥奪」による「法的無権利状態」¹⁰²が続くなか、社会的周辺化も進んだ。戦時期、産炭地や軍需工場、軍事基地建設が集中した府県へ移動してきた朝鮮人は、1947年まで再びその府県から流出し、東京都、大阪府、愛知県、神奈川県など、周辺に大都市が拡大していった工業地帯に移動した¹⁰³。彼らの多くは、当局によって「不良住宅地区」とされるいわゆる「朝鮮人部落」¹⁰⁴で、「ブルーカラー」や零細自営業者（技術工生産工程従事者・単純労働者、販売

従事者)として生活したが、その圧倒的多数が貧困層であり、失業者の比率も著しく高かった¹⁰⁵。

一方、朝鮮半島では、1948年に大韓民国(8月15日)と、朝鮮民主主義人民共和国建国(9月9日)が成立するが、朝鮮戦争(1950年6月15日～1953年7月27日)による冷戦対立が深まり、それは日本の朝鮮人社会にも影響をもたらす。1955年、在日本朝鮮人総联合会(総連)が創立されると、すでに韓国政府から公認団体として認められていた在日本大韓民国居留民団(民団)との対立構造が形成され、在日朝鮮人社会も両分される。1959年から1984年まで、9万3000人以上が対象となった「在日朝鮮人の帰還に関する協定」にもとづいた事業をめぐっても、総連による「帰国協定」の推進運動と、民団による「北送事業」の阻止運動が激しく対立する模様となる。他方、朝鮮人による共産党活動などの社会活動が退潮する代わりに、教育闘争が浮上した。1948年1月の文部省通達「朝鮮学校閉鎖命令」に対し、1948年「4・24阪神教育事件」、1954年「第2神戸事件」などの激しい反対闘争が勃発した。

3.1.2 「在日二世」の浮上

朝鮮半島における分断体制の硬直化が進む中、日本では、「二世」の人口比率が急増した。日本生まれの朝鮮人は、1950年の時点ですでに半数を超え、1960年代半ばまでに、7割を占めるようになった¹⁰⁶。とくに、1950年代に生まれ、「高度経済成長」と共に成長してきた戦後世代は、1960年代末頃から、就職、結婚、子育てなど、生活者として地域社会の現実に向き合いはじめる¹⁰⁷。なお、1965年の「日韓条約」の締結に伴う法的地位協定により、韓国国籍者に限って日本での「永住権」が認められると、二世たちは、大韓民国の国籍と、単なる「地域をさす呼称、記号」でしかない「朝鮮籍」との間での選択を迫られる。

「高度成長」にともなう生活様式の激変は、「在日二世」の意識状況にも大きな影響を与えた。1960年代半ばの彼らは、一方において、「本国志向性」の強い親世代から大きな影響を受け、「家同士が寄り添う朝鮮人部落」での原体験を持っていた。しかしながら、他方において彼らは、企業での出世や豊かなマイホームなど、新たな私生活優先のライフスタイルへの願望を抱き、今後日本社会のなかで、「在日」として生活していける方法を模索しなければならない状況に立たされた¹⁰⁸。と同時に、彼らは、根強い負のイメージや差別によって引き続き自覚させられる民族意識と、だからといって「朝鮮人」にもなりきれないという「移民2世」ならではのコンプレックスで苦しんだ¹⁰⁹。「同化」と「異化」の狭間に置かれた在日二世のアイデンティティの困難をその核とする「在日二世」の問題が浮き彫りにした社会的事件として頻繁に

挙げられる出来事に、1958年の「小松川女子高生殺人事件（小松川事件）」の容疑者として、18歳の少年（李珍宇）が死刑されたこと、1970年に25歳の早稲田大学の卒業生（山村政明＝梁政明）が大学近くの神社で焼身自殺した事件、1970年に日立製作所に入社試験に合格した青年（朴鐘碩）の採用内定が取り消されたことをめぐって起きた裁判闘争の「日立就職差別事件」、そして本論文がとりあげる「金嬉老事件」がある。

3.2 1960年代末における「変革」と「叛逆」

3.2.1 脱植民闘争とベトナム戦争——民族解放と反戦

金嬉老事件が起きた1960年代末は、しばしば「叛乱の時代」といわれる。とりわけ1968年から1969年にかけて、日本を含む世界各地では、若者を中心とする大規模のデモが急激に盛り上がった。1968年における同時多発的な社会変革の動きが金嬉老事件とかかわるとすれば、それは、直接的あるいは間接的な影響関係としてではなく、マスメディアをつうじて金の言動を知った当時の人びとが、それをどのような感覚で受け止めたかという問題としてである。そこで、以下では、当時の人びとの「反響」の基底をなす「同時代的感性」との関連で、いくつかの出来事のクロノロジーを示すことにしたい。

まず1950年代半ばから1960年代をとおして、「民族」の問題が世界的に前景化した。かつて植民地とされていた多くアジア・アフリカ地域に民族解放の熱望が高まり、独立の動きが強まったが、第一次インドシナ戦争（1946年～1954年）、キューバ革命（1953年～1959年）、アルジェリア戦争（1954年～1962年）、第二次中東戦争（1956年）など、かつての地位や利権を守りつづけようとする旧宗主国の執着と、グローバルな対立のなかで弱小国の内政に介入する米ソの覇権競争が複雑に働かなか¹¹⁰、脱植民地化の試みの多くは、戦争、虐殺、内戦といった混乱に見舞われた。ベトナム戦争は、冷戦と脱植民地化が交錯する「アジア諸戦争の時代」の論理的帰結であった¹¹¹。

1960年代半ばには、民族解放運動、アメリカの公民権運動、西欧の青年・学生運動、東欧の反スターリン主義運動などさまざまな動きが浮上していた。その中で「反体制ユーフォリアの起爆剤」となったのがベトナムでの戦況であった¹¹²。日本では、1965年4月に発足した「ベトナムに平和を！市民文化団体連合」（のち市民連合）が、東京で初のデモ（24日）を行い、米紙『ニューヨーク・タイムズ』に反戦広告を掲載して（11月）以来、反戦運動に対する大衆的注目が広がった。1966年10月21日に、日本労働組合総評議会（総評）が世界労働運動史上初の反戦ストライキを実施し、全世界の反戦運動団体にもベトナム戦争反対を呼びかけた。これをき

っかけに、翌年の国際反戦デーには、米国の「ベトナム戦争終結のための全国動員委員会」の呼びかけに応じて、ワシントン、ロンドン、パリ、西ベルリン、アムステルダム、コペンハーゲン、カルカッタなどが連帯する世界的規模の反戦デモが行われた。

日本では、1967年11月に、米空母イントレピッドからの4人の水兵脱走を支援する活動が始まった。ベトナム人民の悲惨な姿の写真が新聞に掲載され、アメリカを告発するサルトルの文書が週刊誌に掲載されるなか¹¹³、1968年1月18日から4日間、日本長崎県佐世保港では、ベトナム参戦のため寄港するアメリカ海軍の原子力空母の入港に反対する約4万7千人によるデモが行われた（「佐世保エンタープライズ寄港阻止闘争」）。さらに、1月30日の「テト攻撃」により、日本を含む世界各地における反戦デモやベトナム連帯運動がさらなる盛り上がりを見せ、日本でも、米軍タンク車輸送阻止闘争、「新宿駅騒擾事件」、「10.21国際反戦デー闘争」など、激しいデモや闘争が続いた（【写真1-4】【写真1-5】）。



【写真1-4】「新宿騒乱事件」を伝える新聞¹¹⁴



【写真1-5】新宿駅の工事用壁に書かれた「このかべの向こうはベトナムだ」¹¹⁵

3.2.2 新左翼と流血事態——異議申し立てと暴力

こうした潮流においては、たんなる反戦・反米・平和主義だけでなく、「アジアとの連帯」や「内なるアジアの発見」といった問題関心が広がり、また物理力を伴う行動の必要性も主張された¹¹⁶。「第三世界」および「非同盟運動」に代表される反帝国主義・反植民地主義・民族自決のスローガンも、国際政治における大国主義や覇権主義への対抗のみならず、それに追従・黙認する国内の政治勢力への反対、さらには、社会内の「ツケ」を払わされている「第三世界的部分」や高度発展のなかで切り捨てられる部門に対する再認識を促した。世代・ジェンダー・エスニシティなど、社会の全領域における力関係をめぐる異議申し立てが活発化した¹¹⁷。

直接行動と暴力は、そうした「反抗」の文化的様式であった。中国の文化大革命、ベトナム戦争と並んで、アメリカ合衆国の公民権運動をはじめとする各国における反戦・反体制運動において、権威や秩序に対する「否定」が称揚され、「実力」の使用に肯定的価値を見いだす感性が高まっていた¹¹⁸。

何よりも「対抗暴力」の不可避性を傍証していた民族解放闘争の現状は、当時の
カウンター・カルチャー
対抗文化の感性とよく響き合うものであった。キューバ革命やアルジェリアの独立は、1960年代後半すでに「既成秩序への対抗」の全世界的シンボルとなり¹¹⁹、アメリカの大衆雑誌に頻繁にとりあげられたフィデル・カストロは「新左翼の英雄」とされた¹²⁰。また、フランス・ファノンの本が、毛沢東、チェ・ゲバラ、マルコムXの著作と並んで、全世界的に広く読まれ、引用された¹²¹。毛沢東主義および1966年5月に始まる文化大革命、とりわけ「革命的な大衆の立ち上がりの中にこそ、道理がある」という「造反有理」のスローガン（8月）も、この時期の欧米や日本の若者たちに大きな影響を与えた¹²²。



【写真1-6】 東京大学の正門に書かれた「造反有理」「帝大解体」¹²³

これら脱植民地闘争や文化大革命の強い影響を受けつつ、フランス、イタリア、アメリカ、ドイツ、日本などの各国において、いわゆる「^{ニューレフト}新左翼」が浮上するが、その闘争様式においては「直接行動」が欠かせないものとされた。それは、既成政治における大衆操作やヘゲモニー浸透による支配の「間接性」への対抗であり¹²⁴、既成の左派知識人の非肉体性と観念性の暴露でもあった¹²⁵。

1960年代半ばの日本においても、大学を中心に、従来の日本共産党や日本社会党などを批判し、より急進的な革命路線に立つ「新左翼」が登場し、「ゲバ」、すなわち、国家暴力に対する実力闘争路線も台頭した。1966年12月、中核派・社学同・社青同解放派による「三派全学連」の結成以来の学生運動の「雰囲気」は、単なる意志表示の示威にすぎない「反対」ではなく、実際に「阻止」する「実力闘争」の必要性を認めるものであった¹²⁶。「プラカードを武器にして戦っても、機動隊のジュラルミン盾と警棒の前には無力であり、権力の壁を突破できずに犠牲者が続出した」ことに対する反省にもとづき、1967年10月8日の羽田闘争から、学生たちは、角材とヘルメットで武装し、機動隊の戦術も放水と催眠ガス弾による鎮圧へと変わった¹²⁷。羽田闘争では、機動隊との衝突により京都大学の学生（山崎博昭）が1人死亡し、10月10日の成田三里塚闘争、1968年1月15日～19日の佐世保でのエンタープライズ寄港阻止闘争、2月26日および3月10日の成田三里塚闘争でも多数の負傷者が出た。その後も、1969年2月末頃から毎週土曜日に新宿西口広場で開かれたフォークソング集会（「フォークゲリラ」）に機動隊が導入され（6月28日）、国際反戦デー（10月21日）のゲリラ闘争において、新宿・高田馬場を中心に全共闘、反戦労働者、市民らが機動隊と激しく衝突し、火炎ビンと催涙弾が飛び交うなか、1000

人以上が逮捕された。そして1969年の安田講堂攻防戦（1月18日）や、沖縄デー闘争（4月28日）など、「権力」との物理的衝突がしばらく続いた。

アメリカでも、1968年4月、コロンビア大学を始発とする学園闘争が拡大し¹²⁸、キング牧師が暗殺されると、40以上の都市で暴動が発生した。また、これを機に、公民権運動における「非暴力戦略」に終止符が打たれ、ブラックパンサー党による武装闘争が宣言された¹²⁹。メーデーの5月1日には、モスクワ、北京、サンパウロ、プラハ、ハノイ、パリでデモ行進が行われ、「パリ五月革命」（5月3日）、「プラハの春」（4月5日）、「チェコ事件」（8月20日）「マレーシア人種暴動」（1969年5月13日）などの事態が急速に進むなか、世界各地で流血事態が相次いだ。

金嬉老事件が起きた1968年の日本社会には、こうした世界的な反戦・反権力・反国家の「時代の空気」¹³⁰を背景に、多発する暴力事態がもたらす緊迫感が高揚していた。

3.3 メディア環境の変貌

3.3.1 視覚イメージの越境的流通と自己表出の社会像

1960年代におけるメディア環境を大きく変貌させたのは、視覚メディアの大衆化であった。印刷技術の発達および通信衛星を使ったテレビ放送は、遠く離れた場所の出来事に対する文化的隣接性の感覚（sense of cultural proximity）を増幅し、人びとの道徳的関与に大きな影響を与えた¹³¹。

前項で触れた、「叛逆」と「騒乱」の全世界的な同時多発性には、イメージの越境的流通における前例のない「速度」¹³²および、その情動的効果が関わっていた。ベトナム戦争や公民権運動は、全国、さらには全世界のオーディエンスによって生々しく経験されることで、大きな反響を呼び起こした。1968年の「テト攻撃」の際、『ニューヨーク・タイムズ』誌は、通常の白黒の代わりにカラー写真を載せ、その衝撃を鮮明に伝えた¹³³。アメリカのテレビ局も、通信衛星をつうじて戦場の映像を入手し、すでに5,600万世帯にまで普及したテレビ受信機に配信した¹³⁴。とくに、米軍の「対ゲリラ掃討」によって爆撃され、焼きつくされたベトナムの村落の映像イメージは、全米のみならず、全世界の世論を大きく左右した¹³⁵。

ベトナム戦争が、史上はじめての「テレビ戦争」であったなら、公民権運動は、報道ネットワークによってその成り行きが詳細に知らされた最初の事件であった¹³⁶。1965年3月7日アラバマ州のセルマで起きた流血惨事（「血の日曜日事件」）のテレビ報道により、白人警官の暴力性が広く知らされ¹³⁷、またFreedom Ridersを攻撃する人種差別主義者の姿や、非暴力的なシット・インに対する州警察の過酷な弾圧の映像が世界中に報じられるにつれ¹³⁸、公民権運動の位相が大きく変わ

り、人種差別が同時代的イシューとして浮上した。

日本でも、公民権運動に対する鎮圧、デトロイト市を始めとした大規模の暴動（1967年7月23日）の写真・映像がクローズアップされ、ベトナム戦の様子が『ハノイ・田英夫の証言』¹³⁹などをつうじて詳しく伝えられることにより、「自由と公正を尊ぶ国」という合衆国の「神話」が崩れ、反戦運動に対する大衆的理解が高まった。

他方、こうしたメディア環境の変化は、行為者たちにとって、新たな自己認識を高めた。とりわけ、社会運動の主導者は、自らの行為に対するマスメディアの「まなざし」を認識しつつ、またその効果をあらかじめ予想しながら行動をとるようになった。すなわち、「自分の行為が全世界的な反響を呼び起こすことを知っていながら、CNNのカメラの前で、軍人たちに向けて石を投げる」¹⁴⁰という高い再帰性が急浮上したのは、1960年代後半であった。

公民権運動においても、マスメディア、とりわけテレビのビジュアル効果、対抗する力をめぐるドラマ的な効果、善悪対決のメロドラマ的ナラティブなどが強く意識され¹⁴¹、その後のすべてのキャンペーン戦略において欠かせない要素となった¹⁴²。このようにして、テレビによって生み出された「行為と現実との緊密な再帰的關係」は、異議申し立てにおける演劇的性格を高めた¹⁴³。

さらに、そうした再帰的な自意識の浮上は、大衆運動上の戦略だけでなく、公共空間における人々の自己理解に大きな影響を及ぼした。これは、しばしば「ファッションの空間」(the space of fashion) と呼ばれる、1960年代における新しい社会像¹⁴⁴の出現によって説明される。すなわち、人びとは、マスメディアの介在が常に前提される状況のなかで、行為、スタイル、身振りなどによって、互いに何らかの意味を伝えつつ「相互提示の空間」を生きる¹⁴⁵。そのなかで、自己実現や幸福の追求、アイデンティティや権利をめぐる多様な異議申し立ては、多くの他人の前に自分を示しだすという、公共空間のなかでの「顕示」の行為によって可能となる。

フランスの「5月革命」、西欧における「新しい社会運動」、アメリカの公民権運動、そして日本の「一九六八」は、それぞれの多様性・相違点にも関わらず、このような「表出革命 (expressive revolution)」¹⁴⁶をめぐる同時代的メンタリティーを背景としていた。それゆえ、多くの反体制闘争・異議申し立てからは、本来的な生き方＝真正さ (authenticity) をめぐる「自分探し」と完全に切り離せない側面、メディアを通じた他者からのまなざしを意識する、「ナルシステックな逸脱」としての性格が見られた¹⁴⁷。1960年代をとおして、テレビに代表される映像メディアは、その視覚性のゆえ、こうした、前の時代とは質的に異なる「自己表出の文化」を作りだした。

3.3.2 ナショナルな想像の地平とテレビ

日本の戦後史において、1960年代末は、しばしば一つの「転換期」とされる。すなわち、1968年は、以上言及したような「政治の季節」「変革の時代」であると同時に、所得倍増計画（1960年）に象徴される「経済の季節」への移行が本格化した移行期としての側面をもつ。テレビもまた、「社会変容におけるリアリティーの感覚」¹⁴⁸を媒介する装置として、両面性をもっていた。すなわち、テレビは、一方では、1960年の安保闘争の際に「声なき声」のデモ以来、大衆運動の大きな「発火力」として働いた側面をもちつつ¹⁴⁹、他方においては、消費主体としての豊かな生活様式への欲望を刺激していた。

1953年2月にテレビ放送が始まって以来、テレビは、予想をはるかに超えて飛躍的に普及した¹⁵⁰。NHKのテレビ受信契約は、62年3月に1000万件、67年12月に2000万件を突破する。69年には、テレビ生産台数が1269万台に達し、世界一になった。皇太子の結婚式（59年4月）、東京オリンピック（64年10月）、ビートルズ来日（66年6月）などの出来事は、「テレビの黄金時代」を牽引した¹⁵¹。

そのなかで、テレビは、敗戦で打ち砕かれたナショナル・アイデンティティの再構築に深く関わった。それは、テレビという装置の導入によって可能となる新たなライフスタイルの享有者、そして、大河ドラマ・皇室ドラマなど回顧的なテレビ・コンテンツを楽しむ消費者としての、新たな消費主体の構築であった。ところが、そこで主な参照項となったのは、他者としての「アメリカ」であり、在日朝鮮人や原爆¹⁵²など、『戦争』の忌まわしき記憶¹⁵³は、ほとんど表象化されることがなかった。

その意味で、金嬉老事件に対するセンセーショナルな関心の集中、とくに視覚イメージとしての金の姿への注目は、テレビを介したナショナルな社会的地平において忘れられていた「見えない人々」¹⁵⁴に与えられた、前例のないスポットライトという側面をもつ。

4 小結

以上で確認したように、金嬉老事件が起きた1968年2月には、メディア・暴力・シティズンシップの諸要因が複雑に関わる歴史的背景があった。忘れられた在日朝鮮人の問題と「二世」の台頭、全世界的な民族解放や人種差別問題の浮上、多発する直接行動と暴力的事態、新しい時代感覚を伴う異議申し立てや自己表出などの文化的磁場は、金嬉老の言動に対する受け止め方を捉えていくうえで顧慮すべき時代的文脈である。すなわち、以上にまとめた事件の概要と前史は、けっして事件発生の原因論ではなく、むしろ事件に対する多様な反響が現れる時代的

背景として、次章からの具体的な分析を予備するものであることを、あらためて強調しておきたい。

本論においては、以上のクロノロジーにおよび前史に繰り返し立ち返り、その時間的連続性にどのような断絶や破裂 (breaks or ruptures) がもたらされ、また「金嬉老事件」の意味が、どのような不連続と遅延 (discontinuity or deferral) の中で変容していくのかを捉えていく。また結論では、無味乾燥な年代記の裏側にある豊かな偶発性 (contingency) および歴史性 (historicity) を吟味しつつ、単なるクロノロジーによってはけっして捉えられない、「金嬉老事件」の反響に潜められた意味について考えることにしたい。

第2章 「金嬉老事件」におけるマスメディア

1 事件におけるマスメディア像

1.1 「金によって翻弄されたメディア」——「劇場型犯罪」の客体としてのメディア

金嬉老事件における最大の特徴の一つは、山奥で行われた一人の行動が、突如として全国的な「大事件」に変貌した点である。勿論その背景には、マスメディアによる報道があった。ただ、事件そのものに対する見方に大きな違いがあるように、メディアをめぐる、二つの全く異なる捉え方が存在する。すなわち、事件の展開と関連し、マスメディアの「客体」としての側面に焦点を与える視覚と、「主体」としての側面を強調する視点がそれである。

前者は、とくに金の逮捕後に著しく浮上した「金によって翻弄されたメディア」という捉え方である。これは、メディアが犯罪に悪用されたという認識にもとづき、「被害者としてのメディア」の姿にフォーカスを合わせる。そこで、頻繁に主張されるのが、(1)「マスコミ＝記者たち」の受動性、あるいは(2)新しいメディアとしての「テレビ」の脆弱性である。

(1) まず、前者における記者たちの受動性および能力のなさは、メディアを巧みに操る金の主体性・積極性と対比されることでさらに際立たされた。すなわち、記者たちは、闊達な金の話術と「催眠術」¹⁵⁵に騙され、「民族差別」という「受けのいい口実」に簡単に乗ってしまった。その結果、金の「ゆがんだ自己顕示欲」¹⁵⁶が牽制されず、無弁的な「英雄化」¹⁵⁷がなされた。こうして金は、88時間も「報道内容を支配」¹⁵⁸することができた。

(2) 次に、アクター（記者）の問題ではなく、メディアの技術・構造的問題、とくに、「テレビ時代に新たな問題」を強調する視点があった。そのなかでも最も注目されたのは、金がメディアをつうじて、視聴者を「直接」説得したという未曾有の事態であった。事件直後に開かれた座談会でも、この点が強調された。

新聞記者の場合は頭の中でフィルターをかけてろ過されて、意見もまじえて活字になる。

ところが、放送等取材の過程そのものが録画されず、直接ナマの形で出てくる、それが反響を大きくしただろう。われわれとしても反省するところだ。¹⁵⁹

すなわち、出演者が「直接ナマの形で」人びとに語りかける生放送固有の特性上、報道の独自性や主体性は大きく制限される。そこに、犯罪に対する衰弱性が露わになったということであった。

この類の議論は、事件におけるある種の「被害者意識」として、現在にまで続いている。たとえば、これまで事件の修飾語として頻繁に使われる「劇場型犯罪」という表現が代表的である。2001年に書かれた「放送史」において、同事件は、「1人の犯罪者がテレビの特性に着目し、茶の間に映し出されるブラウン管の映像を我が物として利用しつくした“劇場型犯罪”の悪しき先駆け」とされた¹⁶⁰。ここで基本となるモチーフも、「犯罪劇」に関与させられた「客体としてのメディア像」である。「劇場型犯罪」という表現には、記者たちの資質であれ、メディアの技術的特性であれ、結局のところ、メディアが犯罪に巻き込まれ、利用されてしまったこと、そして、同類の事態がまた発生するかもしれないという懸念がつきまとっている。

ところが、ここに見られる「金によって翻弄されたメディア」というイメージは、メディアの構造的規定力と主体的な働きかけを隠蔽、または極小化させる。その結果として現れるのは、送り手側の主体性の喪失が再び過剰な危機意識を呼び起こす構造である。

1.2 「歪曲」の主体としての「マスコミ」

他方、事件報道の問題点を、メディアの積極的な「歪曲」に見いだした代表例が、本田靖春のノンフィクション著作『私戦』である。本田は、当時の記者たちが見せていた機敏な姿に着目し、金嬉老事件におけるメディアの事実関係を明らかにしつつ、「マスコミ」に対する厳しい批判を行った。

総体として日本のマスコミは、公正報道を装いながら、金嬉老を「凶悪なライフル魔」に仕立て上げ、それによって民族の訴えを封じ込めようとする動きに、積極的な役割を果たしたのである。¹⁶¹

本田によれば、「寸又峽において真実の報道はされなかった」¹⁶²。マスコミは、金を凶悪犯としてフレームアップする「積極的な役割を果たす」ことにより、事件の「真実」＝民族差別の訴えを封じ込めることに成功した。それは、事実の「歪曲」である。この判断において基準となるのは、「主体」としての報道者のあるべき姿、つまり「権力に自らを対置させなければならないジャーナリスト」¹⁶³の倫理性であった。

本田の批判の焦点は、事実報道と公正報道の二点に絞られる。これら二つの規範は、報道の行為が、客観性としての事件の「外部」に立つことを求める。「外在的要素」としての報道は、報道対象と明確に区分され、事件の内部には立ち入らない。彼にとって、これは、存在論的命題

であると同時に倫理的要請であった。本田は、こうした「事実／報道」の二項対立的構図を堅持しつづけたが、金嬉老事件においては、「事件」と「報道」が複雑に入り組んだ様子が極めて目立った。そこで本田は、金と警察の間を媒介しながら、事件の展開に深く介入した記者およびテレビ局を、「恥ずべき人間に対する背信行為」、ジャーナリストの「自己否定」¹⁶⁴として痛烈に批判した。

1.3 本稿の視点と課題——媒介による「寸又峽事件」の内的構成

以上、本田の批判は、「犯罪に悪用されたメディア」という捉え方に潜められた被害者意識を全否定し、出来事への関与や事実の歪曲に異例の「積極性」を発揮したメディアの主体的な働きかけを徹底的に問うものであった。それはまた、事件から10年、最終刑の確定から3年経ち、もはや「権力」（警察・司法）の立場からの事件理解が主流となってきた頃に、そうした事件像を相対化するものであった。16年間読売新聞社の社会部記者として活動した本田は、メディア側の自己反省、記者としての自己批判としての意味を込めて、あくまでも「権力」に立ち向かう社会的弱者の闘い（＝「私戦」）の側に立たなければならないという明確な報道者倫理を強調した。だからこそ、意図的な事実のねつ造や歪曲に加担した一部の記者たちに対して警鐘を鳴らしたという意義は大きいといえる。

ただ、事件におけるマスメディアの位相は、「悪用される客体としてのメディア」の被害者のイメージのみならず、「歪曲の主体としてのメディア」に対する倫理的批判の射程をも大きく超えていたと思われる。

金嬉老事件は、確かに「事実／報道」の二項対立的構図から理解しがたい出来事であった。だとすれば、その構図を崩したのは何なのか。記者なのか、言論機関なのか、あるいは新たなメディアとしてのテレビ（生放送）なのか。

エコグラフィーの視点に立つ本研究では、寸又峽での出来事において「事実／報道」の図式が失効した原因を、これらの中から一つに求め、それを批判する手法をとらない。その代わりに、「メディア＝客体」と「メディア＝主体」によって二つに引き裂かれているメディア像から見えなくなった側面、そして「メディアが事実をそのまま伝えたか、歪曲したか」という総論的批評には簡単に回収されない側面を、批判的に浮かび上がらせることにより、金嬉老事件におけるメディアの複合的な位相を明らかにすることにしたい。

以下では、(1) 出来事の発生を前提づける「構造」としてのメディア、(2) 出来事そのものと内面的に関わることで出来事そのものとなっていく「事件の構成的要素」としてのメディア、

(3) 出来事の伝達における直接性の幻影の裏側に働いた「媒介技術およびフォーマット」としてのメディアの三つの側面にしぼって分析を行う。

その考察において、出来事は、すでに与えられた (pre-given) 固定的な実体ではなく、メディアの介入によってはじめて、その姿が行為遂行的 (performative) に生み出されていくものとなる。こうした視点から、以上の論点を言い換えるならば、(1)「メディアがなければ、あの事件も起きなかった」という場合のメディア、(2)「メディアがそうでなかったら、事件は全く違うものになっていたはず」という場合のメディア、そして (3)「金の肉声を『直接ナマの形で』流せるようなメディアだったからこそ、そうなったはず」の場合のメディアが、重点的な検討対象となる。

2 エコーグラフィーにおける出来事とメディア

2.1 メディアへの批判的省察

分析に入る前に、エコーグラフィーにおけるメディアの理解について簡単にまとめておきたい。

デリダの思考において、メディアは、副次的な問題ではなく、むしろ主題である。メディア＝媒介の契機は、起源の構成的な土台 (support) として、出来事の勃発の時から既に働いている。それにもかかわらず、メディア＝媒介は、つねに二次的な従属項として、道具的な役割の中に閉じ込められてきた。メディアは、出来事によって利用されたり、出来事の意味を歪曲する外部要素ではない。媒介を前提せずには、出来事は起こらない。だから、メディアは出来事が起こるための構造的条件として最初から出来事に内蔵されており、また出来事の意味が現れていくすべてのプロセスに、内的に関わっていく。

デリダがとりわけ強調するのは、メディア技術に対する批判的省察の必要性である。出来事の「衝撃波 (エコー)」は、「自然発生的なものでもけっしてない」。それが、「歴史や政治やメディア等々を含んだ複雑な機械仕掛けによるもの」¹⁶⁵であるがゆえに、そこに潜んでいる仕掛けやフィルター、その現実 (=時事性/現在性) (actualités; actualities)¹⁶⁶の構成と操作に対しては、常に批判的でなければならない¹⁶⁷。

ここで省察の対象となるのは、資本の運動や特定の政治的「利害について奉仕」¹⁶⁸するメディアの姿だけではない。とりわけ、出来事を媒介する技術的土台、すなわち遠隔^{テレ}メディアおよび遠隔技術^{テレテクニク}の歴史の変容には格別な注意が払われる。デリダが繰り返し強調するように、今日における出来事の波及は、急激な「加速化」を果たし、出来事そのものの内実を根本的に変え

ている。金嬉老事件の発生した 1960 年代後半とは、まさにそうした「技術による加速化、そして技術それ自体の加速化、ラジオからテレビへの移行、またテレビ内部での加速化、ケーブルネットワークの多様化」¹⁶⁹の様態が、最も著しく浮上した時代であった。

2.2 「直接性＝無媒介性」の神話

金嬉老事件は、報道対象としての事実（＝出来事）と報道の行為（＝メディア）が密接な内的関係を形成した点において、前例のない展開をみせていた。その二項対立構造の動揺は、「劇場形犯罪」への悪用として、またはジャーナリズム精神の崩壊として、センセーショナルな形で懸念された。ところが、「事実と報道の分離」とは、そもそも「神話」にすぎない。出来事は、初めから媒介によって「汚染」されている。純粋な事実や、その本質をそのまま伝達する「事実報道」、メッセージの透明な運搬手段としてのメディアの存在などは、そもそも不可能である。その意味で、金嬉老事件は、メディア技術の目覚ましい発達を背景に、もともと「神話」にすぎなかった「事実と報道との分離」の原則が実際に大きく崩れていく様子を広く知らされるような代表的な出来事であったといえる。ここに、金の「声」の現前という「無媒介」の神話が一つの検討すべき対象として浮かび上がる。

デリダは、「生放送」における「『無媒介的な』現前性の偶像崇拜」¹⁷⁰を厳しく警戒した。

批判を続けるとは、まずは「生中継」と「リアル・タイム」がけっして純粋なものではないことを喚起し続け、証明し続けることである。生中継やリアル・タイムは、わたしたちに直観も透明さも引き渡さないし、解釈技術の介入のないいかなる知覚をも届けはしない。この証明はすでに、その証明自体によって、哲学を呼び求めている。¹⁷¹

ここに示された、生中継の自明性への問い、すなわち、「生中継」の「純粋」ではない諸側面を明らかにし、あらゆる直接的な「知覚」におけるメディアの介在を問うという視点を受け入れるなら、ワイドショーで金の声を「直接」流し、金嬉老を「現前」させたかのような事態も、その「直接性＝無媒介性」という前提に介在する「力」の働きを念頭に置きつつ、批判的に分析する必要がある。

以下では、これらの点を中心に、単なる既定の内容（＝事件の本質）の伝達（transmission）ではなく、遠隔通信（tele-communication）に介在されるメディアの働きかけによってはじめて「金嬉老事件」が人びとの目の前に現れた様子を捉えていく。

3 事件の内的要素としてのマスメディア

3.1 社会問題化の回路としてのマスメディア

3.1.1 1960年代後半におけるテレビ・ニュース報道環境の変化

金嬉老が逮捕される直前に解放された「人質」は、記者の質問に対して「金さんの場合、あいう事件を通してしか、訴える場所がなかったともいえる」と答えた。ここには、非常に簡単であるがゆえに、しばしば抽象的な原因論——民族差別や金の悪性——によって後景化されてしまう重要な示唆がある。それは、(1) 山奥における一人の訴えが、場合によっては、全国的な反響を呼び起こしうるという当時のメディア環境、そして、(2) そうしたこと自体が多くの人びとに知られていたという再帰的認識の存在である。すなわち、1960年代末の日本において、人びとは、自分の発言や行動が、多くの匿名の多数によって見られ、聞かれ、またその性質や捉えられ方によっては、トップ・ニュースとなって全国的な注目を浴びることもありうるということを知りながら生活していた。

この点において、当時のマスメディアは、事件が出現する可能性の前提条件であったといえる。メディアは、単に事件を伝達するために後で導入された「外部要素」ではない。マスメディアの持つ「社会問題化する力」は、金の訴えを可能にした前提となっていた。

当初、金が「マスコミ」の影響力や生理を理解していたことは、事件直後から大いに注目された。しかし、その多くは、彼が「マスコミ」を巧みに操ることができたということを過度に強調し、それを、「犯罪者がテレビの特性に着目し、茶の間に映し出されるブラウン管の映像を我が物として利用しつくした“劇場型犯罪”¹⁷²という解釈へと簡単につなげるものであった。つまり、「テレビの特性に着目」とは、あくまでも、金の狡猾さや単なる偶然として処理された。

ところが、金が「テレビの特性に着目」したということは、単なる彼の個人的特性として理解されるべきではない。当時のメディア、とりわけテレビは、特定の事件に人々の視線を集中させ、ある 이슈を重要な懸案として浮上させる大きな力を備えかけていた。前章で触れたように、1960年代半ばにおける「叛逆」、異議申し立て、大犯罪などは、その以前の時代とは比べ物にならないスピードでニュース化されていた。また、自らの行動がニュースになるかもしれないという「自己表出をめぐる再帰性」の感覚も、日々先鋭化していた。

ここには、当時日本におけるテレビ報道環境の変化が大きく関わる。1950年代後半から1970年代初頭のオイルショックに至るまでの高度経済成長期は、「テレビの黄金時代」のみならず「報道番組の黄金時代」であった。人々は、家庭に居ながらにして国内外の動きを日々知

ることができるという点において、10年前とは全く異質なメディア経験にさらされていた。1960年代は、1950年後半飛躍的な発展を見せていたテレビの「速報性の魅力」が本格的に発揮され始めた時期であり、とりわけ、それを支えていたのは60年代後半の「全国ネット放送」であった。1964年JNNによって始められた報道局のネットワーク体制は、1966年のNNN（日本テレビ系）、FNN（フジテレビ系）、1970年のANN（テレビ朝日系）へと拡大した。こうしたテレビ局の系列によるニュースの全国化は、同じ情報を、同時に、多くの人々に伝えるというテレビの機能を飛躍的に高めた¹⁷³。

また、1960年に始まったカラーテレビ放送は、迫力のある映像をつうじて、新聞とは異質な独特の視覚体験を可能にした。報道写真をはるかに凌駕する「動く映像のボリューム」により、「視聴者はたちまちテレビの前に釘付けとなった。新聞が一面全部を使って掲載する画面も、テレビの画面の迫力の前には色あせて見えた」¹⁷⁴。1963年11月のケネディ大統領の狙撃事件は、ちょうどこの時、初の日米間テレビ宇宙中継の受信実験が行われていたため、事件を伝える生の映像が日本中に放映された。翌年の東京オリンピックも、日本選手の活躍を全国民がテレビで視聴し、またその映像が日本から海外へと中継されるという状況の中で、テレビの速報性と伝播力が全国民に認知される重要な「メディア・イベント」となった。そして、全日空機羽田沖墜落事故（1966年）、三億円事件（1968年）、東大安田講堂の攻防戦（1969年）、アポロ11号の月面着陸（1969年）、日航機よど号事件（1970年）など、当時の大型事件・事故が続いていく流れにおいて、1968年頃には、身の回りの突発的な出来事を含め、あらゆる出来事が次々とテレビ報道によってナショナルな「大事件」となる現象が、異例的というより、むしろ通例的なものとなりつつあった。

金嬉老事件は、こうしたメディア環境の「大事件（major event）」を生み出す力、そしてそれに伴う強力な議題設定（agenda-setting）の機能が劇的に露呈された出来事である。事件において「マスコミ」や「テレビ」の問題が顕在化したことは、以上のような構造的環境との関連で理解されなければならない、けっしてメディアを自由自在に操る金の「狡猾さ」や、「金のペースに翻弄された」テレビの無能¹⁷⁵に還元されえない。

3.1.2 「見えない人びと」の自己顕示と社会問題化

近年の多くの研究が明らかにしているように、1960年代後半のアメリカの公民権運動が本格化する直前、人種問題を公論化する手段を模索する多くのアフリカ系アメリカ人たちにとって、テレビは特別な意味をもっていた。彼らにとってテレビとは、「平等と正義のための器械」あ

るいは「変革の手段」であり、あらゆるキャンペーン戦略において欠かせない重要要素となりつつあった¹⁷⁶。この点は、一般の人びとというより、とりわけ、金嬉老のような社会底辺におかれた人々にとって、メディアの「力」がどのような可能性として理解されていたかという重要な問題と関わる。

金は、法廷で、軽蔑的な扱いをした刑事に「社会問題にしてやる」と何度も言い、それを決行するために「行動に出た」と陳述した。この言及からは、少なくとも金の認識において、第一に、当時まで朝鮮人差別が「社会問題」となっていなかったこと、第二に、自らが人びとの目の前で訴えるなど、何らかの過激な「行動に出」ないかぎり、彼の経験した差別が「社会問題」になることはないという判断があったことが分かる。

なお、これは、陳述の真実性や金の意図とは異なる、より一般的な水準において、差別をめぐる社会問題化の「手段」と異議申し立ての「方法」の問題に目を向かわせる。つまり、社会問題化とは、その時点まで広く認知されていない不合理や不公正さを、議論すべき公共的な議題として提示することである。だが、その方法として、正規の政治プロセスを利用できるか否かという「制度的媒介へのアクセス」の問題がある。

金は、貧しい在日朝鮮人の家庭に生まれ、小学校を中退した。数回の刑務所生活を送る中で、定職に就けなかった彼は、公共空間から公式的にも、非公式的にも排除されていた。すなわち、金は、フォーマルな政治媒介における発言権 (voice) を持たないだけでなく、言説的資源 (discursive resource) からのインフォーマルな排除により、「公共性」へアクセスできる手段をほぼ持っていなかった。そのような金が、「社会問題化してやる」と断言できた背景には、マスメディアの社会問題化する「力」の存在があったと思われる。それは、当然、言語 (logos) と説得 (peithein)¹⁷⁷の効果を遥かに凌駕する、当時のテレビが可能にした「現れの空間」 (space of appearance) における自己顕示の潜在的可能性であった。その潜在性は、自分を顕にする (reveal) 具体的な行為、すなわち「自らが誰 (who) であるかをリアルでしかも交換不可能な仕方で示すこと」によってはじめて実現される¹⁷⁸。金嬉老事件は、こうして 1960 年代に新しく浮上した「ファッションの空間」 (the space of fashion) (第 1 章)、テレビによってその可能性が飛躍的に切り開かれた「現れの空間」 (space of appearance) における、自己顕示の行為 (action) として、日本の戦後史において「リアルに」現れた。

事件は、クラブでの殺人→逃走→警察の追跡→籠城→メディア報道といった順序で展開されたのではなく、旅館に立てこもった金からの電話および謝罪報道の要求から始まった。この「始まり」¹⁷⁹において、金は、殺人を犯した後に清水警察署に直接電話をかけ、自身が殺人犯

であることを伝えると同時に、「報道」を求めていた¹⁸⁰。また、後述するように、警察の「テレビでの謝罪」を要求し、「テレビ記者」を呼び入れていくことで、メディアは明確に事件の内部要素となっていく。ただ、記憶すべきは、金が最初に電話をかける「以前の段階において」——その時間的な前後関係というより、構造的水準において——社会問題化の回路としてのメディアが出来事を条件づけていた点である。多くの人びとに認知されていたメディアの潜在力は、金が電話やテレビといったコミュニケーション・メディアを用いることによって、現実的な力として働くようになった。こうした意味で、金は、メディアの構造的な潜在力を、現動化＝現勢化（actualize）させた仲介者^{エージェント}であったといえる¹⁸¹。

このように、メディアは、事件発生に欠かせない出来事の発生の前提として、事件のなかに「すでに」組み込まれていた。「金嬉老事件」とは、社会問題化する強力な「力」を持つ「マスコミ」の平面の上に、(1)（主観的には「真実」だったかもしれない）金の告発の意志と、(2)（客観的事実としての）社会問題化できる手段の欠如という二つの事情、言い換えれば、(1)「見えない人びと」¹⁸²としての金嬉老の訴えと、(2) そうした公共性へのアクセスに閉鎖的だった当時の社会状況という、個人的水準と社会的水準が互いに接合した出来事に与えられた名前である。したがって、1968年2月20日の事件は、世界史・日本の戦後史における否定しがたい時代背景としての必然性・一般性と、金嬉老という朝鮮人にまつわる偶然性・独特性の接合として把握しなければならない。さて、その中心にあったのは、テレビという遠隔メディアである。

3.2 警察と金を仲介したテレビ

金による謝罪放送の要求、メディアを用いた直接発言、そして報道内容の指示は、警察による交渉に大きな制約をもたらした。金からの情報は、警察を通さずメディアに流されそのまま公開されることとなった。警察は記者や報道内容から情報を入手しようとし、メディアをつうじて金とコミュニケーションをとらざるをえなかった。まさに「警察をメディアが仲介しているよう」¹⁸³な状況のなか、とりわけ金と警察の間の交渉のための「中間機関」となったのが「テレビ」であった¹⁸⁴。以下ではまず、旅館に置かれていたテレビが、警察と金とのコミュニケーションの媒介物として浮上し、事件の内的要素に変貌したことを確認しておく。

警察は、メディア以外に金と交渉できる有効な手段を持たなかった。警察は旅館街へのルートを閉鎖し、遠巻きにして警戒したが、金はスコープ付ライフル銃と実弾、さらにはダイナマイトを所持していたため、うかつには近づけない状況であった。したがって、金との交渉でき

メディア
る手段は、旅館の電話、金から「謝罪放送」を要求されたマスメディア、そして金と比較的自由に接触することのできた記者たちに限られていた。金が逮捕されるまでのすべての出来事は、これらの手段の「活用のされ方」であった。したがって、これらの媒介の問題を抜きにしては、出来事そのものの成立が理解できないという点を忘れてはならない。

ただ、事件当初、警察は、金との交渉にメディアを介在させることに警戒感を示していた。静岡県署本部長の高松は、「金が新聞をみたら怒りだすだろう。記者の命もあぶないから、新聞は絶対にみせないでほしい」と何度も記者団に求めた¹⁸⁵。ここから、テレビには、新聞とは構造的に異なる位置づけが与えられていたことが分かる。すなわち、新聞は、通常の犯罪報道がそうであるように、基本的に自らの報道が犯人に伝わるという現実的可能性について一切考慮する必要がない。それに対し、テレビ局の場合には、金によるテレビ視聴および警察からの要求という二つの要素を常に念頭に置かざるをえなかった。いわゆる「客観報道」の原則からすれば、報道対象者に対する影響の考慮や、警察の要求による報道内容の変更といったことは、いかなる場合においても許されない。ただ、金がテレビ報道を細かく「モニタリング」している状況の下では、通常の報道倫理も制限されざるをえないとされた。報道内容が事件を新たな展開へと導くという「一触即発の状況」に直面したテレビ記者たちは、報道の再帰的効果についてきわめて意識的になった。

一方、金と警察は、それぞれの立場から「テレビ」を利用しようとした。金は、報道内容が即時に確認できるテレビを重視し、交渉と発言の手段とした。金は、警察への最初の電話においてすでに「テレビでの謝罪放送」を要求しており、真っ先に旅館に呼び入れた 2 人の記者のうちの 1 人も「テレビ記者」であった。翌朝には、金自らテレビ局に電話を入れ、自身の意見を世に発信した。

金は、テレビでの報道内容を常にチェックし、活発に「フィードバック」した。たとえば、22 日朝の NHK のニュースで、自身の日記が要求どおりに公表されたことを確認した金は、人質のうち旅館主人の妻と子どもの 4 人を解放した。他方、自分の意に沿わない場合には、ライフルを発砲し緊張を高めた。

こうしたメディアを通じた積極的な発言をもとに、金は 23 日、高松警察本部長と電話で合意し、謝罪放送をさせるところまで成功するが、午後 3 時、小林前掛川署長との話し合いで、「射殺された 2 人の罪状を公表せよ」「小泉刑事のテレビでの謝罪は不十分」との人質解放の追加条件を出した。

一方、警察も、テレビを利用して金に訴えかけようとした。当初は、金の母親をテレビに登場させ、自首を呼びかけようという企画を立てたが、「そんなことをしたら人質を殺す」という金の怒りを招き、中止となった。そして、警察幹部がニュースで金に直接自首を呼びかけるという前例を見ない説得作戦が試みられた。

警察は、金に接近できた記者たちに対しても、積極的な協力を求めている。警察は、金によって指名された2人の記者（NHKの村上義雄、『静岡新聞』の大石嘉久治）に、金に自首を勧めるように指示し、また「仲介役になって金の動静を警察へ伝える」という役割を求めた¹⁸⁶。

こうして、事件当初から警察と金の間には、「テレビ」という交渉のメディアが存在し、その後の出来事の展開からも切り離せない要素となった。テレビは、それが旅館に置かれていた時点で、既に事件を事後的に反映する外部要素ではなく、事件そのものの只中に位置づけられたのである。

3.3 金と記者の間における暗黙的な協力関係

事件の展開に伴い、マスメディアは、警察、金、記者の三者の間における、牽制と共謀、相互制約と葛藤といった複合的な力関係が交差しあう場となっていく。前述したように、マスメディアは警察と金からの「二重の要求」に直面した。旅館に出入りしていた記者たちは、警察側から、詳細な情報を提供するとともに、金に自首を促すよう要請した。テレビ記者たちは、報道倫理上、こうした要求のまま行動することはできなかったものの、だからといって警察の方針や宿泊客の安全を完全に無視することもできなかった。

そして、現場に派遣された記者の行動を駆り立てた大きな要因に、当時の視聴率競争があった。1960年代には、機器を用いた視聴率調査が一般化され、視聴率をめぐる各放送社の競争が激化しつつあった¹⁸⁷。事件発生と同時に、地元だけでなく、大阪、名古屋、東京から派遣された大勢の記者、通信員、社会部カメラマンたちは、警察の現場統制が難しくなるほどの激しい「取材合戦」を繰り広げていた¹⁸⁸。当時動員された記者の数は、旅館周辺の山の上に約150人、現場の捜査本部に約100人となっており、警視庁の広報課長まで派遣されて現場の統制を手伝うという異例の状況であった¹⁸⁹。加熱する取材競争の中で、警察の統制を迂回し、他局より早く現場の状況を独占取材するため、ヘリコプターを動員する報道機関、また山を越えて旅館に接近する記者が現れた。とりわけ、金との直接インタビューは最も注目されるスクープであった。したがって、金は、記者たちに対し、自分の個人史を含む事件の背景と、交渉の要求条件を、比較的自由に伝えることができた。

金が記者団を旅館に招き入れ、「記者会見」を行ったことはよく知られている¹⁹⁰。彼は、「小泉刑事が謝れば人質を返す」などの要求条件を伝え、記者たちの質問に答えた。カメラマンは「こっちから良い写真がとれる」と得意顔でアドバイスをし、金もそれに応じて撮影に応じたという様子も確認される。また、こうした取材の光景そのものがニュースとなり、多くの報道写真には、金と共に、記者の姿やカメラ、あるいはマイクが映っていた。そこでの取材対象とは、単に、犯人としての金嬉老だけではなく、異例の取材光景を含んだ出来事としての事件であった。

こうして、金と記者たちの間では、互いを「活用」という暗黙の了解が成立していたと思われる。ただ、この協力関係には、合理的な計算にもとづいた戦略的な共謀と簡単に言い切れない側面がある。一部の記者たちがみせた積極性の裏には、朝鮮人差別という「不当な社会状況」を命がけで告発しようとする金への共感、金との会話の中で出来あがった人間的信頼関係、さらには社会的弱者の立場への同情や、ジャーナリストとしての責任感などが複雑に働いていたとみられるからだ。というのも、「その罪は実に憎むべきものだとしても、金の心情にも一まつの哀れさを感じた」という記者の感想が新聞にそのまま載せられることもしばしばあった¹⁹¹。また、最初に旅館に入った NHK の村上記者は、旅館の外側に出られない金の代わりに、金の車まで行き、日記帳をとって「遺書」と称する内容を記事化することを求められたが、彼は、自分が金の指示通りに行動したのは、金に対する共感や同情、そして報道人としての義務感と全く無関係ではないと、自ら明らかにした¹⁹²。

3.4 記者たちの「一線を越えた行動」

本田によって厳しく批判されたように、記者たちの一部の行動には、「報道人としてやっていいことの限界、それをいささか越えた部分」¹⁹³があった。

第一に、多くの証言や調査によって明らかになった事柄を総合すると、以下のような記者・報道機関の行為、あるいは非常に類似した状況があったと判断される¹⁹⁴。

- (1) 金への接近手段として食料品を差し入れようとした記者
- (2) 金の肩を揉み、金の背後からのシャッター・チャンスを得たカメラマン
- (3) 窓から外へ向けてライフルを発射するよう金に注文し、それに応じた彼を、あたかも上空のヘリコプターを狙撃しているかのように編集して放送したテレビ局¹⁹⁵
- (4) 警察に向かって金を早く「射殺してしまえ」と発言した記者

第二に、金の逮捕作戦における記者たちの加担である。事件発生 5 日目となる 24 日午後 3 時過ぎ、金が旅館の玄関前で記者団に呼びかけていたときに、記者団の中に紛れ込んでいた 9 人の刑事が金に飛びかかった。問題となるのは、まず記者たちが警察に記者の腕章を貸したことであり、もう一つは、逮捕時に数人の記者が自ら金に折り重なるように飛びかかり、手足を押さえつけたことである。

このときは、本物の記者やカメラマンも、決死隊が機会をうかがっていることを知り、チャンスをつくるよう心がけた。そして解放されて歩き出した柴田さんのほうに記者、カメラマンが移動、金の回りがガラあきになったのが、ねがってもないチャンスだった。¹⁹⁶

〔報道人が〕折り重なるように飛びかかり、倒れた金の手足を押さえつけた。¹⁹⁷

仕事をそっちのけで金を押込んだものもいた。¹⁹⁸

この点においては、以上のような記者たちの発言と報道、そして当時の記録映像などから、その事実が確認され、事件後にはメディア業界から自省の声があがった¹⁹⁹。

第三に、金を取材した TBS の記者の一人は、「事件の被害者」であることを主張し、裁判の争点となった。彼は現場記者としていち早く金嬉老に接触していたが、その模様を事細かに検察官に語った。また、金から脅迫を受けたという彼の供述は、高裁で証拠として採用され、起訴の対象になった。ところが、彼は、弁護団の証人としての出頭要求に際して、「報道以外に頭出させることは報道記者の良心から許されない」という理由で証言を拒否した。そこで、検察官には取材上の体験を伝えるが法廷には立たないという行動と、報道記者の倫理意識を不出廷の理由とした点が、弁護団からの厳しい批判の対象となった²⁰⁰。

4 金嬉老事件とワイドショー

4.1 ワイドショーの事件報道

金の発言が世間の注目を浴びるようになったことには、ワイドショーという番組フォーマットの性格が深く関連している。それは、(1) 事件初日に金がテレビ生出演を果たした番組が他ならぬワイドショーであった点、(2) 事件の成り行きをほぼ「リアルタイムで」時々刻々伝え

つつ、事件に対する視聴者たちの高い関心を維持させたのもワイドショーであったという二点から説明できる。

そもそも「ワイドショー」と呼ばれる番組フォーマットは、当時導入されて間もない新しい番組形態であった。ワイドショーは、相対的に視聴率が低い時間帯を補うための「スポンサーの持ち込み企画」として成立したアメリカのテレビ番組を、日本に導入したものであった。

ワイドショーが導入される前、日本の朝のテレビ番組は、断片的な情報提供を主としており、その日の「当番」アナウンサーが小さなブースから、昨夜のニュース、天気予報、交通情報などを生の音声のみで伝える形式をとっていた²⁰¹。こうした中、1964年4月「木島則夫モーニングショー」（NET テレビ・現テレビ東京）がはじまると、各社はそれに大きな刺激を受け、一斉にワイドショーの開発に乗り出し、各局の「冠番組」が続々とスタートした。1960年代末には、ワイド番組が、正午や午後、さらには深夜の時間帯にまで拡大し、ターゲットも主婦、若者、子供と多様化することで、「ワイドショーの全盛期」ともいえる状況となった（【表 2-1】）。

放送開始年度	番組名	放送局
1964年	木島則夫モーニングショー	NET
1965年	スタジオ102	NHK
	奥様スタジオ・小川宏ショー	フジテレビ
	アフタヌーンショー	NET
	11PM	日本テレビ
1966年	おはよう！こどもショー	日本テレビ
1967年	ヤング720	TBS
1968年	お昼のゴールドデンショー	フジテレビ
	おはようにつぼん	TBS
	3時のあなた	フジテレビ
1971年	モーニングジャンボ	TBS
1972年	23時ショー	NET
	奥さま8時半です	TBS
1975年	3時にあいましょう	TBS
	ザ・ロンゲストショー	東京12チャンネル

【表2-1】 1964年から1975年までのワイドショー²⁰²

生放送というテレビ固有の特徴を利用し、安い制作費で、主に朝から昼間の時間帯に家庭にいる主婦層にむけて情報と娯楽を提供するワイドショーには、技術革新、視聴者の視聴を維持

し続けるような見せ方の技術、制作費の節減など様々な側面において、テレビ経営のノウハウが凝縮されていた²⁰³。各チャンネルにおけるワイドショーの急速な拡大の背景には「ナマ放送は安上がり」²⁰⁴といった認識があり、それを後押ししたのは、1965年、東京オリンピックの反動で経済が一時的な低迷をみせる中で行われた「テレビ制作費の切り詰め」であった。つまり、ワイドショーは、「どうすれば制作費を安く上げることができるかを試行錯誤するのに最適の実験場」となっていた²⁰⁵。ワイドショーの導入により、一日の時間帯の中でナマ放送の枠が朝と午後の二回へと拡大し、テレビの現場中継もより活発化した。そこでズームアップを可能にする望遠カメラ、ENG（携帯用小型中継機械）など技術的な革新がより積極的に導入された²⁰⁶。

1968年当時、「ニュース・ショー」と呼ばれた午前8時30分からの時間帯は、「スタジオ102」（NHK）、「奥様スタジオ・小川宏ショー」（フジテレビ）、「木島則夫モーニングショー」（NET）によって埋まることになった。そして、3月からは、「おはようにつぼん」（TBS）がスタートし、放送4社がワイドショーを持って視聴率を競う形になる。その中でも、「木島則夫モーニングショー」（NET）は、20%代の高い視聴率を維持し、大事件の報道が出るなどの時には、40%を超えることも月に1、2回あり、徐々に高まってきた男性の視聴率も50%位までに近づいた²⁰⁷。

88時間にわたって金嬉老事件を全面的に伝えつづけたのも、こうしたワイドショーである。21日朝、NHKの「スタジオ102」は、金の発言内容を大きくとりあげ、事件の概要を述べ、翌日にも金とのインタビュー内容および、金の日記内容を公開した。



【写真2-1】「木島則夫モーニングショー」（NET）²⁰⁸

21日朝の「木島則夫モーニングショー」（NET）では、金の電話を6分間もそのまま放送中のスタジオに流した。そのほか、「木島則夫モーニングショー」は、6人の報道員を現地に派遣し、

活発な電話取材を行った。フジテレビ「小川宏ショー」も、事件当日の放送スタジオに、在日朝鮮人少年が死刑となった「小松川事件」を映画化するなど「朝鮮人問題」に詳しいとされた大島渚監督をコメンテーターとして呼び、現地からの電話による状況報告をし続けた。21日午前8時に、報道機関の中で最も早く現地に記者を派遣したTBSは、22日「おはよう・にっぽん」において、旅館の家族「脱出」のスクープを先取りすることに成功した。23日の「おはよう・にっぽん」は、1時間をこの事件の特集とし、朝鮮人に対する日本人の偏見に絞って問題を取りあげ、座談会を開いた²⁰⁹。

金が逮捕されると、放送各社は速報を出し、NHKは、レギュラー番組をはずして、50分の特集番組「88時間の恐怖」を編成した。そこでも、学者、「人質」になった人、放送記者、高松本部長など、多方面の関連者の発言と共に、事件の始めから終わりまでが現地からの映像によって再構成された²¹⁰。

当時は、金嬉老事件の後に一般化するようになる現場からの映像の生中継が多く行われていなかった。しかしながら、ライフルを撃つ金の様子、報道陣を直接招いて記者会見を開き、また前警察署長を名指しで呼びながら横になって話し込む場面、コタツに入っている人質の中に加わって雑談をする金の姿などの映像が、長時間、何度も繰り返し放送された。また、通常のニュースよりはるかに多くのヴィジュアル・イメージを必要とするワイドショーの特徴上、記者たちは、関連映像の確保を重視し、その結果、多様な視覚情報が視聴者に届けられた。以下の、人びとの感想や回想にみられるように、ワイドショーが届けた映像は、視聴者たちに、従来の報道とは全く質の異なる強烈な印象を残した。

一人のハンター姿の朝鮮人の映像が、突然リアルタイムで茶の間にとどけられたときの衝撃の強烈さが、いまでも記憶にのこっている。²¹¹

県警察が怒鳴る拡声器の声。警察部隊の怒号。取り巻くマスコミの記者たちのざわめき。空には報道のヘリが、轟音と共に、何機も飛び交う。そして、それに向かって、ライフルで発砲する犯人。それはそれは、すごい光景だった。²¹²

私の目には、今でも68年の「金嬉老事件」の映像が焼き付いています。（中略）犯人の姿をテレビを通してありありと見るというのは、かつてない奇妙な経験でした（中略）ブラウ

ン管を通じて生死が映し出されるたびに、これが今起きていることなのかわからなくなる瞬間があります。²¹³

4.3 ワイドショーと報道倫理と金嬉老事件の大事件化

ワイドショーは、そもそも「完成度の高い報道」を行う報道番組のフォーマットではなかった。朝の情報番組の先駆けとなった「木島則夫モーニングショー」のプロデューサー浅田孝彦によれば、ワイドショーは、「完全なもの」を目指すのではない。それは、むしろテレビという媒体をとおして「同時性の威力と人間としてのありのままの魅力を打ち出すことによって勝負する番組」であった²¹⁴。

正規のニュースとは著しく異なる「サロントーク型」の進行、娯楽性の高い報道素材の選定やMCの個人的人気への高い依存、そしてスタジオの傍らで番組のレギュラーMCによる「生CM」が行われていた点などからも、ワイドショーの狙いが、きちんと検証された情報、整頓された論理、代表性のある評論ではないことは明らかである。視聴率の低迷する時間帯を開拓するために導入されたワイドショーは、あくまでも事件の「今」をいち早く伝えることで、視聴者たちの視線をブラウン管から離れないようにすることを目指す番組であった。

ワイドショーの新しい見所や魅力もまた「完成度の高い情報でも報道でもなく、人間同士のつながりから生まれるコミュニケーション」であり、「個人では完結しない相互依存性と先の読めない偶発性が、番組をおもしろくし、視聴者を惹き付ける」ところにあった²¹⁵。正規の報道番組のニュース枠に収まりきれないような素材を積極的にとりあげ²¹⁶、比較的次要度の低いディテールや周辺情報まで詳しく伝えるという役割からしてみれば、ワイドショーは「テレビジャーナリズムの「独立」や「中立」といった既成のルールを柔軟に考える場」²¹⁷としての意味を持つ。すなわち、「抽象論で終わらせない、生活世界に根差す実践・実用の世界」²¹⁸につながる多様な試みに、むしろ既成ジャーナリズムの「公共性」を相対化し、それを乗り越えられる可能性もあるといえる。

以上を考え合わせた時、「88時間のメディア支配」と非難された金嬉老のメディアに対する大きな占有力は、ワイドショーという独特な番組フォーマットをとおしてはじめて可能になったといえる。通常の報道番組であれば、金の電話を生放送につなげるといった大胆なことがありえたのか。通常の長さの正規ニュースだけなら、現場の詳しい状況や金の発言、金の過去や事件の背景にあった細かな事柄が、逐一視聴者に届けられたであろうか。

当時のワイドショーは、その形式がまだ定着していなかっただけに、さまざまな試みが可能な「実験場」であり、従来の報道規定や報道倫理から相対的に自由が許された空間であった。だからこそ、事件が集中的に報道され、山奥で行われる金と警察との交渉が、全国の「お茶の間」を舞台として「上演される」ことになったのではないだろうか。

まだ新聞が主要なメディアであった時代の朝の時間帯、主婦を対象とした情報番組という、いわば「マスメディアの周縁」をつうじて、金の発言は、その伝達範囲を劇的に広げ、また映像ならではの迫真感とともに、全国に伝えられた。そして、その発言と姿の存在感と波及力は、急激に増幅することとなった。ここに、本田靖春のメディア批判は、一つの逆説として浮かび上がる。仮に、本田が堅持したような「事実報道」「公正報道」というジャーナリズム倫理に徹底した報道のみが事件を伝えたとしても、相対的に短い放送時間や少ない視覚情報はさることながら、その厳格な規範性によって、事件報道におけるセンセーショナルな「衝撃」は、大幅に弱まらざるをえなかったと思われるからである。ワイドショーは、規定の報道倫理が大きく放棄されることで成立した新しいフォーマットであった。しかしながら、そのワイドショーの報道こそが、人々の目を、「のべ八八時間の間、寸又峽に吸い寄せ」²¹⁹ることに成功し、「ナマの恐怖」を生み出すと同時に、差別問題に対する反省をも触発した。その意味で、金の訴えが戦後史における主要事件となるうえで大きな役割を果たしたのは、ワイドショーであったといえる。公正報道や中立報道といった原則は、金がアクセスできなかった「公共性」を支える既成ジャーナリズムにしばしばまとまれる倫理的な外装でもあったのである。

本田の批判は、金の個人的意図や事件の真実など、いわば「メッセージ意味」の水準における意味の歪曲に向けられていた。ところが、当時のマスメディアが、メッセージとは区別される水準において金の存在感を大きく体感させ、人びとの社会的想像力の地平において、金嬉老＝朝鮮人の姿を浮上させたことが記憶されなければならない。事件におけるマスメディアの問題は、事件を扇情的に扱いつつもその波及力を増幅させることで数々の予期せぬ結果を生み出していたこのマスメディアの働きを顧慮せずには、論じられないといえよう。

5 小結

本章では、金の立てこもった「ふじみや旅館」と全国の「お茶の間」がどのように結ばれていたのかを、事件におけるテレビの位相を中心に検討した。そこで明らかになった内容を、冒頭に示した課題に即してまとめるなら、(1) テレビという大きな社会問題化の手段が前提されていなかったら、金嬉老事件は起こらなかった。もし、起こったとしても、それは「金嬉老事

件」のような全国的な大事件、または「劇場形犯罪」と称される事件になりえず、本稿の検討対象にもならなかったはずである。(2) 寸又峡での出来事は、テレビの文化的論理をめぐってくりひろげられた金—警察—メディアの、再帰性溢れる活発なコミュニケーションによってはじめて構成された。(3) 既存の報道倫理にこだわらないワイドショーという番組フォーマット特有の「実験精神」、および視覚イメージの大量流通によって特徴づけられるその報道手法があつてこそ、金の88時間に及ぶ「メディア支配」が可能となった。だから、「ナマの恐怖」も、金の声＝「現前」の直接性によるものではなく、それを流したメディアの仕組みとの関連で理解されなければならない。

また、以上から、出来事としての金嬉老事件が、いくつかの構造的規定力が働かなかで発生し、数々の生起する出来事の連鎖のなかで固有の展開を果たした様子を確認した。まず社会問題化するテレビの大きな潜在力が存在し、それが、金の具体的な行動によって現実的に駆動されはじめた。そこに、複数のアクターたちの戦略的でパフォーマンス的な行為および番組フォーマットの特性と視覚イメージの効果が、次々と重なった。そこで、出来事は、これらの諸要素を内部に巻き込んだそのままの姿として、「ライフル魔事件」「金嬉老事件」と名付けられ、全国的な「大事件」となった。

ただ、その過程からは、いかなる原因論にも、必然性にも回収されない偶発性の関与が確認された。そして、その結果として生まれてきた反響と影響関係は、終わることなくさらに広がり、「金嬉老事件」の意味実質のみならず、その背景であった歴史社会的条件のほうにも影響を及ぼしていく。

前章で部分的に触れたように、金嬉老事件は、いくつかの歴史的流れと並走していた。事件は、公共空間における新たな自己理解の台頭、1960年代末の「表出革命 (expressive revolution)」によってさらに育まれた道徳的・美的感覚と深い関連をもつ。日本でいうと、主にテレビを媒介項とする、戦後のナショナルな想像的地平の形成、そのなかに表象されないがゆえに集団的無意識の中へと押し込められ、忘却されていた戦没者、原爆犠牲者、部落民、朝鮮人、沖縄人の姿の浮上、そして、全国的な放送ネットワークの成立とワイドショー（なるもの）の登場による、「テレビ」と「報道」そのものの歴史的変容などがそれである。

ただ、こうしたいくつかの歴史的流れは、単に前後する因果関係によって結ばれていたのではない。すなわち、金嬉老事件という偶発的な出来事は、これらの諸条件の単なる従属変数ではなかった。両者は、内的な関連をもちながら、互いに影響を与え合っていた。事件における報道の経験は、「金の肉声の生放送」を含め、その後の事件報道の手法において大きな参照と

なり、さらにはワイドショーのあり方、ニュース報道に対する議論にも影響を与えていく。また、事件をつうじて、史上はじめて「朝鮮人の姿」が集中的なスポットライトを与えられたことは、日本中の人びとの政治的想像力および公共性に対する日常感覚にも、ある程度の影響を与えたはずである。これから検討していくように、こうした事件の波及は、国境も超えていき、また現在にまで続いている。

第3章 予期せぬ反響

1 多様な反応の噴出

1.1 金嬉老への通信

メディアによって集中的に報道された金嬉老事件はただちに全国的な反響を呼び起こした。本章では、事件直後の文化状況から、多彩な反響が触発されていた様子を取りあげる。

事件が報道されると同時に、全国から予想を上回る多くの反応が一気に噴出した。それはまず、現場への訪問、金への電話・手紙・電報という形で現れ、新聞・雑誌などの読者欄やコラムなど各種の媒体、そして小説や演劇、テレビ・ドラマなど大衆文化のジャンルにいたるまで、極めて多様な形態へと広がった。

まず目を引くのは、金に殺到した通信連絡である。事件後の数週間、金に直接的連絡を試みた人々は少なくなかった。ただ、金に寄せられたメッセージについては、正確な記録が残されておらず、しかもそれが、現場の旅館・警察、報道機関、弁護団などに分散されたため、その全貌を把握することは難しい。散在する記録から間接的に確認できる内容を、以下にまとめる。

第一に、報道で事件のことを知り、自首の説得など「事件解決」に向けて名乗りでる人が次々と現れた。「木島則夫モーニングショー」を見て「私なら説得できる」と言い、放送局へ申し出た人々、警察へ自らの逮捕戦略を提案する人々がそれである。新聞報道によると、事件翌日の22日午後7時まですでに、北海道から福岡までの9都道府県から、22人が「説得」を志願した。そのうち13人は、金と全く面識のない人で、新聞やテレビなどで事件のことを知った弁護士や宗教家などであった²²⁰。4日間、「説得志願者」として申し出た人は、全国で100人以上にのぼった²²¹。

第二に、事件現場の寸又峡にも、電話、電報、手紙などの連絡が相次いだ。現地は、直接駆けつけた大勢の人々により、警察の統制が難しいほどであった。その中には在日朝鮮人もいた。大阪出張中だった在日本大韓民国居留民団団長（李裕天）は、23日、日程を変更し現地に入って金の説得にあたった²²²。静岡民団から派遣された団長（金松坤）を含む4人、民団弁護士（金判岩）などの民族団体関係者以外にも、面識は全くないものの、「同胞として、人種差別に悩んだ末にこのような事態に陥った金さんを救おうと」、地域に暮らす他の在日朝鮮人たちと一緒に広島から徹夜で現地に入った牧師（裴相乾）や、福岡から来て説得に当たった牧師（崔昌華）など、数人の在日朝鮮人キリスト者がいた²²³。

4月中旬までに現場に届いた連絡は、電報 150 通、手紙 200 通（韓国からの 4 通を含む）にのぼった²²⁴。これらのメッセージの内容はけっして一枚岩ではなかった。その中には、金の行動を非難するものもあったが、40 通余の「激励電報」を含め、「自殺するな」「ともに闘おう」「金さん、もっと頑張るって」などの内容も相当あった。

第三に、「意外な」ところからの反応があった。たとえば、2月23日には、アラビアから石油を運送する東燃タンカー所属の「初島丸」号から、船員一同で金あて（清水署気付）に、「私たちは金さんあなたを日本人と思っています」という電報が送られた²²⁵。第5章で詳論するが、知識人たちの反応もそうであり、同じく24日に、横山正彦、伊藤成彦など学者・弁護士たちは、NHKをつうじて「あなたのメッセージは届きました」という金への応答文を提出し、山根二郎、角南俊輔などの弁護士と金達寿ら「文化人グループ」は、録音テープを持って旅館に入り、金と面談した。24日には、韓国の「第一弁護士協会」から、自殺をやめて問題を法廷に持ち込むよう訴える内容の国際電報が届いた。

1.2 メッセージの内容

金の宛に届けられたメッセージはどのような内容であったか。公判対策委員会がまとめた内容を参考とし、その内容と特徴をみてみたい。

通信文の多くは、警察もしくは報道機関に届けられた。そのうち、ふじみや旅館の金に宛てられ、約1ヶ月以上後に警察から金に渡された各種のメッセージは、190通であった²²⁶。委員会の集計によれば、手紙が105通、葉書が9枚、電報が76件である（【表3-1】参照）。

連絡は、事件がはじめて報道される21日の翌日から急激に増加し、逮捕される24日以後減っていった。手紙の場合、自分の名前を出しているものが匿名より2倍以上多く、連絡してほしいと、電話番号を記載しているものもあった。送信者の性別は、女性のほうが圧倒的に多く、年齢は、小学生から70代にいたる全世代におよんだ。【表3-2】に示されているように、その多くは、「命をもって責任をとる」と公言していた金に、自殺せずに生きる、もしくは自首することを訴えるものであった。ただ、自首することで「罪の重さを計ってもらいなさい」という内容はほとんど見られず、「現在の主張を法廷で続けたらどうか」と解釈されるものが比較的に多かった²²⁷。

形態／日付	21日付	22日付	23日付	24日付	25日以降	不明	計
手紙	0	11	38	39	11	6	105
葉書	1	2	5	1	0	0	9
電報	0	14	25	37	0	0	76
総計	1	27	68	77	11	6	190

【表 3-1】 旅館「ふじみや」に届いた金嬉老への通信文²²⁸

内容／形態	手紙	電報
自殺するな、生きよ	20	28
自首せよ	37	12
共に戦おう	3	6
戦え、頑張れ	5	12
心の平安を祈る	8	8
言うことわかる、話したい	2	3
人質に手をかけるな	2	0
その他	5	8
計	82	77

【表 3-2】 金嬉老への通信文の主な内容²²⁹

以上の通信文および、事件直後に委員会に送られた手紙における特徴を以下のようにまとめておく。

第一に、子供たちにも事件が何らかの刺激を与えていたことが分かる。未成年者からの連絡は、上記の手紙の約 20%（23 通）を占めており、量的にも少なくない。

高校生以下の子供からは、成人からは見られない「逃げてほしい」という意見が見られた。岐阜県的女子小学生 6 年生 3 人の連名できた手紙は、「金おじさん…」という書き出しではじまり、「学習発表会があつていそがしくてそちらにいかれないので手紙を書くが、日本人は悪人ばかりではない、心のやさしい人もいる。だから自殺などしないでほしい、そして私たちの発表会を見に来てほしい」となっていた²³⁰。

東京の中学でクラスの生徒と共に金嬉老事件について語った教師は、「やはり子供たちのなかから、『逃げてほしい』という意見が出た」ことを手紙で知らせた²³¹。16 歳の高校生の男子も、自首をすすめず「逃げてくれ」と頼んだ²³²。

第二に、金の言動は、朝鮮人にかんする人々の記憶を蘇らせていた。手紙には、植民地時代における朝鮮人の友達の思い出、引揚げ途中で会った朝鮮人のこと、かつて自分の家や工場で働いていた朝鮮人、そして喧嘩の際に壊したものを弁償しに現れた近所の朝鮮人など、人びとのさまざまな朝鮮人体験が思い起こされ、語られていた。

第三に、人々は、それぞれの立場から自分の経験を金の言動に重ね、そこで覚えた一種の共感を伝えようとしていた。手紙には、人々が自らの経験や立場の中で金との共通部分を見いだしている様子が見られた。通信文をまとめた委員会の三橋修の言葉を借りれば、人々は「金嬉老の中に、もう一人の自分をみてい」た²³³。

三橋が注目しているように、ほとんどの人々は、「手紙における自己紹介」として、まず自分の何らかの経験を語っていた。ある子供は、転校した後暫くの間、友達ができずに仲間はずれにされたつらい体験を書き、自分の不治の病に触れて「生命」について考え、ある身体障害者は、足の指に挟んだ鉛筆で書いた手紙で自分の苦しみとキリストの愛について語る。刑務所生活の経験者は、金と同じ眼で警察を描写し、生きてゆくことの難しさをもらす。ある女性は、「夜の女」から立ち直り勤めはじめて早々、泥棒のぬれぎぬを着せられて警察に連行され、過酷な取り調べを受けた経験を書いた²³⁴。そしてそれらの経験を持っている立場から、金に何かを訴える。

私は幼い頃から貧しかったので、自分達より見下げる人達を知らなかったの、朝鮮人だからと云ってバカにしたこともありませんけれど、日本人の一人として、あなたにあやまりたいと思います（中略）見ず知らずの私が、お願いしてもきいてもらえないのはわかりませんが、どうか生きて下さい。²³⁵（北海道のある女性からの手紙）

引用では、民族差別について謝罪し、自決しないことを頼んでいる。また三人の「子供の母」として、旅館内にいる子供を解放させるよう求める声もあった。

第四に、手紙において、「朝鮮人差別の告発」が「国家権力への対抗」と連続する問題として理解される傾向がみられた。たとえば、受験を目指す19歳の「浪人」は、「事件発生以前から在日朝鮮人問題には関心がありましたし…（中略）…いっこくも早く在日朝鮮人が法的にも政治的にも平等な立場におかれるよう努力するのが我々の任務であり義務であると思います。…（中略）…権力の横暴をいつまでも許すわけにはいきません。我々はだんこ戦いぬかなければなりません。」というメッセージを届けた²³⁶。他にも、「朝鮮問題を知らずして、革命の問題

は語れないと言えます」(京都市から)、「金嬉老氏の権力構造に於ける不屈の闘いぶりに、秘かに勇気を与えられております」(神奈川県から)²³⁷、「被抑圧民族の暴力と階級的連帯のために」(京都市から)²³⁸などは、金の警察との対峙を、朝鮮問題の提起、民族差別の告発であると同時に、「国家権力への反抗」としてみなしていた。

以上から伺えるのは、事件によって遠隔地にいる多くの人々の記憶と感情が喚起されていたことである。事件に対する反響には、こうした幅広い情緒的関与に基づいていた側面があったといえる。

2 在日コミュニティと韓国の反応

2.1 両義性と沈黙——在日朝鮮人コミュニティにおける事件

金嬉老の言動から最も衝撃を受けたのは、在日朝鮮人であった。ただ、それは「実に複雑な衝撃」²³⁹であった。

まず、被差別の苦悩を抱えている者として、金に対する共感を覚えた在日朝鮮人が多くいたことは確かである。

けっして小さくない共感がありました。その方法が殺人という極端な行為によって自分の主張がだき合いされていることに気後れがないわけではありませんが、彼キムヒロならずともそのような極端な行為にかりたてられる衝動は、私自身の内部にも古くからあるものです、正直に言って。だけでなく、在日朝鮮人なら誰しもが持っているであろうところの、日本に対する感情のように思えたから共感がありました。²⁴⁰

当時、金嬉老氏の事件がおこったという報道を聞いたときに、僕はまず第一印象は、いやなことをやってくれたなということが率直な印象でした。ただ、僕自身、(中略) たいへん共鳴する部分というんですか、共通する部分をたいへん感じました。(中略) 金嬉老を僕は成長過程を全然しらなかったわけですが、即座にあの事件がおこったときに、金嬉老もやはり同じ朝鮮人であったかと、やはり僕と変わらない環境の中で育ってきたんではないかということが、まず第一感としてあるわけです。²⁴¹

もちろん、金の行動を非難する在日朝鮮人は少なくなかった。金が偏見や差別の問題を持ち出したことは、「自己の犯罪を合理化しようとするもので、おかど違いの全く恥知らずなやり

かただ」²⁴²という声もあった。しかし、事情はそう簡単ではなかった。つまり、金を非難しながらも、自分の中に、その「差別に対する憤りの叫び」に「共鳴する部分」「共通する部分」があることも否めない。「それは金に対する同情からというより、好むと好まざるとにかかわらず、その叫びのなかにまぎれもない自分の分身、自分の叫びを見出すからにほかならな」かったからである²⁴³。そうした共感は、「私が金嬉老と同じことをしなかったのは、どこまでも、奇蹟に近い幸運です」²⁴⁴という朝鮮人作家の発言に凝縮されている²⁴⁵。

ところが、だからといって、金の行動を認めたり、擁護することはできない。当時から頻繁に指摘されたように、「この事件が朝鮮人への日本人の態度をかえって悪化させる」²⁴⁶恐れが少なくなかったからである。朝鮮人からの発言は、一步間違えれば、金の暴力的な振る舞いに対する容認と誤解されやすい。だから彼らは、意見の表明にきわめて慎重にならざるをえなかった²⁴⁷。在日朝鮮人を代表する公式団体が意見表明を控えたのもそのためである²⁴⁸。匿名を要求した当時の朝鮮総連本部関係者の発言からは、その複雑な心境がうかがえる。

この問題については何もいいたくない。(中略)日本人が、この事件と差別問題を結びつけて発言するのは自由だが、私たちが何かいうと、かえって日本の国民の反感を買うだろう。(中略)この事件で朝鮮人問題一般を論じられるのは迷惑なんだ。²⁴⁹

なお、ここにみる困惑感、たんに「本音」(金への共感)と「建前」(犯罪に対する非難)の対立によるものでなかった。

「金嬉老事件」は、社会の底辺に追い込まれていた「在日」を暴力的な形であぶり出すことになった。潜在的な「犯罪者」としての「在日」。そのイメージが日本中に広がり、多くの「在日」は沈黙を余儀なくされていた。この事件はわたしのなかに二律背反的な感情の波紋を広げた。よくぞ「在日」という存在そのものを知らしめてくれたという気持ち。しかし「在日」はやはり「犯罪者」ではないのかという深まる疑念。(以下略)²⁵⁰

すなわち、事件に対して朝鮮人が抱いた「二律背反的な感情」の両義性(ambivalence)とは、自分たちに向けられていた社会からの「まなざし」をあらためて鋭く自覚し、噛み締めるという辛い自己認識に他ならなかった。それは、「在日」の告発が、自滅的な形をとらざるをえなかったこと、そして、結局「犯罪」になってしまうということに対する絶望感でもあった。

こうした在日朝鮮人の反応と関連し、以下を補足しておきたい。

第一に、すべての在日朝鮮人が同様の感情を抱いたとは考えられない。同じ被差別の経験をもっていたとしても、年齢、地域、階級や社会的地位、性別などによって、かなりの反応の落差が存在していたと推測される。

第二に、事件がもたらしうる「悪影響」については、他のマイノリティ・コミュニティからも懸念の声が上がった。たとえば、金嬉老事件は、部落問題を議論する場において、「かつてないほど、茶の間のなかにこの〔差別の〕問題を持ちこんだ」がゆえに、「部落の問題としても重要視せねばならぬ」出来事とされ、金の告発にたいする「被差別者としての共感」が語られた。ただ、「自分たちの言いたいことを言ってくれたという気持ちと、同時に、ああいうことで、在日朝鮮人の評判がまた悪くなるだろうし困ったことだ、という気持ちと二つあった」というように、「負のイメージ」が、今後さらに深まってしまうことが懸念された²⁵¹。

第三に、金を簡単に擁護することができない状況にいた朝鮮人の言葉は、しばしば金に対する批判言説として専有された。たとえば、「“民族差別”と別問題」「ライフル魔 気つかう民団・総連」「友好に水さす英雄視」という見出しの新聞記事では、「ライフル事件で、迷惑し、ハラをたてているのは皮肉にも、金が代弁したと自ら主張する、在日韓国人、朝鮮人の人たちだ」と伝えた。「金説得に“同胞”がぞくぞくかけつけ、懸命なもの“これが朝鮮人の姿だと思われて、新しい差別感を生むことになっては”という気持ちからなのだという」²⁵²という形で在日朝鮮人の立場が紹介されたが、それは、朝鮮人に対する理解を促すものというよりは、当事者（＝朝鮮人）の口から直接に金を非難させるためのものであった。

私の方も、日韓親善運動をさらに盛り上げようとし“善良な外国人”として、エリを正して生きようと話し合っている。もし差別があったとしても、ダイナマイトを振り回し、あんな形で訴えるべきものではありません。これで韓国人はみんなあんな乱暴者だなんて観念でも持たれたら、一步一步築いてきた親善ムードも水のアワだ。²⁵³

以上のような民族団体関係者の発言は、事件が差別問題の解決や今後の日韓関係にとっても望ましくないという主張を立たせるために用いられた。同記事を載せた新聞は、翌日の社説で、「在日朝鮮人団体も、差別をなくすることと、ライフル事件とは、何の関係もないと言明している」²⁵⁴とし、民族差別が金嬉老事件とは別問題であることを強調した。

2.2 「同胞の苦難」から「日韓関係の反省」まで——韓国での反応

事件は、韓国においても大きな反響を呼び起こした。全国紙や放送局を含むほとんどの大手メディアが、金のニュースを大きく捉え、連日急変する出来事の展開を細かく伝えた。その中で、事件は「同胞の苦難」として理解されることが多かった。

いまだになまなましくわが同胞のうけている試練と困難・屈辱のうっ憤を、金嬉老というひとりの男が、大胆な勇気をもって、思いきり噴出させたことは、本当に敬賀に値いし、殉国先烈の霊を慰さめるものだと思う。²⁵⁵

日本のマスメディアが第1報から金を「ライフル魔」と名付けたこととは異なり、韓国では「同胞」に対する人間的共感を前提するとりあげられ方が目立った。金は、しばしば「命をかけて民族差別に対抗した志士」として語られ、金の言葉を「詩集」として出版するという企画さえ現れた²⁵⁶。一部では「『民族の英雄章』を授与する」というような「反日感情をもったソウルの街の声」²⁵⁷もあった。ここには、事件発生の数日後が、1919年3月1日に日本帝国統治下の朝鮮で起こった全国規模の大衆独立運動の記念日である「3・1節」であったという「偶然」も大きく効いていたと思われる。

ただ、こうした受け止め方と並行して、事件をどう捉えるかについての「落ち着いた」議論も多く行われていた。それは、1999年に金嬉老が「帰国」した時と比べても、より冷静な反応であった。新聞の場合、複数の社説やコラムが事件の意味をとりあげたが、そこでは、事件を朝鮮人の蔑視・差別に対する「憤怒の爆発」として捉えると同時に、金の「英雄化」を警戒する論調が支配的であった。

事件直後の2月27日に大手新聞社によって開かれ、その内容が詳しく伝えられた金嬉老問題の討論会でも、事件の歴史社会的背景に注意を払いながらも、「血縁的な同情とは別に、彼の『反社会性』を叱るべし」とされた²⁵⁸。

この事件の場合、「理由のある反抗」と認識しなければならない必要性があるとはいえ、韓国としては、けっしてほめるべき行動ではないし、また感情的になりすぎてもいけないという点を改めて強調したいです。²⁵⁹

そのうえで、韓国では、いくつかの反応の流れが形成され、複数の論題が同時的に議論された。ここでは、その内容および特徴を簡単にまとめる。

第一に、事件は、「日本のみならず、ある意味では韓国内においてより大きな衝撃を呼び起こした」。なぜなら、「在日僑胞に対する根強い民族差別の問題」²⁶⁰のみならず、戦前における被差別の記憶をも改めて浮かび上がらせたからである。「“チョウセンジン”に激憤」²⁶¹という新聞の見出しにも現れているように、とりわけ「チョウセンジン」は、集団的トラウマとしての被植民・被差別の文化的記憶が凝縮された言葉であった。

40 歳以上の人なら誰でも悪夢のように思い出すであろう「チョウセンジン」とは、日帝時代に日本人たちが韓国人を蔑視するときに使われた代表的な言葉である。日本人は、口癖のように、やたら「ちょうせんじんは、仕方ないな」とつぶやいていた。思うだけでズットするような言葉である。(中略) 誰であろうと、犯罪を犯した人は処罰されるべきである。しかし、処罰を与える前に、犯罪の動機について調べなければならない。とりわけ、今回の金嬉老の事件においてはなおさらのことである。この事件を反面教師とし、日本人たちの反省を求めたい。²⁶² (ソウル市の主婦による新聞投稿)

「チョウセンジン」というあまりにも一般化された蔑視は、こうしたアブノーマルな行為でないと改めて問題提起されることも難しいというのが現状だと思います。²⁶³ (討論会における言論人の発言)

以上に現れているように、韓国では、金嬉老事件のきっかけと主張された「チョウセンジン」という表現により、金の侮辱感を集団的に追体験しつつ、その鬱憤を共有しながら、植民期における被差別が想起されるという現象が見られた。

第二に、金を「志士」として理解するという傾向には、被植民の過去のみならず、当時の社会的力学も関わっていた。たとえば、事件数日後の3月1日には、金の逮捕と処遇問題をめぐって、中央、普成、徽文、培材、梨花女高など10校の高等学校学生約250人が、駐韓日本国大使館の前で「奇襲デモ」を行い²⁶⁴、後日、東大門市場織物商人一同は、金宛に「民族正義感よりおこなう勇敢感謝、どうぞおからだおだいじにして、法廷闘争たのむ」という激励の電報を送った²⁶⁵。こうした反響は、たしかに「民族」を訴え、金を「闘士」と讃える性格が強かった。ただ、その現れ方においては、当時進行中の社会的力学が重なっていた。当時、韓国の高

等学校は、1960年の「3.15不正選挙」に対するデモや1964年からの「韓日屈辱会談反対闘争」など、「民主主義」や「学園の自由」のスローガンの下で激しい対政府闘争を展開していた。前者の反応は、そうした高校の、学校間連携にもとづいた自律的な社会的発言の一環という性格を帯びていた²⁶⁶。また、後者に関しては、勤労基準法の遵守を求めるデモの中で、劣悪な労働環境に抗議するため焼身自殺を遂げた^{ジョン・テイル}全泰壹に対する「烈士＝殉教者のモデル化」という、韓国の民主化運動における象徴化の力学²⁶⁷が深く関わっていた。

第三に、事件関連議論は、「在日僑胞」に対する再認識および日韓関係に対する反省へとつながった。事件発生時の韓国は、「3・1節」を目前に控えていた。「日本の中の韓国人——金嬉老事件をきっかけに考える僑胞と日本人、そしてその社会」²⁶⁸、「韓日関係の新しい反省——3・1節を迎えた日本の知識人たちの声」、「〈座談会〉捨てられた60万の地位—在日僑胞たちの現在と未来」²⁶⁹などといった新聞・雑誌の特集企画が相次ぎ、その中で事件は、日韓関係の「現在」を示す事例として引用され、「在日僑胞」に対する理解と関心、そして日韓問題の全般について再認識が促された²⁷⁰。

韓国政府の在日僑胞政策は、戦後李承晩博士が訴えた公式、すなわち「韓国人は韓国へ、日本人は日本へ」という、たぶん感情的な土台からなるものだったと思われます。政府が持っていたのは、「われわれの人々」といった漠然とした意識だけであって、実際彼らをどのようにするのが彼らのためであり、また国益になるのかというピクチャーを持っていなかった。国籍の選択をめぐる問題もその一つです。帰化はあたかも背徳行為のように見なされてきましたが、彼らが果たして、日本の社会の中に入り込み、正当な権利義務の関係の中で自らの権益を擁立していくべきなのか、あるいは完全な少数民族として導いていくべきなのか、といった基本的な判断があったのかさえ疑問に思います。²⁷¹

これが単純な殺人事件で終わったなら、そもそも問題になるはずがなかったのではありませんか。要するに、日本社会における韓国人の疎外ないし差別による感情の爆発、その代表的なケースであったという観点から、この事件の性格、さらに在日僑胞社会における全般的な問題を考えてみなければならぬと思います。²⁷²

ここでは、在日僑胞に対する政策的ヴィジョンが皆無であることについての反省が求められている。とりわけ3年前の「日韓協定」の締結（1965年）にも関わらず完全に「精算」されていない植民地支配の歴史問題としての「僑胞」をめぐる問題が提起された。

とくに、事件は、「僑胞」の問題が、法的・制度的な次元ではけっして解決しきれない、文化的・感情的な水準をもっていることを示すものとされた。

日韓の間の問題とは、互いに理性的に考えるだけでは済まないことが多いというのも問題だと思えます。十数年をかけた日韓会談からも得ることのできなかった謝罪を、殺人を犯した彼がかちとったということから痛快さという感情もあるでしょうが…。²⁷³

日韓の間の距離が近づいてきたと言われながら、こうした、ある感情上のギャップというのでしょうか、こういうところから、それほど本当に近づいていない日韓の間の断面を改めて感じさせられます。²⁷⁴

日韓の国交正常化は、僑胞たちの法的地位協定文に印を押すだけであり、こうした「先入観」や「差別」を正すことはできなかったようである。金の発作的な犯行に弁護の余地はない。しかし、その裏面に隠された諸問題は、一両日の興奮によって解決されない位深刻である。²⁷⁵

こうして「日韓友好というのが文書に印を押すだけで成り立つわけではない」という認識から、法形式的処理の裏面に残存する深刻な問題に対して、「政府レベルの政策的な努力」や「対日広報活動を強化」の必要性が訴えられていった。

第四に、以上の認識は、しばしば韓国政府の対日政策に対する批判として展開された。日韓国交正常化会談が本格化した1964年から、日韓基本条約（「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」）が締結される1965年6月まで、韓国では激しい反対闘争が行われた。そうした背景から、金嬉老事件は、条約において相対的に軽視されていた在日韓国人の法的地位の問題性が明るみになった出来事とされ、「政府批判」の材料となった。

すなわち、事件は、「これまで60万にのぼる在日韓国人の問題に対する日韓両国のアプローチが、形式論に止まっていたこと、そしてその中で彼らが、その核心に対する本質的な解決から疎外されてきた環境」²⁷⁶にあったことを明らかにした。日韓条約は、「問題の法的地位協定も、

請求権問題に付け加える形で無理やりに条文だけ合わせたことに過ぎず、したがって日本人でもなく、韓国人でもない曖昧な状態で蔑視と差別の対象となる僑胞の問題は、少しも解決されず国交正常化とか、友好という新たな外皮だけ被せられたというのが現実²⁷⁷であると厳しく批判された。とくに、「請求権問題は一回的であるに対して、法的地位はそれが人々と関わる事柄であるだけに、今後ずっとトラブルを起こしうる問題」²⁷⁸ということが指摘された。そこで、「根本的な政策上の努力」として「法的地位協定の見直しもしくは補完」が訴えられた。

韓国の国会でも、同類の問題が提起された。国会議員の^{キム・サンヒョン}金相賢（新民党）は、自ら来日し、金嬉老や民団幹部に面会したうえで、通常の政府関係者がよく接触する「有力実業家ではなく、貧窮な庶民たち」を訪ねた。その調査の結果を踏まえて作成され、国会で配布された報告書（「在日僑胞問題調査報告書」）は、「橋民法」の制定、「在日僑胞国会常任特別委員会」の構成など、在日韓国人をめぐる 103 項目に及ぶ法案・措置を提案しており、その内容が国会で議論される運びとなった²⁷⁹。

3 「犯罪の現代式モデル」としての金嬉老事件

3.1 「テレビの怖さ」と電波の公共性

一方、金嬉老事件は日本においてもさまざまな議論を生み出した。それは、「88 時間の恐怖は民族問題からダイナマイトの管理まで多くの教訓を残した」（『毎日新聞』）という評価に示されているように、きわめて多彩なものであった。そのうち、金が「恐怖」として描かれたり、人々を魅了させるイメージとして消費された側面、そして、在日朝鮮人の「民族問題」についての反省を呼び起こす思想運動を触発させた様子については、それぞれ第 4 章と第 5 章でとりあげることにし、以下では、それ以外の国内的反応をまとめる。

その一つは、「テレビ」をめぐる議論である。「金嬉老事件は、テレビというもののありかたを、あらためて考えさせられる出来事」²⁸⁰として頻繁に議論された。それはとくに、「テレビの怖さ」「テレビ時代のおそろしさ」²⁸¹を露呈させたという点であった。

第一に、事件において「テレビ」に注目する多くの議論は、「犯罪」に用いられたその脆弱性を強調するものであった。ようするに、「“ライフル魔”は『テレビ時代』のおそろしさを、あらためて感じさせた事件」であった。

この事件は、テレビの強さと弱さを十分に実証した。テレビがなければ人質の生命はどうなったか、ということの反面、わずか数人の人質を押さえるだけでも、ある程度テレビを支配できることを示したからだ²⁸²

第二に、事件は、電波の公共性の問題としても議論された。作家の松本清張は、新聞のコラムで、「金嬉老は、歴史に残る犯罪者だ。警察だけでなく、テレビや新聞までを、八十八時間も“支配”してしまったんだから」²⁸³と書いた。このように、テレビにおける金の存在感が非常に大きかっただけに、事件後には、それに対する反省が求められ、電波の「私物化」が批判されるようになった。新聞では、「凶悪犯にもみ手をしているような感じさえした。テレビは本来、不特定多数を対象にしたものであることは、電波法にも明らかだ。金個人への呼びかけや回答にテレビを使ったのは、人質の安全という立場から同法の例外規定を活用したもののだが、乱用しすぎていなかったか」という議論が現れた²⁸⁴。さらに国会でも、金に対する警察の「謝罪放送」が、当時の電波法、放送法からみて合法なのかが議論され、法律解釈をめぐって閣僚への質疑が行われた²⁸⁵。

第三に、事件は、すでに起きた過去としてではなく、未来における警告のメッセージとして解釈された。すなわち、事件は「放送の犯罪への利用」に対する警鐘を鳴らすものであった。警察、報道機関、大学教授などは、「ライフル、人質、マスコミの利用とか、手口はまねされかねない。今後よほど注意しないとイケない」²⁸⁶、「こんどの事件もまねされる恐れが強く、警戒しなければならないだろう」²⁸⁷、「この事件は、逆にいえば犯罪者が有利になる方法を警察が教えることになりかねない」²⁸⁸などの警告を発し、再発を懸念した。

3.2 「未来のテロル」としての事件と「ミニ・クーデター」の時代

金嬉老事件は、その手法の斬新さから、新たな時代の流れを象徴する事件として注目された。前項で確認したように、事件が大きな「恐怖」として認知されたのは、それがたんに、「過去」ではなく、「未来」におけるさらなる「悪用」の可能性を示すものとされたからである。ここには、事件の「外傷」^{トラウマ}としての側面が現れている。

トラウマ（＝外傷）とは、ある経験の強烈さが被害者の通常の反応メカニズムと調和しえない場合生じる効果である。「文化的外傷（cultural trauma）」という概念に示唆されるように、トラウマは、単に個人の心的状況だけでなく、集団にとっても発生する。ある出来事により、集団の意識が簡単に消されない傷跡にさらされた場合、そしてその記憶が、将来の集団的アイデ

ンティティにとって、根本的で回復不可能な痕跡を残す場合、文化的外傷が生じる²⁸⁹。デリダが「9・11」について語るなかで強調するように、「トラウマの経験は、現在ばかりでなく未来に対しても傷を与える」²⁹⁰。トラウマ的経験としての出来事が破壊的な効果をもたらすのは、その「テロリズム脅威の未来性が絶えず想起させられている」からである²⁹¹。つまり、金嬉老事件によって、新たなテロの手法が始まったことは示されたものの、そうしたものがいつ終わるかが分からない。さらなるメディア技術の進展のなかで、同類のテロがより大きな衝撃として再来するかもしれない。こうした「未来のテロル」についての想像は、無意識の水準において恐怖心を呼び起こす。金嬉老事件は、それを予感させるような出来事であった。

当時の反響から、こうした未来における恐怖を読みとることは難しくない。たとえば、評論家の大宅壮一は、事件を「ミニ・クーデター」と評しながら、政府・警察・国民大衆の反省を求めた。

少数者でも、捨て身の決意と戦術をもってすれば、数や武器の上では圧倒的に強い相手の盲点をついて、権力を奪取することができるというのが、クーデターの原理である。こんどの「金嬉老事件」は、それが個人的な形で、日本の大衆の面前で行われ、けっきょく失敗に帰したが、成功の可能性を示したことが、重大な問題として残る。²⁹²

ここで、事件は、金の逮捕によって終結した事件というよりも、警戒すべき「犯罪の現代式モデル」²⁹³として、むしろ「未来」において重要な示唆をもつとされている。

事件の「未来のテロル」としての意味がさらに明らかになるのは、「2 回目のトラウマ」が訪れたときである。3 年後、「よど号事件」が起きると、松本清張は、ハイジャック事件との関連で「金嬉老事件の怖さ」を再び思い出す。彼が強調するのは、これらの類の事件が、ある日突然、人々の「日常性に侵入」するという点である。それは、「すべての『予定』を停止」させ、「市民をもいや応なしに『政治』のなかにまきこむ」。そこで人質は「生命の危険にさらされる。「ある日、突然、いつ、だれがこういうことになるかわからない」し、いつ「あなたも『被害者』に」なるかもしれないところに、「予測のつかぬ現代の恐怖」がある²⁹⁴。

そして、ベトナムでの戦況のために、ジョンソン米大統領が同年末の選挙に再選出馬をしないと表明したことは、こうした解釈の説得力をさらに高めた。その驚くべき「ショック」にあたって、大宅壮一は、金嬉老事件の意味を再論した²⁹⁵。彼によると、金嬉老事件は、その後の銀行現金奪取事件などにもみられたように、「連続反応を起こしやすい政治的、経済的、心理

的條件が日本の社会に熟成しつつある」ことを示唆する。しかも、金が用いたような「権力を奪取する闘争の一形式としてのクーデター」の浮上は、国内的なものに限らない。それは、国家間の戦争においても起こるのだ。かつての日本はその「常習者」であったし、現在ベトナムで見られるゲリラ戦も、国際法など「戦争の文法」を無視するクーデター的な闘争の連続である。泥沼にはまった戦況と米大統領選への影響は、そうした抵抗が巻き起こす大きな効果を実感させるものであった。金嬉老事件は、規模的には「ミニ」であるが、その波及する効果においてはけっして小さくない。その意味で、事件は「新たな時代における力関係の転覆可能性」を示したとされた。

3.3 文化の防衛と文化人批判——三島由紀夫と福田恒存の「金嬉老事件」

三島由紀夫も、「ジョンソン声明に先立って」「時代を予告」した出来事として、金嬉老事件に大きく注目した。

社会的な事件というのは、古代の童話のように、次に来るべき時代を寓意的に象徴することがままあるが、金嬉老事件は、ジョンソン声明に先立って、或る時代を予言するようなすこぶる寓意的な起り方をした。それは三つの主題を持っている。すなわち、「人質にされた日本人」という主題と、「抑圧されて激発する異民族」という主題と「日本人を平和的にしか救出しえない国家権力」という主題と、この三つである。第一の問題は、沖縄や新島の島民の島民を、第二の問題は、朝鮮人問題そのものを、第三の問題は、現下の国家権力の平和憲法と世論による足カセ手カセを、露骨に表象していた²⁹⁶。

三島にとって、事件は複合的な意味をもった。三島は、日本人の抑圧が訴えられたと同時に日本人が「人質」となったことに、「日本民族の相反するイメージ」を重ねる。すなわち、事件は、朝鮮民族に対する加害者意識のみならず、アメリカに対する被害者意識をも想起させるものであった。そこで三島は、その交差する被害者／加害者意識の中に働く、共同体の崩壊を目指す「戦後左翼の戦術的意図」を警戒し、「文化の防衛」を訴えた。そこで特に注目されたのは、ライフルとダイナマイトで武装した金の暴力的な振る舞いであり、それと対比される「日本」の無気力であった。

この間の金嬉老事件で私がもっともびっくりぎょうてんしたのは、(中略) 金嬉老の人質の中の数人の二十代初期の青年たちのことであった。彼らはまぎれもない日本人であり、二十何歳の血気盛んな年ごろであり、西洋人から見ればまさに“サムライ”であるべきはずが、ついに四日間にわたって、金嬉老がふろに入っているにもかかわらず、われわれはかすり傷も負いたくないという時代に生きているので、そのかすり傷も負いたくないという時代と世論を逆用した金嬉老は、実にあっばれな役者であった²⁹⁷

いわゆる「文武両道」にもとづく「菊と刀の連続性」の復活を唱える三島にとって、戦後は、「かすり傷も負いたくない」という無気力に満ちた時代であった。金嬉老事件は、そうした平和の潮流に逆行するような露骨な暴力であっただけに、「時代と世論を逆用」でき、大きな衝撃を与えた。彼は、「若きサムライ」であるはずの「人質」の「勇気」の欠如²⁹⁸に、金を制圧できなかった警察の無能、さらに自国民を「平和的にしか救出しえない国家権力」の無力さを重ね、慨嘆の対象とする。結局のところ、事件は、「刀が国家により強制的に捨てられた」事態、つまり「平和憲法」の無力性を表すものと理解された。左翼革命勢力に対抗するための民兵組織「楯の会」の創立を目前に控えていた状況のなかで、金嬉老が手にとったライフルは、日本の文化的防衛における暴力手段の必要性、すなわち「文化をまもるために命がけて銃をとる」ことの意義を確証させるものとして映った。

日本ではかつての軍閥の悪夢があまりに強く残ってゐるため、「銃をとる」などといったら引つくり返らんばかり、すべて受身にしか行動を考へられないのが、すでに敗北の姿勢だと思ひます。フランスのレジスタンスの闘士も、文化をまもるために命がけて銃をとりましたが、(中略) 暴力に屈して自尊心を捨てた最近の大学の先生たちのまねだけはしたくないものです。(中略) せめて若い世代に、日本人としての誇りを最終的に守る覚悟を植ゑつけたいと思ひはじめた「楯の会」の運動ですが、(以下略)²⁹⁹。

こうして、金嬉老事件は、暴力手段の放棄という観点から戦後民主主義を批判する論理の中で専有され、「文化防衛」のための武力的決起の訴えに刺激を与えた³⁰⁰。

一方、三島由紀夫と同様、文学と評論の両面において活発な活動をみせていた保守論客に、福田恆存がいた。1954年に発表した評論「平和論にたいする疑問」³⁰¹以降、劇作と評論で名を知られていた福田は、「三島事件」の3年前に行われた三島との対談で明らかになったように、

平和主義への違和感、憲法改正および「文化の防衛」の必要性、暴力的手段の肯定などの論点において、三島と立場を共にした³⁰²。

金嬉老事件は、福田恆存にも大きな刺激を与えた。福田は、金の逮捕直後に、事件をもとにした長編戯曲「解ってたまるか」を書き上げ、6月に初演を果たした³⁰³。作品は、殺人を犯した後ホテルに立てこもった「ライフル魔」、警察との対峙、報道陣との交渉など、金嬉老事件どおりの設定であった。しかし、そこでの主人公は在日朝鮮人ではなく、「民族問題」も言及されなかった。その代わりにクローズアップされたのは、前科者の主人公を囲む、警察、記者、知識人たちの姿であった。福田は、金嬉老事件が「日本の社会的恥部を事件がえぐりだした。劇でもっと深くえぐりだそうという気になった」³⁰⁴と言ったが、その「社会的恥部」とは、民族差別の問題ではなく、むしろ彼の一貫した批判対象の「進歩的知識人」であった。

後藤〔大学教授〕 ……実際、何と申し上げたら良いか、事態がここに至るまでの御苦勞を思うと……（涙に噎ぶ）

木村〔ライフル魔〕 有り難うございます、そうまでおっしゃられると、吾が事ながらほろりとさせられます……、（中略）ゆうべ浅草橋と上野で2人を射殺してから後、厳重な警戒網を潜り、このハイクラ〔ホテル名〕に辿り着くまでの苦勞は並大抵のものではありませんでした……。

後藤 いえ、私のいった先生の御苦勞というのは、その事ではありません……。
（中略）

後藤 誤解しないでください。木村さん、私達にしてもそういうあなたの純粋な志に感動して涙を流しました、あなたのうちに人民の英雄の姿を見、あなたの心のうちにダイヤモンドより尊い宝玉を覗きみる思いがしたのです。

木村 ホーギョク？ホーギョクとは何だ、宝石とは違うのか？ギョクというのはどういうものだ？

後藤 半玉の玉ですよ……。

木村 何だと、俺を半人足扱いするのか貴様は……、半玉とは何だ、半玉とは……！³⁰⁵

こうした「ミス・コミュニケーション」、すなわち「ライフル魔」の言葉をめぐる誤解や拡大解釈からなるブラック・コメディー的状况には、戦後文化や「文化人」に対する彼の批判的認識が鮮明に映し出されている。福田は、進歩的文化人を、「あらゆることに原因や理由を指

摘でき、意見を開陳できなければならない」と思い込んでいる人々³⁰⁶、また「あらゆる現象相互の間に関係を指摘するのがうまい人種」³⁰⁷と嘲笑った。「民主主義とか平和主義とか、さういふ時代の風潮に迎合し、現実離れした空疎な平和論を売り物にしている」進歩的知識人に対する批判は、「思想」としての平和主義だけでなく、彼らの物事を語る「スタイル」にも向けられていた。金嬉老事件でいえば、金の言葉が、「平和論」の立場から「民族差別」として理解＝専有される現実に対し、福田は、「解ってたまるか」という皮肉ったパロディで、それに対抗したといえる。そして劇中の「ライフル魔」を、誰にも正しく理解されないという「孤独」の中で死なせた³⁰⁸。

このように、福田恆存は、共同体の文化を防衛するという、三島由紀夫と類似した方角から、しかし進歩的文化人の批判という独自の視点に立って、金嬉老事件を専有した。

3.4 「劇場型犯罪」の誕生

事件は、しばしば、「日本史初の劇場型犯罪」として称される³⁰⁹。ところが、実際「劇場型犯罪」という表現がはじめて登場するのは、後日の1984年のことである。評論家の赤塚行雄は、食品会社に対する脅迫事件であった「グリコ・森永事件」において、「かい人 21 面相」と名乗った犯人がマスメディアに犯行声明を送り付けるなどの劇的な展開がみられたことから、それを「劇場型犯罪」と呼んだ³¹⁰。そして、その表現は、いつの間にか金嬉老事件に適用され、事件は「初の劇場型犯罪」と呼ばれるようになった。

そのため、まだ「劇場型犯罪」という表現のなかった間には、人質、長時間の立て籠り、マスメディアによる注目といったいくつかの要素が見られるケースに対し、「第二の金嬉老」「〇〇版金嬉老事件」などの表現が頻繁に使われた。その中での「金嬉老」は、固有名詞ではなく、後に「劇場型犯罪」としてまとめられることになる、特定の事態を指す「代名詞」として通用された。

たとえば、「父親殺、ろう城七時間 千葉で異常男 まるで第二の金嬉老」という見出しの報道では、「ライフル魔金嬉老をまねてか『火薬を持っているぞ』と木箱を近づけて見せるなど」というふうに関人の行動が記述された³¹¹。「二児殺して自殺 フランスの『金嬉老』 警官突入手おくれ」(【写真 3-1】)や、「ろう城 36 時間、自殺」韓国版「金嬉老」(【写真 3-2】)など、外国で起こった事件についても、同様の現象がみられた³¹²。



【写真 3-1】「フランスの金嬉老」³¹³



【写真 3-2】「韓国版 “金嬉老”」³¹⁴

その中には、金嬉老事件の模倣、もしくは直線的な影響関係が確認されたものもある。1968年10月に起きた「連続ピストル射殺事件」の容疑者、永山則夫は、自ら金嬉老に憧れていたことを明らかにした³¹⁵。1969年、銃砲店で猟銃を発砲した男が警察に包囲された末自殺した事件では、犯人が「金嬉老をまねた」との遺書を持っているとされ、「第二の金嬉老事件」として武装警官隊が非常召集された³¹⁶。

その他、「三億円事件」（1968年）、「瀬戸内シージャック事件」（1970年）、「三菱銀行人質事件」（1979年）など、マスメディアによって犯行の進行がリアルタイムで伝わりながら大きな大衆的関心を集めた有名事件は、遡及的な形で同類の事件として系列化された。金嬉老事件は、こうした系譜において、1985年以降に、「元祖 劇場型犯罪」として「誕生」するようになる。

金嬉老事件の要約語として最もよく用いられる「劇場型犯罪」という概念が、実は後日に作り出されたものであり、それが遡及的に適用されることによって事件が「初の劇場型犯罪」として位置づけられたことは、きわめて示唆的である。デリダがいうように、出来事は、「私たちがある出来事をそれとして認知できると信じる際に土台となる概念ないし本質の地平さえをもかき乱す」³¹⁷。出来事は、それを捉えうる概念カテゴリーそのものを揺るがし、われわれの理解を乗り越えていく異質性である。その異質性を言語的に捉えようとする試みのなかで、出来事は、事後的な意味付けの対象となる。そこで出来事に対する数々の解釈は、系列化を生み出す。「劇場型犯罪」は、金嬉老事件の意味を捉えるための専有の試みの中で現れた一つの系列化の試みなのである。

こうして意味が遡及的に系列化される構造そのものを明らかにするために、デリダは、フランス語の前未来形（英語における未来完了の時制）を用いた。その用法を借りるなら、寸又峡での出来事は、後に「金嬉老事件」と呼ばれ、1980年代以降には「初の劇場型犯罪」となってしまうだろう。つまり、金嬉老事件は、出来事に事後的な意味づけが行われる構図のなかで「劇場型犯罪」としての意味がはじめて与えられ、後続して「反復」される「劇場型犯罪」との共通性と差異の中ではじめて、意味の実質が現れていくことになる。このように、エコーグラフィーへの視点は、ある出来事に特定の意味が与えられていくところの社会現象を分析していくものとなる。

4 「体制」からの逆襲——トラウマからの回復

4.1 銃器・火薬管理の強化論

トラウマとしての出来事は、それにさらされた者に、全能感の欠如と無秩序の恐怖を味合わせる。そして、政治や文化などあらゆる領域において、それを「回避しようとするベクトル」が稼動される³¹⁸。「9・11」後のアメリカの反応から明らかにみられたように、トラウマとしてのテロ事件は、しばしばそれに対する「回復 (recovering)」の動き、すなわち、共同体の安全 (safety) と統合 (integration) をとりもどすための強迫的な動きを生み出す。防犯・安保体制の強化は、その代表例である³¹⁹。金嬉老事件においても、同類の反応がみられた。

早くも、事件翌日の新聞紙上には、事件を銃器管理の盲点を表した出来事と捉え、銃やダイナマイトなど銃器・火薬の「スキだらけの管理」³²⁰を批判する議論が登場した。

23日付けの『読売新聞』社説（朝刊）は、「猟銃の管理を強化せよ」というタイトルとなっており、「短刀や拳の所持がきびしく禁止されているのに、ライフルが比較的容易に不適格者の手にはいる現状」に対する再検討の必要性が訴えられた。こうした主張は、すぐさま広く受け入れられ、国会でも、銃の扱いについての発言と質問が相次いだ。事件2日後の23日に開かれた会議では、国家公安委員会長が、「一般が無用に銃に興味を持たないようにするためにも、国全体を禁猟区とし、一部猟のできる場所だけを指定するといったことを検討する必要があると思う」と発言した。この発言は、「国全体を禁猟区に」という見出しの下、新聞で大きくとりあげられた³²¹。同日、国会では、火薬類の取り締まりを強化し、十分な管理体制を整えることが合意され、関係省庁の管理の強化、全国立ち入り検査の実施、火薬類取締法の罰則規定の強化などの具体的対策が検討される運びとなった。

一方、警察庁長官は、記者会見の中で、「比較的に規制がゆるやかなアメリカでさえ、銃砲の通信販売を禁止する動きがあるのに、わが国では銃が月賦でも買えるという安易さとどまっている」、「銃刀法だけ改めても根本の解決策にはならない。世論の支援さえあれば、爆発物の管理責任強化をふくめ、抜本的対策をねりなおしたい考えだ」と発言し、世論の支持を訴えた³²²。



【写真 3-3】「ライフル補完、嚴重に」「都内で 8,000 丁を一斉検査」³²³

当時は、前年度に発生した新幹線ひかり号爆発未遂事件などいくつかの爆発事件をきっかけに、すでに全国の三万カ所にのぼる火薬類取り扱い場所の一斉立ち入り検査が行われた状況であった。金嬉老事件は、銃器・火薬の「甘い管理状況」に対する警戒心を一層高めるものであり、事件の翌月から、ただちに全国一斉立ち入り検査が再開されることになった（【写真 3-3】）。

4.2 「甘い対応」への批判から銃器部隊の新設まで

事件の時に現場に出動した警官・機動隊は、160 人にのぼる。彼らは「釘付け」³²⁴になって動態を監視したが、結局現場に進入することができなかった。ただ旅館に出入りする記者たちを見守ることしかできないという状況が続いたことを受け、当時から一部では、警察の無能を慨嘆し、「射殺も辞さない応戦を期待する声」³²⁵、すなわち「撃ち殺せ」といった意見³²⁶が現れた。

そして、金が逮捕されると、解決までに 4 日間もかかったことと関連し、より強硬な手段で対応できなかったことへの強い批判が急浮上した。事件関連の座談会でもこの点が指摘された

が、それは、「甘やかしすぎたライフル魔」という見出しで大きく報道され、新聞の読者欄においても、「納得できぬ警察の行動」、「隙があったはずなのに、なぜ射殺できなかったのか」などの批判が相次いだ³²⁷。なお、議論は、「警察は接触のチャンスを利用して、少々危険をおかしても犯人の逮捕ないし射殺に踏み切るべき」³²⁸という意見など、より一般的な水準における警察の積極的な武器使用の問題へと広がる様子を見せた。

事件当時、警察が金の射殺という案を検討していたのかは不明である。ただ、仮に窓から顔を出す金の狙撃を試みるにしても、当時警察には、スナイパーがいなかった。そのため、狙撃のチャンスの有無とは関係なく、警察が単独で狙撃に踏み切ることは難しいという現実認識があった。この経験は、警察内に銃器を備えた人力を置く必要性を自覚させた³²⁹。

その結果、都道府県警察には、狙撃用ライフルの配備が進められると同時に、機動隊内には「特殊銃隊」が創設された。これは、「狙撃班」、「ライフル隊」と呼ばれ、狙撃を専門とする特殊チームとして運用され、1970年の「瀬戸内シージャック事件」などで犯人の制圧に活用されていく。現在においても、金嬉老事件は、戦後における警察活動の歴史的変貌における一つの転機として位置づけられ³³⁰、とりわけ銃器を用いる警察活動の専門化の流れにおいて重要なきっかけとして理解されている。

一方、事件において旅館内の「人質」の存在が注目を浴びるにつれ、「監禁罪」の新設が議論された。「人質」は、そもそも法律上の用語ではなく、刑法においては問題となるのは監禁罪の成立のみであった。ただ、当時、監禁罪が3年ないし5年以下の懲役と、比較的軽い処罰しか設けてないという主張があり、金嬉老事件をきっかけに、「人質罪」を新設することで処罰を強化することが求められた。

たとえば、事件発生の翌日、新聞の読者欄には「『人質罪』を設けよ」³³¹という意見が登場した。こうした世論に呼応するかたちで、警察庁長官は、24日の午後、金の逮捕直後に開かれた記者会見で、「わが国の警察がはじめて体験する特異な事件だったが、これを教訓に、こんご場合によって“人質罪”という形で罰則を新設し、人質犯罪、銃砲、爆発物など関係法規の再検討を進めたい」³³²との積極的な姿勢を示した。その内容は、「“人質罪”設けたい」などの1面トップ見出しで、大きく報じられた（【写真 3-4】）。その後、国会でも、人質罪を新設に関する議論が行われた³³³。



【写真 3-4】「人質罪」の新設についての新聞記事³³⁴

5 小結

以上、事件の直後を中心とした反響の様子からいくつかの流れを確認した。その様子は、現在からすれば、ある程度、予測可能なものと思われるかもしれない。ただ、「劇場型犯罪」というカテゴリー化がなされた今とは異なり、当時における事件の展開は、人々の常識をはるかに超えた意外性と新鮮さをもっていた。その異例的な「ドラマの筋」は、「どんな劇作家の頭にも浮かばなかったこと」であり、もし「浮かんだとしても、現実性のないものとして、退けられたであろう」とまで言われた³³⁵。すなわち、1968年の時点においては、そうした「前代未聞の犯罪」³³⁶がどのような形で波及するかについて、ほとんど見通しがつかなかったのである。そのなかで同時多発的に噴出した反響が予測可能なものと思えるのは、ひとえに「劇場型犯罪」のたどる一般的経路という事後的なカテゴリー化の効果による。また、当時における予測不可能性こそ、金の暴力的振る舞いの恐怖感を増幅させ、未来における「テロルの威嚇」を、より現実的なものとして予感させたかもしれない。そこで今後の「類似犯罪の再発」に対する危機意識が呼び起こされる中で、公権力側の対処体制が整備されていたと思われる。

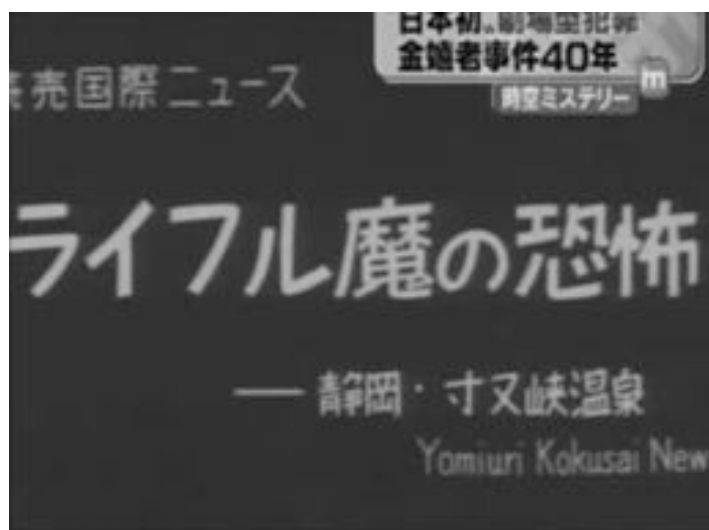
こうした風景から明らかに読み取れるのは、金嬉老事件が「劇場型犯罪」の意味をもってしまいう前に、極めて多様な反応と反響に見舞われ、その偶発性に満ちた空間の中で出来事の意味をめぐるさまざまな交渉があった点である。また、最後に記憶すべきは、金嬉老事件が、発生と同時に、その置かれた文脈が多様化しはじめたことである。「金嬉老事件」とは、発生直後

の段階においてすでに、「寸又峡での出来事」の真実そのものというより、「キムキロジケン」という文化表徴として、多様な場において機能しはじめた。以下の章は、そうした複数のフィールドにおける意味構成の様子を捉えるものである。とくに、ここで描き切れなかった韓国における波及の推移については、第 6 章で詳しくとりあげ、「劇場型犯罪」のカテゴリー化については、結論で立ち返って考えることにしたい。

第4章 他者からの恐怖と誘惑——意味論の彼方

1 「お茶の間を訪れた恐怖」の謎

本章では、メディアにおける言説と表象を中心に、金嬉老事件の情動的な側面を検討する。それは、「恐怖」(terror)と「誘惑」(seduction)と要約される。まず、「恐怖」という表現は、「ライフル魔」という呼び名とともに、各種ニュースの第一報から登場し、その後も、あたかも「疑いのない客観的な描き方」であるかのように多用されることで、事件の最も一般化した意味付けとなった(【写真4-1】)。



【写真4-1】「ライフル魔の恐怖」(読売国際ニュース、1968年2月28日)³³⁷

ところが、マスメディアによる「事件＝恐怖」という定式化に対し、以下の二つの疑問を提起することができる。

(1) その一つは、報道内容の真実性にかかわる。すなわち、果たして事件は、「実際に」人々に恐怖を与えていたのかという疑問がある。この点において異議を唱えた代表例が、第2章で言及した本田靖春の著作である。本田によれば、当時の「マスコミ」は、金の提起した人種差別問題に真剣にフォーカスを合わせるかわりに、金を「恐怖」の存在として示すことに力を注いだ。「ライフル魔の恐怖」というメディア・フレーミングは、事件の表層における感情的効果を煽るものにすぎなかった。また、金嬉老公判対策委員会および弁護団も、さまざまな資料にもとづき、「恐怖」を強調していた報道が、実際の状況とは大きく異なる「マスコミの作りだした事件」³³⁸のイメージでしかないことを証明しようと努力した。

一方、それにもかかわらず、事件は、その後も「お茶の間を訪れた恐怖」として語られつづけ、現在にまで「恐怖」として記憶されることが少なくない。それならば、事件を伝えたメディア言説が人びとの認識や記憶にどの程度の影響を与えたのかが問題となる。前章では、未来における「テロの恐怖」が触発されたことを指摘したが、ここでは、事件そのものを「恐怖」と同一視し、あるいは、人びとの感情を「恐怖」としてまとめていく「言説上の記号としての恐怖」が問われる。

本田や委員会が主張したように、当時の報道において、「人質」などの当事者たちが驚くほどの「大げさ」な描き方が蔓延していたことは確かである³³⁹。ただ、それにしても、「恐怖」として描かれた事件像が流布することによって、新聞の読者やテレビの視聴者たちが大きく影響された可能性がある³⁴⁰。報道によって作り出されたイメージが出来事の感情的効果そのものを定義し、それが再帰的な形で事件の恐怖を生み出した可能性があるのだ。そのため、「恐怖としての事件」は、たんに報道による事実の歪曲や誇張の問題のみならず、報道によって作られた事件像が、受け手側に呼び起こした感情的な同調と深くかかわる。よって、「事件が本当に恐怖をもたらしたのか否か」という質問は、メディア言説が人びとの認識や記憶にどの程度の影響を与えたのかという、検証することが不可能に近い難問をまといつつ失効し、今日まで「謎」として残った。

(2) もう一つの疑問は、当時の金嬉老が単に「恐怖」の対象であっただけでなく、魅力的な「誘惑」の存在として提示されていたという「不思議さ」にかかわる。事件直後の反応のなかに、金の「反抗」に対する共感が現れていたことは、第2章で確認した。ただ、マスメディアの報道においても、「恐ろしいライフル魔」のイメージの傍らに、金の「魅力」への注目が著しかったという点は非常に興味深い。これら「恐怖」と「誘惑」は、一つの対象として金の両面的なイメージを形成していた。金は、果たして「怖い存在」だったのか、「魅力的な存在」だったのか。もし、金が「恐怖」をもたらす「ライフル魔」でありながら、それと同時に人びとの欲望を刺激し、大衆を引きつけていたなら、その事態は、どのように説明されるのか。これもまた、「恐怖の事件」にまつわる、もう一つの「謎」である。

本章で検討するメディア言説における「恐怖」は、以上の二つの「謎」と直接的な関連をもつ。ただ、ここでは、報道の事実性そのものを検証しない。以下では、「事件を恐怖として描くこと」の是非を論じるかわりに、その具体的な内容および論理に注目する。もし、本田の批判通りに、「恐怖」の言説が全面的な「歪曲」であったとしても、「事件がそれほどまで恐怖として描かれていた」という現象は、内面的に解明されなければならない。本田の総論的な批判は、ジャーナリズムの精神を忘却した記者たちのモラルに向けられていた。ところが、「恐怖」という表現が「合唱された謎」には、そうしたアクターたちの倫理的資質とは異なる水準があ

ったはずである。すなわち、「恐怖」の言説を支えていた内的論理および歴史文化的文脈が明らかにされる必要がある。

さらに、ここには、本田や公判委員会によるメディア批判ではとりあげられなかったもう一つの金嬉老の描かれ方、すなわち、金の「魅力」の問題がかかわっている。「他者」としての金のイメージは、恐怖を与えるものだけでなく、人を魅惑するものでもあった。金の「魅力」という描き方には、「恐怖」だけでは収まりきれない文化的ロジックが現れている。

こうした認識にもとづき、本章では、以下の四つの問いを中心に検討を進める。

第一に、新聞および雑誌媒体において、事件の「恐怖」がどのように強調されていたか。

第二に、「事件＝恐怖」の報道フレーミングを支えていたのは何か。

第三に、当時のメディア言説において、金の「魅力」がどのように捉えられていたか。

第四に、金の「魅力」が消費の対象となりえた文化的背景とは何か。

2 構成される「恐怖」とその外部

2.1 テキストとしての事件と「恐怖」

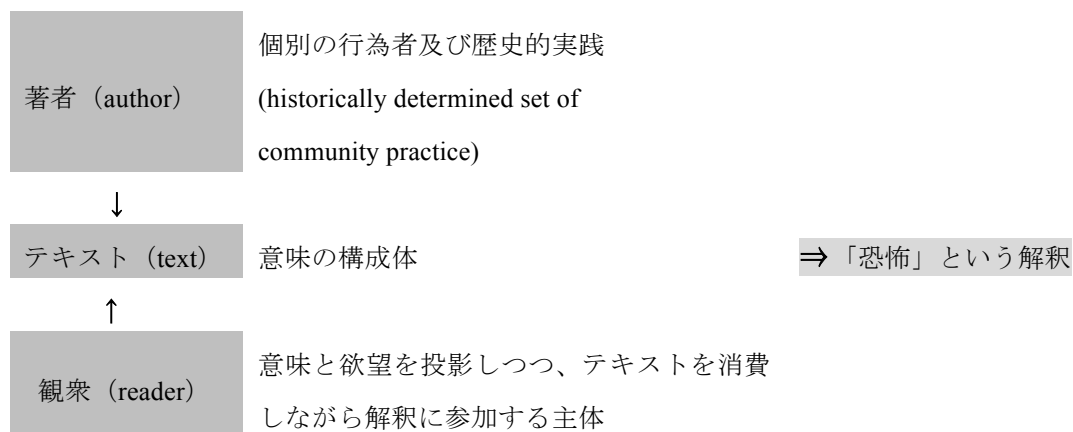
まず指摘しなければならないのは、「恐怖」というものが、事件が生み出した自然な感情的反応ではないという点である。2人を射殺し、ダイナマイトを抱えて警察と対峙し、しかも数回の射撃と放火を行っていた金は、確かに「恐怖」の対象であったかも知れない。しかし、金の行動そのものが、前文化的な (pre-cultural) 自然物として、「恐怖」を生み出したかということ、そうではない。「喜び」「恥」「苦痛」などの感情が、特定の文化的条件によって支えられ、学習される社会的性格を帯びていることと同様、「恐怖」は、あくまでも文化的構成物 (cultural product) として分析されなければならない。事件に対してマスメディアが行った意味付けとしての「恐怖」は、記者たちの意識的・無意識的判断によって、現実を描く多くの表現の中から選択された記号であった。また、その記号の意味作用は、必ずそれを可能にする文化的布置を前提していたはずである。

言説における「金嬉老事件」を一つの「テキスト」として捉えるならば、「恐怖」とは、当時の主流メディアによって提供された、事件 (=テキスト) に対する有力な解釈であった。John Fiske が提示した図式を参考とし³⁴¹、これを示すと以下ようになる (【図 4-1】)。

ここでまず重要なのは、「恐怖」が、事件が観衆に直接的＝無媒介 (immediately) に与えた効果ではないということである。それは、何よりも「著者」によって提供された記号であり、その意味は、観衆との交渉のプロセスを経て構成されていく。

大衆的テキスト (popular text) は、けっして自足的な意味の構造 (self-sufficient structure of meaning) として成り立つものではない³⁴²。(1) 歴史文化的に条件づけられた行為者としての送り手、(2) 複数の作動の水準を有する意味の構成体としてのテキスト、(3) テキストから欲望を刺

激されながら、その意味生産に変化をもたらす受け手の相互作用のなかで、あるテキストは特定の意味を持つようになる³⁴³。テキストの意味構成における諸条件および読み手の関与を認めたと
き、「事件＝恐怖」の真実性をめぐる議論は、新たな分析の次元へと開かれる。



【図 4-1】 テキストにおける意味の構成

金嬉老事件に対する「恐怖」と関連してまず注目すべきは、「著者」である。「恐怖」という支配的解釈を提供した「著者」は、記事を書いた記者だけではない。「著者」という契機には、特定のアクターだけでなく、そこに意味を付与するこれまでの多くの歴史的慣行、すなわち、日本社会の文化的遺産としての物語の類型や慣行、行動のパターンなどが含まれる。記者たちは、そうした歴史文化的条件を背景とし、また制度としての報道機関内に蓄積されていた暗黙の了解の下で、特定の記事を書いていた。そのなかで「恐怖」という表現が、理解可能な意味をもって読者に提示されるのも、送り手の個別的な行為を支える歴史文化的文脈があつてのことである。

2.2 「恐怖」の構造

2.1.1 「恐怖」の物語^{ナラティブ}

それでは、新聞の描き方を中心に、「恐怖」という意味付けを可能にした歴史文化的条件について分析していきたい。

ニュース報道には、互いに相反する二つの力が含まれている。ニュースのテキストには、多岐をきわめる現実の複雑性を連続的で一貫した物語（＝ナラティブ）の中に納めようとする「歴史記述の欲望」と、あるイベントの多様性と独特性を余すところなく記述しなければならないという「系譜学的要求」とが、互いに拮抗している³⁴⁴。個別の出来事は、雑然とした事実関係に満ちている。ニュースにおける系譜学的要求とは、抽象的な言語によって描き切れない出

来事のユニークな諸側面を充実に記述することを求める。そこでは、首尾一貫な物語や「歴史＝グランド・ナラティブ (grand narrative)」に還元されない出来事の異質性および不連続性が強調される。それに対し、歴史記述の欲求は、互いに矛盾する事実の破片に連続的なナラティブを与え、理路整然とした出来事のイメージを提示しようと働く。その過程において、系譜学的記述における「多様な声の織物 (weave of voices)」、「言語的多様性・異言語混淆 (heteroglossia)」は、「言説の序列 (hierarchy of discourse)」によって圧倒され、一つの理解可能なニュースとなっていく。このように、あらゆるニュース・テキストには、出来事を物語に編入させようとする欲望と、それに抵抗しつつ出来事の特異性と複雑性にこだわるという働きかけとの、解消しがたい緊張関係が潜んでいる³⁴⁵。

こうした観点を導入することにより、ニュースの客観性や正確性、偏見や歪曲という問題に対する、より多角的な検討が可能となる。前述したように、金嬉老事件は、きわめて複雑な出来事であった。ニュース報道は、ひとまず「ライフル魔がもたらした恐怖」という物語を導入することで、その「複雑さ」に対処していた。以下は、記者たちが旅館に入ることが可能になる前に、「恐怖の温泉町」という見出しの下で作成された記事である。

金が逃げ込んだ寸又峡温泉は大井川上流、南アルプス登山口にあたる奥大井観光地として最近知られるようになったが、まだひなびた山村だ。民家や旅館、みやげもの店など約四十戸あるが、この事件は地元の人たちを一度に恐怖の底におとし入れた。³⁴⁶

この叙述は、「恐怖」の根源としての犯人＝威嚇者が存在し、地元の人々は恐怖に晒されたというナラティブにもとづいている。いつ被害が出るか分からないという真実味をもたらすストーリーの迫真性は、報道にセンセーショナルな性格をもたせ、読者の欲望を刺激する。ただ、このような「恐怖」には、いくつかの意味構造の層が重なっていた。

2.1.2 「恐怖」の構造①：静かな寸又峡 vs. 金の騒動

弁護団やいくつかの評論によって指摘されたとおり、当時の新聞報道では、「狂って銃を乱射する殺人魔」としての金の姿、「恐怖でおびえる住民と、死の町と化した寸又峡のイメージ」³⁴⁷が強調され、その中で事件は、「平和な温泉郷（日本人社会）を驚愕、畏怖、攪乱した兇悪非道な犯罪」とされた³⁴⁸。

「バーン、バーン」。夜空に向かって、かわいたライフル銃の発射音が響き、腹の底をえぐるようにダイナマイトが爆発する――。ライフル魔、金嬉老が立てこもった静岡県寸又峡温泉は、21日夜にはいっても、恐怖のどん底にあえいでいる。依然としてとらわれのま

まの人質をタテに、金は包囲の警官隊に激しくたてつき、凶暴の限りを尽くしている。

(中略) 夜がふけるとともに、緊張と疲労からか、その言動はいよいよ狂って きている。

349



【写真 4-2】 新聞記事「傍若無人のライフル魔」³⁵⁰

「傍若無人のライフル魔」「ヤミにマイトの閃光」(【写真】4-2) という見出しの下で描かれた現場の様子から読みとられるのは、「静かな温泉街」と対比される金の「騒動」である。平穏な温泉街であるはずの寸又峡の住民たちは、突然現れた「傍若無人のライフル魔」によって恐怖でおびえている。ここで、金嬉老は、共同体の平和を威嚇する侵入者であり、寸又峡の住民たちは、受け身になって脅えている「被害者」である(【図 4-2】)。



(受動)	(能動)
寸又峡の住民	金嬉老
被害者	侵入者
共同体	アウトサイダー
平穏	騒動
脅える	威嚇

【図 4-2】 恐怖の構造①：静かな寸又峡 vs. 金の騒動

以下の新聞見出しによく現れているように、このような描き方の構図は、事件が伝えられはじめた 21 日から現れ、その後も大手新聞において反復されながら、事態が展開される主観的風景にふさわしいパースペクティブを規定していく。

「ライフル魔あばれる」「旅館の客など 12 人監禁」「清水で 2 人射殺、逃走中」³⁵¹

「ライフル魔、いぜん“ろう城”」「おびえる旅館の人質 20 人」³⁵²

「狂気のライフル魔」「火のそばにマイト」³⁵³

「武装警官ら約百人が遠巻き」「20 人、二階に押し込む」「マイト窓から投げ爆発」「空に向け 10 発乱射」³⁵⁴

「警官への威かく射撃」「おびえる旅館の人質 20 人」³⁵⁵

「住民の不安も深まる」³⁵⁶

「四日目、去らぬ恐怖」³⁵⁷

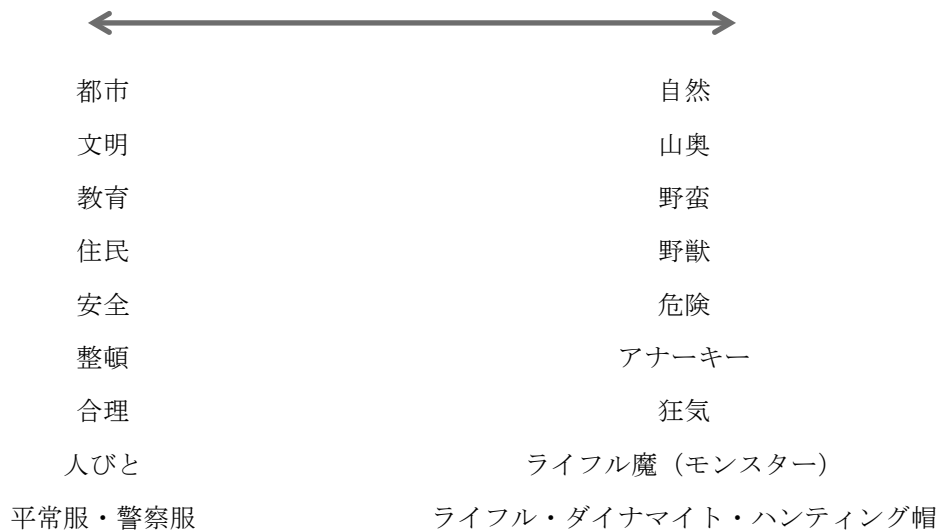
「恐怖の対決、五日目にケリ」³⁵⁸

「33 時間の恐怖語る主婦 “自爆” の声に胸も凍る」³⁵⁹

2.1.3 「恐怖」の構造②：文明 vs. 野蛮なライフル魔

「暴力」は、安全で平和的な市民社会の姿との対比によってはじめて意味を持つ。John Fiske が海辺のビーチに対する分析のなかで指摘したように、自然な、未開の、手なづけられてない、生の、アナキー的な、危険などの要素は、それぞれ、文化的、文明の、飼いならされた、都市の、安全のような二分法的対立項 (binary opposition) との関係においてのみ意味論的に位置づけられる³⁶⁰。これと同様、金の「危険性」と「恐怖」は、文明と野蛮の対立構造のなかで語られていた。

事件の「恐怖」は、まず「ライフル魔」という名付け³⁶¹から始まり、自らの手でバリケードを作り、ダイナマイトを火元に置いたまま威嚇射撃や放火を繰り返す金の大胆さにフォーカスを合わせる形で強調された。「狂気のライフル魔は警官隊に対して威かく射撃をするなど、狂気のさたをくり返している」³⁶²、「恐怖のライフル魔 息をのむ山の温泉郷」³⁶³、「しだいに興奮する金 動くもの容赦なく発砲」³⁶⁴などの表現において、金は、「人間」というより、「狂気」を発する「野獣 (モンスター)」として描かれた。さらに、「危険」「山奥」「ハンティング帽」などの表現が多用されていた。金の生い立ちからも、小学校中退という金の学歴が繰り返し喚起された。つまり、金の描き方において、山奥—ライフル魔—肉体—狂気—危険の系列が、都市—市民—精神—合理—安全といった市民社会のイデオロギー的な構成要素と鋭く対立していたことが分かる (【図 4-3】)。



【図 4-3】「恐怖」の構造②：文明 vs. 野蛮なライフル魔

2.1.4 「恐怖」の構造③：植民地主義の文化的遺産と「狡猾さ」

さらにここには、朝鮮人に対する植民地主義的視線が重ねられていた。

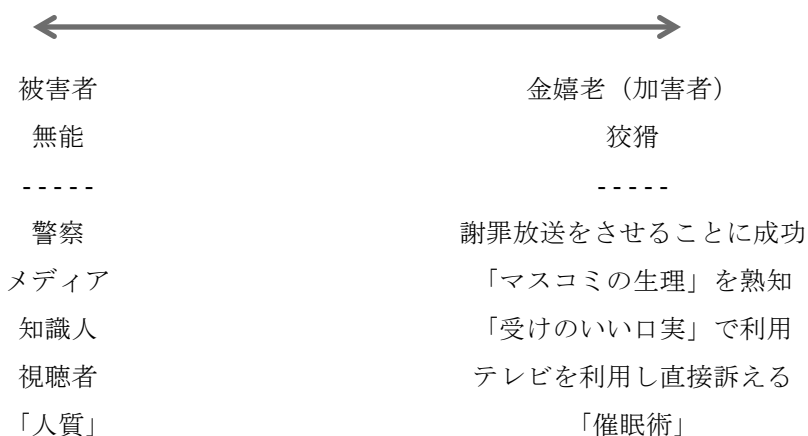
事件 2 日目以降に、金の生い立ちや前歴が明らかになるにつれ、金の「怖さ」の背景が次第に記事化されていく。「性格も凶暴な『金』」という新聞の見出しによく現れるように、金の暴力性は、朝鮮人の「複雑な家庭環境」と一つのセットとなって、金の「過去」を規定するものとされた。ここには明らかに、朝鮮人に対する戦前からの表象の歴史が影を落としている。

1950 年代の全般において、主流メディアによる朝鮮人の表象化は、専ら犯罪報道に集中されていた。朝鮮人関連報道には、「朝鮮人＝犯罪者」という図式が見られ、1958 年 1 月に起きた大阪府猪飼野地域における暴力団（明友会と交星会）の闘争事件により、その傾向はさらに強まっていた³⁶⁵。「帰国事業」に関与した赤十字社も、朝鮮人の、いつでも「流血沙汰」をもたらしうる「きわめて祖暴な性質」³⁶⁶を注視していた。それは、明治期から形成されてきた在日朝鮮人のステレオタイプ³⁶⁷が温存されたうえに、戦後の「共産主義」「火炎瓶」「闇」「不潔」「みにくい」「怖い」などのネガティブなイメージが加わったためであった³⁶⁸。

1960 年代に入ってから状況は変わらず、「暗い、陰鬱、卑屈、汚い、田舎臭い、貧しい、みじめ、あわれ、恐い、恐ろしい、劣る、遅れている、野蛮、非文明国」³⁶⁹という大衆的イメージが再生産されつづけた。ただ特筆すべきは、朝鮮人が、単に「柔弱」「無気力」「愚鈍」であるだけでなく、非凡な「狡猾さ」を備えていると思われた点である。すなわち、朝鮮人には、

目的のためには手段を選ばず、「無法」「残虐」な行為も躊躇わずに行えるという危険さがあるとされた。当時、朝鮮人の特性として、後進的、退行的、停滞的、非文明的などの属性の並びに、調査回答者の43%（430名のうち188名）が「狡猾」を挙げたという報告もある³⁷⁰。

報道において、単に暴力性だけでなく、常に金の「狡猾さ」が強調されていた背景には、こうした「朝鮮人の狡猾さ」というイメージがあったと思われる。



【図 4-4】「恐怖」の構造③：植民地主義の文化的遺産と「狡猾さ」

すなわち、金の恐怖は、メディアを巧みにコントロールし、警察とテレビを操るという底知らぬ「狡猾さ」に求められることが多かった。金は、「人質」をとることで警察に謝罪をさせ、「マスコミの生理」を熟知していたために「記者会見」を開くことができた。「人質」は、その「天才的な詐欺術のペースに引っ込まれ」³⁷¹、視聴者、文化人たちも、そうした金の「催眠術」³⁷²に「酔う」³⁷³しかなかったところに、金の「怖さ」があるとされたのである（【図 4-4】）。

2.3 「恐怖の事件」と「奇妙な事件」

以上のように、メディア言説は事件を「恐怖」として捉えていた。しかし、そうした限定された物語にもどづいて現実を描こうとすると、必ずそこに収まりきれない残余が目立つようになる。それでは、「恐怖」の枠組みの規定力に反する要素がどのように現れ、マスメディアはそれに対してどのように対応したのか。

第一に、初期の報道写真からは、視覚イメージが「恐怖」を語る記事の内容とあまり噛み合わないという齟齬が見られていた。言葉としては絶え間なく「恐怖」が強調されたが、実際その「恐怖」を裏付ける写真はほとんどなく、むしろ「恐怖」という見出しとの「ズレ」を感じさせるような写真が少なく見られた。

まだ現場取材が本格化してない 21 日の段階からすでに「恐怖」という表現が登場したことに対し、インタビューや写真など、その根拠は貧弱であった。たとえば、『読売新聞』の「カメラ・ニュース」欄には、「ライフル魔！おびえる山の温泉」キャンペーンの付いた写真が掲載された。ところが、そこでは、起動隊員が立っているだけであった（【写真】4-3）。



【写真 4-3】新聞報道写真「ライフル魔！おびえる山の温泉」³⁷⁴

人影が消え「ゴースト・タウン」化した町の姿を捉えた「恐怖の三日目」というタイトルの写真も、寸又峯がもともと閑散として町であったと伝えている以上、大きな説得力は持ちえなかった（【写真】4-4）。



【写真 4-4】新聞報道写真「恐怖の三日目」³⁷⁵

「恐怖」を訴えている文章と写真との間のズレは、「人質」の写真からも現れた。報道において、恐怖を直接感じた人々として最も頻繁に引用された「人質」ではあったが、「おびえる旅館の人質」などの表現とは異なり、緊張した様子はほぼ撮られなかった。

茶色の皮のハンチングにベージュとこげ茶の毛糸ジャンパー、茶の編み上げぐつと茶系統の服装に身をかためた金は、その編み上げぐつをはいたまま、土足で2階に上がりこんだ。6畳間の客室表側の窓に5、6枚の畳を立てかけてバリケードがわりとし、ときおり、畳のすき間から戸外をうかがい、ライフルを握りしめている。部屋の中央には炭火をいれたコンロがあるが、その回りにふとんを重ね、ふとんの上に数十本ずつたばねたダイナマイトを三カ所にわけて置き、部屋全体に無気味な空気がただよっていた（中略）ふとんの中で寝ている人もいるが、おとなや子どもたちはみな恐ろしさから虚脱状態になったまま。部屋の外に出ようとする、金にすぐおどかされる。³⁷⁶

以上の、「人質は虚無状態」という4段抜きの見出し記事は、土足で2階に上がりこんだ金が、宿泊者たちを「監禁」している姿を描いている。ところが、この記事は、まだ記者たちが旅館に入ることができた以前の時点で書かれたものである。そのため、中に入った人々の話にもどづいて再構成された「推測」であったと考えられる。このように、旅館の中の状況や「人質」の様子については、「恐怖」の物語に沿う形で被害者のイメージが被せられた側面があった。



【写真 4-5】新聞報道写真「対決3晩、切迫の「寸又峡」³⁷⁷



【写真 4-6】新聞報道写真「金に『ふじみ屋』旅館の中に閉じ込められている人たち」³⁷⁸

実際、写真で捉えられた宿泊客の姿は、比較的落ち着いているものが多かった。記事の見出しは「対決の3晩、切迫の『寸又峽』」となっているものの、【写真 4-5】からそうした切迫感が伝わるとはいいがたい。「人質」はコタツに入っており、その上に並べられたお菓子を前に、比較的にかんやかい表情で、記者たちに話をしている。もう一枚の【写真 4-6】からも、強い緊張感が現れているといえない。これらの「人質」の写真が緊迫感を伝えがたい理由の一つに、本来なら外部と隔離されて「監禁」されているはずの「人質」の姿が、あまりにも「普通に」撮られているという「不思議さ」がある。宿泊客は、まだ「監禁中」の「人質」と記述されつつも、記者たちの質問に答え、寝転んでいる様子までもが撮られていた。



【写真 4-7】新聞報道写真「記者の質問に答える金嬉老」³⁷⁹



【写真 4-8】新聞報道写真「ふじみ屋旅館で金と会って自首をすすめる掛川署原谷駐在所の大橋巡査」³⁸⁰

一方、カメラの前に立った金も、怒りを押さえきれない「狂気」や「恐怖」を感じさせるようなものというより、冷静で落ち着いた様子であった。【写真 4-7】や【写真 4-8】のなかの金は、肩から力を抜いてポケットに手を差し込んだまま立っている。その姿からは、「最悪事態」を目前にした緊張どころか、むしろカメラに対する余裕が目立つ。

第二に、事件 2 日目から徐々に「狂気のライフル魔」や「恐怖」だけでは理解しえない状況が明らかになるに連れ、「奇妙」という表現が頻繁に用いられるようになった。旅館に入った記者たちにより、「人質になっていた人たちの中にも、いつの間にか『金の気持ちはわかる』と微妙な信頼関係ができた」³⁸¹ことが分かり、カメラを前にした金の冷静さ、論理的な語り口、余裕溢れる表情、宿泊者や報道人に対する開放的な態度が注目された³⁸²。「恐怖劇」として描かれてきた事件像を覆すような事態が次々とセンセーショナルな形で伝えられていく中、金は「恐怖」の対象であり続けながらも、「とてもこれほどの事件を起こした犯人とは思えない」³⁸³意外性をもつ存在とされた。

新聞や雑誌において登場した「奇妙さ」「異常さ」は、そうした意外性に照応し、しばしば「恐怖」という認識の枠組みにおける現実との亀裂を縫合する言葉となった。旅館内の「全く奇妙なムード」や「人質へ奇妙な“催眠術交友”」³⁸⁴、「人質との“奇妙な友情”」³⁸⁵などの新聞記事、金の冷静さを「異常真理」と呼んだ雑誌写真（【写真 4-9】）など、多くの媒体が「奇妙」「異常」という表現を用いた。



【写真 4-9】雑誌報道写真「金嬉老の冷徹な異常心理」³⁸⁶

2.4 「キケンな朝鮮人」と「優しい金」

金の冷静で解放的な面貌が浮上することにより、金のイメージは、「キケンな朝鮮人」と「優しい金」という対立的な姿として二重化しはじめた。

現場の緊迫さや危険さを語る報道が続いていた。ただその一方で、「人質は殺さない。住民や報道陣に危害を加えない」との金の発言や旅館主の「外泊」、記者たちの質問に闊達な口調で答え、「人質をそばにしたの入浴」するなどの「凶悪犯とは思えないふてぶてしさ」³⁸⁷が、危険なライフル魔という一面的なイメージを多様化し、23日夕方、旅館から解放された3人のインタビューが、「優しい金」の姿を大きく浮上させた。



【写真 4-10】 新聞報道写真『『ふじみ屋』の玄関で帰る加藤さんと握手する金』³⁸⁸



【写真 4-11】 雑誌報道写真『『ふじみ屋旅館』にこもる金嬉老』³⁸⁹

解放された宿泊客の一人は、「怖いと思わなかったか」などの記者の質問に対し、「おどかされたりしなかったので、そう恐怖感はなかった。男が十人もいて、といわれるかもしれないが、彼はやさしかったし、逮捕できる余裕もなかった」、「命はだいじょうぶといわれていたので、そう心配はなかった」と答えた。新聞には、彼が明るい表情で、旅館の玄関先で金と握手する姿の写真が載せられた（【写真 4-10】）。他の新聞や雑誌でも、ライフルを持った「魔」としてのイメージだけでなく、【写真 4-11】に見るような優しい笑顔を持つ「人」のイメージが頻出するようになった。当時、新聞の事件担当記者たちの会話の形式をとった以下の記事からは、

「警戒すべき金の怖さ」という認識と並行する形で、「意外な優しさ」に対する認識が広がったことがうかがえる。

B「金は警察が手を出さないダニみたいなヤツを射殺したとか、無差別にだれにでも手を出すわけではないとかいっていた。いわば日本人に俗受けする江戸っ子的な歯切れのよさだったね」

A「だから人質になっていた人たちの中にも、いつの間にか『金の気持ちがわかる』と微妙な信頼関係が出てきたわけだ」

D「23 日釈放された三人も『逃げようと思えば逃げられる』といいながら『金さんには悪いから』といっていた

C「これを金にいわれると『同居人はここにいる間に人種問題を勉強した』となるわけだ。」

B「そういえば 22 日に釈放された『ふじみ屋』の奥さんも、実家にいったん落ち着いたが『みんなの食事をつくるから』と引き返すなど、本当の恐怖状態ではなかったんだ。」

E「記者団も平気に部屋に上がったりした。24 日には旅館の前でたき火を始めるほどだった。むちゃくちゃなことはしないとの安心感が記者団の中にもあった。」³⁹⁰

3 魅力溢れる他者のイメージ

3.1 「ヒーロー」の姿——消費される金の魅力

ここまで、金嬉老が、恐怖を呼び起こす「ライフル魔」として描かれつつも、意外な「優しさ」が浮上したことを確認した。以下では、金が、魅力溢れる存在として描かれ、そのイメージが消費された側面をとりあげる。

金の「魅力」が最も注目されたのは、雑誌においてであった。事件は、多くの雑誌でとりあげられたが、そのうち、いくつかの週刊誌において、表紙を飾り（【写真 4-12】【写真 4-13】）、多くの写真でページを埋めた。そこでの視覚イメージは、明らかに金の魅力をクローズ・アップしており、大衆的な消費の対象となっていた。

当時の週刊誌にとって、写真は欠かせないものであり、写真のみで構成されるいわゆる「グラビア・ページ」および、生々しい現場の姿を感覚的に伝えるカラー写真の存在感は著しくなりつつあった。金嬉老は、こうした潮流において格好の題材となり、週刊誌の 2～10 ページの記事に、1 誌当たり 3 枚から多くて 12 枚の写真が載せられた。通常の週刊誌より一回り大きい B4 判型で、大型写真による誌面構成が特徴的だった『毎日グラフ』や『アサヒグラフ』の場合、それぞれ、最初 3～5 頁における全面写真を含め、10 頁を超える紙面に金の写真を掲載した。

週刊誌における金のイメージと関連し、いくつかの特徴をまとめる。



【写真 4-12】雑誌「週刊読売」の表紙における金嬉老³⁹¹



【写真 4-13】雑誌「サンデー毎日」の表紙における金嬉老³⁹²

第一に、金は、恐怖の根源であるからこそ英雄的相貌を持っている存在として描かれていた。とくに、銃を持っている金の姿が魅力的に捉えられていた。それは、権力と一人で対決する悲劇的な英雄のイメージ（【写真 4-14】）、あるいは、後ろの畳のバリケード上に書かれた遺書の文章と共に、悲壮感溢れるイメージであった（【写真 4-15】）。あたかも映画のシーンのような一部の写真からは、自決を覚悟した人の崇高美（sublime beauty）さえ感じられた（【写真 4-17】）。

第二に、雑誌は、新聞に比べ、金の「かっこよさ」をさらに強調し、「主人公」としての金の存在感を引き立たせるようなキャプションによって、そうした効果を一層高めようとしていた。たとえば、銃を撃つ金の姿を捉えた写真には、「空中に向けて実弾を撃ち警察陣を威圧した」などの説明が付けられた（【写真 4-16】）³⁹³。

第三に、金の魅力において、金の男性性が喚起された。もともとテレビ記者のカメラを前に、「男らしく」という表現を使ったのは金であった。彼は、「警察官であっても誰であっても、間違ったことを言ったり、したり、それがために、とてつもないところまでその人間を追いやっとならば、それはあくまでもね、その責任というものを警察は男らしくとるべきだと私は思います」と主張し³⁹⁴、世間を騒がせた自身の責任は、命をもって償うと「自決」を明言した。一人で銃を持って国家権力と対決するところの「男気」「俠気」は、たしかに彼の「男らしさ」を際立たせた。



【写真 4-14】新聞報道写真³⁹⁵



【写真 4-15】雑誌報道写真³⁹⁶



【写真 4-16】雑誌報道写真「ろう城中、金は空に向けて実弾を撃ち、警察陳を威圧した」

397



【写真 4-17】新聞報道写真³⁹⁸

そうした金の男性性が一層目立ったのは、女性誌の場合であった。たとえば、雑誌『女性自身』には、悲しそうな表情の金の顔写真がクローズ・アップされ、そこには「母を愛し、女性を愛することのできる、この男に魔性がひそんでいるのか」という説明付けられた（【写真 4-18】）。それは、事件の裏に、心悲しい親子の物語のあることを暗示すると同時に、華麗な女性遍歴をもち、常に女性を引きつけてきた金の男性的「魔性」を、大衆的な消費の対象とするものであった。なお、浪漫的な雰囲気が加えられたケースもあった。窓から上空を見上げる金の姿は、舞い落ちる雪と共にロマンチックな情景として提示された（【写真 4-19】）。この写真には、「降りはじめたボタン雪をながめる金の顔には、やさしささえ」というキャプションが付けられていた。



【写真 4-18】 雑誌報道写真「母を愛し、女性を愛することのできる、この男に魔性がひそんでいるのか」³⁹⁹



【写真 4-19】 雑誌報道写真「降りはじめたボタン雪をながめる金の顔には、やさしささえ」⁴⁰⁰

3.2 「他者」の恐怖と魅力

金嬉老の「魅力」が消費された現象の分析に先立ち、より一般的水準における理論的見解を概括しておきたい。そもそも、ある対象が、その異質性のゆえに、恐怖や嫌悪の根源のみならず、ある種の欲望と快楽を刺激する存在として描かれる現象については、いくつかの文脈において指摘されてきた。最も代表的なのは、文芸理論・解釈学における他者性（Otherness）に関

する議論である。Richard Kearney によると、他者は、小説や映画など多くのテキストの中で、しばしば「異邦人」「神」「モンスター」の姿として現れ、恐怖と魅力、美と醜悪、浅薄さと尊さなど、相反するイメージを同時に持ち合わせた奇妙な存在として描かれてきた。両立しがたい二つの極端的な属性として分裂された他者のイメージは、「結局のところ、人間の心の底における亀裂の証拠」でもある⁴⁰¹。ラカンの精神分析理論を参照しつつこの問題を考察した Julia Kristeva は、言語化されないものに対するアンビバラントな感情について論じた。「アブジェクション」、すなわち、言語の秩序（象徴界）に編入されない残余物は、常にアイデンティティ、体系、秩序を脅かす。人々は、もともと自分の中にあるはずものが、外部世界に出た瞬間に、それをうとましく卑賤なものとして他者化する。しかし、一方で、そのように他者化されたものへの回帰欲望は、気疎いものを好むという現象を生み出すのである⁴⁰²。

前に参照した Fiske のビーチについての分析も、こうした言語の秩序および、それを攪乱しうる要素に対する欲望の問題に着目したものである。ビーチの文化的意味づけとその魅力は、文明としての陸地と非文明としての海の対立構造の中で生まれてくる。つまり、意味構造からみた場合、ビーチは、それが理性的な精神にもとづく安全な文明の領域から離れているだけに、危険である。それが危険な理由は、深海に溺死するかもしれないという物理的理由だけではない。海辺の危険性は、海に与えられた象徴的意味と深く結びついており、身体的快楽と欲望を掻き立てるアナーキーの危険さに起因する。つまり、ビーチは、それが人々を墮落させる魅力をはらむ海と接しているから危険であり、だからこそ人々によって消費される魅力を保ちつづける⁴⁰³。

こうした一般的な議論に加え、金が暴力でもって国家権力に対抗したという側面が顧慮されなければならない。デリダは、法権力に対する脱構築を展開した『法の力』での考察の延長線上にある、死刑制度をめぐるセミナーにおいてこの問題に触れた。彼は、「大犯罪者」の姿が呼び起こす大衆的魅力に注目する。大犯罪者は、犯罪そのものではなく、その暴力の使用のため、大衆の感嘆を呼び起こす。犯人は、暴力をもって法に挑戦することにより、法指定の暴力と法維持の暴力の決定不可能性、そして現存する法秩序の暴力性を赤裸々に露呈させる。「刑罰」と「尊敬」の語源的同一性、そのパルマコン的な二律背反性を喚起しつつ、デリダは、「人民は、大犯罪者に密かな名誉を与え、処刑場に魅了され、また歓喜する。処刑を求めると同時に、大犯罪者を崇拝し『共感』する。法と国家に対する大犯罪者の潜在的な抗議の中で、人民を代表するものとしての最終的な力を見つけることができるからである。この礼拝は、きわめて密かであり、不明である」と指摘した⁴⁰⁴。金嬉老の場合も、国家の合法的権威に対して銃とダイナマイトで抵抗したからこそ、人々の感情的反応を呼び起こし、そのイメージが消費された側面があるといえる。

さらに、日本の植民地主義における「朝鮮人」に対する両価的感情が、ここに関わっている。前述してように、金嬉老のイメージは、朝鮮人のステレオタイプを背景にしていた。しばしば指摘されてきたように、植民地主義におけるステレオタイプは、両価性 (ambivalence) を含んだ縫合 (suture) である。植民者は、被植民者=「他者」のステレオタイプを作り上げるが、それは、支配する者のアイデンティティが安定的であることの証拠ではない。それは、むしろ被植民者に対する植民者の矛盾した心理的感情の現れ、植民者の自己同一性における分裂の現れである。つまり、植民者は、自らが作り上げた他者イメージの恐怖に怯えつつも、無意識的にそれを欲望するのである⁴⁰⁵。こうして他者は、恐怖と魅力の二重的対象となる。また、ここには、オリエンタリズムのまなざしにおける東洋人、アメリカ文化における黒人など、他者の属性としての「性的魅力」が加わる⁴⁰⁶。金の写真における肉体性と男性美は、性的アイコンとしての銃の効果を含め、部分的にこうしたポストコロニアリズムの知見によっても理解されうる。

3.3 消費される「否定」と「暴力」の中の金の姿

他方、「魅力溢れる金嬉老」という現象には、大衆メディアの普及および消費文化の成長、とりわけ、大衆文化において「他者」のイメージが消費されうる条件が整ったという社会的背景があった。

第1章で概括したように、1960年代後半、人々の社会的想像力において、対抗暴力は、「いきいきとした魅力」をもっていた。急成長を遂げていたマスメディアにとっても、力の対決と衝突、叛逆と鎮圧、流血の視覚イメージなどは、絶好の取材対象であった。当時日本の大衆文化において、明確な「主義主張というより『否定の気分』」⁴⁰⁷が横行していた側面があり、テレビ番組でも、「平和や正義のための暴力を無条件的に肯定する気分が横溢していた」。社会学者の佐藤卓巳は、1968年頃の「テレビが映した反乱」を、以下のように振り返る。

当時のテレビっ子だった私も平和や正義をよく口にしたが、それは戦争ごっこに必要な道具立てだったからに他ならない。とりあえず「正義のため」と叫んでおけば、大人はたいがいの暴力を黙認するだろう。子供心にそう確信していた。「文明のため」の西部劇『ローン・レンジャー』や「民主主義のため」の『コンバット』を見て育った団塊世代も、あるいは同じだっただろう。そうしたドラマと同じ興奮を、大多数の国民はブラウン管に映る「学園闘争」に感じていたのだろうか。⁴⁰⁸

近年、金嬉老事件をとりあげたワイドショーにおける出演者のコメントからも、同様の時代感覚がうかがえる。

僕もね、子供でしたけど、カッコいいっていうか、ヒーローっていうかな、そういう風に思っちゃうんですよ。当時読んでいた漫画に彼を主人公っていうかモデルにしたようなマンガがね、いくつもあって、そういうのを読んで、その、やっぱり世の中になんか不安、矛盾とかがあるっていうのは子供心にわかるわけで、それがいま彼がそこに文句をつけて、テレビマスコミというその当時肥大化した、そういうマスコミを通じて文句をつけているのが新しい事件っていう感じがしましたね。⁴⁰⁹

第2章で触れた、テレビに支えられる「現れの空間」における自己顕示は、つねに美的—道徳的水準を含む。つまり、公共空間のなかで表出された異質性（＝「他ならぬもの」）は、しばしば「傑出したもの」として受け入れられる。^{アレテー}卓越への情念が充溢する空間としてのテレビにおいて、金は、平凡で日常的な自己顕示ではなく、「他に比類のない個性」と男性的魅力を自由にアピールし、「英雄的な個人主義（heroic individualism）」⁴¹⁰と呼びうる文化現象の主人公となったといえる。

第3章の検討した金への通信文、とりわけ、未成年者からのメッセージにおいて目立っていた金への感情的な同調は、弱い立場の人間に対する憐憫や同情によるものであった。事件当時にも指摘されていたように、権力の非対称性が著しい「対決」において、「マスコミの介入による現実のドラマ化」が起こる。とくに、「弱い立場の人や少数者が、圧倒的に強い相手と戦う時」には、マスメディアが「弱いチームへの応援」としての世論を作りだす形で介入する余地が多くなる⁴¹¹。

以上を考え合わせると、金嬉老の「魅力」という謎に対する答えが複合的な形で浮かび上がる。誰もが認める「弱い立場」に置かれた朝鮮人が、ダイナマイトと銃で武装し、きわめて明快な形で「人を差別する世の矛盾」を暴き出した。そして、警察を謝罪させ、一躍全国的関心の只中に立った。こうした一連の行動の主人公である金は、(1)「反抗者の魅力」が消費される社会的雰囲気の中で、(2)警察権力と対峙した「大犯罪者」として、(3)差別に立ち向かう「ヒーロー」として、そして、(4)同情され、応援されるべき社会的「弱者」として、さらには、(5)そこ知れぬ性的エネルギーをもつ「男」として、そのイメージが消費されていたといえる。

3.4 「スター気取り」の金——メディアの再帰的構造における自己顕示と自己免疫の逆説

金のイメージにおける「恐怖」と「魅力」と関連して最後に検討するのは、「自己顕示」をめぐる一つの逆説である。

自己顕示欲のことさら強い金は、写真にとられるのが好きだったし、誇らしげにポーズをとった。カメラマンを部屋に上げて写真をとらせ『ほら、これが棄きょうだ』と投げ出したり（以下略）⁴¹²

以上の引用のように、当時のマスメディアは、繰り返し金の「自己顕示欲」を強調した。彼の「スター気取り」「英雄気どり」⁴¹³は、しばしば露骨な揶揄の対象となり、「“大臣気どり”の殺人犯人」⁴¹⁴「“民族の英雄ポーズ”に酔う」⁴¹⁵などの表現が多く見られた。

しかし、金がそこまで成功的に「自己顕示」を果たせた背景には、他ならぬマスメディアの積極的な関与があった。すなわち、「自己顕示」の構造そのものには、マスメディアがすでに組み込まれていたのである。刺激的な写真を欲しがっていた記者たちは、金の「自己顕示」に共謀しただけでなく、その構成的前提であった。金は、何よりも「メディアに向けて」自らを提出しようとした。「自己顕示欲」とは、彼の主張の説得力を低下させる余計な要素などではなく、むしろ、事件の最も重要な側面であった。

彼が提起した在日朝鮮人の問題とは、表象化から排除されたその「社会的不可視性（social invisibility）」と切り離せない関連をもつ。第1章の在日朝鮮人の前史で触れたように、金嬉老の出現は、既存の社会における「視覚の布置」において、戦後引き続き「見えない人々」⁴¹⁶とされてきた当事者が「そこにいたこと」を明らかにするような出来事であった⁴¹⁷。もちろんそれには、マスメディアの積極的な関与が必要不可欠であった。金の「自己顕示」は、金に向けられたカメラの内在的な関わりを抜きにしては説明できない。第2章で指摘したように、メディアによって報道されることは、事件の前提であった。だとすれば、金の「英雄ポーズ」も、メディアによる金の対象化が進むなかで起きた、ある意味では、極めて必然的な帰結であったと思われる。

【写真 4-20】は、当時、記者から射撃のポーズをとってくれるよう求められた金が、それに応じた結果撮られたものであり、後日「演出」された写真であることが明らかになったため、金の「自己顕示欲」や記者たちの「一線を越えた行動」として、揶揄と批判の対象となった。また、【写真 4-20】のなかの金も、明らかに「ポーズ」をとっている。

ところが、記憶すべきは、金の「スター気取り」の前提となったのが、単に記者や報道機関という個別アクターの行動ではなく、金を映し出すことが現実的に可能であり、それがすべてのアクターたちによって了解されていたという、構造的条件であったことである。つまり、金と記者との間で明示的なやりとりがあったかとは関係なく、旅館内では、つねに、すでにそうした「自己顕示」をめぐる両側の「共謀」の可能性が、構造的に潜在していた。そこに、金の性向やメディアの積極性の度合いなど、いくつかの偶然性が加わることで、【写真 4-20】【写真 4-21】【写真 4-23】のような演劇的状況が現実化したのである。



【写真 4-20】（左）雑誌報道写真「ろう城中、金は空に向けて実弾を撃ち、警察陳を威圧した」⁴¹⁸

【写真 4-21】（右）雑誌報道写真「報道陣に向かって“スター”のポーズをとる金」⁴¹⁹



【写真 4-22】（左）雑誌報道写真「英雄気どりの金はライフル銃を持って窓に近寄り空に向けて発砲して見せる」⁴²⁰

【写真 4-23】（右）雑誌報道写真「二つのコンロに炭火をおこしダイナマイトを投げこめる用意を整える」⁴²¹

こう考えたとき、金の「自己顕示欲」に対するメディアの揶揄は、視覚イメージを大量に提供し、事件を媒介したメディア自らの再帰性の表徴として映る。そもそも、静かな温泉町における「騒動」としてメディアがセンセーショナルにとりあげた状況には、そこに殺到し、警察を迂回して激しい取材競争を繰り広げた大勢の記者たちによる「騒動」が含まれていた。「スター気取り」の強調も、自らの内的関与が出来事そのものの前提となり、その一部を構成してしまっている状況において、その再帰性に触れることなく、取材対象との距離を演出した一つの結果である。

なお、「スター気取り」や英雄化を批判する記事そのものが、英雄ポーズの写真を掲載することによって、金の自己顕示を実践してしまったというアイロニーが指摘されなければならない。すなわち、記述的・事実確認的 (constative) 水準においては、金嬉老を非難の対象としているものの、その言語遂行的 (performative) 効果としては、新聞の誌面やテレビのブラウン管において金の表象化＝自己顕示を助け、金の存在感を増幅させるという逆説が起きたのである。ここには、デリダのいう「自己免疫の倒錯的力学」が見られる。つまり、テロの報道には、ある逆説が付きまといられる。それは、「テロリズムについて語れば語るほど、それだけますますテロリストの大義名分を助け、その大義名分に地位を、可視性を、そして目的があるという印象を与えることになる」⁴²²ことである。「情報システム」には、その再帰的な性格のゆえ、「敵」への言及をつうじて、「敵」に対する体制の脆弱性をますます深刻化させていくという自殺的・倒錯的な働きがある。それと同様、金の「英雄ポーズ」や「スター気取り」の強調は、その解釈に反して進む視覚イメージの効果によって、彼のイメージをさらに拡散させ、英雄化を牽制するどころか、「自己顕示」を後押ししてしまう状況へとつながったと思われる。

4 小結

以上見てきたように、当時の主流メディアの報道では、「暴れるライフル魔」「恐怖に晒された温泉町」「おびえる人質」という物語が用いられ、「野蛮でキケンな朝鮮人」のステレオタイプという植民地主義的遺産が再生産された。他方、金の冷静さや優しさ、「人質」との信頼関係など、「事件＝恐怖」の枠組みによって理解しがたい諸側面は、事件の「奇妙さ」として処理された。「恐怖」という決めつけがあったからこそ、その「外部」にはみだしてしまった現実は、不思議で、例外的なものとなっていた。全く異なる認識のフレーミングからすれば、「恐怖」も、その「恐怖」によって説明されない諸要素も消える。たとえば、金が差別の告発のために寸又峡の「人々」を「訪ねた」という認識⁴²³からすると、「恐怖」の物語そのものが失効する。「人質」「監禁」「脅迫」などの並びに、そうした「恐怖」が当てはまらないような現実の「奇妙さ」もなく

なるのである。つまり、「恐怖」とは、それが適用できない「外部」の「奇妙さ」と、一つの対になって事件を規定していた。

さらに、写真イメージにおいて、金嬉老は、魅力溢れる英雄の姿として消費された。こうして金のイメージは、一方では嫌悪すべき「恐怖の元凶」として、他方では「憧れと魅力の主人公」として引き裂かれた。しかし、以上の検討からは、そうしたイメージの分裂がけっして偶然ではないことが示唆された。ある意味において、金は、嫌悪すべき恐怖の存在であるがゆえに、不思議でロマンチックな魅力をもつ他者として消費されることができた。互いに矛盾する二重の姿は、一つの対になって金のイメージを成り立たせていた。

最後に改めて強調すべきは、一つのテキストとしての事件の意味が出現するところの重層的文脈である。以上確認したように、金嬉老事件に対する感情は、けっして直接的＝無媒介的なものではなく、複雑な歴史社会的背景の重なり合いを背景とし、マスメディアによる大量の視覚イメージの生産と流通を介してはじめて「恐怖」や「魅力」という言説上の意味を与えられた。それならば、その効果もまた、送り手によって簡単に決定されるのではなく、それに共感／違和感を抱く人々の情動的反応が交差する中でさらに複雑なものとして現れていくものと考えなければならない。

1 金嬉老事件と「民族問題」

1.1 金嬉老公判対策委員会への視点

さまざまな反響が広がるなか、金嬉老事件を「民族問題」の表れとして捉え、金の公判にかかわる知識人たちの言論活動が現れた。本章では、「金嬉老公判対策委員会」の活動を中心に、事件が「民族問題」としての波及した側面をとりあげる。

まず、「金嬉老公判対策委員会」（以下、「委員会」とする）に注目する意義は何か。

第一に、委員会に着目することにより、事件がもたらした影響を、金の意図や行動とは異なる社会的平面において探求することができる。

事件発生当初には、犯罪性が非難されながらも、「その背後に朝鮮人差別という『民族問題』のが影を投げていた」⁴²⁴ことに対する理解がある程度広がる中で、金の訴えにあった「日本人の心を突き刺す“何か”」が語られ⁴²⁵、朝鮮人差別の問題の反省を求める論調の記事も多数現れた⁴²⁶。とくに、新聞の家庭面は、しばしば金が訴えた差別を批判し、金の生活環境に対して同情するという傾向をみせ、時々刻々と「ライフル魔」の様子を追っていく社会面と、対照をなし⁴²⁷、読者欄でも差別問題が反省的に捉えられた⁴²⁸。なお、いくつかの雑誌でも、「日本人の人種差別」をめぐる特集が組まれた⁴²⁹。

しかし、一旦金が逮捕されると、「民族問題は犯罪を正当化するための口実にすぎない」という視点が急激に浮上した。2月25日付けの『読売新聞』の社説は、「ならず者の最後のよりどころは愛国心である」という言葉を引用しつつ、「犯人は自分の殺人や不法監禁を、民族差別問題にすりかえようとしただけ」と断定した⁴³⁰。こうした理解が、事件に対する「疑惑」として現在にまで続いていること、そして司法的な判断によって「事件＝犯罪」という見方が前景化したことは、序章で言及したとおりである。こうして、金の真の意図は、繰り返し事件の「本当の原因＝本質」への疑問を現出させる形で、同事件の歴史的な位置づけを難しくしてきた。

ところが、知識人たちが、8年間にわたって民族差別および在日朝鮮人の問題を公共的議題（public issue）としようとしたことは、事件が金の意図に還元されない水準をもっていること示唆する。そうした社会的平面において、一回限りの「私的な」騒動で終わったかもしれない訴えは、「公的な」論題として提出され、さらなる影響関係を生み出した。そこで、委員会の活動は、事件の本質に捕らわれずに、反響という方角から事件の社会的意義を考えるための有効な補助線となる。

第二に、委員会活動は、戦後における朝鮮人問題の位相と関連し、重要な示唆をもつ。これまでの在日コリアンの運動史および外国人・移民の権利論において、在日朝鮮人問題の浮上は、主に1970年以後と記述されてきた⁴³¹。近年活発化した1960年代の社会的・思想的総括にお

いても、在日朝鮮人もしくは「民族」の問題は、1970年代以後に属する論題として理解されることが多い。ところが、事件から「植民地支配の遺産としての在日朝鮮人とどのように向き合うべきか」という論題を導きだした集団的な言論活動の存在は、そうした理解の限界を示すと同時に、朝鮮人問題の浮上において1970年代が1960年代末とどのような連続性を持つのかという問いを浮かび上がらせる。さらに、これまで注目されなかった1960年代末における朝鮮人問題の社会的位相を考えるうえで、委員会の知識人が残した「民族」をめぐるきわめて明瞭な思考過程は、大きな研究上の利点となる。

1.2 運動知識人による専有

分析に入る前に、いくつかの概念を確認しておきたい。本節では、委員会の活動を、「運動知識人」による「専有」として捉える。

知識人は、社会にたいする反省的知識を分節化 (articulate) し、そうした分析をイデオロギー的な作業、さらには政治運動へと変換することで、社会変革にかかわる。このように、社会を変化させようとする明示的意志の下、意味を産出し、公衆の利益を代弁する知識人を、運動知識人 (movement intellectuals) と呼ぶ⁴³²。彼らはとくに、象徴的意味に介入するという認知的実践をつうじて、言説的布置の中で自らの活動を定義し、位置づける⁴³³。

こうした運動知識人の言説活動上の特徴は、「社会問題」および「専有」の概念によって捉えられる。構築主義の社会問題研究は、主張そのものの真実性や妥当性に捕われず、異議申し立ての言説を分析する方法を提示した。すなわち、社会問題活動 (claims-making activity)⁴³⁴は、「なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動」と定義される。社会の客観的状況についての恣意的判断や、訴えの真実性を検証するかわりに、参加者の主観的認識と活動そのものに主眼を置き換えることで、逸脱行動の「原因」をめぐるあらゆる諸隘路を回避し、「想定される状況」を定義・解釈し、また他者に納得させるために行われる多様な努力や議論そのものに焦点を合わせることができる⁴³⁵。

こうした視点かれすれば、金嬉老の問題に取り組んだ委員会の議論は、事件の「真の原因」や「金の本心」と区別される、独立した研究対象となる。委員会は、金の「私的な厄介ごと (trouble) を公共の問題 (issue) に変え」、「パブリシティを獲得し、論争を喚起」するという社会問題化の活動⁴³⁶を展開していた。その集団的な意味の生産、およびそれにもとづくアクティヴィズムがなければ、事件は単なる一過的な告発に終わったかもしれない。そうだとすれば、知識人たちの活動によって、金嬉老事件がいかんにして「社会問題」とされたのかが内在的に検討されなければならない。

なお、「民族問題」は、金の告発の反復ではなく、事件を自らの問題として受け止めた結果であった。「専有 (appropriation)」は、この主体的・能動的側面を捉える概念である。序章で確

認したように、専有は、他者に由来する言葉を、自らの知識との関係で理解し、自覚的な意図の下、その概念を活用することである⁴³⁷。委員会は、「民族問題」という金の言葉や「法廷」「弁護」という裁判制度上の表現を、自分たちのものとして専有しつつ、法廷闘争と広報活動を展開した。さらに、そうした活動を専有として捉えることは、しばしば社会問題化のレトリック分析のみに視点をしぼる「社会問題研究における自己抑制的傾向」を乗り越え、専有の結果として出現した意味変化が当時の社会的文脈においてどのような効果として「現像＝発展」⁴³⁸したのかを、積極的に考察するためでもある。

金嬉老の言動には、前例のない「スポットライト」が与えられたが、その姿は、人びとの専有的实践によってはじめて具体的な理解の対象として「現像」された。その「現像」における技術メディアの問題および「現像されたイメージ」をめぐる意味を追ったのが前章までの作業であったとすれば、本章で注目するのは、その意味が「民族問題」として「発展」^{デベロップ}していく様子である。以下では、運動知識人の相貌に焦点を当て、その内容および、法廷の内外における弁護と言論活動の両方を検討する。

2 思想的専有の背景——1960年代後半

2.1 「朝鮮」認識の萌芽

1950年内から60年代をとおして、朝鮮に対する認識は希薄であった。朝鮮戦争や「帰国事業」、日韓国交正常化などの契機があつたにもかかわらず、「朝鮮」が大衆的な関心を浴びることはなかった。ただ、論壇の主流ではないにせよ、朝鮮問題は「一部では強い関心を惹いて」⁴³⁹おり、そうした人々にとって金嬉老事件は大きな刺激を与えた⁴⁴⁰。そしてその背景には、1960年代後半に現れた、論壇、出版界、研究動向の変化があつた。

第一に、朝鮮・在日朝鮮人の問題について積極的に発言する知識人が登場した。たとえば、京都ベ平連代表をつとめるなど地域の市民運動を主導しつつ在日朝鮮人問題にかんする活動を展開した経済学者の飯沼二郎⁴⁴¹、評論家として沖縄、在日朝鮮人、被差別部落問題にとりくんだ藤島宇内、戦前の在日朝鮮人歴史を研究した朴慶植⁴⁴²、朝鮮の存在から「民族責任」を論じた玉城素⁴⁴³、その他に宮田節子、梶村秀樹⁴⁴⁴、小沢有作など一群の人物たちがその主な担い手であった⁴⁴⁵。

第二に、バンドン会議以来の国際的動向を背景とし、韓国・朝鮮問題を扱う企画出版が現れた。たとえば、「アジア・アフリカ講座」シリーズ第Ⅲ巻の『日本と朝鮮』（旗田巍、勁草書房、1965）、本格的に韓国・朝鮮問題に取り組んだ企画（江口朴郎・旗田巍監修の『シリーズ・日本と朝鮮』（太平出版社、1965～1971、全12巻）などが、その代表例である。

第三に、論壇誌の関連テーマの特集が現れはじめた。1950年代にほとんどみられなかった朝鮮問題の特集が、1959年『朝日ジャーナル』創刊号の日韓条約特集、1961年創刊された『現

代の眼』による日韓条約特集（1965年）など、1960年代後半からは韓国・朝鮮に注目する記事が増えた。

第四に、専門研究機関が発足した。1959年の朝鮮史研究会の発足以後、1961年には日本朝鮮研究所が成立し、11月から『朝鮮研究月報』及び『朝鮮研究』が刊行された。日本朝鮮研究所には、四方博、旗田巍、幼方直吉、渡邊学、上原専禄、安藤彦太郎など中堅学者だけでなく、梶村秀樹、宮田節子、桜井浩、小沢有作、和田春樹など若手研究者も出入りした。1965年に研究所事務局長になる佐藤勝己は、金嬉老公判対策委員会の世話人および特別弁護人を勤めることとなり、梶村秀樹と宮田節子は、委員会で朝鮮問題の研究の重要な担い手となった。

こうした背景は、事件が「民族問題」として認識される重要な背景となった。

2.2 運動知識人と「朝鮮問題」

一方、反戦運動、学生運動、市民運動が浮上した1960年代から70年代初頭は、知識人による社会批判の効果が最も大きい「頂点」でもあった⁴⁴⁶。1950年代後半から浮上した民族解放闘争や世界的変革運動に連動する国内的な動きが活発化するなかで知識人たちは、当面のアクチュアルな諸問題について発言し、直接運動に参加するなど、大きな存在感をみせた⁴⁴⁷。1960年代は、やがてそうした運動知識人の戦後的なモデルが形作られたといえる。

組織に属さない市民と知識人が連帯によって戦後知識人の政治的役割における重要な分岐点となった安保闘争の前後、国民文化会議（1955年）、文化人懇談会（1959年）、国際問題談話会（1959年）、安保批判の会（1960年）、ブントや全学連など既存の「左翼」に抗する共産主義者同盟など、多様な非党派的知識人の活動できる新しい空間が切り開かれた⁴⁴⁸。そのうち、ピラミッド型をとらない運動体原理にもとづいた「ベトナムに平和を！市民連合」（ベ平連）（1965年）は、従来のピラミッド型組織とは異なる、自発性にもとづく運動体原理を提示し、市民運動の新たなモデルとなった⁴⁴⁹。そこで明らかになったのも、社会の変革に向けられた市民たちの動きに関与しつつ、学界やマスメディアで活躍する「進歩的文化人」「リベラル系の知識人」の位相である。

ところが、「ベ平連」を含め、当時の運動全般における朝鮮認識は希薄であった⁴⁵⁰。日本の戦争と植民地支配がアジア民衆にもたらした傷痕を明確に認識し、安直な平和主義を批判しつつ、戦争に加担する「加害者」としての現実意識にもとづいて平和を求める知識人の主張もあったが、そうした自省的な視線が過去へ向けられる形で反戦運動の中核（locus）になることはなかった⁴⁵¹。「アジアとの連帯」も、在日朝鮮人の問題を度外視したまま語られ、アジア民衆と米帝国主義の二項対立から「反戦」を訴える傾向が強かった。1960年代末になると、韓国人逃走兵士をめぐるベ平連の活動（1967年）と、華僑青年闘争委員会を中心とする入管法反対闘争

(1969年)などをつうじて、日本人の加害者意識や責任の問題が自覚され始めるが、委員会の言論活動は、まさにそうした戦後体制批判における「パラダイム転換」⁴⁵²のただ中で行われた。

3 事件の思想的専有

3.1 応答と課題

3.1.1 「告発」への応答

1968年2月22日、金嬉老が電話でテレビ・ワイドショーに生出演し、旅館内で「記者会見」を行うなどの金の言動が全国的に報道されると、「人々の目は、その4日間、のべ88時間の間、寸又峡に吸い寄せられ」⁴⁵³、ただちに多彩な反響が現れた。そのなか、事件2日目となる22日には、文学者、大学教授、弁護士、ジャーナリストからなるグループから、下記のような応答が寄せられた⁴⁵⁴。

あなたの声は私たちに届きました。(中略) 私たちは今回のあなたの行動を通じて、日本人の民族的偏見にかかわる痛烈な告発を知りました。私たちは、もしもあなたが生命を失っても、あなたが叫びつづけた問題を、その本質において受けとめねばならないと思えます。(中略) もしもあなたが生きる道を選ばれた場合には、法廷闘争をはじめあらゆる運動を通じてあなたの行動を無駄にしないように努力するつもりです。(中略) あなたの行動は民族の責任を衝きました。私たちはまさに日本民族のために、あなたの声をまっこうから受けとめたいと思えます。⁴⁵⁵

このように、知識人たちは、金の「告発」を「本質において」「まっこうから受けとめ」という応答を、NHKをつうじて公開した。ここにはすでに「民族の責任」という表現が使われている。

この素早い対応と関連してまず指摘すべきは、前述した、当時の平和運動、反戦運動の流れをつうじて形成されていた「文学者、大学教授、弁護士、ジャーナリスト」の間の人的ネットワークの存在である。「文化人」たちは、「ベ平連」「国民文化会議」「思想の科学」「近代文学」など組織や文学グループ、大学などをつうじてつながっていた。彼らは、事件の発生後ただちに連絡をとりあい、深夜の会合をつうじて合意文書で応答文を出すことができた⁴⁵⁶。金が逮捕され、本格的な法廷闘争と啓蒙活動の呼びかけ人を集めるときに、約40人の賛同者が次々と名乗りをあげたことも、こうした事件に先立って存在していた人的ネットワークの基盤が有効に活用された結果である⁴⁵⁷。

こうした応答は、すぐさま人びとの共感と揶揄、支持と非難に見舞われたが、ここから出発し、以後8年間、組織的な言説活動を果たしたのが「金嬉老公判対策委員会」である⁴⁵⁸。

3.1.2 金嬉老公判対策委員会の課題

委員会の任務は、弁護に対する思想的・物的支援と要約される。しかし、「日本人と在日朝鮮人の根本的問題をさぐり、問題への理論的アプローチを深め、法廷闘争の論理を充実させる」⁴⁵⁹という核心課題にあたって、二つの難問が浮上した。

第一に、「差別者」と訴えられた日本人に金を弁護することができるかという問題である。金によって「抑圧者」と告発されている側として、あくまでも「日本人」の一員として公判に関わる理由と論理が提示されなければ、大衆を説得することはできない。

第二に、目指すべき最終目標の問題である。2人が射殺されている以上、無罪判決の可能性のない状況のなかで、「これは何のための活動なのか」が根本的に問われたのである。

こうした状況は、非常な困難さを露呈させた。クレイムの申し立てや社会運動は、シンボリックな意味の操作を必要とする。つまり、自分の「問題」が、他の人びとにとっても「問題」であることを納得させなければならず⁴⁶⁰、そのために欠かせないのは、不正や不満を名付け、その「敵に勝つ」という目標および、運動主体のアイデンティティからなる「戦いのフレーミング」である⁴⁶¹。

だが、あくまでも日本人として差別告発に関わる場合には、「われわれ＝被抑圧者」対「敵＝抑圧者」という典型的なフレームが成り立たない。そこではむしろ、「日本人」という集団カテゴリーへの自省が求められる。そして、運動は、明確な着地点を持つ「目標に導かれる」(aim-oriented)ものというより、絶えず自らの位置を疑問に付し、運動のアイデンティティを見出していく過程となった⁴⁶²。『金嬉老公判対策委員会ニュース』(以下、『ニュース』とする)は、その思想的格闘の記録である。

3.2 「法廷」と「弁護」の専有

3.2.1 「裁判」の原理的否定と「法廷」の意味変容

事件に触発されたもう一つのグループ「金嬉老を考える会」が、一般的な差別問題を提起したことに對し、委員会は、最初からそのような抽象化に反対し、裁判に関与した。ところが、反差別の普遍的スローガンを掲げる場合とは異なり、公判の個別具体性に対応していくうえで、繰り返し前述した二つの難題が浮上した。

私たち日本人はいわば在日朝鮮人金嬉老に批判され告発される側にいる人間であり、告発される側にいる人間が告発する人間を弁護するとはいったい何か(中略)日本人のおかれている朝鮮人との関係における歴史的位相を考えると、原理的には彼に対して何もし得ない。(中略)しかし、金嬉老は「日本国家にとらわれ」「日本の法廷にひき出され」、し

かも日本国家は「彼を単なる刑事事件の被告として裁こうとする。(中略)とすれば、私たちが何もしないでいることは、そうした日本国家の共犯者になることにほかならず、それを拒否しようとするならば、具体的に裁判にかかわっていくほかない。⁴⁶³

引用文に現れた論理を要約するとこうなる。原理的に、日本人は金を弁護できない。日韓の間には、個人を超えた抑圧—被抑圧の関係が形成されている。この歴史的構造を度外視した援助は、温情主義的な自己満足になりかねない。しかしながら、裁判を受けざるをえない金を黙視した場合、不本意ながらも国家の共犯者になってしまう。だから弁護活動が必要である。

だが、こうした緊急性からやむをえず公判事件に関与したとしても、そこには「裁判所の儀式に協力する」⁴⁶⁴結果となってしまう恐れがある。そこで、公判を受け入れつつも、それを単なる形式上の契機にさせないこと、つまり裁判に「裁判以上」の意義を持たせる必要性が浮かび上がった。この一見矛盾するジレンマを前に、委員会は「法廷の専有」というべき立場をとった。

私たち委員会は、金嬉老の〈裁判〉に積極的にかかわることによって、法廷を探求と認識の場にしていくことによって、この〈裁判〉それ自体を、原理的に否認し、金嬉老〈裁判〉を、日本のなかの朝鮮、朝鮮のなかの日本を明日に向かうものへつくりかえていくことの第一歩とすること、そういう努力の一つとすることをみずからの課題としている。⁴⁶⁵

ここで「法廷」の意味は、被告の裁かれる場ではなく、日本人の「探求と認識の場」と変容させられた。また、「法廷を私たちの場として逆転する」⁴⁶⁶なかで、弁護そのものも再定義された。弁護は、もはや朝鮮人を擁護する受動的な防御ではなく、「日本人自身の自己変革運動」⁴⁶⁷という主体的な活動と理解なおされた。

3.2.2 事件の歴史社会的意味の探求過程としての「弁護」

この「逆転」の論理は、実際の弁護過程のなかでどのように現れたのか。

委員会は、通常公判手続きの意味を徹底的に問いなおす戦略をとった。手続きの批判的吟味によって、犯罪要件にこだわる検察に対抗し、各々の手続きにおける「手続き以上の意味」を喚起させ、事件の歴史性と社会性を論じた。

たとえば、公判の開始にあたって被告の名前を確認する形式的な質問があったが、弁護団は、金の 8 つの名前に、在日朝鮮人一般の状況が映し出されているとし、そうした「在日朝鮮人を特定することの難しさ」の背景にある、戦前の強制的な同化政策と創氏改名、差別を避けるために通名を使わざるをえない戦後の状況を論じた⁴⁶⁸。

韓国からの証人による陳述聴取にあたっては、誤訳を細かく訂正したうえで、証言通訳に関する「甘い」認識、これまで朝鮮人を被告とした裁判の「適当さ」、治安当局と裁判所の朝鮮人認識を具体的に批判することで、本件のコンテクストに注意を払った⁴⁶⁹。

さらに委員会は、金の経歴と関連し、広い社会的文脈を浮かび上がらせた。貧困と家庭不和、学校での差別といじめ、家出などの生い立ちからは、負のイメージを被らせられる少年期の苦痛が人格形成にもたらす影響についての社会心理学的分析が用いられ、また「祖国」の分裂、民族意識の風化、朝鮮語能力の喪失がもたらす心理的負担が論じられた。犯罪へ至る経緯についても、金が地方を転々としながら体験したような、社会の底辺における朝鮮人の生活、警察の暴力や暴力団との関係から、金の個人史、在日朝鮮人の歴史、そして清水市の地域史を重ねる形で、金の存在そのものの歴史性と社会性を喚起した⁴⁷⁰。

なお、委員会は、朝鮮問題に詳しい知識人を総動員した証人から、緻密で具体的な陳述を導いた。その範囲は、朝鮮総督府の政策基調や関東大震災における朝鮮人虐殺から、戦後における朝鮮人の生活状況や社会運動にまでおよび、また朝鮮人にとっての「家」「同胞」「祖国」や日本語、教育、戦後生まれの世代のアイデンティティ、在日コミュニティにおける事件の評価、韓国での受けとめ方と救援運動など、幅広いテーマがとりあげられた⁴⁷¹。一個人の擁護を超えた多彩な証言は、さまざまな角度から事件を立体化し、その豊かな歴史社会性を吟味させた。

3.2.3 弁護の戦略——法の暴力、法の変容

以上のような「法廷」と「弁護」についての新たな理解は、弁護戦略の専有的特性をよく表している。

公判に臨む委員会にとって、核心的前提は、何よりも金嬉老事件が「単なる刑事事件」として処理されてしまうことを防ぐことであった。それは、これまで在日朝鮮人を被告としてきた形式的な「法廷」と「弁護」がもう一度繰り返され、刑法条文の意味的同一性が再生産されていく司法プロセス上の「反復」のなかに、いかにして介入できるかという問題であった。

デリダによると、法文は、すでに変容＝他者化の可能性を構造として内蔵している。法文は、それが定立される時からすでに、事後的な解釈・適用・強制によって補われることを前提している。司法・行政・警察の権力は、法文を繰り返し適用し、強制しながら、その都度、法文の意味実質を更新していく。したがって、法廷における法の「適用」とは、第一に、立法および法制度の創設が前提している「国家機関による暴力の独占」と連続的な活動である。第二に、それは、法文の同一性を再生産しながらも、最もラジカルな法の変容を可能にする契機となる⁴⁷²。

委員会の弁護は、まさしくこうした、法文が適用される現場における「権力／暴力の決定不可能性」を喚起しつつ、なおかつそこに解釈的「差異」を導入しようとするものであった。

委員会は、「外部」から司法権力を批判するのではなく、つねに法廷の「内部」にいながら、事件が単純な犯罪カテゴリーに回収されることに抵抗した。法廷を「日本人の探求と認識の場」と再定義したのは、ルーティン化された条文の適用により、「法廷」という記号表現が「犯罪シニフィアンの裁きの制度」という意味内容に送り返されることに抗して行われた意味変容の試みであった。弁護団は、「法廷」という記号の安定的な循環＝回帰を権威付け、そのシニフィアンとシニフィエシニフィエの閉じた循環を最終的に担保している司法システムに対し、権力／暴力の問題を提起した。すなわち、そこでは、すでに「棚上げ」にされているはずの、国家による暴力の独占、植民地主義の暴力と法措定的暴力、裁くことの正当性が次々と問いなおされた。そして、金の行為は、帝国支配と戦争、関東大震災における朝鮮人虐殺、戦後における法的排除と差別など、多種の物理的・象徴的暴力と切り離せないものとして提示された。クラブで暴力団員を射殺し、寸又峡でライフルを撃ち、ダイナマイトを投げつけるなどの「金の暴力」が単に正当化されるのではなく、それを「日本国家の暴力」の長い歴史のなかで位置づけて考えることの重要性が繰り返し強調された。そのうえで、個別の刑法条文をめぐって、「住居侵入罪」「監禁罪」「非現住建造物等放火罪」の成立に対する新たな解釈論を展開し、検事側の機械的な条文解釈に対抗した。

このように、委員会は、朝鮮人に対する日本国家の権力＝暴力と、金による法への侵犯＝暴力を、幾重もの歴史社会的連関の中で連続的に捉えるという理解のもと、あくまでも「負けるに決まっている」裁判を受け入れたからこそ試みることができた「脱構築的」というべき弁護戦略を駆使した。それは、法が排除した「他者」の呼びかけに対する応答として、司法的アイデンティティアイデンティティの同一性に差異を取り込むという専有の営みであったといえる⁴⁷³。

4 「民族問題」の内容と特徴

4.1 構築される「民族問題」

4.1.1 「民族問題」と位置性

8年間におよぶ活動において軸となったのが「民族問題」である。これは、日本人と朝鮮人の「民族」の関連で事件の本質を理解し、責任の問題を考えるものであった。鈴木道彦、大沢真一郎を中心に展開されたこの議論は、弁護団の公式的立場に色濃く反映された。

われわれは冒頭陳述以来一貫して、本件が近代以降百年の日本国家・社会の朝鮮に対する犯罪によって生じた「民族問題」そのものであることを主張してきた。近代日本は、朝鮮国を亡ぼし、植民地として支配し、在日朝鮮人を形成させ、国家・社会的加害と差別を加え続けてきた。そうした中で、戦前より戦後にかけて日本国会・日本社会が在日朝鮮人に加え続けてきた無数の加害・抑圧は、その人格形成に対して（中略）想像を絶する困難な

条件を強要し、その内面をも規定して「人間解体」の淵にまでおいこむ残虐非道なものとしてあった。したがって、(中略)まず有罪なのは、まさに日本国家・日本社会にほかならず、そのことを棚にあげて、日本国家の裁判官に在日朝鮮人を裁く資格はない。⁴⁷⁴

委員会は事件の文脈を抜きにしては法的判断ができないと強調した。ここでいう「文脈」とは、なによりも「朝鮮」であり、その背景には植民地支配から続く民族的抑圧がある。事件が「近代以降百年の日本国家の朝鮮に対する犯罪」の延長線上にあるだけに、そうした過去に対する反省が、本件の判断に先行しなければならないとされた。

ただ、注目すべきは、これが、歴史的背景から日本を糾弾する単純な抽象論ではなく、事件に関わる者の具体的な発話位置 (positionality) に対する自省によって支えられた点である。

(前略) 民族差別の問題を日本人の問題として考えなければならないというふうに思いましたし、万一法廷で何かをすることがあれば、そのことを自分の問題としてやっていきたい。⁴⁷⁵

私、あるいは裁判官や検事は、日本人の一人として、この場合、第三者ではないと、第三者として金さんの事柄を上からながめてみて、どっちがいいかな、どういうふうにするのが相当かなという形で扱い得る立場にあるのではない。⁴⁷⁶

事件と日本人の関連は、過去の歴史に限らない。今金と向き合っている「私」も没歴史的ではないからだ。裁判官、検察、弁護士、傍聴者、そしてマスメディアをつうじて公判を注視している日本国民のうち、第三者的位置に立つ者は誰一人いない。「第三者的に、上からながめるような形で裁くことができるかどうか」⁴⁷⁷という質問は、公平且つ客観的な判断という法廷の擬制への根本挑戦であり、日本人として公判に加担する者の存立と深く関わる問いであった。委員会の人でさえ、「無意識ですらある偏見、差別」を「現に持ち続けている自分として」⁴⁷⁸弁護に関わっている。だからこそ裁判は、なによりも自身に対する徹底した反省であり、弁護も、一個人の擁護ではなく、そうした思考過程を公的に示していく作業でなければならない。このように、民族問題は、金との間に、自分の意思だけではコントロールできない非対称な力関係が働いていることに対する自覚から出発した。

4.1.2 国際的な思想潮流への対応としての「民族問題」

「民族問題」は、当時の国際的潮流に対する対応でもあった。

前述したように、反戦平和運動やアジアとの連帯を強調する議論が登場したにもかかわらず、事件当時までは、日本の「過去」および「日本人」に対する自省的な視点が公に議論されることはきわめて少なかった。「民族問題」は、いまだに植民地主義を体現する在日朝鮮人の存在に注目し、そうした状況に介入するという思想的な企てであった。

世話人代表の一人、鈴木道彦の軌跡は、その過程をよく示している。鈴木は、「小松川事件」（1958年）で死刑判決を受けた朝鮮人少年（李珍宇）の思想的境遇を、「悪への傾倒」「民族」との関連で解釈した評論を發表し、1967年には米軍空母からの脱走兵を援助する「イントレピッド4人の会」の世話人を勤めた。その後、大村収容所に入れられた韓国人脱走兵金東希の問題を「戦前からの日韓関係の歴史を映し出すもの」⁴⁷⁹と捉えた彼は、それを広く知らせるための活動を展開した。

そうした中で、鈴木は、民族解放闘争と反植民民族主義、とりわけ1961年のアルジェリア戦争によって触発されたフランス知識界の動向を「日本人である私たちに引きつけた場合にどう受け止めることができるのか」を問い、金嬉老事件に対する自らの立場を「民族責任論」と名付けた⁴⁸⁰。在日朝鮮人を「日本の内なる『第三世界』」⁴⁸¹と考えた彼は、自分の「否応なしに抑圧者に組み込まれる」「体制としての植民地主義」の構造のなかで「自分はどうしたらいいのか」と質問し、委員会活動に関わった⁴⁸²。

このように、「民族問題」は、第1章で確認したような「第三世界」の浮上に伴う国際的な思想潮流、とりわけ、ジャン＝ポール・サルトルに代表されるフランス知識界の動向を、「日本人の立場から」受け入れるという、思想の国際的流通および局地的専有の実践としての側面をもっていた。

4.2 構築の潜在的可能性——朝鮮人、反権力、民衆

4.2.1 反権力論

事件を「民族問題」と捉える視点は、常にそれとは異なるベクトルの観点によって相対化された。しかし、「朝鮮人」「反権力」「民衆」という側面に注目する複数の視点の間に働く複合的な緊張関係は、「民族問題」をより幅広い視角を包括するものへと活性化させる契機となった。

「民族問題」に対して最も挑戦的だったのは、事件を「権力に対する対抗」とみなす、いわゆる「反権力論」であったが、これは、「民族的責任」との葛藤のなかで相対化されつつ、事件の意味を豊かにした⁴⁸³。

当時は、安保闘争以来、国家やシステムの「抑圧要素を問題化し、『権力』から自立した意識空間、文化内容を創出しようとするさまざまな動き」⁴⁸⁴が前景化していた。そうした中、二度にわたるシンポジウム「金嬉老事件から一年」（1969年2月21日、6月28日開催）では、

日本人の責任を重視する視点と、「反権力」の視点の対立をめぐって、たとえば、金の警察との対決を東大闘争と同じとみなすべきか、その場合「朝鮮人」「差別」の論点はどうなるのか、朝鮮人の「反権力」は日本人の「反権力」と同じなのかなど、活発な討論が行われた⁴⁸⁵。

4.2.2 「民衆」からの視点

他方、「人質」と報道された人々のことから事件を考えるもう一つの専有の可能性が見られた。旅館内の宿泊客と金との共感や信頼関係を強調し、ある主の共同性や連帯を論じる見方は事件直後から存在したが、とくに「コミュニケーション」⁴⁸⁶という表現は、『ニュース』において討論を呼び起こした。そして、同じく「人質」に注目しつつも反権力や「コミュニケーション」を語ることの限界を指摘する視点が登場し、新たな議論の構築可能性が示された。

たとえば、委員会の山本リエは、「人質」として法廷で証言した人々を一人一人訪ね、彼らの体験と意見を記録した。そこで明らかになったのは、彼らの具体的な生活状況および生活者としての視点であった。

資本家階級に収奪されつづけてきた農民や、下層社会の労働者は、戦後民主主義社会の中でも、ある意味ではゆがんだ形で、支配権力を肌で拒否している。(中略) 金嬉老と、そこに対応した「人質」といわれた彼ら民衆とはいかなる位置に属し、どのような形でどの部分に結びつけられ、(中略) 相互に命を賭けた無言のなかでの闘いが、暗黙のうちに厳しい連帯観念を創り出したのだろうか。もしそれが事実ならば、日本の民衆運動は、この「人質」たる民衆をあらゆる面で研究しなければならないはずだ。⁴⁸⁷

こうした問題関心から事件にアプローチした山本は、「人質たる民衆」への聞き取り調査をつうじて、彼らが「肉体労働を基本としてその日その日を汗して賃金を得て生活する肉体労働者」として、「故郷を遠く離れ、家族と別れ、会社の指令により転々と作業現場をかえて働く人々たち」⁴⁸⁸であることを明らかにし、彼らが「被抑圧を体験してきたからこそ、金の気持ちを理解し、共感を覚えた」こと⁴⁸⁹、彼らの事件理解と「都会のわれわれ」の考えとの相違⁴⁹⁰から、事件を超越的な位置から捉えることの問題性に改めて反省を促した。

また、委員会で活動し、金の生い立ちについての本を編集した報道写真家の岡村昭彦も、「特別弁護人」を「民衆弁護人」と解釈し、事件を語る「権力者のことば」と「民衆のことば」を対峙させるなど、民衆の目で事件をみる立場を堅持した⁴⁹¹。

このように、「民衆」の視点から、民族責任論や反権力論における安直な抽象化の危険性が反省された。

4.3 金嬉老との「齟齬」——主体性と責任

「民族問題」は、その内的多様性によって特徴づけられる。論文、評論、集会の報告、読者欄などからなる『ニュース』は、特定の視点を特権化するよりは、多様な解釈が緊張しあう空間であった。そこからは、反権力の問題のほかに、いくつかの明らかな意見の衝突が確認できるが、興味深いのは、金に対する批判である。

前述したように委員会は、事件を抽象的な差別問題として一般化することに反対した。だが、個別具体性にこだわる立場を貫くうえで、金の自律性の問題が無視できない。すなわち、社会的差別や歴史的背景を明らかにしつつも、同時に「境遇が彼に殺人を強いたという状況論」⁴⁹²を拒否しなければならないところで、繰り返し「犯罪」における金の自律的な遂行能力（agency）や責任の問題が浮かび上がったのである。

その端緒は、弁護側の証言から出た。朝鮮人証人たちは、「私が金嬉老と同じことをしなかったのは、どこまでも、奇跡に近い幸運」⁴⁹³であるなど、金の告発に深い共感を示しつつも、彼に責任についての省察を求めた。たとえば、高史明は、金に「あなたが朝鮮人として最前の道を歩んできたかどうか」と問いかけ、「単に日本人の責任を追及するという以上に、むしろはるかに、自力で道を開き、自らの存在の責任を負うてゆく」⁴⁹⁴ことの意味に触れた。金時鐘も、朝鮮の伝統衣装を着て出廷するなど金の「形式的な行為」を無意味とし、彼が示した「自分が悪いのじゃなくて周囲が悪いんだという気持ち」⁴⁹⁵を批判した。『ニュース』でも注目されたこの論点は、その後、金の不適切な受監態度⁴⁹⁶や、金が自分の行動を止めなかった刑事のせいにするなどの事態の展開のなかで、「民族問題」が「金との齟齬」を内面化しつつさらなる展開を迎える契機となった⁴⁹⁷。

すなわち、まず金の英雄化や美化についての警戒が現れ、次に、金の「歪んだ意識」を直視したうえで、日本人の責任と切り離せない朝鮮人の主体性と責任が議論された。それは、朝鮮人側にとっては「主体において問題を受け止めるとき、われわれは実は最も恐るべき形でわれわれのありようを問われている」⁴⁹⁸という自覚として、また弁護においては、日本の責任を強調することが「かえって在日朝鮮人の主体喪失に手を貸す」⁴⁹⁹危険性についての認識として現れた。さらには、一方的な告発を乗り越えた日本人と朝鮮人同士の向き合い方を問い、もはや「『民族責任』などということも越える相互関係の可能性」を展望することが、課題とされた⁵⁰⁰。

このように、「民族問題」は、金に向けられた非難を日本国に転嫁し、金を無力な被抑圧者とみなすかわりに、行為に伴う責任を視野に入れながら、被差別者の主体性および、日韓の目指すべき関係性を含む思想的課題を提示した⁵⁰¹。

5 「民族問題」の社会的位相

5.1 法廷の外側へ

以上で見てきた弁護活動の特徴および「民族問題」の構築は、どのような社会的位相をもつのか。この問いは、弁護や『ニュース』の言説のみならず、法廷の「外側」における活動と言説の社会的位相から答えられなければならない。委員会活動の最大の特徴は、それが法廷の内側に股がって繰り広げられた点にある。活動は、司法システムの「外側」から権力を批判するものでも、裁判の「内側」に最終目標を定めるものでもなかった。それは、法廷から出発しながらもそこに留まらず、外部における波及を促すものであった。無罪判決が望めないなか、委員会は、法廷を「思想と探求の場」と捉え、またその内容を広く伝えなければならなかった。広報活動が格別に重要とされたのは、そのためである。

委員会は、発足期から「弁護団と連携して、調査活動・資料蒐集・記録撮影・理論研究・財政活動を行い、裁判に具体的にそなえ」つつ、「金嬉老事件の問題を広く全国各地の同じ志を持つ個人やサークルに訴え、協力関係をつくるように努力」すると決めた⁵⁰²。そうした努力は、長い活動期間のなかでさまざまな形で現れた。

第一に、広報活動や協力関係の形成は、研究・調査の段階から始まった。既存の自主学习サークルや活動グループと研究の連携を組み、資料を共有した。

第二に、委員会は「裁判に直接にかかわると否とを問わず本質的に問題を提起していく」「理論追求の深化」に努め⁵⁰³、その成果を、『ニュース』や集会、そして個人の文章として新聞や雑誌などに発表した。

第三に、調査と研究および、それにもとづいた弁論は、小規模の報告会、討論会、大規模の集会、『ニュース』の発行と郵送、街頭宣伝（ビラまき）によって、人々に伝えられた。45 席余りの傍聴席は「超満員」となり、時に交替やくじ引きが行われたため⁵⁰⁴、委員会は、公判当日の夜、東京で報告会を開き（【写真 5-1】）、公判廷の様子を詳しく描き出した報告文や傍聴記を『ニュース』に載せた⁵⁰⁵。



【写真 5-1】金嬉老公判委員会が開いた「報告会」の様子⁵⁰⁶

第四に、委員会は、『ニュース』のほか、集会を告知する葉書「短信」を郵送し、いくつかの出版物を刊行した。



【写真 5-2】『金嬉老公判委員会ニュース』の表紙（第 28 号）

5.2 「民族問題」の流通と波及

5.2.1 『金嬉老公判対策委員会ニュース』

それでは、以上のような活動によって公論化を試みられた「民族問題」は、どのように波及し、どのような具体的な影響力を有していたのか。

まず、1976年10月にまで総40号（12～40頁の体制、毎号1,000部前後、1部100円）刊行された『ニュース』（【写真 5-2】）は、「カンパ」をもらった人々や協力先に送られ、また市民たちの集まる各種の集会場で販売され、ほとんど残らず流通された。『ニュース』は、公判

の状況以外にも、朝鮮問題と関連する先端の議論が紹介されるチャンネルとして知られた。また、関連参考資料がまとめて紹介されるなどの理由から、運動体の機関誌としては珍しく多くの知識人によって読まれた。とくに、朝鮮問題に興味をもつ知識人の多くが、その存在を知り、内容を参考にした⁵⁰⁷。

5.2.2 市民運動の中の「民族問題」

戦後における社会変革的動きの高揚期において、委員会は、多様な市民たちの活動と「並走」した。委員会の人びとは、多数の「反戦」集会に参加し、ビラまきをするなどで自らの活動を宣伝し、各種の闘争と連携した。とりわけ 1969 年頃から浮上した出入国管理法の改訂問題と関連しては、運動に積極的に関わる様子をみせた。反入管デモ（1969 年 5 月 25 日、1969 年 7 月 25 日など）に参加しつつビラまきを行い、華僑青年闘争委員会（青華闘）の呼びかけにより、新宿地下広場における金嬉老問題のティーチ・イン（1969 年 7 月 19 日）も計画された⁵⁰⁸。1971 年 4 月には、世話人代表の四人（大沢、梶村、鈴木、三橋）が、ハンガー・ストライキをしている在日中国人劉道昌の問題に関して、法務大臣に直接要求書を出し、『ニュース』の号外を発行した。『ニュース』においても法案に対する批判を活発に行った。

そうした努力のなかで、「民族問題」は、各種の運動グループとの連絡・協力により、多様な 이슈のなかに位置づけられていた。委員会は、一方では、在日朝鮮人 1 世や 2 世、韓国の市民⁵⁰⁹、沖縄⁵¹⁰などの立場を『ニュース』で紹介し、他方では、自らの活動を、他の運動の中に位置づけようとした。人的ネットワークによって他の運動とのつながりが増える一方、他の集会で自らの活動を知らせ、カンパをもらった人に『ニュース』を送るなどにより、委員会は、さまざまな市民運動と刺激を与えあうようになった。

委員会にアプローチしてきた運動体は、セクトの学生やアメリカの「ブラック・パンサー党」を含め、きわめて多様であった⁵¹¹。ただ、多くの交流は、差別や抑圧の具体的な犠牲者を支え、権利闘争を行うグループとの間で見られた。たとえば、1963 年に起きた殺人事件の犯人として部落青年が逮捕された「狭山差別裁判」関連活動、1969 年日本国籍の確認を求める訴訟を起こした宋斗会を支えるグループ、1955 年「丸正事件」の朝鮮人被告、李得賢を支える運動体などが、委員会と交流した⁵¹²。なお『ニュース』は、被逮捕者の人権擁護運動団体「救援連絡センター」の人びとによって、「救援」に関するさまざまな問題点が集約的に意識化されている資料として高く評価された⁵¹³。

委員会の活動は、在日コリアンの差別闘争の嚆矢と知られる「日立就職差別反対闘争」（1970 年～74 年）に影響を与えた。「在日朝鮮人の就職差別を粉碎する会」（後に「朴君を囲む会」に発展）を結成した、慶応義塾大学ベ平連の学生たちは、委員会を訪問し、世話人代表たちから、裁判闘争についての知見を得⁵¹⁴、また委員会主催の集会で報告を行った⁵¹⁵。彼らは

金の公判を傍聴し、当事者の朴鐘碩は『ニュース』傍聴記を寄せた⁵¹⁶。なお、委員会の大沢真一郎と佐藤勝巳は、「朴君を囲む会」の設立の呼びかけ人として名前を連ね、弁護においても、在日朝鮮人にとっての氏名の意味など、委員会の議論が参照された。

そのほか、委員会は、「金鉄佑・喆佑兄弟を救う会」と「徐君兄弟を救う会」など、1972年から始まる韓国の「維新体制」の下で「北朝鮮スパイ」容疑で逮捕された在日朝鮮人学生を救援するグループとも交流を行い、急速に浮上する日韓市民の連帯の動きにもつながりをもっていた。

5.2.3 学習活動の中の「民族問題」

前述した市民による組織的かつ闘争的なアクティヴィズムの並びに、「民族問題」は、地域や学校における市民、学生たちの自主的な研究・学習グループの活動に刺激を与えていた。

第一に、委員会の研究は、市民たちの活動と連携しており、たとえば、「チョッパリの会・金嬉老問題調査グループ」という静岡の団体には、委員会と連携し、同地域における在日朝鮮人の歴史など、独自の調査成果を提供してもらった⁵¹⁷。

第二に、民族問題に注目する文学会、同人誌のグループがあった。その一つである「新人文学会」についての次の説明には、その性格がよく現れている。

いわゆる底辺に生まれ、数多くの生活体験をして生き抜いてきたのだが、私と同様、全国に散在する都市や農村における未組織労働者という差別の下に生きてきた工員、店員、土工、看護婦、農民など、これら10代から70代までの世代を超越した人間が、目的を同じにして集まり、生活と文学をとおして自己変革、社会変革を目標に、新しい思想を自らのものにしていくために努力をしつづけてきた。⁵¹⁸

第三に、教育現場に対する影響がみられる。一部の教師は、『ニュース』を「反差別・解放教育」に活用した⁵¹⁹。ホーム・ルームで、金嬉老や民族差別⁵²⁰、朝鮮人学生の本名の使用について討論が行われたケースの報告があり、その一部の様子は、証人として出廷した中学校教師によっても明らかになった⁵²¹。

第四に、「民族問題」に共鳴を覚えた大学生が多数いた。たとえば、1969年の後半期、『京都大学新聞』は、金からの書簡を手記として連載し、「民族問題」の議論を集中的にとりあげた。「早稲田大学韓国学生統一問題研究所」など、朝鮮人学生を中心とした大学生グループも関心を持っており、機関誌に世話人の文章を掲載したケースがいくつかあった。その他、一橋大学海老坂ゼミ主催の「金嬉老と我々」（1968年11月3日）、静岡大学人文学部自治会主催の「金

嬉老事件とわれわれ」(1968年11月24日)など、大学生が中心となった関連イベントにおいて、「民族問題」が議論された。

第五に、委員会の言説活動は、朝鮮語の学習運動へとつながった。「東外大にさえ朝鮮語科がなかった」⁵²²状況のなか、1971年から委員会が開いた「現代語学塾」の講座(初・中・上級クラス各15名前後)は、近代日本の朝鮮語学習における「負の側面」を払拭し、相互理解にもとづく学習の嚆矢といえる動きの一つとして注目された⁵²³。なお、並行して開かれた「思想講座」では、「民族問題」の内容が頻繁に紹介された。

5.2.4 委員会に関わった人びとの活動

8年間、委員会の主要活動にかかわった人びとの数は常に500名程度であり⁵²⁴、「カンパ」を送った人は数千人(総額約630万円)である。会員制をとらず、自由な参加に開かれていた委員会には、研究者、芸術家、市民運動家など多様な経歴をもつ人々が入り出し、活動のなかで刺激を受けた。その後、その中からは、より活発に活動する人びとが数多く登場した。

『新人文』(新人文学会編)の山本伸子と山本リエ(1982)、「せりか書房」の編集者として活躍しつつ、朝鮮民衆芸能をとりあげていく久保覚(=鄭京黙)、公判への関与を契機に、理想化した朝鮮のイメージから離れて朝鮮史研究を深めながら⁵²⁵、金大中・金芝河の救援運動で中心的な役割を果たした梶村秀樹の活動軌跡からは、「民族問題」の影響がみられる⁵²⁶。

なお、特筆すべきは、在日朝鮮人文学者への影響である。その中核となる人びとが金嬉老公判に関わり、証人として出廷したからである。1970年頃当時、「在日朝鮮人文学」は、ようやくその存在が認知されるようになっていた。特別弁護人の金達寿を除いて、金時鐘、金鶴泳、李恢成、高史明は、まだ多くの作品を発表していない、あるいは文壇にデビューしていなかった。ところが、法廷で証言し、「民族問題」によって触発された経験は、彼らの創作において大きな刺激となったと思われる。たとえば、金鶴泳は、事件を題材とした小説「まなざしの壁」

(1969年)を前後して大きな転換をみせ、作品活動がより活発化した⁵²⁷。なお、文学者たちの法廷陳述は、手直しされる形で評論やエッセイとして収められた。こうした事情により、『ニュース』は、在日朝鮮人文学の研究における最も重要な文献の一つとされている⁵²⁸。比較的若い朝鮮系文学者たちにとって、共通の体験となった金嬉老事件および「民族問題」は、彼らの創作活動における社会性を自覚させると同時に、その後の在日朝鮮人文壇における相互交流や協力を容易にしたと思われる。

5.2.5 「民族問題」の社会的位相

事件当時、金の告発に共感を表明した知識人たちは、週刊誌などで「金に騙された文化人」「頭のおかしい文化人」などと揶揄された。そうしたレッテル貼り⁵²⁹は、委員会の活動が、人びとの共感を得られず小グループ内の議論として終わったかのようなイメージを生み出した。

ところが、総合誌が朝鮮問題を積極的に扱うようになるのは 1970 年代後半であるにもかかわらず、それに先立つ時期にいくつかの雑誌は、委員会の「民族問題」の舞台となった。1969 年には『現代の眼』に山根二郎、金達寿、伊藤成彦の論考が掲載され、1971 年 9 月号の『潮』の特別企画「日本人の朝鮮に対する虐待と差別」には、竹内芳郎と李恢成が参加した座談および関連論文が載せられた。翌年『経済評論』（日本評論社）が出した別冊特集「日本と朝鮮人」では、金時鐘、金鶴泳、佐藤勝己、梶村秀樹など、委員会関連者たちが差別と主体性について論じた。その他、1972 年 6 月『展望』における鈴木道彦の「金嬉老裁判における事実と思想——検察官加藤圭一の論告を批判する」のように、委員会に関わる人びとが個人的に雑誌に発表した論考⁵³⁰、『 코리아 評論』などエスニック・メディアの性格の強い雑誌における文章が多数ある⁵³¹。

しかしながら、前述したように、「民族問題」は総合雑誌や出版という「目立つ」思想の流通チャンネルよりも、当時盛り上がりを見せていた自主サークルや学習会、その「地味に活躍している民衆文化ミニコミ」⁵³²や人的ネットワークをつうじてさまざまな形で波及したと思われる。また、1970 年以後、在日朝鮮人の権利闘争および韓国の民主化運動への支援が浮上し、70 年代後半から韓国にかんする書籍が集中的に出版される状況⁵³³において、再び参照の対象となりながら、その後の関連言説に影響を与えていく。

そのなかで、「民族問題」の内容は、1970 年に編集された『戦後日本思想大系』（筑摩書房）の「人権の思想」の巻に収められ、委員会は、当時代を代表するサークルの一つとされた⁵³⁴。なお、1973 年に当時の思想的布置を示すために『現代の眼』によって作成された「論談地圖」には、金嬉老を囲むかたちで、鈴木道彦、金達寿、高史明、金石範、李恢成の姿が描かれた。

6 小結

以上みてきたように、金の言葉であった「民族問題」は、運動知識人たちの努力をつうじて、公的論題としての具体的な内容と位相を与えられた。その言説および言論活動から、「民族問題」のみならず、朝鮮人を被告にする「法廷」「弁護」の意味が変容させられた主体的な専有の実践があったことが確認された。また、複数のオルタナティブな言説構築の可能性と、葛藤を内包しつつ意味が豊富化された「民族問題」は、当時の社会的闘争や公共的議論、市民たちの活動に対して直接的、間接的影響を与えたと思われる。

注目すべきは、それが、金の意図を貫徹させる過程でも、一元的な内容へ収斂していくプロセスでもなかった点である。だからこそ、委員会の活動は、金嬉老事件の本質論に還元されな

い社会史的意義をもつといえる。こう考えたとき、「金嬉老事件」や「民族問題」は、朝鮮問題の本格的な浮上を暗示する「前兆」、もしくは 1970 年代の権利闘争の登場を予感させる動きではない。むしろ記憶されなければならないことは、「朝鮮」や「在日」の問題を捉える豊かな潜在的可能性と予期せぬ偶然性が生起する中、多様な人びとが結ばれ、過去における加害者としての日本の姿と自分たちの未来的アイデンティティをめぐって濃密な議論を重ねたこと、そしてそこからまた新たな波及が生み出されたという歴史的事実であろう。そうした互いに触発し合う思想空間の只中に、何よりも「文化象徴としての金嬉老」があった。「民族問題」とは「金嬉老」の意味する社会的内実に対する人びとの専有の産物であると同時に、その活動の呼び名であった。この点が、「金嬉老事件」の社会史的意義を考えると振り返られなければならない。

第6章 金嬉老事件と越境

1 「越境の事件」と「事件の越境」

1.1 鈴木道彦の「越境」

本章では、事件が時間的・空間的な境界を超えて波及していく様子を捉える。その時にキーワードとなるのは「越境」である。

公判対策委員会の世話人、鈴木道彦は、「小松川事件」および「金嬉老事件」に関わった自らの経験を振り返えながら、1960年代を「越境の時」と呼んだ。

在日朝鮮人のなかには、自分たちの問題に踏みこんでくる日本人に不快感を与えられる人もあるだろうし、こんな手軽な言葉で扱われてはたまらないという気持ちを抱く人もいるだろう。それは私にもよく分かっていた。しかしその境界を越えられないものと認めてしまえば、理解の手がかりは得られない。私には、事柄に関心を持つためにまず共感が必要だった。また共感がある限り、相手の実存にまで踏みこむことも可能に思われた。たとえ抑圧関係によって隔てられていても、その境界を越えることができるのではないか。いわば「越境」も可能ではないのか。それは一つの想像力の問題ではないか。それがこのころの私の課題だった。⁵³⁵

ここでいう越境とは、抑圧関係によって隔てられている日本人と朝鮮人が、境界を乗り越えることである。ただ、その越境における「課題」には、二つの側面があった。

(1) まず、「境界」をなしているものが「抑圧関係」である以上、越境は、対等な両者間の親善関係や国際交流とは異なる。そこでは何よりも、被抑圧者としての朝鮮人の問題に自発的に関与していく、「日本人側からの越境」の努力が求められる。鈴木に大きな影響を与えたとされるサルトルの立場からすると、一つの「体制」としての植民地主義は、それに属する個人の意図とは異なる構造的水準をもつ。だから、個人的善意にもとづく同情のヒューマニズムは、退けられるべきである。鈴木は、金の公判をとおして植民地主義的な抑圧構造と「文化闘争」を繰り広げることにより、「同情のヒューマニズム」などではない越境のあり方を、自らの実践のなかで模索した。

(2) 他方、越境は、他者に対する想像力の問題でもある。だからこそ鈴木は、単純な戦略的考慮だけが優先されることを常に警戒し、弁護における「権力側の言葉遣い」を鋭く批判し

ながら、100 通を超える往復書簡をつうじて、朝鮮人としての金の内面を理解しようと努力した⁵³⁶。あたかも読者が文学作品の内部に踏み込むように⁵³⁷、他者の内面的実存にまで深く踏み込むことができこそ「越境」が可能となる。そこには、共感と理解にもとづく「他者の魂との交流」⁵³⁸という希望が託されていた。

1.2 事件のさらなる越境——「事件の越境」

こうして、公判委員会の行った活動は、日本人からの「越境」として、温存されている植民地主義による差別と抑圧の政治的境界線と闘いつつ、皮相浅薄な他者理解を乗り越えるという二重の課題に向き合う実践とされた。1960 年代が「越境の時」といえるなら、それは、鈴木をはじめとする委員会および、それを支えた人びとにより、「戦後始めて」こうした問題関心にもとづく自主的活動が現れたからであろう。当時の在日朝鮮人の方からすると、1960 年代末は、まだ「本国指向」が強く、日本人との共存や相互理解よりは、日本人が「自分たちの問題に踏みこんでくる」ことに対する抵抗が強かった。そうした意味で、前章でとりあげた「民族問題」をめぐる知識人と市民の活動は、それ自体一つの歴史的出来事として、日本人を主体とする「越境の事件」であったといえる。

本節では、そうした「越境の事件」を取り巻く、より大きなコンテクストに視野を広げていく。そこには、韓国社会における反響の様子、そして公判終了後から 1999 年までにおける新たな出来事が含まれる。第 5 章で検討した「越境（として）の事件」は、常に境界線を超えていく媒介のプロセスの中にあり、さらなる媒介の対象となった。たとえば、委員会の活動は、韓国における金の救援活動を刺激し、またそうした動きは再び日本に還流する。さらに、日韓をまたがって繰り広げられた支援活動の末、金が韓国に送還されると、今度は、「金そのものの越境」という新たな事件や、その後の金の行動をめぐる出現した反響のなかで、金嬉老事件の意味が更なる変容に晒される。

要するに、鈴木のところの「越境の事件」がそこで終わることはなかった。以下では、日本人からの「越境の事件」の背後にあった韓国社会での反響、そして日本での「越境の事件」が一段落した後の新たな「事件の越境」を検討することにより、事件の同時代的な相貌を浮かび上がらせることにしたい。

2 越境の連鎖——日韓における報道と支援運動

2.1 日韓マスメディアの相互参照

1968年当時、金嬉老事件を伝える日本と韓国の報道における一つの興味深い点は、両国メディアによる緊密な相互参照である。両国の新聞・雑誌は、相手社会における事件のとりあげられ方を頻繁に紹介し、その理解における同異に注目していた。

まず日本において、当時まで韓国・朝鮮問題に関するメディア言説が増えた事案は、大きく三つあった。1953年までの朝鮮戦争における戦況、1950年から始まる北朝鮮への「帰還事業」、そして日韓国交正常化の問題および1965年に締結された「日韓条約」がそれである。金嬉老事件は、戦争や外交正常化など、これらの「大事件」とは比べられない規模の出来事であったにもかかわらず、韓国における反応が頻繁に報道された。その時、特徴的なのは、日本に向けられた韓国社会の視線から、「反日」の「まなざし」の存在を再び確認する契機となった点である。

たとえば、1968年2月23日放映されたテレビのワイドショーの「おはようにつぼん」(TBS)では、日韓会談当時、同番組のスタッフが韓国で撮った市民の街頭インタビューが再放送された。そこでは、「日本を尊敬しています。しかし、きらいです」「日本語は知っているが、つかいたくありません」「日本は商売的な国だと思います」など、市民たちの、日本に対する反感に注目が与えられ⁵³⁹、日本に対する韓国人の「まなざし」が想起された。

また『朝日ジャーナル』に掲載された特派員レポート、「ソウルで聞いた金嬉老事件——ライフル男が提起した朝鮮人差別」⁵⁴⁰では、韓国日報、朝鮮日報、中央日報など大手新聞社の関連社説および記事から、「冷静な姿勢で事件の事実関係を報道し、『犯罪をみる目のきびしさ』を感じさせる報道機関の論調が詳しく紹介されたが、「客観的な事実関係の不動に終始しながらも見出しだけは『在日韓国人虐待に謝罪せよ』と、金の主張をそのまま大見出しに使」うなど、「民衆の中にある対日感情への呼応がうかがえる」⁵⁴¹とし、『金に民族英雄章をやれ』といった素朴な反日感情に根ざす町の声」の存在を再確認した。新聞も、韓国の日刊紙において、金の言動が「民族の悲劇を物語る事件」と伝えられていることを詳しく報道した⁵⁴²。

他方、韓国でも、日本における事件のとりあげ方が、メディアの関心の対象となっていた。大手新聞は、「日本各新聞にみる金嬉老事件の反響」⁵⁴³、『許されない民族差別』日本の新聞、評論を通じて反省を促す⁵⁴⁴などの見出しで、主に日本の新聞における事件評価を詳しく伝えた。ただ、そこに時系列的変化がみられた。

まず事件の直後においては、事件によって日本社会において「民族問題」が提起されたことに重点が置かれた。『中央日報』は、読売、朝日、東京、産経など日本の主要全国紙を引用し、日本社会において事件が「民族差別」の問題を反省するきっかけとなったと伝え、差別の問題

が「金の犯罪とは別問題」であるとする評価の存在については、記事の最後に短く付け加えた⁵⁴⁵。他の新聞においても、「日本の新聞が金に対して同情的」⁵⁴⁶、「日新聞も反省を促す」⁵⁴⁷などといった要旨の記事が多数見られた⁵⁴⁸。

なお、前章でとりあげた「進歩的文化人」の呼びかけも、「金嬉老事件が投げかけた日本社会の反省」、「日本の各界からの協調」⁵⁴⁹として注目を浴びた。逮捕直後に日本のマスメディアにおいて金に対する非難の声が上がると、日本の態度が「手の平を返す如く（「如反掌」）一変してしまった」⁵⁵⁰こと、そして金に呼びかけた文化人たちが非難の対象となったことなどがすぐさま韓国の新聞でとりあげられた⁵⁵¹。

このように、日韓のそれぞれの社会において、相手国のメディアが事件をどのように伝えているのか、あるいは相手国の市民たちが事件をどのように受け止めているのかが紹介されるなかで、金嬉老事件は、日韓の視角差や温度差を測る「リトマス紙」、あるいは、相手の目に映った自らの姿が確認できる「鏡」となっていった。後でまた確認するように、この相互参照の現象は、1999年、金嬉老の強制送還の時にも再び現れ、日韓のメディアにおける相互認識の一つのパターンとなっていく。

2.2 韓国における救命運動の展開と公判への還流

日本での動きが素早く韓国へ伝えられる状況の中、「金嬉老公判対策委員会」の組織的な活動は、特別弁護人の許可をめぐる攻防、公判廷の様子と弁護団の活動、金嬉老の名前をめぐる論難など、非常に詳しく記事化され⁵⁵²、韓国社会における新たな反響を生み出していく。

その一つは、韓国人による金嬉老支援の動きであった。最初の組織的運動は、「金嬉老救出署名運動推進委員会」（以下「推進会」）であった。委員会を立ち上げたのは、独立運動家の一人のグオン・エラ権愛羅（1897～1973）である。彼女は、植民地下の朝鮮における最大の民族運動である「3・1独立運動」（1919年）の際に、ケソン開城地域で運動を主導した有名な「新女性」活動家であり、独立運動を理由に収監されたこともあった。彼女は、金宛の手紙で、ソデムン西大門刑務所で1年6ヶ月間収監された自らの経験に触れ、「獄中では刑務所の内規を遵守し、また『民族の精気』を失うことがないよう頼んだ」。これに対し、金は、以下のような手紙を書く。

権先生、お手紙、ありがとうございました。故国からお手紙を頂いたのに、読むこともできない自分が恥ずかしいです。遅れましたが、これから母国語を勉強したいと考えております。権先生は、我が国が日本帝国主義によって侵略された頃、独立運動に献身さ

れた立派な女史だと思います。状況さえ許されるなら、今でも先生のところに駆けつけて色々なお話を聞かせて頂きたい気持ちです。日本において、我が民族に対する差別、いや蔑視はいまだに根強く残っています。わたしは命を捨てましたし、もっぱら民族の誇りと名誉を守るために裁判で闘っていくつもりです。これが、わたしに残された任務です。(以下略)⁵⁵³

こうした「我が民族に対する差別」「蔑視」への憤慨、「民族の誇りと名誉を守る」という使命感が共有される手紙のやりとりは、新聞によって広く知らされ、署名運動のことが告知された。「推進会」は、家庭単位で署名を集めはじめ、9月には世宗路セジョンロなどのソウル市の中心地で街頭署名活動を展開した。1968年9月初旬までに、すでに約20万人の署名が集められたという（【写真6-1】）⁵⁵⁴。



【写真6-1】韓国における金嬉老救出街頭署名運動の様子⁵⁵⁵

こうした韓国における支援運動の台頭には、日本での反響によって触発された側面があった。「金嬉老救出署名運動」の趣旨文には、この点が明らかに現れている。

この金嬉老事件の事実について日本人刑事がテレビ放送で公開であやまったこととか、日本の大学教授、作家、評論家、知識人たちが、自分たちの国民性批判を惜しみなく吐露した点によってもうかがい知ることがあります。監獄で監禁されている金嬉老に対して、日本人たちからおくられた感激の手紙と電報がおどろくなかれ300余通にいたり、面会者は100余名にいたる事実をあわせて、遠からず開廷する公判にみずからの日本法曹弁護士を含めて、30余名の弁護士団も構成する見込みだという消息は、このような事実を証明してあまりあると存じます。まさにこの時、われわれは同包の不遇を助けるよりも、60万在日僑胞に対する日本人たちの不当な民族差別や待遇が是正されることをもぞむ高次元のものとして、私たちの意志を日本人に対して伝えようとして金嬉老救出百万人の署名運動を展開する次第です。⁵⁵⁶

このように、韓国における運動は、日本における反響を知ったうえで、それに照応する形で行われたものであった。また、金嬉老個人に対する援助というより、在日朝鮮人に対する差別をなくすことを目的とし、そうした韓国人たちの「意志を日本人に伝えようとして」運動を展開するという表現からは、自らの活動に対する「日本人のまなざし」が前提されていたことがうかがえる。

一方、人権擁護の観点からこの問題に取り込んだ弁護士たちが現れた。1968年の夏、弁護士のキム・ホゼキム・ホゼ金淳裁は、朝のテレビ・ワイドショー『グット・モーニング・ショウ』（東洋テレビ）をつうじて権愛羅が主導する「推進会」のことを知った。彼は「このおばあさんにだけまかせてだまっていたはいけないと思い」⁵⁵⁷、彼女に会いに行く。そして、自分が所属している「首都弁護士会」に呼びかける形で、組織的な活動に出た。「首都弁護士会」は、大法院の地下にある事務室を「推進会」に提供し、組織内に、「民族差別・在日僑胞蔑視を払拭するための社会運動」を進めることを目的とする「金嬉老事件対策委員会」（委員長崔秉吉）を設置した。そして「推進会」および日本の公判対策委員会と連絡・協力関係を結ぶ形で、公判及び金の家族への支援活動を行った。1969年12月には、同会の人権問題担当部門を中心に、約30人規模の「特別弁護人団」を日本に派遣する計画を立てた。なお、その外郭団体として、全国の有名人士からなる「特別弁護人団顧問会」もつくられた。

2.3 日本への還流

以上のような韓国における支援運動と関連して特筆すべきは、それが再び日本に波及したという点である。

日本の金嬉老公判対策委員会は、韓国市民社会との連帯を視野に入れ、推進会の権愛羅代表に人を送り、その訪問記を、上に引用したの趣旨文と共に『ニュース』に掲載した。そこで、「日本

人に対して伝えようとして」という運動の趣旨が、部分的であれ、すぐさま実現されることとなった。また、委員会は、「首都弁護士会」への招待状を送る⁵⁵⁸。こうした連絡関係は、1972年1月17日に開かれた静岡地裁の公判（第55回）において、「推進会」の光州地域責任者のジャーナリスト（趙重泰）が来日し、弁護側の証人となることにより、実質的な連携関係へと進んだ。証言では、証人が、同事件をめぐる日本大使館前で行われるデモなどに触発されて運動に参加するようになった経緯をはじめとし、韓国の世論が事件の原因を「差別」とみなしている点、この点が日本の法廷でさらけ出されるかどうかを「韓国社会が見きわめている」こと、すでに20万人分の署名が同裁判所に送られたことなどの内容であった。委員会は、その要旨を公判報告のなかで紹介し⁵⁵⁹、証言者が韓国から収集してきた事件に対する人びとの意見の一部を、『ニュース』に翻訳・掲載した⁵⁶⁰。こうして、「韓国の民衆」が公判を「注視している」ということが繰り返し強調され⁵⁶¹、「国家と国家の間の一つの国際的事件」⁵⁶²としての本件の性格が喚起された。その後にも、「推進会」をつうじて届いた韓国人からの手紙や、推進会が一審判決を前にして出した「声明文」を、「韓国民衆は注視しつづける」というタイトルで『ニュース』に載せるなど、協力が続いた。

このように、金嬉老の支援をめぐる日韓両社会の市民たち連携からは、日本における「越境の事件」が、韓国社会に刺激を与え、韓国で起きた支援の動きがまた日本に還流するという、越境的な反響の連鎖がみられた。

2.4 「長期囚金嬉老」——人権問題として金嬉老

1980年代末以降、韓国における「金嬉老」は、人権問題としての側面が強まった。1973年「推進会」を主導していた權愛羅が死亡し、1975年11月、最高裁が上告棄却し無期懲役が確定すると、韓国における支援の勢いは、著しく鈍化した。ただ、運動そのものは、水面下で続けられた。その重要な担い手となった人は、理髪師の李・ゼヒョンである。21歳の時にメディア報道で事件を知った彼は、1970年に「金嬉老釈放後援委員会」に加入し、5年後に会長となり、その後の約25年の間、金嬉老の支援活動にかかわった。彼は、宗教団体、旅客ターミナル、大学キャンパスなどを巡回しながら署名運動を展開し、1988年8月には、集まった35万名分の署名と嘆願書を持って自らが来日し、日本政府に提出した⁵⁶³。

こうした活動と関連して興味深いのは、それが、韓国社会における反独裁・民主化闘争の流れと接続する様子である。1980年代末、大衆の支援が衰えてきた署名運動を新しく活気づけたのは、野党政治家の金大中キム・デジュンやカトリック教会の金壽煥キム・スファン枢機卿など、有名人士からの協力であった。

まず、1968年の事件当時、野党（新民党）政治家であった金大中は、「金嬉老事件」の2ヶ月後

に、2人の人権弁護士（韓勝憲、文仁龜）を日本に送り、金と面会するよう手配した⁵⁶⁴。彼は、後に釈放を求める署名に参加し、1990年には、野党（平民党）の総裁として、日本法務省に提出するための釈放保証書に名を連ねた。そして、1999年10月、大統領として訪日し、小渕恵三総理と「日韓共同宣言 -21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」を発表したとき、実務レベルで金嬉老の問題について言及したと知られている⁵⁶⁵。

一方、韓国のカトリック教会は、1970年代以降、民主化闘争において大きな役割を果たしていた。宗教的信念にもとづき、民主主義・人権・平和の理念を唱え、社会的弱者の立場から社会問題に積極的にとりくんだ教会は、1972年からの「維新体制」の下、金大中をはじめとする野党政治家や民主化運動勢力と共に、厳しい政治的弾圧の対象となった⁵⁶⁶。その中で、韓国天主教正義平和委員会、韓国天主教正義具現全国司祭団⁵⁶⁷は、「金大中拉致事件」（1973年）⁵⁶⁸、詩人キム・ジハ金芝河の救命活動（1974年）、「在日同胞留学生スパイ集団事件（学園浸透スパイ団事件）」（1975年）⁵⁶⁹、「金大中救命運動」（1980年）などに深く関与することによって、民主化運動勢力と格別な「共闘」の関係を形成し、また同問題をめぐって民主化闘争を支援していた日本の市民・キリスト者グループ、知識人たちとも幅広く交流した⁵⁷⁰。

こうして築かれたカトリック教会と民主化運動勢力の共感の輪は、金嬉老の支援運動に新たな局面を与えることとなった。金の収監期間が長期化するに連れ、民族問題のみならず、人権問題としての側面が浮かび上がってくると、金の釈放を訴える根拠として、教会と民主化勢力によって共有されている「人権」の理念が用いられるようになったのである。そこでは、「差別と闘った民族の英雄」ではなく、「長期囚」としての金の姿が強調された。

こうして、1990年代における金嬉老の問題は、「長期囚」の人権問題として、カトリック教会や野党政治家を始め、多方面からの協力を得ていく。韓国天主教正義平和委員会（Catholic Priests' Association for Justice, CPAJ）は、1995年にも、当時の委員会代表の張ドクピル神父の協力の下、全国の教会をつうじて12,000人の署名を集める。さらに、プロテスタント教会や仏教寺院でも署名活動が行われはじめ、1996年には、韓国最大の仏教宗派である曹溪宗の総務院長、韓国キリスト教教会協議会総務、圓佛教教政院長、天道教教領、大侗教宗務院長、成均館長、民族宗教協議会会長など、韓国の主要宗教界の代表たちが名前を揃えた嘆願書が、橋本龍太郎内閣総理大臣に届けられた⁵⁷¹。なお、同年に、韓国の呼びかけにより、アジア太平洋弁護士会（POLA）の7カ国理事会は、金の「人権」に触れる釈放嘆願書を日本法務省に提出した。

こうした運動を広げていくうえで中心的な役割を果たしたのは、曹溪宗派の仏教寺院である慈悲寺（韓国釜山）の僧侶、朴パク・サムジュン三 中⁵⁷²であった。長年、受刑者の教化と死刑囚の救命運動に携わ

った経験をもつ彼は、1982年頃からの釈放運動に加わり、前述した「金嬉老釈放後援委員会」と協力しつつ、2人の前法務部長官、裴命仁と鄭海昌⁵⁷³など有名人たちからの支援を引き出し、運動を盛り上げていく。そうしたなかで、1992年、金嬉老事件を描いた映画、『金の戦争』が公開され、大衆的な反響が高まると、朴は、日本法務省に10万人以上の署名を添付した釈放嘆願書を提出する。

以上見てきた金嬉老問題をめぐる日韓の協力、そして、日本での活動が消えた後にも続けられた韓国での運動を裏で支えていたのは、在日朝鮮人や日本での留学経験を持つ人びとであった。第3章でふれたように、在日朝鮮人は、金を擁護する公式活動を行うことができなかった。しかしながら、多くの在日朝鮮人たちが裁判闘争を直接的、間接的に支え、また韓国人を主体とする釈放運動において重要な役割を果たした。

たとえば、金嬉老が獄中で書いた文章を韓国語に翻訳し、報道機関に紹介した詩人の金素雲⁵⁷⁴、1988年から金に頻繁に面会しながら李・ゼヒョンに協力し、韓国との連絡を仲介した在日大韓基督教会博多教会の崔正剛⁵⁷⁵牧師、日韓の間における通訳や金の手記の翻訳を担当し、後に金大中救命対策委員会の事務局長を勤め、『金芝河全集』の日本語翻訳に参加するようになる「静岡韓国教育文化センター」の金聲浩⁵⁷⁵、早稲田大学に留学した経験をもち、朴三中を財政的に支えた夫の将慶道⁵⁷⁶と共に釈放運動に加わり、手紙や嘆願書などの翻訳を担当した姜賢淑⁵⁷⁶、朴三中を財政的に後援した在日韓国人実業家の趙万吉⁵⁷⁷など、日韓両国の境界線上に身を置き、両社会における越境的な反響を媒介する人びとがいた⁵⁷⁷。

2.4 もう一つの境界——「反響」と「反共」

金嬉老事件の反響には、韓国における反共主義も、その影を落としていた。独立国家の形成に失敗した「民族の分断」と、朝鮮戦争において民族同士で殺しあったという、いわゆる「同族相残」の傷痕は、1970年代に入ってからさらに進んだ冷戦体制の内面化およびイデオロギー的硬直化のなかで、韓国社会に深く刻印されることとなった。「反共」は、もはや南北の外交的対立のみならず、社会文化全般におけるトラウマとなった。なお、独裁政権は、数々の公安事件をつうじて、共産主義や北朝鮮に対するレッド・コンプレックスを増殖させることにより、民主化の要求を封鎖し、自らの政治的正統性を高めようとした。

「在日同胞留学生スパイ集団事件」に象徴されるように、1970年代をとおして、在日朝鮮人に対する韓国からの眼差しは、「反共主義」によって強く規定されていた。すなわち、在日朝鮮人には、常に「北とのつながり」をめぐる疑念が付きまといわれていた⁵⁷⁸。

この傾向は、金嬉老事件が起きた時にも顕著であった。まず、犯人とされた金岡〔金嬉老〕が、韓国人なのか、それとも北朝鮮の人間なのかという、「国籍の問題」が注目された。事件直後、まだ金についての確かな情報が少ないなか、彼がすでに日本に帰化したという誤報⁵⁷⁹があったため、その混乱はさらに加重された。ある新聞記事は、金が「韓国人僑胞の2世であるにもかかわらず、日本の警察および報道機関が『朝鮮人金』という呼び方をしているため、僑胞たちが憤慨している」とさえ伝えた⁵⁸⁰。これは、在日朝鮮人コミュニティにおける「(南の)韓国人対(北の)朝鮮人」という南北対立を前提としており、日本における「朝鮮人」という呼称を、「朝鮮民主主義人民共和国」とつなげて拡大解釈した誤解にすぎなかった。日本における「朝鮮人」という呼び方がもつ歴史的背景についての理解がほぼなかった当時の韓国社会において、金嬉老も、「南の人」なのか、それとも「北の人」なのかという冷戦的二項対立によって理解されざるをえなかった。

1968年4月、やがて金が韓国国籍を取得し⁵⁸¹、6月に静岡刑務所の中で「民団」に登録(番号1618)すると、それが韓国に大きく報じられた。金もまた、そうした雰囲気と同調し、韓国の記者に、「日本に生まれ、祖国を知らなかったが、今回の事件をきっかけに自分の母国について改めて切実に再認識することとなった」⁵⁸²などと語り、「故国の同胞たちへ」という文章を寄せた。

生まれてはじめて感じえた民族意識および韓国人の名誉と誇りを失うことなく法廷で堂々と真実を明らかにしていきます。(中略)どんな罰も大韓民国の男兒らしく堂々と受け入れます。⁵⁸³

ここでは、「朝鮮人」ではなく、「韓国人」「大韓民国」という表現が用いられている。金は、その後の手記でも、「獄中にある身ではあるが、韓国は、わたしの中に生きている」⁵⁸⁴とし、韓国の新聞記者に対して、公判が近づいてくるにつれて、「日本左翼と総連」がさまざまな方法でアプローチしてきているが、「わたしは大韓民国を祖国だと考えている。」「もし釈放される日があるなら、韓国に帰って暮らしたい」⁵⁸⁵と話し、韓国に対する帰属感を積極的にアピールしていく。

また、「推進会」の権愛羅代表に送った手紙では、自分が「大韓の息子」であり、けっして「共産主義者」ではないということを「誓約」した。こうした内容も新聞によって広く知られた⁵⁸⁶。

一方、金嬉老問題における反共主義は、韓国政府の姿勢からもみられた。先行研究によって明らかにされたように、韓国政府は、北朝鮮との対立を強く意識したうえで、さまざまな対策をとっていた⁵⁸⁷。韓国政府は、まず金に対する「総連」からの接近を牽制し、金を韓国側に引きつけておくために、金の獄中結婚の相手であった女性（金文子）の訪日を早速に許可した。その反面、前述した、韓国の「推進会」と日本の公判対策委員会との緊密な協力関係に対しては、委員会の思想的傾向を「左翼」と見なしていたため、「推進会」代表である權愛羅の渡日を許可しなかった。さらに、委員会に関わった金達寿などの朝鮮人知識人を、「総連」に属する「警戒人物」とするなど、公判の成り行きや金の問題よりも、「反共」と「反左翼」を最優先させる姿勢で一貫した。

このように、事件をめぐる日韓の越境的反響の動きは、「反共」という冷戦的境界線の規定力とも拮抗する模様となった。

3 金嬉老の送還をめぐる文化風景

3.1 「ヒーローの帰国」をめぐるメディア・イベント

1999年9月7日、仮釈放が認められた金嬉老は、釜山をとおして韓国に入国した。それは、日本に再入国しないことを条件にした強制送還⁵⁸⁸であり、事実上、在日朝鮮人が特別永住権を喪失し、「国外追放」されたという側面があった。しかしながら、金にとって初の韓国訪問であったにもかかわらず、「送還」ではなく「帰国」「帰郷」という表現が多用されるなか⁵⁸⁹、金は、「嬉老」の韓国語発音どおりに、「まさしくヒーロー」⁵⁹⁰のような大々的な歓迎を受けながら韓国に入国した。

これまで祖国に帰国した在日コリアンのなかで、祖国からこれほど熱烈な歓迎を受けた人物がいただろうか。3000本安打という日本のプロ野球界で不滅の金字塔を打ち立てた張本勲、芥川賞など数々の文学賞を受けた作家の柳美里、映画「月はどっちに出ている」で日本映画の映画賞を総なめにした映画監督の崔洋一、日本のそれぞれの分野で頂点を極めた彼らでさえ、祖国からこんなVIP待遇を受けはしなかった。⁵⁹¹

以上の指摘通りに、それは、在日朝鮮人に対するものとしては、前例のないほどの歓迎であった。ただ、その歓迎ブームは、何よりも、マスメディアによって主導されたものであり、当時から指摘されていたように、「民族感情を利用した商業主義」⁵⁹²の側面が強かったことも指摘

されなければならない。すなわち、金の入国は、メディア資本によって主催された「メディア・イベント」として、事前に緻密に計画され、演出されていたのである。

まず、金の釈放ニュースが入った 1999 年 8 月 16 日から、彼が入国し、活動するまでのおよそ 1 ヶ月半の間、韓国のマスメディアは、連日関連報道を出しつづけた。

たとえば、新聞社は、社会面を中心に数ページを提供し、出所を待つ金とのインタビュー⁵⁹³、金の釈放を援助してきた人びとのエピソード、金が 31 年前に宿泊代として旅館主に渡した腕時計をめぐる話し、金による「同胞たちに差し上げる釈放挨拶文」、日本の警察による東京都府中刑務所から韓国釜山までの送還方法、金を迎えるための釜山の準備体制などを、競争するように報道し、ムードを盛り上げていった⁵⁹⁴。その見出しは、次のようなものである。

権禧老氏、国内用の名刺を初公開⁵⁹⁵

帰国を控えた権禧老氏の心境の記録公開— “私の戦争は終わっていない”⁵⁹⁶

豊子 “母が見ていたら” 泣き出した血筋—権禧老氏の妹が入国⁵⁹⁷

権禧老氏を迎える釜山の表情⁵⁹⁸

権禧老氏の帰国前日⁵⁹⁹

明日釈放される権禧老氏の周辺—胸騒ぎ、そして恐怖⁶⁰⁰

権禧老氏の迎えにホテルなど奔走⁶⁰¹

とくに、身元引受人となった朴三中側によって金が日本の暴力組織に狙われる可能性が言及されると、新聞は、事実関係を把握せずにそれを「ヤクザ大挙入国超非常」などの形でとりあげ、緊張感を高めた⁶⁰²。そこで警察テロ鎮圧部隊所属の特攻隊による近接警護が計画され、日本暴力団員の入国情報を集める特別チームが組まれるなど、600 人に達する警察が動員される「国賓級」の警護が行われるようになった⁶⁰³。なお、警察とは別途に、民間団体「活貧団」を中心に、海兵隊や特攻隊での勤務経験をもつ市民を対象に「ボランティア警護団」が募集された⁶⁰⁴。一方、7 年前の映画『金の戦争』も再公開され、関心が煽られた。

こうした「国民的歓迎ムード」の中、金禧老は、太極旗で包まれた遺骨箱を首に掛けて入国した（【写真 6-2】）。空港には、「愛国同胞金禧老先生永久帰国」、「故郷に帰られたことを歓迎します」など 10 余りのプラカードが掲げられ、約 300 人市民たちが手に太極旗を振りながら彼を歓迎した。伝統衣装姿の合唱団がアリランなどを歌い、楽団が伝統楽器を演奏した。その姿は、テレビ（連合ニュース）によって生中継された。そして、KBS、MBC、SBS の最大手放

送 3 社は、帰国に際した特別ドキュメンタリーを放映した⁶⁰⁵。金がケーブル・テレビの対談番組に出演することもあった⁶⁰⁶。



【写真6-2】金嬉老の「帰国」⁶⁰⁷

彼は、入国直後から、細かく計算されたスケジュール通りに動いた。彼は、入国直後、お寺に母の遺骨を安置し、実父の祭祀〔韓国式法事〕を行った後、記者会見を開き、翌日には、犯罪歴のある青少年たちのための職業訓練学校で講演し、終戦後に韓国に取り残された日本人女性たちが暮らす老人福祉施設「慶州ナザレ園」⁶⁰⁸を訪問した。翌日には、ソウルに移動し、釈放運動に協力した政治家や有名文学者、そして国会の外務分科委員会を訪問して謝意を表し、映画『金の戦争』を制作した映画社代表や金を演じた俳優の柳仁村^{ユ・インチョン}に会った⁶⁰⁹。その後にも、金は、従軍慰安婦支援施設の「ナムムの家」を尋ね、釜山市長から直接、韓国の住民登録証と「市民の種」をプレゼントされる。また貧民支援 NPO への訪問や福祉施設での講演など、活発な活動が続いた。これらのすべての予定は、事前にマスメディアによって告知され、予定通

りにメディアのスポットライトの下で行われ、その一挙一動が細かく記事化された⁶¹⁰。なお、その後も、金が台風被害者のために寄付をしたことや、銀行でVIP顧客に選ばれたこと、生涯初の投票参加など、非常に些細な身辺雑記がとりとめもなくニュース化されることで、しばらくの間、話題性が保たれた⁶¹¹。

こうした「歓迎劇」のさまざまな場面には、確かに「民族」や「愛国」といった表現が付きまといわれた。ところが、実際そのムードを大きく高揚させ、また活用したのは、彼の「広告効果」⁶¹²に注目した財閥および巨大新聞社であった。

まず、金の「帰国」は、当時、韓国政府の「財閥改革」ドライブによって失墜した財閥グループのイメージ・アップのチャンスと認識された。財閥社の「サムスン」は、金の釜山での日程のために、グループ会長や大統領クラスの顧客に提供される最高級のホテル・スイートルームを安値で提供し、「サムスン病院」での無料健康検診や専属医療チームによる治療プランを約束することで、「金嬉老を支えるサムスン」をアピールした。また、自社グループの運営する湖巖美術館ホアムの宣伝効果を狙って、一般人を対象とする「金を囲むギャラリー・ツアー」を企画した。これに対し、現代グループ側は、金ら一行の慶州滞在に際して、系列社ホテルの客室20室を無償で提供し、金の今後の生活のために、釜山市にある1億ウォン相当のマンション（150平米）をプレゼントした。現代グループの創業者の息子であり、現代中工業の顧問でもある国会議員の鄭夢準チョン・モンジュンは、マスメディアの前で、自ら金を歓待する姿を積極的に演出した⁶¹³。

また、「帰国」の前から起こった金の手記の出版権をめぐる競争は、大手新聞財閥の間での競争として現れた。版權確保のために東亜日報の東京特派員が「総動員」されるような状況のなか、中央日報社は、朴三中との「人脈」をつうじて独占契約を果たした⁶¹⁴。中央日報社の社長は、「帰国」した金に直接会って「一生新聞購読券」を贈呈しながら謝意を表した⁶¹⁵。こうした背景のもと、中央日報社から発行される多数の新聞、週刊誌、月刊誌には、金嬉老関連ニュースが多く掲載され、金の手記は、19回にわたって新聞に連載された後に、系列の出版社から出版された⁶¹⁶。

3.2 「権禧老シンドローム」をめぐる議論と波及

以上のような歓迎劇は、メディア・イベントの「シナリオ」通りに行われたものであったが、そこからは、また豊かな反響が生まれてきた。まず、金を「民族の英雄」とみなす視点は、直ちに強い批判や自省の声を呼び起こした。そして、金の評価をめぐる議論が活発化すると同時に、他の社会的 이슈にも幅広く波及した。

その波及は、「權禧老シンドローム」⁶¹⁷に対する懸念から始まった。「社会とマスコミの態度に『過熱』の側面がなくはない」⁶¹⁸という穏健な指摘をはじめ、「過剰な民族意識による倒錯」⁶¹⁹という厳しい批判まで、英雄視を批判的に捉える声が、新聞の読者欄や寄稿コラムから社説⁶²⁰にまで次々と現れた。新聞のオピニオン欄には、アン・ジュンガン ユン・ボンギル金を安重根や尹奉吉などの「抗日独立闘士」と同一視することに対する懸念が多く見られ、犯罪の合理化や過度な美化が批判された⁶²¹。同問題をとりあげた討論会でも、民族主義にもとづく事件の捉え方や過剰な英雄化の動きが相対化され、金は「差別の犠牲者」なのか、単なる「前科者」に過ぎないのかをめぐって踏み込んだ議論が行われた⁶²²。当時活発化しつつあったインターネット上の討論サイトでも、同様の争点が活発に議論された⁶²³。

以下に、そうした議論の特徴をまとめる。

第一に、英雄化を牽制する主な論拠の一つは「日本人の視点」であった。1968年の事件発生時と同様、この時にも、両国メディアの相互参照の現象が著しかった。ほぼすべての新聞は、特派員のコラムや、専門家のコメントなどの形で、金の「帰国」を捉える日本のメディア・国民の視点を紹介し、日韓の「温度差」⁶²⁴に触れた。

多くの日本人には、(韓国で) 權禧老氏を、あたかも志士、烈士でもあるかのようにもてなすことが、受け入れられないようだ。權氏がどのように待遇されようと、全く関与しないという冷淡な態度が、日本社会における主流の雰囲気である。「金禧老事件」についての日本人の評価は、すでに出されているようだ。⁶²⁵

私たちの目には、民族の魂を発揮した英雄として映るかもしれないが、日本人の目からすれば、「ライフルを持った殺人犯」に過ぎないかもしれない。⁶²⁶

日本のマスメディアは、民族差別に抗議したとグオン氏を英雄視する韓国の雰囲気を伝えながら、これが今後、せつかく回復軌道に乗った日韓関係に冷水を浴びせることになるかもしれないという懸念を表した。⁶²⁷

第二に、「在日同胞」〔在日朝鮮人〕の問題と彼らの立場が喚起された。事件は、1968年以来大きく変わっていない在日朝鮮人の社会的地位、そして「祖国」の関心不足を反省するきっかけ

けとされた⁶²⁸。そして、金の「送還」との関連で、在日朝鮮人の法的地位の問題も再び喚起された。

新聞は、1968年当時「脱法的犯罪としての金嬉老の行動が、日本社会で生き続けなければならない同胞たちに与えたマイナスの影響」について触れ、また今回日本の法務省が金の仮釈放の条件として掲げた「直ちに日本を出国する」という要求を受け入れたことが、「在日同胞の法的地位の問題に良くない先例となる恐れ」があるという専門家の意見を紹介した⁶²⁹。ある国際NPO代表の書いたコラムは、この問題をさらに追及していた。すなわち、日本の法務省が仮釈放の条件として金に要求した自筆の覚書が、(1) 仮釈放されれば直ちに日本を離れること、(2) 日本に再入国しないこと、(3) 日本を誹謗しないという内容であったことを指摘し、それが実質的に「強制退去」に該当する「不当な処置」であると主張した。在日朝鮮人が、3世・4世になっても永住権が保障されず、その法的地位が法務大臣の許可事項となっている現実のなかで、日本は、金嬉老という「面倒な人物」を単に国外に追放し、日本社会の安寧をはかろうとしただけであることを直視しなければならないと指摘した⁶³⁰。

そのうえで、韓国における金の受け止め方が今後の在日朝鮮人たちにもたらしうる影響が、彼の英雄化を警戒しなければならない大きな理由として示された。特徴的なのは、主に特派員たちが「在日同胞」の視点を紹介していた1960年代末とは異なり、この時には、すでに日本社会で活躍している朝鮮人の知識人が、自らの意見を直接、そして積極的に韓国に伝えた点である。

たとえば、1999年9月11日、「歴史問題研究所」が主催した国際シンポジウム「近現代韓日関係の展開と21世紀」には、在日朝鮮人学者たちが招聘された。その一人であった林哲は、「権氏が在日朝鮮人の差別問題を劇的に表すことで60年代の日本社会が孕んでいた矛盾のシンボルとなったことは確かだ。ところが、だからといって彼を民族の英雄と見なすことは間違い」と明確な反対の意見を示し、徐勝も、「韓国メディアによる英雄扱いは、嫌韓論を煽るだけ」と批判したうえで、「日本で生まれ、日本のことしか知らない権氏が、韓国に帰らざるをえなかったことについて在日同胞たちが覚える挫折感」について伝えた⁶³¹。

さらに、韓国のメディアにおける在日朝鮮人の直接発言も目立った。芥川賞受賞者として韓国にも名が知られていた作家の柳美里も、新聞の特別寄稿文をつうじて、英雄化が呼び起こしうる嫌韓感情に対する懸念を示し、「過剰反応」をしないよう求めた⁶³²。日刊紙にコラム欄をもっていた東京大学教授の姜尚中は、2回にわたって金に言及し、金にまとわせられた「英雄的

ナショナリストの衣装」⁶³³を相対化しつつ、在日朝鮮人を取り巻く歴史的状況に目を向けさせた。

当時、在日韓国人は、はたして、どのような存在だったのか。ひとことで言うなら、「棄民」扱いを受け、日本社会から「潜在的な犯罪者」として扱われる、厄介者以外の何者でもなかった。このような冷遇にがまんできず、明日の希望を求めて、北朝鮮へ帰国した在日韓国人と、日本社会にとどまり、そのなかで呻吟できず自滅的な暴挙に出ざるをえなかったグオン氏は、ある意味で共通の運命を生きなければならなかったのである。(中略) 日本の外へ出るか、日本に残りつづけるか、その違いはあったにせよ、そこには戦後の冷戦のもとで、日本・韓国・北朝鮮の3か国の狭間で呻いてきた在日韓国人の歴史が刻まれている。(中略) このように見るなら、グオン氏は単純な犯罪者ではないが、また英雄でもない。彼は、三国のよじれた戦後史の軋轢のなかでもがいた在日韓国人の自画像の一部にすぎない。グオン老人をとおして、私たちが考えねばならないことは、どのようにすれば、彼と同じような悲劇をつくりだした、三国の対立と相克の歴史に終止符を打つことができるかという点だ。⁶³⁴

第三に、英雄化への非難は、たびたび韓国国内における外国人問題についての反省を求める議論となった。「権氏の帰国を、外国人の人権に関心を向ける機会とすべき」という意見が数件も新聞の読者欄に現れ⁶³⁵、「とりわけ不法滞在労働者の人権および福祉問題における『転換点』とすべき」という議論が新聞記事や新聞社説にも次々と登場した⁶³⁶。

当時は、直近5～6年の間、約25万人と5倍以上急増した外国人労働者に対する差別と偏見が社会問題として浮上しており、金の英雄化に対する批判は、人権問題の議論を活性化させる模様となった。すなわち、1993年産業技術研修生制度の施行以来に増大した東南アジアやパキスタン、バングラデシュからの出稼ぎ労働者、1992年中韓間の正式修好の後に主に延辺朝鮮族自治州から入った「朝鮮族」、そして不法滞在者(オーバーステイ)の福祉や差別の問題について反省が触発された⁶³⁷。なお、在韓中国人の華僑に対する差別問題も浮上した。

権禧老氏によって象徴される民族差別は日本だけの問題ではない。(中略) わたしたちの周りを見よう。我が国の長期居住外国人のうち97%を占める21,000名が華僑だ。彼ら1950年代には一時期50万名をも超えていた。このように激減した理由は何か。(中略) 初

めて韓国にきた中国人は三つの疑問をもつという。第一、どこの国でもある「チャイナタウン」がないこと、第二、大企業家や大富豪の華僑がないこと、第三、華僑の海外流出が絶えないこと。これはまさに法的・社会的差別の生み出した結果である。⁶³⁸

こうした雰囲気の中で、その時までは社会的発言にきわめて慎重だった「華僑」が、「チャイナタウンの無い国」という文章を新聞に寄せ、問題の深刻性を訴えた。

31年間獄中で苦しんだ彼〔金嬉老〕の老衰した姿は心を痛めるものであった。その姿は、日本の外国人にたいする蔑視と差別のシンボルである。だが、華僑たちが権禧老氏を見ながら考えたことは、少し違う。華僑たちも、韓国で堪え難い差別を受けながら、数えきれないほど人知れず涙を流してきた。わたしたちに権禧老氏がいなかっただけである。⁶³⁹

こうして関連議論が盛んになった背景には、金の入国が、在外韓国人の出入国や在韓外国人の地方参政権問題をめぐる法制度の整備作業に入る時期と重なったこともある。金の「帰国」をどう見るかは、在外同胞の問題や外国人の処遇、そして韓国社会における根強い「血統主義」をめぐる議論⁶⁴⁰をさらに触発する題材となったのである。金の英雄化に対する評価も、そうした議論の中に位置づけられた側面がある。

たとえば、金が入国した2日後の9月9日には、韓国に5年以上居住した20歳以上の在韓外国人の地方参政権・選挙運動権を認める方向で、行政自治部が関連法律の改正に向けた実務調整に入ったことが明らかになった⁶⁴¹。新聞社説では、金嬉老の入国とも関連し、「在日同胞の参政権を求める前に、韓国内にいる外国人のほうから参政権を認める相互主義が尊重されなければならない」などの意見が見られた⁶⁴²。こうして、金の入国は、前述した外国人の人権保護に対する関心の高揚と共に、この動きを後押しするものであった。ただ、逆に、むしろ「慎重論」において事件が引用されることもあった。ある在米韓国人の書いた雑誌のコラムでは、金を『凱旋将軍』のようにもてなしながらも、100年も居住してきた華僑を市民として待遇しない偏狭な国が、急に5年以上居住した外国人に投票権を与える気前を見せている」とその皮肉さが揶揄され、強い抵抗感が示された⁶⁴³。

また、同年5月から進められていた住民登録更新事業において、全国民を対象として右手の親指の指紋情報を採取し、電子データ化しはじめたことが、反対運動を呼び起こしていた。そ

の人権侵害性が憲法裁判で問われるなか、金が釜山市での住民登録に際して、指紋を押印する報道写真は、すぐさま指紋押印反対世論へとつながった。

在日同胞が、外国人に対する指紋押印を拒否しながら半世紀近く日本政府と戦ってきたことを考えると、差別に対する反対のシンボルでもある権〔金嬉老〕氏が、韓国人になるために十本の指の指紋を押印しなければならなかったのはアイロニーである。⁶⁴⁴

3.3 金の送還と「日韓関係」

前述した韓国での議論の様子からも分かるように、事件は、しばしば「朝鮮人問題」というより、「日韓関係」の問題として理解された。

とくに 1970 年代には、韓国の朴正熙政権は、金嬉老事件を「日韓の友好関係に役に立たない日韓関係の阻害要因」とみなし、在日韓国人による反差別運動にも関心を示さず、むしろ金の周辺にいる「総連系朝鮮人」や「左翼知識人」を警戒していた。

他方、その後の釈放運動においては、金の仮釈放の可能性が、日韓関係の従属変数として語られた。1993 年、細川護熙が、非自民連立政権の首相候補として決定されたときや、首相となったときには、彼が、1968 年当時、朝日新聞社会部記者として寸又峡の現場を取材していたこと、そして金が長期収監されていた熊本県で 8 年間も知事を務めたことから、仮釈放の期待が高まった⁶⁴⁵。

1999 年、金の釈放が認められたというニュースは、奇しくも 8 月 15 日、すなわち、日本の「終戦記念式」においてはじめて「君が代」が斉唱され、政治家たちが靖国神社に参拝したとと共に、同じ日に報じられるようになった。そこで、新聞には「右傾化する日本と金嬉老」という見出しで、二つのニュースを並べられることもあった。

マスメディアでは、昨日金嬉老の仮釈放のニュースと共に、これまでとは大きく変わった日本の「8・15 風景」を伝えた。日王夫妻〔天皇夫婦〕が参加した「終戦記念式」では、戦後はじめて「君が代」が提唱され、国会議員ら 54 名および閣僚 8 名が、堂々と「靖国神社」に参拝したという。日本社会のこうした「過去への回帰」を見ている在日同胞たちの心境とは、どのようなものであろうか。それを考えてみるだけで心が千々に乱れる。⁶⁴⁶

また、金嬉老の入国は、戦後より禁止されていた日本の映画や大衆歌謡のコンサートなどを制限付きで許可することを内容とする、「日本大衆文化の第2次開放方針」の発表とも重なり⁶⁴⁷、日韓関係における新たな展開、あるいは両国の関係改善に向けたチャンスと考える視覚が見られた。それと同時に、韓国における金の「英雄視」が、日本に伝わることにより、かえって葛藤が増幅し、「去年10月の金大中大統領の訪日以来の、日韓の友好的雰囲気」⁶⁴⁸を阻害する恐れが懸念されることもあった。

このような期待と懸念が交差するなか、金の仮釈放をめぐる、日韓の間における報道の相互参照現象が再び現れた。それは、とりわけ韓国において著しかった。単に日本における反応を伝えるだけでなく、韓国における報道内容を伝える日本のメディア言説を、再び韓国に伝えるという、二重、三重の入り組んだ再帰的構造も現れた⁶⁴⁹。そして、テレビ局による現地取材も、1968年より一層目立った。韓国のKBSは、ドキュメンタリーの『追跡60分』（1999年9月9日21:50からの放送）をつうじて、またMBCは『MBCスペシャル』（1999年10月10日23:15からの放送）で金の送還をとりあげたが、1968年以来金を支えていた日本の知識人たちが、金の「英雄化」に同調せず、運動から去って行く様子が伝えられた。それは、韓国との「温度差」に注意を払うことで、韓国で一部見られた「過熱現象」に対する自省を促す効果をもたらした。また、日本でも、NHKが金の送還に際して、スペシャル番組を制作し、韓国での受け止め方を、市民のインタビュー映像を含めて詳しくレポートした。そこでは、韓国の反応のみならず、「帰国」した金とは異なり、今後も日本で暮らさなければならぬ在日朝鮮人の立場が紹介された。これら日韓両国のテレビの報道は、「他者の視線」の存在を気づかせ、「自分」を振り返ってみるという自省の機会を提供するものであった。

このように、金の送還という「ややこしい」出来事とおして、両国は、絶えず自らの姿が相手の目にさらされていることを自覚しつつ、「自分の目に映った他者」と「他者の目に映った自分」との関係としての「日韓関係」に思いを向けていた。

4 裏切られた物語

4.1 殺人未遂・放火事件の影響

「帰国」した翌年、71歳の金は、不倫相手の家で暴力事件を起こし、殺人未遂の容疑で逮捕された。その「タイミングの悪さ」の効力⁶⁵⁰は、日韓両社会に大きく響いた。

前年度の「ヒーロー・シンドローム」現象の主役が突然『三流痴情劇』の主人公へと転落した⁶⁵¹というニュースは、多くの人々を混乱させるものであった⁶⁵²。全国紙の社会面は欠かさずこれを報道し、これを「英雄の墮落」、「歪んだ英雄」、「女難」⁶⁵³などとして伝えた。

国民たちの胸に日本の差別に抵抗した「愛国者」と刻印された彼は、一瞬に内縁の妻と殺人を共謀した「現行犯」へと転落した。⁶⁵⁴

ギスギスとした韓日関係を全身で象徴したグオンさん。30年余りの刑務所生活によって希薄になった現実感覚と信じていた人（獄中結婚していた金某氏）の裏切り、そして今回の再収監（中略）現代史の痛みが刻まれた一人の人間の歪んだ人生が切ないだけである。⁶⁵⁵

なお、金の報道をめぐって極まっていた、すぐに盛り上がり、またすぐ冷めてしまうマスメディアの問題点（「鍋根性」）⁶⁵⁶が改めて叱咤の対象となった⁶⁵⁷。金嬉老の精神状況について、精神科医が「幼い頃からの人格障害や長年の受刑生活および日韓両国の文化的差異によるストレスなどによるパーソナリティ障害」⁶⁵⁸と診断し、精神異常者や精神疾患者と報道されることもあった⁶⁵⁹。そして翌年、日本に留学していた李秀賢^{イ・スヒョン}という韓国人青年が、電車の駅の線路に転落した人を救助するために自らの命を投げ出したことが伝わると、金嬉老の再犯は、青年の尊い犠牲との対比のなかで、改めて日韓の間の「距離」を広げた出来事として⁶⁶⁰、その意味が吟味された。

さらに、韓国では、この出来事を伝える日本の新聞が、「まるでそれを待っていたかのような」、あるいは「これまでの韓国社会の評価が間違っていたことが証明されたかのような」論調であるとされ、日韓の間における「溝」が改めて強調された⁶⁶¹。

日本においても、多くのメディアが金の再犯に触れ、関心が払われた。公判対策委員会が展開した「民族問題」という解釈は、すでに「過去」となり、その妥当性が問われること自体がなくなった頃であるが、これを期に、週刊誌や「2ちゃんねる」などインターネット掲示板を中心に、「犯罪者金嬉老」を英雄扱いしていた韓国を嘲うコメントが見られはじめ、委員会の知識人のことが——およそ30年ぶりに——再び「金嬉老を激励した『ドアホ文化人グループ』」と揶揄されるようになった⁶⁶²。

4.2 金嬉老事件という物語——「抗日」の大衆的英雄

これまで、金の語られ方は、きわめて多様であった。そのなかでも最も代表的なのは、韓国における「抗日闘士」という大衆的英雄の物語である。

韓国における「金嬉老」の意味には、「抗日の英雄」という「解釈の伝統」および「読みの習慣」⁶⁶³が大きく影響した。韓国における大衆的英雄の物語は、そもそもその発生から反植民闘争として意味付けられた。1900年代の韓国〔大韓帝国〕にとって、社会進化論にもとづいた植民地化の流れに対抗し、その決定論を「超越し」、自分の目標を成し遂げる存在としての「英雄」への関心は、格別な緊急性があった。英雄論は、この時期、韓国のさまざまな新聞雑誌を飾る重要な政治言説として浮上した。大韓帝国期の愛国啓蒙運動に関わった知識人たちは、梁啓超の「英雄論」を積極的に受け入れつつも、とりわけ「時勢を創り出し、国と民族を危機から救う『無名の英雄』」を強調する大衆向けの論説を大量に生産した⁶⁶⁴。抗日ナショナリズムの形成を担った彼らにとって、「偉人伝」のジャンルは、重要な知的実践の手段となった。また、「解放後」にも、不十分な「歴史の精算」が思い起こされるなかで、安重根をはじめとする「独立運動家」「義士」の生涯が大衆的英雄のストーリーとして語られ、とりわけ民主的正統性の欠けた政権側にとっては、「愛国イデオロギー」を補強するための国民化の手段となった。

金嬉老は、韓国メディアとの初のインタビューにおいて、自分が「知っている唯一の韓国語が『大韓独立万歳』だ」と言い、『デハン・ドクリプ・マンセ』と勢い良く叫んだ⁶⁶⁵。
デハン・ドクリプ・マンセ
「大韓独立万歳」とは、「3・1 独立運動」のスローガンであり、韓国人にとっては、抗日民族運動の文化的記憶に対する、最も強力な喚起力をもつ言葉である。こうして、まだ「謎」の多かった「金嬉老」は、「デハン・ドクリプ・マンセー」を叫ぶことにより、「3・1 運動」を担った「無名の英雄たち」と同列に並べられうる理解可能性を獲得していく。後に制作された映画『金の戦争』や、また金の「帰国劇」をめぐるメディアが用いたドラマ化の演出術も、同様の英雄的物語にもとづいていた。

ところが、金の再犯は、こうした自分の「物語」に大きく対立するものであった。

1999年当時、韓国の全州市立劇団は、ミュージカル「チョウセンジン権禧老」（仮題）の準備に取り掛かっていた。このミュージカルは、金が「殺人を犯すことになった経緯や、日本最長の無期囚として監獄で過ごした時の人間的苦悩、獄中の息子を献身的に支えた母の母性愛など」を主な内容とし、翌月の2日に初公演、そしてソウル、釜山だけでなく、日本やアメリカでの講演計画まで立てていた⁶⁶⁶。これは、韓国民主化運動のために焼身自殺したジョン・テイル全泰壹の30周年忌を記念する「烈士」の生涯の演劇化と共に、「現代史の傷痕への再照明」⁶⁶⁷として大きく注

目されていた。金の再犯は、このような、まさに「民主化運動の烈士」と「戦後の抗日闘士」が対になって「大衆的英雄」として演劇化されようとする瞬間に起きた。ミュージカルの企画は中止となり、劇団側は、「グオンさん〔金嬉老〕が愛情問題などで社会的物議をかもし、作品のイメージが大きく毀損された」「中止は少なからぬ損害を伴うが、公演を強行した場合の社会的影響がもっと懸念される」と説明した⁶⁶⁸。

4.3 続く「親子物語」

ところが、金をめぐるもう一つの代表的な物語である「親子物語」は、金の再犯から大きな影響を受けることがなかった。

金嬉老の母に対する人びとの関心は、事件直後から著しく現れ、金が「凶悪」であればあるほど、あるいは「救済不能」であればあるほど、母の悲しみや息子に対する底知れぬ愛情が一層際立たされていた。以下の引用文は、新聞社説の一部としては異常なほど金のオモニに対する感情的同一視で満ちあふれている。

オモニの金得淑女史は、これ以上血が流されることがないよう、薬を飲んで自殺することで罪を償えとまで、金に哀訴したという。異国で、回りから助けられることなく、数々の困難と闘いながら育ててきた息子に、自ら命を絶てとまで泣訴しなければならなかったオモニの胸中は、どれだけ痛かっただろう。われわれは、人間家族の一人として、このオモニの断腸の悲しみに、胸に込み上げる同情を禁じえない。⁶⁶⁹

こうした傾向は、その後も続いた。そこには、金の母が死亡したというニュースの直後に金の送還が決まったことも大きく影響した。すなわち、韓国における「権禧老シンドローム」は、「オモニ」の訃報と共に始まり⁶⁷⁰、金の「帰国」は、「母との約束」として伝えられた⁶⁷¹。そして、テレビで生中継された彼の入国シーンでも、金と朴三重は、母の遺骨と遺影とともに人びとの前に登場していた（【写真 6-3】）。そのため、多くの「帰国」関連の報道も、「親子物語」にもとづいて構成されることとなった。それは、「71歳の老息子の、母を偲う歌〔思母曲〕」と要約された。

「目を閉じる瞬間にも、ダメな息子だけを考えていた母を、今になって故郷に連れてきました。我が国では何の心配もせず楽に過ごしましょう。嬉老は、我が国の言葉と生活を覚

え、韓国人として生きていきますから、どうぞオモニもそばにいてください。」31年間の捕囚から解放され、祖国の懐、両親の故郷に抱かれた権禧老氏（71）は、金海空港で到着の挨拶をした後、すぐに釜山蓮堤区慈悲社直行、法堂に設けられた父の位牌、母の遺影の前で礼を挙げ、しばらくの間、「生きておられたとき、仕えることができず申し訳ありません」と伏せてすすり泣いた。⁶⁷²

権禧老（71）さんが、31年6カ月間の収監生活を終えて夢に描いていた祖国に戻ってきた。

（中略）彼は、「まだ韓国語が下手ですが、これから同胞たちとたくさん会話しながら学んで韓国人として生きるように努力したいと思います。母が故郷をあれほど懐かしがったのに、昨年11月、突然亡くなりました。母の心を考え、韓国に来ました。右も左も分かりませんので、ご指導よろしくお願ひします。ありがとうございます」と挨拶した。空港の挨拶を終え、権さんは、すぐに母の遺影と位牌が祀られている慈悲社に向かった。（中略）慈悲社の3階は、ただちに涙の海へと変わった。グォン氏の目にも涙が流れた。彼は、遺影を持った三中お坊さんに沿ってお堂の中に入った。法堂の中に入った彼は香をつけ、膝をついて母に祖国に来たことを報告した。権さんの目がしらが赤くなった。（中略）「母、あれだけ来たかった故国の地に戻りました」母の遺骨を下に置いた71歳の老人は、深いため息を吐いた。彼の顔は明らかに悔恨と感慨で震えていた。31年6ヶ月間の長い長い獄中生活ただけに、涙が爆発することもあるだろうが、彼は我慢するようであった。彼は香に火を付け、ひざまずいて礼をあげた。法堂の中に響く木魚の音。彼は目を閉じて祈った。外は濃い暗雲が沈み、軒先には雨粒がぽつりぽつりと落ちてきた。雨音と木魚の音の中に、71歳の老息子の母を偲う歌〔思母曲〕は、こう流れていった。⁶⁷³

なお、出版権をめぐる激しい競争を起こした金の韓国語版手記のタイトルは、「お母さん、憎しみをも乗り越えました」⁶⁷⁴となった。そこでも、獄中の息子に会うために毎月静岡から熊本までの1,100kmの距離を日帰りで往復するオモニの姿がクローズアップされ（【写真6-4】）、文字が読めないため他人に助けられて手紙を読み、返信を出すといった切々としたオモニのストーリーが綴られた。



【写真 6-3】（左） 金嬉老が入国する姿（1999 年）⁶⁷⁵

【写真 6-4】（右） 金嬉老の面会に出かけた金の母⁶⁷⁶

一方、日本でも、金の母に対する関心は高かった。事件直後から、金の母が金への「自首説得作戦」に動員されたことなどが報じられたが、そこには、韓国とは異なる「在日朝鮮人一世の母」という物語の特徴が加わることになった。たとえば、1968 年『日本読書新聞』が大きな誌面をあてて特集した「オモニ、日本に生きる 明治—大正—昭和史のなかの朝鮮人」⁶⁷⁷や、1972 年『思想の科学』誌に掲載された「強いられた放浪——金嬉老の母（おもに）の半生涯」という記事⁶⁷⁸、そして公判対策委員会の活動に関わりながら、オモニへの聞き取り調査を行った山本リエの単著『金嬉老とオモニ——そして今』（1982 年）、テレビ・ドキュメンタリー「お母さん、許してください～日本初の劇場型犯罪・ライフル魔金嬉老事件 40 年目の真相～」(2008 年 11 月 24 日放映、テレビ朝日) などには、在日朝鮮人一世の苦難が集約された母のライフストーリーに対する、同じ人間としての共感や、息子としての共感のみならず、「日本人」としての罪悪感が示された⁶⁷⁹。

またそれと同時に、アメリカにおける「黒人の母性 (black maternity) をめぐる神話」⁶⁸⁰——すなわち、愛に溢れ、無限な包容力をもち、どこまでも犠牲的で、また底知れぬ強靭さをもつ存在としての母——と同類のステレオタイプ化の傾向もみられた。朝鮮の伝統衣装「チマ・チョゴリ」を着て⁶⁸¹、朝鮮の料理や祭祀をつうじて「祖国」を思い描く姿への言及は、金の母へに対する理解に、西洋のオリエンタリズムを内面化した日本からの「東洋の母」へのまなざし⁶⁸²が重ねられていたことを思い起こさせる。

ある面において、母性への喚起は、日韓共通の現象であった。人びとは、金嬉老の母に、激動の歴史のなかで自分を育ててくれた自分の母の姿を重ね、両社会が共に「他者」としてきた「前近代的な女性としての母」の姿を見た。1968年当時、テレビや新聞写真に映った金の遺書、つまり、「ふじみや旅館」の壁における「お母さん、不幸を許して下さい」という文の「不幸」が、「不孝」の誤記であったことに気づくことは、難しくなかった（【写真 6-5】）。



【写真 6-5】金嬉老が壁に書いた遺書「お母さん、不幸を許して下さい」⁶⁸³

その「書かれていない文字（＝「不孝」）が喚起する母に対する罪悪感、いわゆる「ダメな息子」の「マザーコンプレックス」は、韓国においても、また日本においても、自らの姿と母の存在を振り返るよう働きかけたと思われる。

ただ、韓国では、そうした内省的なまなざしが、親子物語をめぐる「感動的ナラティブ」として商業的に専有され、母の祖国への思いが「愛国心」へと回収される傾向がみられた。他方、日本の場合は、母に対する罪悪感が、しばしば朝鮮民族に対する加害者意識と重なりつつも、在日朝鮮人・女性に対するステレオタイプ化の傾向も現れた。

5 小結

日韓に股がる反響の様子が物語るように、事件の越境は、すでに完成した出来事が境界線を超えていくことではなかった。それは、不断な媒介によって広がりつづける反響により、境界線の向こう側の「他者」の存在、そして、そうした「他者」との差異によって現れる「自分」に気づくプロセスであった。他者からのまなざしを認識しつつ、他者との同質性と異質性によって自らの姿を自覚していくなかで、越境は、アイデンティティの変容と深い関係をもつ。

金嬉老事件という出来事は、常に専有＝我有化され、「私のもの」となるが、「私」は、そうした理解をめぐって他者との距離に気づく。「私」のアイデンティティの構築としての出来事の我有化は、常に他者のそれに遭遇し、また遠隔コミュニケーションの実践によって互いに結ばれる。金嬉老事件は、まさに日韓の間における、こうした専有＝我有化の複雑な相互関係の歴史でもあった。金の送還という新たな出来事の専有が重要なのは、それをめぐって、まさに30年ぶりに、日韓が同じ出来事を異なる文脈において反復し、また1968年のときとは異なる反応を見せたからである。鈴木という「越境の時」は、こうした大きな媒介の連鎖、その長い歴史における風景の一部に焦点を当てていた。ただ、その「越境」が、他者の「内面」を理解するための自分自身に対する徹底した反省であったこと、そして、巨大な反響の連鎖に身を任せるのではなく、自らの反響を、積極的に発信することによってはじめて可能となった越境の「実践」であったことが記憶されなければならない。

第7章 終わらない「金の戦争」——近年における「事件」の文化的専有

1 終わらない「金嬉老事件」

1.1 現在進行中の「事件」

本節では、「金嬉老事件」の現在の様子、すなわち、事件が今日においてもさまざまな意味変容を遂げている現象をとりあげる。検討の対象となるのは、「過去」となったはずの出来事が、現在において想起・引用・消費されていくところの専有の社会的文脈と文化的ロジックである。

事件にたいする関心は、その勢いが衰えたかと思えば再び活発化し、事件はその都度、以前とは若干、もしくは全く異なる意味として登場してきている。図書、新聞報道、雑誌記事のみならず、レンタルDVD、インターネット・コミュニティの書き込みや個人ブログ、ウェブ動画などの新たなメディア環境を背景に、2000年以降に新しく出現した関連コンテンツは少なくない。

1968年に発生した事件が今まで語られ続けるという、一見不思議な現象をどう捉えればいいのか。すでに触れたように、事件が持続的に世間の関心を浴びてきた背景として、まず金の逮捕後、公判が7年間も続き、彼を弁護する活動が社会運動として現れたこと、そして韓国への送還を含め、2000年代にまで彼自身による、もしくは彼を巻き込む数々のセンセーショナルな出来事が勃発しつづけたことが指摘できよう。ただ、注目したいのは、これまでの長い間、事件が同一の「反響」を生み出してきたのではないという点である。すなわち、発生直後からこれまでの間、事件は、常に流動する媒介活動の中で、以前とは異なる「反響」を帯びてきた。「これまでセンセーショナルな関連事件が続いたから関心が絶たれなかった」というトートロジーを乗り越えて、事件が媒介されつづけた現象を内在的に問うためには、こうした、これまでの「反響の内実＝意味変容」を明らかにしなければならない。

ある出来事の意味が再生産もしくは変容される現場では、多種の権力関係および文化的ロジックが働き、個々人や集団の利益や熱望、そして未来に向けた希望が託される。金嬉老事件をめぐる繰り広げられた専有の軌跡も、日韓両社会におけるそうしたダイナミズムの現在を如実に物語っている。以下では、序章で提示した(3)から(4)へいたる時期、すなわち、1999年の金の「帰国」以降、金が2003年に治療監護所(医療刑務所)から出所し、日韓両社会で再び注目を浴びるところのメディア風景を視野に入れ、その一端に迫りたい。

1.2 専有の文化的論理

近年における事件の言及から示唆されるのは、事件が、時代ごとに理解しなおされる「開かれたもの」であるという点だ。この「開かれた事件」を可能にしているのが、既存の意味を再生産しながら微妙に変える、場合によっては全く新たな意味を加えるといった、数々の専有の営みである。

分析に入る前に、この専有の特徴と関連し、二点を再確認しておきたい。

(1) まず、不断な専有の生起という現象は、出来事の異質性に対するわれわれの欲望と深い関係をもつ。出来事の異質性を認知するためには、それを言語的一般性へ還元しなければならない（専有の不可避性）。ところが、そうした専有が余すところなく無限に進められれば、出来事は完全な形式合理性、予測可能性に回収される。そこには「特異さ」などない。したがって、他者の異質性＝特異性は、完全に理解されずに残される（完全な専有の不可能性＝有限の専有）⁶⁸⁴。こうして、われわれの理解が進められるのは、出来事から「他者性の特異なる魅力」を完全に奪いとることなく、それを「欲望しつづける限りにおいて」である。「馴染みないもの、超越的なもの、他なるものであってほしいと望み」つつも、それを自分のものにするための専有＝我有化を試み、そこで得た不完全な理解の下で、「他者性があるところにこそ意味は留まることを知り、かつ欲する」といった不断な「二重の運動」が可能になる。

(2) 次に、他者性が人びとの多様な専有＝我有化の欲望を刺激する際、本来の文脈からかけ離れた場所において引用・翻訳される出来事は、独自の自律的なダイナミズムをもつ。ここでは、引用の正確性や真実性によって規定しきれない、誤解や誤訳の可能性を含んだ専有＝流用の効果が現れる。

この現象が著しく観察される一つのパターンは、「権力／暴力」と関わる視覚イメージの専有である。その代表例に、1989年6月4日の「天安門事件」の際に撮られた「無名の反逆者」、あるいは「タンクマン」と呼ばれる写真がある（【写真 7-1】）。これは、世界において中国の民主化運動、さらに「圧制に対する抵抗」一般を象徴するグローバル・アイコンとなった⁶⁸⁵。

当時、中国当局は、これが「実は」天安門広場から後進して撤収するタンクの姿に過ぎないと釈明したが⁶⁸⁶、一旦広がった写真の波及効果が簡単に収まることはなかった。写真家の意図的曲解（deliberative misinterpretation）であれ、見る側の誤解であれ、アイコンの意味作用は、「真相」とは異なる水準において広く波及した。そして、ときには、風刺イラストの素材として広く使われ（【写真 7-2】）、アニメーションのパロディーとなったり（【写真 7-3】）、Tシャツのデザインとして消費された（【写真 7-4】）。



【写真 7-1】 「タンクマン」



【写真 7-2】 「タンクマン」のモチーフが
用いられた時事イラストレーション⁶⁸⁷



【写真 7-3】 アニメーション「The Simpsons」に
おける「タンクマン」のパロディー⁶⁸⁸



【写真 7-4】 「タンクマン」のイメージを
用いた「TANKMAN シャツ」⁶⁸⁹

こうした個々の現象には、簡単な還元主義的説明に回収されない、文脈固有の文化的ロジックがある。なお、それが、いかにして国家・社会における共同性に関わるのかという問題関心において、メディア、暴力、シティズンシップが互いに不可分の関連として浮かび上がる。本論文の「エコグラフィー」の視点における専有の問題が、近年注目されてきた「文化的市民権 (cultural citizenship)」、とりわけ「Act of Citizenship」をめぐる議論と共有するのは、このように、小さい出来事や一個人の行動がメディアに介されることで、広く流通し、政治共同体の市民権・市民性の文化的構成の変容と関わるどころの文化的ロジックへの関心である⁶⁹⁰。

2 金嬉老と「反権力」

2.1 「反権力」のシンボルとしての金嬉老

近年、事件の語られ方における一つの傾向は、金嬉老を「権力への抵抗」のシンボル、つまり「反権力のヒーロー」として引用することである。権力と対決する反乱者のイメージは、その高い適応性のゆえ、さまざまなコンテキストにおいて用いられやすい。金嬉老の姿も、ドラマ、映画、演劇などのジャンルの横断のなかで「反権力のヒーロー」として現れるようになった。

ただ、金に送られたメッセージ（第3章）や、「民族問題」の言説における内的多様性と潜在的な構築可能性（第5章）との関連ですでに言及したように、事件を「反権力」と捉える視覚は、1968年当時から存在した。安保闘争以来、国家や「システム」に対する集団的な反抗と変革の動きが活発だっただけに、「金嬉老公判対策委員会」に寄せられた多くのメッセージには、「反権力としての金嬉老事件」という理解が多くなっていた⁶⁹¹。ところが、事件は直ちに、1960年代末の政治社会的状況における特定の「権力」との対立という「現実性」を抜きにした形で、抽象的な記号として引用されはじめた。

金嬉老事件を、民衆を抑圧する国家、あるいは朝鮮人を抑圧する日本という具体的な反抗の対象と切り離された「抽象的な権力への対抗」として理解しうる可能性をはじめて公然と示したのは、福田恆存の演劇『解ってたまるか』であった⁶⁹²。この戯曲は、明らかに「事件」の状況——ホテルに立てこもった「ライフル魔」、自分の犯した殺人の正当化、警察との対置、報道陣との交渉など——をそのまま演劇に仕立てており、その広告からしても、それが「あの事件」をモデルにしたことが誰でも分かるようになっていた。ところが、福田は、「ライフル魔」を「前科者」に、場所を「アメリカ大使館付近」に変えることで、在日朝鮮人や国家権力などの問題は一切顧慮しなくてもいいような新たな解釈学的空間を作り出した。劇の全編において、対抗の対象となる具体的な権力の像が与えられず、「ライフル魔」をめぐる人物群の行動だけが、ブラック・コメディ的に描き出された。第2章で検討したように、こうして元の政治的文脈が意図的に抹消される代わりに美学的に専有された「抽象としての金嬉老」の姿には、「進歩的文化人」への揶揄という政治的効果が持たせられていた。

2.2 「金嬉老」のサブカルチャー的再配置——裏社会、Vシネマ、精力剤

「反権力のヒーロー」としての金嬉老が著しく浮上したのは、2000年以降、レンタルDVDショップやコンビニの成人雑誌のコーナーにおいてである。

2004年、金に関する映像ドキュメンタリーのDVDが3枚もリリースされ、レンタルショップに並べられ、インターネット・ショッピングモールで販売されはじめた。そのうち、『金嬉老(2)無期懲役 拘禁52年』(GPミュージアムソフト、2004年、49分)【写真7-5】は、熊本刑務所で金と同囚生活を経験した元暴力団員とのインタビューなどを収録し、金が刑務所のなかで、いかにして「権力」に対抗しつづけたのかが語られている。

また、印象的なのは映像の「内容」ではなく、むしろその「位置」である。まず、これらの作品が入っているシリーズ『実録 プロジェクト893XX』の他のタイトルは、「四国ヤクザ 戦場の主役たち」、「沖縄抗争編」、「THE ドラッグ DRUG・薬物との闘い」、「THE GANG (ギャング)」「女子刑務所」などである(【写真7-6】)。こうした配置において、「事件」は、その宣伝文にあるように、「昭和の大事業、ヤクザ抗争、薬物問題などをリアルに描いた10作品」の一つとされている。これらの作品は、劇場では公開せず、ビデオ(DVD)商品用として製作された、いわゆる「Vシネマ」であり、上述した映像に出演し、刑務所内の金の姿を語る人々も、多くのヤクザ映画や「Vシネマ」における主役モデルとなった、有名暴力組織の大物組長・幹部である。

その後発売された『実録・ドキュメント 893 [反社会的組織～暴力団の実像～] (2007年)や『金嬉老 最後の証言』(2009年)、そして、いわゆる「実話」と分類される雑誌『漫画実話ナックルズ』における事件関連記事、2000年以後に金を書いた手記を連載した『実話時報』(竹書房)、過激な作風の漫画家の根元敬の本やインタビューにおける、『金嬉老半生記』を執筆しているという言及、事件関連資料が掲載されたウェブ・ページにおける扱われ方⁶⁹³など、事件のサブカルチャー的な再配置(relocation)を物語る資料は多く散在している。今日の金は、「ヤクザ物」、「エロス物」、「怪事件」など、いわゆる「裏社会」の一要素としても消費されているのである。

ただ、ここからも、ある「亀裂」が指摘できる。そもそも金は、暴力団員の不正な返済要求の脅威に憤慨して2人の暴力団員を射殺した。公判では、その直接的な原因となった「手形」をめぐる複雑な事実関係が検証され、地域社会における暴力団と下層民衆及び在日朝鮮人との関係、とりわけそこにおける「加害—被害、抑圧—被抑圧の複雑に交錯した重層構造」が明らかになった⁶⁹⁴。1970年代まで金の行動が、暴力団との対立関係として語られることが多かったのはこのためである。ところが、以上の事例が示しているように、今日の「金嬉老」は、既定秩序に反抗する「アウトロー」として、暴力団と同列に並べられるようになる。暴力団との対立や「民族問題」の要素が触れられることなどはない。



【写真 7-5】(左) DVD『実録プロジェクト 893XX 金嬉老 (2) 無期懲役拘禁 52 年』 (2004 年)

【写真 7-6】(右) DVD『実録 プロジェクト 893XX』シリーズ広報物 (2004 年)

さらに、2000 年の内縁関係の発覚と殺人未遂事件以来、週刊誌のゴシップ欄に再び頻出するようになった金は、「華麗な女性遍歴」や「精力剤の広告」などに関連して言及された。2000 年 1 月号『週刊現代』の「独占告白 金嬉老・71 歳『私を勃たせた“韓国版バイアグラ”の威力』」や、同年 4 月号『週刊新潮』「韓国版バイアグラの広告塔になる「金嬉老」の頑張り」、同誌 9 月号の「金嬉老を狂気乱舞させた韓国版バイアグラ」⁶⁹⁵がそれである。これらの記事タイトルの一部は、都内を走る電車の中吊り広告に登場し、人々の注目を浴びた。そこでは、彼の「反権力」の根源が、性的エネルギーと結びつけられると同時に、過剰な性欲によって「墮落してしまった英雄」の物語が積極的に用いられた。

2.3 「柳の戦争」——韓国の政治言説における「金嬉老」

一方、韓国社会には、事件当初から金嬉老を「日本の植民地主義的差別への反抗者」と理解する傾向があった。ところが、2000 年以後の風景からは、「民族」という要素を欠落した反権力としての抽象化も見られた。

2009年、韓国の代表的ウェブ新聞『プレシアン』には、「柳仁村の戦争——誰のためのものなのか」というコラムが掲載された。それは、当時の文化体育観光部長官であった柳仁村が、就任以来「文化芸術と言論をはじめとする全領域にわたって政治的目的の監査と政治的な報復のための人事や天下り」を繰り返し、国立韓国芸術総合学校に対して、前例のない監査を実施するなど、一方的な「保守改革」を進めていたことに対する教育専門家からの批判であった⁶⁹⁶。ただ、そのタイトルに「戦争」という表現が用いられことには理由があった。柳長官が、かつて「金嬉老事件」を描いた映画『金の戦争』で主人公の金嬉老を演じた俳優だからである。このタイトルは、金に扮して権力に対抗する姿を演じていた柳長官が、今度は大統領の政治路線に同調し、逆に権力を批判する「左派を剔抉」するための政治闘争を行っているというアイロニーを際立たせるものであった。

ほぼ同時期から、インターネット上では、類似した内容のブログ記事や書き込みが多数見られ⁶⁹⁷、そのなかで、あるパロディー画像が、インターネットのポータル・サイトやコミュニティ・サイトを中心に人気を集めた⁶⁹⁸。



【写真 7-7】(左) 映画『金の戦争』の公式ポスター (1992年)

【写真 7-8】(右) 映画『金の戦争』の公式ポスターを改変した合成画像『柳の戦争』(2008年)

2008年10月、国政監査の途中、柳長官は、「李明博^{イ・ミョンバク}〔大統領〕の手下」という野党議員の言葉に反発し、罵言を吐いたうえで、テレビ・カメラを向けていた記者にも暴言を浴びせた。その様子がテレビやインターネットに公開された時に出たのが、この合成画像（【写真 7-8】）である。映画『金の戦争』のオリジナル・ポスター（【写真 7-7】）における「金嬉老の人間宣言！誰だって自分の生まれた土地で暮らす権利はある」というキャッチフレーズは、「柳仁村の人間宣言?! 誰だって自分の口で話す権利がある」に変えられ、映画館名は「国会劇場」に、そして「日本列島を揺るがした一発の銃声」は、「大韓民国を揺るがした一言——撮るな XX!」に変えられた。また柳の手には、ライフル銃のかわりに、拡声器が握られている。

韓国の政治文化におけるインターネットの存在感は、2004年、盧武鉉^{ノ・ムヒョン}大統領弾劾訴追に反対する全国的なデモを主導して以来、さらに大きくなっていった。そこで注目されたのが、映画・広告などの画像や動画に、政治家の顔写真や動画を合成し、文言や音声を改変する政治パロディーの大きな波及力であった。それは、単なる「遊び」に止まらず、政治文化に対して大きな影響力をもたらすものとして、具体的なデモ行動と緊密に関連づけられ、また組織的な市民運動および「オルタナティブ・メディア〔代案言論〕」を模索する運動でも活用された。そこでのパロディーにおいては、しばしば、引用されるイメージが意図的に誤用・乱用され、そのイメージにおける歴史性・政治性も積極的に変えられる。

以上の例では、柳長官の「権力欲」との対比により、「金嬉老」の「権力に対する抵抗」という意味およびその適応性（modulability）が一層強化された。数々の失言や大統領への「過剰忠誠」と関連し、在任中、ネット上で繰り返し揶揄された柳長官は、彼が映画の中で金を見事に演じたことで受賞経歴も持っていただけに、金嬉老のペルソナとのコントラストは効果的であった。

以上のように、当初は「民族問題」との関連で鮮明な意味が与えられていた「金嬉老事件＝反権力」という理解は、次第に、他の脈絡で引用可能な抽象的シンボルとして専有され、反文化・下位文化におけるコンテンツ商品として編成された。一方、韓国の例で見ると、金のイメージは、政治家の権力欲を揶揄する場面において再引用されることで、新たな役割を与えられた。

3 事件の想起と共同性の喚起

3.1 「金嬉老事件」と「昭和」

近年における事件の専有に見られるもう一つの特徴は、「昭和」との結びつきである。事件が「昭和 43 年」に起きたことは間違いない事実である。ところが、それを他ならぬ「昭和の大事件」として系列化しようとする根強い文化的磁場が働いているのであれば、それは解明されなければならない事柄となる。

2003 年、総合雑誌『文藝春秋』は、「空前の大アンケート 証言「日本の黄金時代 1964-74」——各界著名人 332 名 衝撃の記憶」というタイトルのシリーズ記事を連載した。その中で金嬉老事件は、「三億円事件」「札幌医大心臓移植」「川端康成ノーベル賞」「パリ五月革命」「ハレンチ学園」などととも、あの「モーレツ時代」を回想するときに欠かせない事件とされた⁶⁹⁹。同じく、2011 年、雑誌『中央公論』が企画した座談会は、「力石徹の死、よど号ハイジャック、金嬉老事件……『あしたのジョー』とあの時代」というタイトルとなっていた⁷⁰⁰。「金嬉老＝昭和の大事件」という系列化の傾向は、書店やコンビニエンス・ストアに並べられる大衆向けの歴史書にも著しい⁷⁰¹。

さらに、2008 年頃以後、平凡に暮らす人々が自身の生涯を書き綴るといふ、いわゆる「自分史ブーム」が起こったが、その一形態の、書き込み式「自分史ノート」でも、金嬉老事件は、60 年代、あるいは、68 年を回想するための代表的なキーワードとして欠かさず引用されている。たとえば、1968 年のページには、「歳」「在住」「在学・勤務」などの欄が設けられており、当時を思い出しやすくするために、同年度に起きた主な出来事や流行した文化コンテンツを紹介している⁷⁰²。読者（＝書き手）は、佐世保へのエンタープライズ入港、金嬉老事件、東大闘争の並びに、「竜馬がゆく」「あしたのジョー」「神々の深き欲望」「俺たちに明日はない」「卒業」「花の首飾り」「恋の季節」「ミディー」「マキン」「サイケ」「ゲバ」「大衆団交」「男はつらいよ」「ゲゲゲの鬼太郎」「大きいことはいいことだ、出前一丁」などの「懐かしいキーワード」を読みながら、「あの頃の自分」を思い出す。そして「ノート」に与えられている集団的文化体験の範型のなかに、自分自身の記憶を重ねる。「自分史」の著述は、今の自分のように「ノート」を手にとって過去を回想しているはずの大勢の人々を想像する「共同体の再想像」というべき作業に導かれていく。金嬉老は、時代と年度を特定するための代表的な標識として、その現場に召還され、同じ世代に属する人々にとって「共通の参照点」「共通の過去」となる。ここで金嬉老事件は「個人史と集団の歴史の架け橋」⁷⁰³として機能するのである。

大きな衝撃を与えたトラウマ的な事件、大規模に中継・報道されるメディア・イベントの例にみるように、出来事は、固定的な「記憶」(memory)として保存されるのではない。それは、新たな文化的な布置のなかで想起 (remember) されることによって、その都度更新されていく。

過去は、それを想起するメディア経験が、どのような場面で、どのような政治文化的磁場に影響されながら、そしてどのような方法で行われるかによって、大きく異なる再構築の道を歩むことになる⁷⁰⁴。

以上の例に見られるのは、風化しつつある事件の記憶を蘇らせると同時に、それをすでに終わった過去として「処理」あるいは「消費」しようとする二重の磁場である。そこでは、何よりも「昭和」という時代の区切り方が、有効な「時間メディア」として機能している。金嬉老事件は、「昭和」との接合において、改めて想起 (remember) されると同時に、「昭和」という過去に編入され、共有された記憶 (shared memory) となっていく。

3.2 「籠城鍋」と「冬のスマタ」——事件の商業的専有

報道をめぐるメディアの競争 (第2章) や金の送還をめぐるメディア・イベント (第3章) との関連で言及したように、金嬉老事件には常に資本の論理が付きまっていた。その商業的専有 (commercial appropriation) の一端は、観光地としての寸又峡の浮上であった。そもそも、「南アルプスの登山口にあたる奥深い山中に、こうした温泉場があることを知る人は、全国的規模でいうと皆無にひとし」⁷⁰⁵く、寸又峡温泉の存在が日本中に知れわたり一躍「観光地」として浮上したのは、事件の「おかげ」であった。

たとえば、事件直後に開かれた地元住民の会議では、事件報道による「何億かけてもできない大宣伝」に際して、今後の「ゴールド (金) ラッシュ」への対応案が議論された。バーのメニューとしての「ダイナマイト・カクテル」、「ダイナマイトせんべい」などのお土産、「金嬉楼」という発売元で「マイト餅」を発売する企画など、観光客に対する商業アイデアが提案され、金嬉老が遺書を書いた畳や弾痕などの保存対策なども議論されたという⁷⁰⁶。

なお、前述したように、2000年代に入って、事件が「昭和」というナショナルな記憶に編入されていく中で、事件の舞台であった「ふじみや旅館」は、ある商業的専有を試みた。2005年夏に「籠城鍋」という料理を出しはじめ⁷⁰⁷、2010年5月からは、館内に資料館を設け、一般に有料公開したのである⁷⁰⁸ (【写真 7-9】)。



【写真 7-9】「ふじみや旅館」内の金嬉老事件資料館のパネル展示⁷⁰⁹

なお、温泉街寸又峡の宿は、2004 年から南アルプスを走る大井川鉄道と手を組んで「寸又峡温泉 1 泊の旅 冬のスマタ」（【写真 7-10】）という旅行商品を販売した。「冬のスマタ：車窓に響く懐かしい汽笛と温泉の旅」というキャッチフレーズには、一時期「金嬉老事件」によって一躍有名になった温泉地が、「昭和ブーム」「SL（蒸気機関車）ブーム」を背景に、新たに生まれかわろうとしている姿がよく現れている。ただ、当時を記憶している人びとなら、「韓流ブーム」の象徴であるドラマ『冬のソナタ』（【写真 7-11】）にならったそのネーミングは、まさに「何ともいいがたい不思議な感覚」を呼び起こすかもしれない。つまり、この生まれ変わった「寸又峡」では、「寸又峡事件」における金嬉老の訴えは消され、その代わりに世間を風靡する「韓流ブーム」の影だけが映っている。このブラック・コメディ的なグロテスクさは、どこに起因するのだろうか。

実際、1968 年の金嬉老事件に対する記憶は、昭和ブームにおいて消費の対象となる「懐かしき平穏な時代」としてのイメージと相容れないだけでなく、『冬ソナ』のメロドラマ的な軽さとも衝突する。「冬のスマタ」より連想される二つの文化的記憶、すなわち、1968 年の「寸又峡（スマタキョウ）事件」と 2000 年代の「冬のソナタ」は、たがいに融解されないまま併置され、ある種の「不協和音」を作りだしているのである。「冬のスマタ」という表現は、金の訴えた「朝鮮人への公然たる軽蔑」と、「韓国人のヨン様に対する憧れ」との間における調和されがたい「距離」を感じさせている。



【写真 7-10】（左）ツアー「冬のスマタ」広報印刷物（2004 年）



【写真 7-11】（右）ドラマ『冬のソナタ』日本語版（DVD BOX1）（2003 年）

しかも、それは、単に共時的な短絡感だけでなく、通時的な断絶感をも伴う。つまり、1968年の寸又峡事件から、現在の「冬のスマタ」にいたる間に、たとえば、在日朝鮮人に段階的な政治社会的承認や文化的包摂、あるいは朝鮮人イメージの向上などといった滑らかな歴史的連続がないということ、を、思い出させるのである。

対照的な連想作用をもつ「寸又峡」と「冬のソナタ」を、単に発音上の類似性にもとづいて互いに結び付けているのは、強力な商業化の論理である。もともと、ある事柄が大衆的消費の対象になれるか否かの微妙な感覚は、きわめて政治的な含意をもち、また歴史・社会的な条件によって変わる。日本社会における北朝鮮の文化や、沖縄や横須賀におけるアメリカ文化の消費、あるいは、2011年3月11日の東日本大震災に伴う原子力発電所事故以降に生産中止となった「原発まんじゅう」などの例は、それを語っている。一時期、消費困難であった記憶、消費できると想像できなかったイメージは、活発な商業化の働きによって大衆文化領域に取り入れられると同時に、そこには完全に回収されない「余剰」を作り出す。このような二重の作用

は、歴史を扱う文化商品に両義性 (ambivalence) を付与する⁷¹⁰。こう考えたとき、「冬のスマタ」に漂っている奇妙な違和感は、韓流ブームの裏側で忘れられた在日朝鮮人の問題の所在であると同時に、かえって「余剰」としての在日朝鮮人の問題を思い知らせるきっかけになっているかもしれない。

4 再び「民族問題」へ

4.1 「民族問題」としての事件

「民族問題」は、1968 年事件当初、金が「朝鮮民族にたいする差別」を自身の行動の原因として訴えたとき用いた言葉であった。第 5 章で検討したように、知識人たちの言説活動によって、その言葉は、抑圧者としての日本人の責任と、在日朝鮮人問題を含めた日韓両国の未来に向けた意味合いとして練り上げられた。日本において、事件が再びこうした文脈において引用されるようになったのは、1999 年の金の仮釈放と韓国への送還の時である。

たとえば、NHK では、韓国や在日朝鮮人・韓国人コミュニティが金の「帰国」をどのように受け止めているのかについての特集番組『NHK ETV 特集 金嬉老事件から 31 年』（1999 年 9 月 16 日）が編成された。

つまり自分たちは日本人ではない。こういう来歴をもっている。それを認めてほしい。で、それを認める限りにおいて、たとえマイノリティであっても、この社会のメンバーである。で、それを頭から否定されたときの間人というのはいびつにならざるをえない。自滅的アピールという形でしか表現できない時代があったし、そういう状況から三十年、はたして日本の社会はそういうものを受け止めていく社会に今後なりうるのか、なりえないのか。

(以下略)⁷¹¹

以上のようなコメンテーターの発言にみられるように、金の送還によって「過去」となった 31 年前の事件は、1968 年には見当たらなかった「マイノリティ」という言葉とともに、日本社会の「現在」を問うための題材となっている。

なお、以下のように、2000 年代における金嬉老事件は、日本だけでなく、在日朝鮮人・韓国人コミュニティや韓国社会の閉鎖性・排外性を指摘する素材として引用される側面をもつ。

金嬉老さんの韓国語を聞いたことがありますか。私はテレビを見てこれはだめだと思った。あの人の韓国語では絶対韓国では通じない。(中略)彼は二世で、日本で生まれたのです。韓国人だから韓国に帰って幸せだなんてとんでもない話です。金嬉老さんは韓国からも日本からも在日からも捨てられた存在だったのです。あれは在日が受け止めなければいけなかった。でも、金嬉老さんを受け止めたら、次にまた金嬉老さんと同じ朝鮮人ということで差別されることを恐れた朝鮮人は彼を捨てたのです。いま、現実に六世まで生まれているというのです。六世までを外国人として扱う国は世界で日本だけです。二重国籍も認めない。生地主義でもない。帰化の基準が明確でない。なおかつ植民地にした地域の出身者に対しそれをやっているというのは日本だけです。(以下略)⁷¹²

一方、2008年に放映された番組『報道発ドキュメンタリ宣言—金嬉老事件 40年目の真相』は、「民族問題」としての事件像に再びフォーカスを合わせた内容となった。土曜日の午後7時というプライム・タイムに放映された本格的なドキュメントであっただけに、番組ホームページに設けられた「ご意見・ご感想」の掲示板には、多数の書き込みが掲載された。「番組で事件のことを初めて知った」というケースなど、事件を体験していない20～30代を含む視聴者からの意見には、「現在」の状況、すなわち、韓国での在住経験⁷¹³、在日朝鮮人の友達や韓国人留学生との関係⁷¹⁴、韓流に対する違和感など、増えた日韓交流や対韓国イメージの変化のなかで金嬉老事件が理解しなおされていることが分かる。なお、以下の意見に現れているように、「民族問題」は、事件から40年もの時間が過ぎているだけに、より強力なメッセージ性のあるものとして映る側面があった。

当時の時代背景を実感できない年代の私たちには、事件は臆気ながら覚えています、根幹の差別の実態を自分史と比較することができないので、本当に直球で考えさせられる時間だったと思います。「同じ人間だ」当たり前なことなのに…それが許されない時代…。「今」の時代だからこそ、ストレートに疑問や矛盾を感じられる番組でした。⁷¹⁵ (女性、50代)

さらに、以下の意見に現れているように、当時の在日朝鮮人に対する差別が、格差社会における弱者への差別との関連で理解される様子も見られた。

最近は、減っていると思いますが、日本人は、弱い者虐めをするところがあり、隠します。現在も、人種差別以外にも、格差社会もあり、弱い者に対しての差別を感じます。会社でも、派遣社員、正社員、又、合併した会社でも、資本の比率が多い、吸収した側の社員、吸収された側の社員等、同じ日本人の社会でも、格差を付けて差別が多くなってきてるような感じがします。(中略) これも、格差社会を作った、日本の政治にも責任があるとも感じます。⁷¹⁶ (男性、40代)

4.2 金嬉老と「嫌韓」

4.2.1 金嬉老の「帰国」と「嫌韓」のはじまり

「民族問題」として事件解釈と正反対のベクトルをもつ「嫌韓」の文化風景からも、金嬉老の存在感は少なくない。金が「帰国」した 1999 年頃の日本では、いわゆる「新しい嫌韓」の現象が現れはじめていた。それは、韓国政府や北朝鮮に対する剥き出しの誹謗、韓国文化に対する卑下、在日朝鮮人や朝鮮系知識人に対する攻撃などさまざまな形態をとり、2000 年頃の「北朝鮮による日本人拉致問題」の台頭や 2005 年における「竹島・独島問題」^{ドクトド}の再浮上などを背景として次第に成長し、2005 年『マンガ嫌韓流』の商業的成功からは、「2ちゃんねる」などのインターネット掲示板に書かれるような内容が次々と雑誌記事化あるいは出版されるようになった⁷¹⁷。

前章で触れた、韓国への送還後、金が再び逮捕されたことに対する日本の反応を含め、金嬉老は、持続的な韓国批判の素材として、その後の「嫌韓」の流れにおいて繰り返し召還されてきた。

まず金嬉老が、韓国での住民登録に際して指紋採取に応じたことは (【写真 7-12】)、日本においても注目され、揶揄の対象となった。

新聞報道 (9 月 8 日の読売新聞、産経新聞) を見ると、地元釜山市での住民登録のために、壇上で若い女性に手を取られ、両手の指紋押捺をしています。司会者が「これで釜山市民になりました」と披露したことも報道されています。在日韓国人は外国人登録法に基づく指紋押捺に強硬に抗議していました。彼らも、日本の支援者も指紋押捺は人権侵害だと言っていました。韓国政府も日本政府に対して指紋押捺をやめるよう要求していました。それなのに、自分たちは指紋押捺をしているというのは一体どういうことでしょう。(中略) 日本の指紋押捺は人権侵害で、韓国の指紋押捺は人権侵害にはならないのでしょうか。⁷¹⁸

韓国人はこういう指紋押捺が大嫌いだと聞いていた。とりわけ在日の人たちは外国人登録で五年に1回の指紋押捺がいやだといって日本政府に廃止させた。その後、92年には新規登録のさい、つまり今回の金嬉老と同じ状況で1回こっきり、それも左手人さし指だけの押捺もいやだといって、とうとうこれもやめさせてしまった。それなのに本国では10本の指全部を取り登録させられる。自分の国では10本のゆびの指紋をとられても文句もいわず、人権侵害だとも騒がないけれど、日本では大騒ぎする。⁷¹⁹



【写真 7-12】 新聞報道写真「指紋押捺に応じる金嬉老」⁷²⁰

これらの指摘では、もちろん、韓国における指紋押捺の歴史的経緯はもちろん、日本で問題となった「内外人平等の原則」の問題は触れられず、金の写真が簡単に韓国批判へとつなげられた。

もう一つ特筆すべきは、一番目の引用文を書いたのが、かつて金嬉老公判対策委員会の世話人で、特別弁護人を勤めた佐藤勝巳である点だ。佐藤勝巳は、委員会以外にも、出入国管理令改正反対運動、日立就職差別事件裁判の原告補佐人など、在日朝鮮人の権益擁護運動における代表的な活動家であった。ところが、彼は1970年代に、北朝鮮および在日朝鮮人コミュニティの問題点を積極的に批判する立場に変わり⁷²¹、1998年には「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」（救う会）を設立し、2008年まで会長を務めた。金嬉老事件は、金

自身の行動によって「民族問題」としての意味付けが離背された奇妙な特徴をもつが、それだけでなく、こうした支持者の「転向」によっても、解釈の連続性が途切れる事態となった。

このような在日朝鮮人運動陣営から提起される「嫌韓論」や保守的な「在日論」において、金嬉老事件をどう捉えるかは、一つの重要なバロメーターとなり、事件の背景にある日本社会の閉鎖性に言及した在日朝鮮人知識人たちが、「犯罪者を美化する知識人」として執拗な攻撃の対象とされることもあった⁷²²。

4.2.2 排外主義的専有——「ネット右翼」の「金嬉老」

「嫌韓」は、インターネットというメディア環境と緊密に関係しており、近年において大量の金嬉老関連言説が生産・流通されているのも、ウェブ上である。いわゆる「ネット右翼」⁷²³と呼ばれる排外主義（nativism）⁷²⁴の社会現象のなかで事件が引用される様子を、互いに関連する4つの特徴にまとめることにしたい。

第一に、これまで保守派の論客たちによる金嬉老に対する非難はしばしば行われてきたが、2000年代に入ってから急増したインターネット上での排外主義的専有は、新たな引用と参照の環境を提供した。とりわけ、インターネットは、「凶悪犯罪としての金嬉老事件」関連言説を、いつでも検索・参照・引用可能な状態に「アーカイブ化」し、事件の解釈に常時性・持続性を持たせた。そこで、金嬉老事件は、ますますさまざまな 이슈との関連で言及されやすくなってきたと思われる。この傾向は、近年の「まとめサイト」において著しい。たとえば、「ば韓国」⁷²⁵、「キムチ速報」⁷²⁶のような「嫌韓」関連「2ch まとめサイト」では、韓国や在日関連ニュースや話題をリンク付きでまとめて引用し、それらを検索可能な形で蓄積していく⁷²⁷。

その流れの一例を確認しておきたい。

2013年11月2日13時19分、『読売新聞』のウェブサイト「娘に会うため日本に来た女、コンビニに立てこもる」という記事が掲載されると、同日の17時59分、愛知県の誰かにより、その記事の内容とリンクが「2ちゃんねる」の掲示板に転載される。そして直ちに、全国から「普通の朝鮮人」「全然報道してないのは何故なんだぜ?」「これから特亜人の入国は保証金制にしたほうがいいかもな」などが書き込まれる。同日20時48分「2ちゃんねる」のスレッドが終了すると、約25分後、その内容がまとめサイトの「ば韓国」に転載される⁷²⁸。そして、金嬉老に言及した「金嬉老みたいに、トンスルランド〔人糞酒のある国〕に帰れば英雄」という書き込みの下には、関連する記事として、2013年9月23日の記事「靖国神社に放火目的?で侵入、トルエンと見られる液体をまいて火をつけようとする…警視庁公安部、韓国人の23歳

男を逮捕」というスレッドのリックが付けられる。この記事は、「Wikipedia」の「金嬉老事件」項目や、「【韓国】在日韓国人差別撤廃のため、金嬉老さん釈放の 30 万人署名を集めたイ・ジェヒョンさん、大韓民国人権賞を授与」といったニュースとつなげられている⁷²⁹。なお、それぞれの記事のタイトルとウェブ・リンクは、サイト上で一回クリックすることによって簡単に「Facebook」「Tweeter」「LINE」「tumblr」などの SNS 網へと発信される。

こうした形で、金嬉老は、常時的に引用・参照され、また蓄積されつつ再生産されながら「嫌韓」の風景の中に編入されていく。

第二に、事件に対する新たな系列化が行われている⁷³⁰。その内容としては、「韓国人・朝鮮人の犯罪・テロ」としての系列化⁷³¹が最も著しい。しばしば「不逞朝鮮人列伝」という系列化のなかに登場する「金嬉老事件」は、「約 400 年前の『朝鮮通信使』による日本罵倒侮辱発言」から、「安重根による伊藤博文暗殺」「李承晩による竹島襲撃占領漁師殺害人質事件」「ベトナム戦争時大虐殺強姦事件」「オウム真理教による坂本一家殺害・松本サリン・地下鉄サリン事件（麻原=帰化人）」「和歌山ヒ素カレー殺人事件（林=帰化人）」「秋葉原通り魔殺人事件（在日）」などの中に並べられ、たとえば「韓国の恨の精神って草の根無差別テロ」⁷³²を証明する資料となる。そして、こうした内容は、保守系雑誌において反映されていく。なお、そこからは、「金嬉老のようなテロリストを英雄扱いする韓国」という形で、「韓国の反日民族主義」という下位の系列が派生されていく。

第三に、主にインターネット上の呼びかけによって行われた、2011 年の「フジテレビ抗議デモ」⁷³³に代表的に見られたように、「嫌韓」「反韓流」の動きは、マスメディアへの批判としての性格を帯びている⁷³⁴。金嬉老事件の場合にもこの傾向が著しく、事件に対する肯定的な言及がテレビで出ると、インターネットの掲示板や個人ブログなどで、その内容が細かく記載され、発言者はもちろん、放送局が非難の対象となる。

たとえば、2008 年、朝のワイドショー「スーパーモーニング」（2008 年 1 月 11 日、TBS）で事件関連コメントが出ると、「2ちゃんねる」では、放送終了から 2 時間も経たずに関連スレッド（thread）が作られ、コメンテーターの発言がチェックされると同時に、テレビ局が非難された。そしてその内容は、「嫌韓」的な記事や書き込みを集める「まとめサイト」やブログによってさらに引用されていく⁷³⁵。4.1 項で挙げたテレビ・ドキュメンタリ「報道発ドキュメンタリ宣言—金嬉老事件 40 年目の真相」（2008 年）に対しても、「2ちゃんねる」で関連スレが設けられ、テレビ朝日の「洗脳活動」⁷³⁶、「さすが朝（鮮）日テレビ」⁷³⁷などの揶揄が飛び交う様

子となった。なお、個人ブログやサイトでも、「金嬉老というどうしようもないクズ朝鮮人を英雄視するテレビ朝日」⁷³⁸といった非難が見られた。

これは、第 2 章ですでに確認したような 40 年前の現象、すなわち金の逮捕後に「メディアの公共性」の観点から金による「電波の私有化」を批判し、金のペースに巻き込まれた「マスコミ」の問題性を指摘した声が上がったことと類似している。

第四に、上述した系列化において、金嬉老事件は、「日本国に忠誠を誓わず帰化」した政治家・芸能人・有名人・文化人など、「偽装帰化人」による「反日工作」の犯罪と結びつけられている。金嬉老をめぐる言説は、暴力団やパチンコ店経営者のほとんどが「在日」であるだけでなく、彼らが政治家および公安を買収し、またマスメディアを使って「韓流ブーム」を作り出し、「裏社会」において日本社会をコントロールしつつ「特権」を享受しているというような強迫的な陰謀論につきまといわれている。ここで思い出すのは、金嬉老のサブカルチャー的再配置において、今日の金が「裏社会」と緊密に接続させられている点である。金嬉老は、暴力団員を射殺し、彼らに抵抗したにもかかわらず、「裏社会」と共に連想される。そして、そこには、在日朝鮮人をめぐる「陰謀論」が重ねられている。こうした状況は、インターネットのみならず雑誌においても頻繁に観察される。

陰謀論は、自分と社会秩序との関連を理解しようとする試みの一つであり、社会秩序に対して自己の完全性・無傷性（*integrity of the self*）を守ろうとする努力から始まる⁷³⁹。ただ、それが近年において再浮上した理由は、グローバル化の中で、人びとが、世界の作動様式について理解しづらくなったためである。陰謀論は、「隠蔽や官僚制に対する嫌悪が最も高まった 20 世紀後半」において、「われわれの目の前の光景が何を意味するのか、そしてわれわれは何処にいるのか」を理解しようとする「無意識的で集団的な努力」である⁷⁴⁰。反ユダヤ主義（*Antisemitism*）の一形態として長い歴史をもつユダヤ人をめぐる陰謀論が、とくに「ポストモダンの文化」において浮上し、ホロコースト否認論へとつながる現象もここに関わる。すなわち、金嬉老事件の犯罪としての系列化は、「関東大震災時朝鮮人放火暴虐事件」、「強制連行の神話」⁷⁴¹や「慰安婦の嘘」を強調する、1990 年代に発生した「新しい歴史教科書」をめぐる歴史修正主義言説の「ウェブ版拡大再生産」の中で行われている。こう考えると、「嫌韓」における「金嬉老」とは、現在の日本社会における、自己と共同体、他者と世界の全体像の結びつきを理解しようとする「無意識的で集団的な」試みの深部に置かれているといえる。

4.2.3 「行動する保守」の金嬉老

インターネットを舞台とする排外主義的意見の噴出は、しばしば若者たちの経済的困窮、日本の国際的地位低下などの社会経済的要因、そしてグローバル化と雇用流動化に伴う「不安」との関連で説明される⁷⁴²。さらに、「ネット右翼」についてのいくつかの研究では、ウェブ上における過激な政治的態度の表出が、思想信条の直截的表明とは異なる、「その場を盛り上げ、コミュニケーションをつなげていくための単なるネタ」としての性格を持つことが指摘された⁷⁴³。

ところが、「在日特権を許さない市民の会」（在特会）についての最近の研究により、経済的基盤の不安定を覚えた人びとが排外主義運動の担い手となるという仮説が実証データに反していることが主張され⁷⁴⁴、また、近年のヘイトスピーチにみるように、排外主義は、単にネット上だけでなく、「オフライン」における積極的な信条の表明や組織的行動として現れてきた。こうした「中間層の運動」⁷⁴⁵、そして「行動する右翼」⁷⁴⁶としての排外主義にも、「金嬉老」の姿がある。

2010年2月、10年以上韓国で生活していた金は、日本からのメディア取材の中で、「死ぬ前に母親の墓参りをしたい」と日本への渡航を希望し、日本政府に入国を認めるよう要請したいと発言した⁷⁴⁷。それが日本の新聞に報道されると、「在特会」東京支部は、いくつかの類似した性向の協力団体に呼びかけ、法務省前でデモと街宣を行った（【写真 7-13】）。その呼びかけ文には、「日本人2名を射殺して旅館に立てこもった朝鮮人犯罪者金嬉老が日本への入国を求めて関係各所に働きかけております。（中略）ただでさえ在日特権によって犯罪に対する処遇が甘い（元）在日韓国人の更なる特権要求を絶対に認めないよう、法務省入国管理局に要請します」と記された⁷⁴⁸。

集会での街宣演説など、当日の様子は、動画共有サービスを利用して生中継され、「YouTube」や「ニコニコ動画」などをつうじても配信された。動画には、生中継中に逐次的に加えられた視聴者のメッセージが字幕として入れられ、「殺人鬼金嬉老の入国を許可してしまうと、後に控えている犯罪者集団を日本入国許可するハメになってしまう。（中略）ドンドン犯罪者が日本に住みついてしまうことになるのである」などの賛同者のコメントが新たに加えられていく⁷⁴⁹。そして前述したようなプロセスを経て、膨大な「ネット右翼」および「嫌韓」と合体し、排外主義的言説の風景を形成していく様子が見られた。



【写真 7-13】 金嬉老の日本への再入国申請を却下することを求めるデモ（2010年3月5日）⁷⁵⁰

5 金嬉老の「死後の生」

5.1 金嬉老と安重根^{アン・ジュンゴン}をめぐる必然と偶然

日本への再入国の希望をもらしていた金嬉老は、翌月病院で死亡した。

日本で、暴力団員を殺害して無期懲役の刑で服役し、韓国に帰国した金嬉老氏が 26 日午前 6 時 50 分頃、釜山市東萊区のボンセン病院で死去した。享年 82 才。26 日は、権氏が生前、^{アン・ジュンゴン}「安重根義士が義挙を決行したハルビン駅の現場を見て、献花したい」と言っていた安義士殉国 100 年の日でもある。彼の人生経歴は、日韓間の桎梏の歴史同様、波乱万丈だった。⁷⁵¹

彼の死を伝える以上の新聞記事から分かるように、金の死亡は、安重根が伊藤博文を射殺した「義士殉国 100 年の日」と重なった。しかし、「金嬉老」から「安重根」が連想される理由は、記事にもあるように、単に金自身が安重根に言及したからではない⁷⁵²。金嬉老と安重根との間には、さらに根の深い「縁」がある。

まず、金を安重根や尹奉吉などの「抗日独立闘士」と同一視する、もしくはそうした「殉国義士」の系列に近い人物として考える視点が、1968 年の事件当時、そして 1999 年の送還の時に現れたことは、すでに触れた。

1999年、金の「帰国」に対する韓国の社会的注目度が最も高揚した頃、「安重根義士研究会」の会長、キム・ユヒョク金裕赫は、全国紙に金の抵抗と安重根の義挙を同一視する内容のコラムを書いた。

(前略)「理由のある抵抗」が爆発した。当時、彼の行動は、私的感情からというよりは、公憤の現れであったと捉えるべきだ。…(中略)…彼は自分が置かれた極限的状况のなかでも、安重根義士の堂々とした人間像を自分の胸の中に植え替えようと努力した。権氏〔金嬉老〕は、つねに安重根義士の姿を繰り返し思い描いていたと言われている。数々の困難を切り抜けながらハルビン駅で伊藤博文に向けて民族的審判の銃声を爆発させた安重根義士の気概が、我が民族の精気と昇華され、今日につながっているということを、彼は感動深くかみしめていたのである。権氏が71歳の老躯でありながらも、青壮年に劣らぬ堂々とした気概をもち、全く暗くない表情をもつことができたのは、けっして偶然ではなく、彼の生まれつきの体質のためだけでもない。彼の胸の中には、大きなつかい棒が根強く居着いていたのである、それは、つまり祖国であった。⁷⁵³

次に、ここには、金嬉老の支援者をめぐるいくつかの事情が加わる。

事件直後、韓国における「金嬉老救出署名運動推進委員会」(以下「推進会」)を主導したグォン・エラ権愛羅は、彼女自身が独立運動家でもあったが、中国で結成された抗日武装組織「義烈団」の組織員であるキム・シヒョン金始顯(1883年～1966年)の妻として、より広く知られていた。義烈団は、1907年の高宗の強制退位と軍隊解散後にウラジオストクなどで軍事的な抗日闘争を繰り広げた安重根の運動路線を継ぐ組織であった。金始顯はその中核メンバーとして活躍し、1930年代、長崎刑務所などで数回にわたって服役したのであり、妻の権愛羅は、そうした夫を支えた経験をもつ。彼女が展開した金嬉老の救命運動は、こうした「民族解放闘争に対する支援」の延長線上にあるという側面ももっていた。

そして、「義烈団」が、1919年起きた「3・1運動」の非武装路線に対する批判として国外で結成され、「日本帝国主義の心臓部に弾丸を撃ち込む」という目標の下で、警察署および朝鮮総督府の爆破や植民地組織要人の狙撃を実行することで国内外に広く知られたことは、金嬉老事件の暴力性が、韓国人の政治的想像力の中で、つねに反植民地闘争における軍事活動や抗日テロと重ねられることと深く関係している。

さらに、1980年代以後の釈放運動における最も重心的な人物であり、金が送還されるときに身元引受人となったパク・サムジュン朴三中也、安重根と深い関連を持っている。1990年、日本宮城県若柳

町にある大林寺に、安重根の位牌を模した記念碑が建てられていることに気づいた朴三中は、自身が住職を勤める韓国の慈悲寺と国際姉妹血縁を結んだ。そして、その記念碑の地を「聖地化」するよう呼びかけ、韓国からの参拝団を募集するなどの活動をし始める⁷⁵⁴。その動きは、マスメディアによって大きくとりあげられ、次第に「安重根」が注目されていく。安重根の「東洋平和論」についての国際シンポジウム⁷⁵⁵が開かれるなど、安重根関連イベントが次々と企画されるなか、朴三中は、中国および日本の支持者たちと連携し、「韓中日国際抗日義士安重根追慕事業会」を結成し、安重根の遺骸と遺品を探す事業に出る。こうして朴三中は、1994年、安重根が獄中で書いた「最後の遺筆」を日本から取り戻し⁷⁵⁶、1998年、中国の旅順刑務所に安重根の追悼碑を建立する⁷⁵⁷などで、世間の注目を浴びた。その翌年の「権禱老シンドローム」は、以上の朴三中の活動に、さらなるスポットライトを当てるきっかけとなった。安重根をめぐる朴三中の活動は、金嬉老の送還後さらに広く知られ、現在までも続いている。もちろんその活動にはつねに、金嬉老と安重根、2人の影が一つになって付きまどっている。

こうして、金嬉老と安重根の結びつきに注目する理由は、彼らに対する日韓の評価の相違が現在さらに先鋭化しつつあるためである。

伊藤博文の暗殺から100年にあたる2009年10月26日には、ソウルとハルビンで記念式典が開催された⁷⁵⁸。「不逞朝鮮人大全」を特集した日本のある雑誌では、安重根義士記念館前広場で万歳三唱する韓国の首相と市民たちの姿を掲載し（【写真 0-2】、「安重根（伊藤博文を暗殺）、李奉昌（昭和天皇暗殺を狙った）、ユン・ポンギル（上海天長節爆弾事件で日本の要人を死傷させた）」などと共に「金嬉老」を並べ、「韓国ではテロリストを英雄として崇め奉っているのである」という主張を繰り返した。また、ネット上にも、同様の現象が見られるようになった。

そして2013年、韓国大統領の朴バック・グネ槿恵は、6月の訪中で、中国の国家主席習近平に、現場のハルビン駅に安重根の記念碑を建立する計画を提案し、協力を要請した。これに対し、日本の官房長官菅義偉は、「安重根は犯罪者だ」とし、記念碑建設の計画が進んでいることは「日韓関係にとって望ましいことではない」と発言した。これは、韓国内に大きく報道され対日本世論を悪化させ、また韓国や中国の政府レベルでの反発⁷⁵⁹が重なることで、数年前から続いてきた外交的緊張がさらに悪化する結果となった。この出来事をめぐっても、金嬉老は、安重根と共に、「韓国で褒め称えられるテロリスト」の典拠として、「ネット右翼」に最も好まれる「ネタ」の一つとなった。

以上のように、金嬉老と安重根は、一見奇妙なほどの偶然性によってつながっているにもかかわらず、またそれと同時に、日韓の近現代史を貫通する歴史的必然性によって強く結ばれて

いる。「日韓併合 100 周年」の年における金嬉老の死は、その偶然性と必然性が交差する一つの結び目であったといえる。

5.2 今日を生きる「金嬉老」

金嬉老は、2003 年に治療監護所から出所してから死亡するまで、常にメディア報道の対象となった。2006 年、「ふじみや」の旅館主が韓国を訪問し、およそ 38 年ぶりに金嬉老に再会したこと⁷⁶⁰や、2009 年 11 月、10 人の日本人観光客が死亡した韓国釜山における射撃場火災事件が起きたときに、金嬉老が射撃場の常連客だったこと⁷⁶¹など、些細な事柄までもが記事となり、また 1968 年以来の彼の生涯は、毎年、事件発生日に、「今日の歴史」として言及されながら、繰り返し人びとの記憶の中で振り返られた。

2011 年 3 月、金が死亡すると、日本と韓国の各種メディアは、さまざまな形で 1968 年の金嬉老事件と、その後の金嬉老の生涯を振り返った。その報道は、韓国では「安重根義士殉国 100 年記念式」のニュースと、日本では「韓国、伊藤博文暗殺 安重根処刑 100 年で式典」のニュースと共に伝えられることとなった。安重根の死という歴史的事実が、「殉国」と「処刑」とで引き裂かれるなか、金嬉老の死が伝えられ、1968 年の事件の意味が反芻された。また、両国メディアからは、再び著しい相互参照の現象が観察された⁷⁶²。

翌年の 2 月、事件の舞台となった寸又峡の「ふじみや旅館」が廃業していたことが知られたときにも、両国の各種メディアでは関連報道が続いた⁷⁶³。2012 年『解ってたまるか』の再上演に際しては、劇中のライフル魔が、「原発」で勤務していたという劇中の台詞が改めて注目され、「原発問題でもいろんな人たちが責任逃れをしている。そんな人間の変わらない部分を大人がまじめにいたずらするような巧みな筆でチクチクと描いている」⁷⁶⁴といった評価を受けることもあった。なお、「劇場型犯罪第一号」の金嬉老事件から、小泉政権以来に浮上した「劇場型政治」に対する市民のリテラシーを強調する意見⁷⁶⁵など、新たな視点も見られた。

そうしたなかでも、長い間金嬉老について発言しなかった鈴木道彦の名著『越境の時』が評判になる傍らで、インターネットでは、新大久保の「高麗博物館」における金嬉老関連展示が揶揄され⁷⁶⁶、「テロリスト金嬉老」が吊るし上げられるなど、金嬉老をめぐる新旧の専有が、複雑に錯綜する状況が続いている。

6. 小結

ここまで 2000 年代における「金嬉老事件」のメディア景観を検討し、そのいくつかの特徴を捉えてきた。

事件は今日、抽象的な反権力闘争のアイコンとしてサブカルチャーや性的エネルギーとの関連で消費され、韓国では民族主義的な色合いが加えられたうえで、政治家による権力の専横や権力欲の批判に用いられた。一方では、「忘れられぬ昭和の大事件」としての商業的専有や、日本社会の閉鎖性を指摘する文脈、それを非難するような過激な排外主義など、日本社会の「共同性」が再生産／変容される現場において、絶えず引用されつづけている。

記憶すべきは、「裏社会」と「金嬉老」の接続における必然的文化論理によって示唆されたように、こうした「金嬉老」という象徴資源をめぐる綱引きが、一見、ポストモダンの自由奔放な専有の風景として映るにしても、そこには、つねに「共同性」と「歴史」をめぐる問題が形を変えながら反復されているという点であろう。

結章 反響から考える「金嬉老事件」の歴史性

1 問2への答え——「金嬉老事件」の終わりなき専有と歴史

1.1 金嬉老事件の歴史的奥行き

これまで、一つの同一性として規定することのできない「複数の金嬉老」を検討してきた。ところが、本論文が設けた一つのテーブルを囲んで座った、それぞれ異なる顔をした「金嬉老たち」は、単に多数の「差異」として共存しているだけであろうか。

本研究は、金嬉老事件を、発生をめぐる原因論、すなわち因果的必然性の呪縛から救い出すことから出発した。そこで、この45年間におけるさまざまな反響の軌跡からわれわれが目にしたのは、偶発性と自律性が生起する専有の風景であった。ただし、前章で確認したように、それは、けっして消費文化の中ですべての記憶が流動化し一般化される「ポストモダン主義的多元主義の風景」ではなかった。つまり、そこには「金嬉老たち」が呼吸してきた歴史的緊張があり、けっして平面性（flatness）に還元されない物語の屈曲があった。

金嬉老事件が、今日でさえ、単に「スタイル」だけでなく、引き続き「歴史」の問題であるならば、ポストモダン文化の「深さの無さ（depthless）」に完全に回収されない事件の歴史的奥行き（historical depth）とは一体何であるのか。1968年以来、韓国と日本の歴史に向かって開かれた「金嬉老事件」と呼ばれるテキストは、現在においてどのような意味を持つのか。あるいは、「時間的深さ（temporal depth）」⁷⁶⁷としての事件の物語は、われわれとどのように絡んでいるのか。この章では、これらの質問を念頭に置きながら、本論の分析を考え合わせ、序章で提示した二つの問いに答えることにしたい。

1.2 金嬉老事件と文化的外傷

まず、本研究の2番目の質問に戻ってみよう。それは、事件が、発生から40年以上過ぎたにもかかわらず、いかなる解釈によっても完全な意味が解明されることなく、新たな解釈と活動を駆りたてきた現象の不思議さに対する問いであった。

探求の出発点は、この問題が、他者の到来としての金嬉老事件の持つ「特異性」と深くかかわるということであった。すなわち、事件の特異性は、いかなる引用と解釈の決定性にも対抗しつづけ、内部に不可解な意味の残余を残す。その残余は、恐怖と嫌悪の源泉であると同時に、人びとを誘惑しつづける。そうした特異性＝異質なるものに向けられた両価的感情と欲望が投

影される中で、記号としての「金嬉老」は、繰り返し「今」に召喚され、現実と関連させられる。こうして金嬉老は、今を生きる「亡霊」となる。

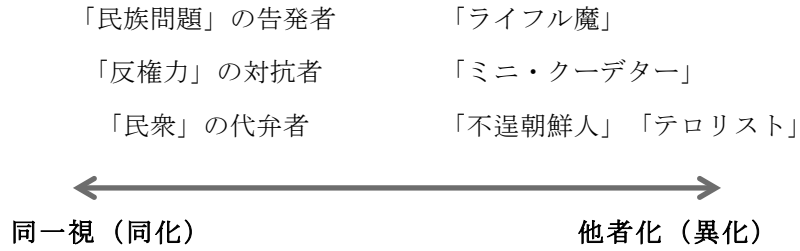
この点と関連し、本論での分析をつうじて重要な知見を得られた。その一つは、事件の不断な引用という現象が、政治共同体としての日本社会における他者認識、しかも無意識の水準における外傷トラウマと関連している点である。

金嬉老事件の異質性＝特異性は、絶え間ない専有の対象となる。しかし、その特異性とは、単なる他者の属性ではない。それは、われわれを驚かせ、脅威し、誘惑し、常にわれわれに追いつく。そして、そうした特異性に遭遇する度に、われわれは、ある脆弱性を露呈する。事件エコーグラフィーの反響の軌跡から反復的に観察されたのは、日本と韓国の両社会における、他者に対する内的脆弱性に他ならない。また、その脆弱性は必ず無意識的深み（depth）を有する。

事件直後の日本の反応（第3章）からは、事件の外傷的側面が確認された。外傷トラウマとは、何よりも事後的＝遡及的に意味を与えられる記号である。つまり、一つの心理的事態が、それ自体として完結した意味現象となることはない。それは、後で来る他の出来事とどのような関係で結ばれるのかによって新しい意味を獲得する。後行する出来事は、先行する出来事に「事後的に」影響を与え、意味変容を起こす。この「事後性」、すなわち一つの出来事をめぐる事後的な意味の出現とその変容は、外傷トラウマの時間性そのものの名前である⁷⁶⁸。

重要なのは、これが個人の心理に限らず、集団的水準においても現れるという点である。トラウマ外傷は、単に「個人の苦しみや実際の事件そのもの」ではない。それは、特定の出来事を想起し、再構成する集団的な文化活動における象徴的な描出（symbolic rendering）の問題である⁷⁶⁹。つまり、共同体の「文化的な外傷（cultural trauma）」についての議論は、現在の文化現象から「病弊」を特定し、その原因を過去から探し出す病因論ではなく、「現在を生きている過去」がわれわれに対して発揮する象徴的な力および、その駆動（enactment）のメカニズムに対する探求として、常に歴史の奥深さへの探求となる。

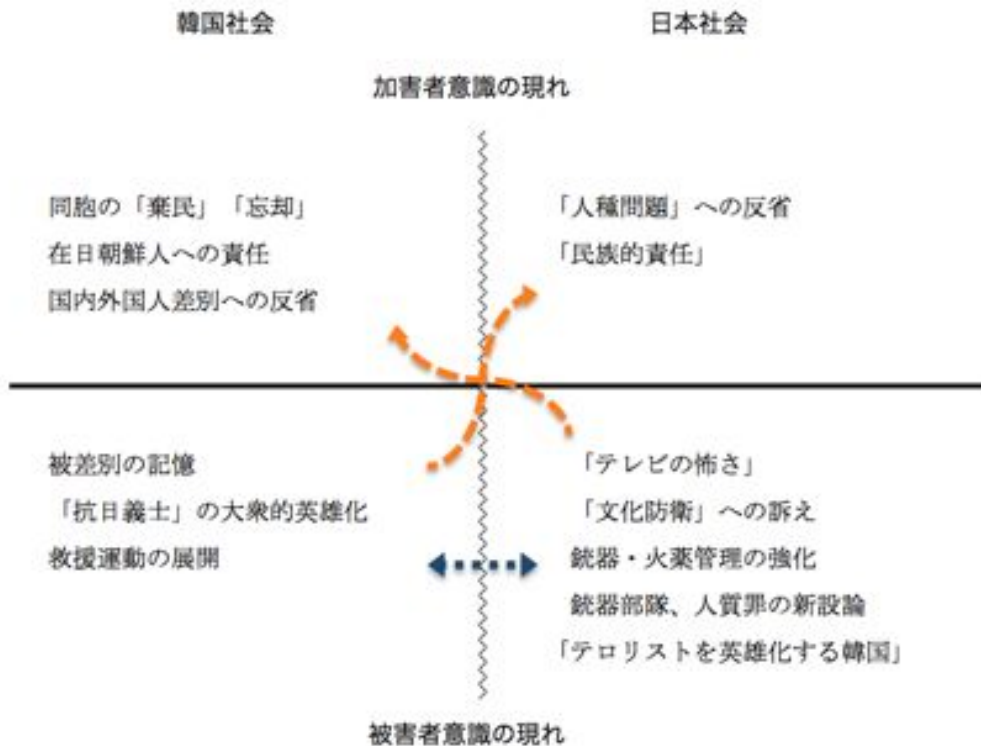
民族問題として事件の専有（第5章）や、それと関連して現れた韓国での反応（第6章）、そして今日の日本における排外主義的専有（第7章）の様子から明らかになったのは、単に「金嬉老事件」それ自体が一つの外傷的な出来事となったということではない。事件は、それに先行する歴史的記憶（たとえば、植民地主義や戦争）が水面上へ浮かび上がるきっかけとなり、後続する事件（たとえば、複数の「劇場型犯罪」）を介して外傷トラウマとしての姿を現わしていた。事件は、外傷トラウマの歴史性——外傷トラウマが常に歴史の流れのなかで事後的に現れてくるということ



【図 8-2】 金嬉老に対する日本の反応（同一視と他者化）

1.3.2 外傷^{トラウマ}と再国民化——加害者意識と被害者意識

さて、以上の表面的な反応の裏側には、心的な奥深さがある。他者としての金嬉老は、加害者でありながら被害者でもあり、暴力の客体でありながらその主体でもあった。そのため、金への同化／異化は、意識の底に沈潜していた加害者／被害者意識の両方を水面上に浮上させる現象を生み出した。以上まとめた両社会の反応を、この点から表しなおすと次のようになる（【図 8-3】）。



【図8-3】 金嬉老事件が触発した日本と韓国の被害者意識と加害者意識

金嬉老事件は、韓国では植民地支配の記憶が蘇るきっかけとなり、(1) 日帝の植民地主義的抑圧を糾弾し、差別にさらされている「同胞」に対する心情的な支持を「反日ナショナル」へと結合していく再国民化（renationalization）の動き（被害者意識）を生み出した。ただ、それと同時に、(2) 在日朝鮮人を「棄民」し、忘却していた自分の姿を反省し、政府としての責任を問う声、さらには(3) 国内にいる華僑や外国人労働者に対する差別意識に対する自省（加害者意識）を触発した。

日本では、(1) 金によって捕われ、侵食された、自国の国民—領土—メディア空間をとりもどし、共同体のさらなる安全を確保するという安保強迫（被害者意識）が見られた。(2) 近年の「在日特権」をめぐる陰謀論を含む排外主義的な「文化の防御」（被害者意識）の台頭も、その延長線上にあるといえる。ただ、その一方では(3) 日本の民族的責任についての反省にもとづく市民運動が繰り広げられ（加害者意識）、(4) 社会の開放的変容や東北アジアの歴史における歪みとの関連で事件を理解しようとする動き（加害者意識）も続いている。

事件が触発した被害者意識は、両社会の外傷的記憶を想起させ、それは直ちに「回復」への傾斜、すなわち再国民化や共同体の防衛というベクトルへの運動を生み出した。他方、事件によって喚起された加害者意識は、自らの共同体において暴力的に抑圧されてきた「他者」の問題を主題化する自省へとつながった。

1.3.3 連鎖する反響と錯綜した外傷^{トラウマ}

やや図式的な整理であるにもかかわらず、ここからいくつかの重要な示唆を得ることができる。

まず、以上のような被害者意識／加害者意識の現れが日韓の間でつながっていたということに注目したい（【図 8-3】における矢印）。第 6 章において明らかになったように、(1) 金の逮捕直後に顕著となった日本の被害者意識の発露（安全体制の再整備）は、報道によって韓国に伝わり、被害者意識をさらに刺激した。また、(2) 韓国社会における金への同調と支援の動きは、再び日本に知られ、日本の排外主義的態度に影響を与えてきた。すなわち、日本と韓国の被害者意識は、相互に影響を受けながら、さらにエスカレートするという側面をもつことが分かった。

逆に、日本の被害者意識が、韓国の被害者意識を牽制し、加害をめぐる覚醒を促した側面も観察された。(3) 金の送還を眺める日本の「冷たい態度」は、韓国に向けられた日本からの視線の存在への自覚とともに、韓国における自己反省をも促した。これと同様、(4) 金に対する

韓国の温かい支援と公判への高い関心は、「韓国民衆は注視している」という形で日本に紹介され、日韓の歴史を反省的に捉える市民の動きを後押しした。

以上のような反響の連鎖が現れた理由は、いうまでもなく、金嬉老が在日朝鮮人であり、朝鮮人差別の問題を訴えたからである。しかし、日本帝国の崩壊によって切り離されたはずの両国民国家が、事件をめぐる反響の連鎖によってそれほど緊密に結ばれざるをえなかった根本的な理由はどこにあるのか。それはおそらく、事件が喚起した日韓の外傷トラウマがそれぞれの社会の個別のものではなく、互いに複雑に錯綜したものであるという点に起因する。だからこそ、金の主張を肯定あるいは否認しつつも、両国社会は、事件をめぐる激しく響きあうこととなった。そこには、両社会を結びつけている植民地主義と冷戦の問題があり、それらが両国の人びとの政治的無意識に残した消しがたい傷跡の問題がある。

金嬉老事件をめぐる日韓が露呈した外傷トラウマとは、まず何よりも「東亜トラウマ」⁷⁷⁰といわれる一つの傷痕の両面である。植民者の外傷トラウマと被植民者の外傷トラウマ、そして戦争における被害者の傷痕と加害者の傷痕が複雑に錯綜し、不可分の関係として縛られた心理的苦境がそこにあると思われる。

たとえば、事件直後、日本に浮上した、銃器・火薬類の管理強化やライフル部隊の創設など、ネーションの脆弱性（national insecurity）を補強するための強迫的運動は、かつての「帝国の不安」と深い関わりを持つ。植民地主義体制は、被植民者の反乱など反体制運動に対する恐怖（terror）を内面化する。日本帝国の場合、「米騒動」（1918年）と「3・1朝鮮独立運動」（1919年）に怯える植民当局者の姿、関東大震災（1923年）における「朝鮮人襲来」の被害妄想⁷⁷¹、戦時下に内務省が行った「不敬・反戦言動」の調査⁷⁷²、台湾や朝鮮の「新附の民」にも天皇ゆかりの学校儀式を押しつける帝国の教育政策⁷⁷³などには、「支配する者の不安」がよく現れている。植民者は、被植民者にステレオタイプをまといわせ、その恐怖から逃れようとするが、その象徴的な暴力の行使により無意識の中に閉じ込められた他者の像は、引き続き植民者を不安にさせ、内密な欲望の対象とさえなる⁷⁷⁴。

他方、韓国人にとって、「亡国の悲痛さ」とそれに伴う「民族の試練」は、強力な対抗的民族主義の母胎となった⁷⁷⁵。国内における非武装の民族解放運動が困難となった1930年代以降には、暗殺やテロの暴力武装闘争もが正当化されうる強力な反日民族意識が高揚した。そして、大韓帝国の国権剥奪による民族的リビドーの挫折・封鎖という「亡国のトラウマ」に、国家を失った民族が他の地域に移住する「離散のトラウマ」が加わった。

なお、ここには、冷戦のトラウマもが重ねられている。「体制転覆を企てる左翼、共産主義者の蠢動」や、「不幸な事故」「流血沙汰」を巻き起こしかねない朝鮮人の恐怖⁷⁷⁶という形で、戦後において受け継がれた「帝国の不安」は、GHQの占領政策上の治安問題というアメリカのまなざしを内面化する形で、「冷戦文化」の中で再生産・変容された。金嬉老事件は、「アメリカ」に大きな打撃を与えた、ベトナム軍のゲリラ戦術のような「ミニ・クーデター」の孕んだ危険性を証明する出来事として（大宅壮一）、「平和論」に酔い金に群がった「進歩的文化人」という戦後日本の「恥部」を露わにした出来事として（福田恆存）、あるいは、日本の共同体文化を危機に晒させる勢力に向かって「刀をもって立ち上がる勇気の重要性」を自覚させた出来事として（三島由紀夫）解釈された。

また、「テロリスト金嬉老」の凶悪性と危険性は、冷戦崩壊以降においても語り継がれた。そこには、まだ帝国主義と冷戦から抜け出していない日韓関係、つまり、歴史教科書や領土問題をめぐる対立、韓国における過激な反日感情、「北朝鮮の脅威」（核ミサイルや日本人拉致問題）に、「9・11 テロ」によって露呈されたグローバル時代の安全保障に対する脅威⁷⁷⁷もが加わり、これまでの被害者意識と複雑に絡まるなかで浮上した「嫌韓」の言説において、金嬉老が頻繁に引用されている状況である。

韓国においても、朝鮮戦争における多大な被害と南北のイデオロギー対立によって先鋭化した「レッド・コンプレックス」が、金嬉老事件の認識に大きな影響を与えた⁷⁷⁸。それは、金嬉老と北朝鮮との関係への関心、そして金を助ける日本の「左翼知識人」への警戒によって現れた。「同胞」を救うため、公判の証人として日本へ向かう「金嬉老救出運動推進委員会」の権愛羅を出国禁止としたのは、（国家の）冷戦的被害意識が、（国民の）民族的被害意識に先行するような場面であった。また、金への共感や支援、「民族英雄」としての美化は、国民国家としての「大韓民国」に対する誇りへと回収される傾向をみせた。

1.4 歴史清算の不可能な可能性

以上、繰り返し確認したように、他者の特異性に対する不断な専有には、心的な深みがある。金嬉老事件をめぐる多彩な専有とは、日本帝国以来、日韓の両社会が抱いてきた外傷トラウマが事後的に発現し、可視化されるテキストであった。ところが、ここで注意しなければならないのは、他者の到来が反響を呼び起こす際に、必ず偶発性と自律性が介入するという点である。出来事の意味が、常に予期せぬ偶発性と自律性が強く働くなかで専有されていくという事実は、外傷トラウマについての考察を、単なる心理決定論（psychological determinism）から救い出す。

つまり、政治的無意識への考慮は、けっして過去の「病因」から現状を説明するものではない。日韓両社会の心的な奥深さは、単に金嬉老事件の「これまでの」専有の現象に因果関係を付与するという説明の手法ではなく、むしろ、専有における偶発性と自律性の介入を見極めつつ、「これからの」展望を見いだすための解釈の戦略である。こうした発見的 (heuristic) な企てにおいて、エコグラフィは、出来事の展開における遠隔メディアの介入、自律的な我有化、意図的・非意図的な誤読と流用、偶然性の介入などといった代補 (supplement) の諸契機を注意深く考察する。それにより、トラウマの起源としての決定性を相対化し、開かれた未来への示唆を予備することができるのである。

それでは、金嬉老事件は、日韓の未来的展望において、どのような意味を持つのか。

事件は、「日韓親善に水を差す事件」と言われることもあった。事件がもし「単なる犯罪」として簡単に理解されうるものであったら、以上見てきたような日韓の視角差も生じなかったであろう。逆に、事件が「民族差別の告発」として簡単に理解されなかった理由は、それが抹消することのできない暴力性と犯罪性を含んでいるからである。「金嬉老事件」の厄介な (ticklish) ところは、それが、植民地主義的遺産の清算に向けた努力として引用されがたいだけでなく、単なる「テロリストの脅威」としても理解されない部分を残しつつある点にある。だからこそ、事件は、その意味の不安定さゆえ、繰り返し引用され、思い出され、また新たな文脈に開かれながら、日韓の外傷を「今日のもの」として顕現させてきた。そこで「金嬉老」は、日韓の両社会が共有する、認識の不一致、あるいは歴史清算や和解の不可能性を指示する。しかしそれと同時に、その不可能性のゆえ、われわれは、ある可能性を知ることができる。

本研究では、デリダの脱構築の視点から金嬉老事件を分析してきた。ところが、デリダの他者論は、しばしば他者への歓待と関連して深刻な誤解を招いてきた⁷⁷⁹。つまり、到来する他者は、「善人」「神」なのかもしれないが、「悪魔」や「モンスター」なのかもしれない。したがって、ガンジーとヒトラーを同じ「他者」とみなすことが不可能であるがゆえに、しばしば異邦人に対する決定不可能性を拒否し、倫理—解釈学的判断を再導入しようとする試みが現れてきた⁷⁸⁰。

ところが、デリダのいう「無条件の肯定=歓待」は、まさにそれが不可能な要求であるからこそ重要な意味を持つ。我が家を破壊してしまうかもしれない突然の乱入者、私の自己主権 (self-possession) を奪取するかもしれない知られざる匿名の他者に対して、自分自身を無条件に開放することはできない。この不可能なことを求めるという逆説にデリダのいう「歓待」のラジカルな意味がある。もし、無条件の歓待という不可能な約束、不可能な経験がないとすれ

ば、公共性や市民性も崩壊する。なぜなら、政治共同体の構成原理としてのシティズンシップの理念は、「まったく他者」に対して自らを無条件的に解放するという不可能な要求によって担保されているからである。もし、シティズンシップが、われわれの安全と利益をめぐる合理的計算や、適切な対応体制の変化に照応してのみ変わっていくなら、そこにどのような市民性の倫理がありうるだろうか。到来する他者によって武装解除されるという契機を全く持たないシティズンシップに、全体性への包摂以外の正義なるものがあるだろうか。デリダの歓待=正義は、まさにこの点を執拗に問いかけている。すなわち、シティズンシップの正義とは、あらゆる他者性を受け入れなければならないという当為命題の明証性によって導出されるのではなく、むしろすべての他者を歓迎することなどできないという絶対的な歓待の不可能性によって、まさに逆説的な形で、支えられている。

金嬉老事件は、日韓において無条件の歓待が不可能であることを再び自覚させた。金を完全に受け入れることなどできない。金は、在日朝鮮人コミュニティにおいてさえ、他者として残っており、日本は「再入国しないこと」という「条件付き」で、彼を韓国へ追い出した。彼の「帰国」を歓迎した韓国のもてなしも、彼の再犯によってただちに消え去った。「嫌韓」において、金は、安重根に並ぶ最も嫌悪すべき「他者」となった。金をめぐる、こうした両社会の経験は、何よりも無条件の歓待をめぐる「不可能性の経験」であった。ところが、まさにだからこそ、ある根本的で完全な「正義」の可能性が未来にありうるということが知らされたとも考えられる。それはなぜか。

前述した日韓の^{トラウマ}の外傷との関連で言うなら、われわれが金嬉老を全肯定することはありえず、また事件に対する日韓の認識が完全に一致することもできないがゆえに、両社会は対話を続けることができる。逆に言えば、いつか、日韓両国と在日朝鮮人、そして北朝鮮の人びとが、金嬉老事件に対する共通の認識を持ち、事件が一つの物語の中に安定的に位置づけられることがあるなら、それは、日韓の「歴史の歪み」が完全に「清算」され、帝国主義と冷戦の^{トラウマ}の外傷が完全に克服できた時であろう。つまり、「金嬉老事件」は、それがこの地域における無意識の傷跡を触発しつづける記号であるがゆえに、その完全な治癒の可能性が存在していることを反証している。ここに、事件の「不可能なものの可能性 (a possibility of the impossible)」としての相貌がある。「キムキロ」と呼ばれる幽霊的記号の正体 (=完全なる意味) は、歴史的傷跡の完全な治癒という理想と共に、日韓の未来に託されているといえる。

1.5 金嬉老の亡霊とシティズンシップの開かれた未来

事件の絶え間ない引用という社会現象は、現在の歴史—文化に対する再認識を促す。それは何よりも、シティズンシップの開かれた展望についてである。

日本やアメリカ社会でみられる高度な消費文化は、「所与の環境への否定」を欠落した社会、すなわち「歴史」が終わった後の社会についての議論を生み出した。ところが、デリダが、フランシス・フクヤマの「歴史の終焉」について執拗なほど反対し、繰り返し強調したように、「歴史」は終わらなかった。ひきつづき（マルクスの）「幽霊」が出没しているという歴史的事実が、その証拠である⁷⁸¹。また一方では、政治共同体の未来が、まだ弁証法的な「承認のドラマ」の反復、あるいはそのポスト・ナショナルな理想への開放の物語の中で思考されている⁷⁸²。しかし、デリダの思考がこれらの試みと大きく異なるのは、暴力と時間に対する態度である。

デリダにとって、法からの除外はいつも暴力を伴い、抑圧された他者の帰還もまた暴力的である。この点においてデリダの思考は、暴力に汚染されてない理想化された「純粹他者」の幻影、あるいは既成の利害関係や秩序を脅かさない他者の多様性だけが表面的にもてはやされる、いわゆる「コスメティック・マルティカルチュラリズム（うわべの多文化主義）」⁷⁸³の限界に対する最もラジカルな批判となる。またそれは、シティズンシップの歴史が描く平和で連続的な時間性への根本的な懐疑でもある。エコグラフィーの思考は、現在に「アナクロニックな契機」⁷⁸⁴を差し入れ、現在を未来に対して開くような特定の出来事についての哲学的な省察にこだわる。たとえば、予兆もなく突然出現する幽霊的他者は、連続的な時間を断絶する。2013年の「靖国神社放火事件」から直ちに1968年の「金嬉老」を、そして100年前の「安重根」を思い出し、併置させてしまう「2ちゃんねる」の書き込み⁷⁸⁵が証明するように、幽霊の出現は、基本的に「反時間的」である。

だからこそ、この幽霊は、「抑圧されたものの帰還」という無限な反復のパターンに捕われず、いかなるアイデンティティ・ポリティックスの知られた経路にも完全に還元されない。さらに、けっして公共的な承認や法制化によって抹消されない他者性を保持しつづける。それは、突如現れ、存在と時間の秩序を攪乱し、一者あるいは全体性への「結集」の運動に乱調をもたらす。そして、それが伴う暴力の想像は、豊かさの中の「現在」の安定性、戯れに満ちているはずの「生」の調和を揺るがす。

まさにこの点において、金嬉老事件の終わりなき専有は非常に示唆的である。それが、暴力性を隠蔽した形で行われる無害な他者の全体性への包摂、あるいは予測—理論化可能な制度化

の閉鎖（closure）に逆らって、日本の市民権・市民性・公共性の未来を展望する必要性を提起しつづけるからである。

現在、日本における外国人・移民の権利論は、ある苦境に直面している。1970年代以降、在日朝鮮人の権利闘争を中心として発展した地域社会運動と、1990年代の「国民国家批判」に励まされた多文化共生論の浮沈に加え、ヨーロッパのモデルを参照した定住者の権利（denizenship）やポスト・ナショナルな市民権論などを含め、理論の全般的退潮が目立つ。その苦境の一側面は、これらの議論における「安全な他者の包摂」への傾斜にあると思われる⁷⁸⁶。「他者に対する共同体の開放」という理想は、つねに現実を理論に近接させようと公共社会学的な当為命題を生み出すが、そうした理想の裏面には、無意識的な外傷^{トラウマ}に起因する異質性への拒否反応、同一性の喪失に対する恐怖、他者の脅威に対する過大妄想、合理的予測の失敗に対する警戒などが常に働いている。

それに対し、金嬉老という亡霊は、繰り返しわれわれを過去へと引き戻し、歴史に継ぎ目（joint）などないことを認識させる。そして、われわれに、自らの中に沈ませてきた最も醜悪な顔や最も弱い恥部に対面することを求める。そのことによって、暴力、すなわち、たびたび非可視化され、忘却される他者への暴力、法（国家）の他者への暴力、そして他者のわれわれへの暴力と「ともに」未来を描くというラジカルな要求を提示する。

要するに、金嬉老は、(1) 過去から未来へ進む年代記的時間を断絶させながら現れつづける他者性として、その反復的な引用をつうじてわれわれが抱いている心的状態を知らせ、(2) シティズンシップの開かれた歴史における「不可能性の可能性」として、まだ日韓の両社会の前に「歴史」が残っていることを自覚させ、(3) 法と制度におけるあらゆる形の、目的と手段をめぐる計算（mean-end calculations）や社会工学的予測、政治的合理性（political rationality）にまつわる懲罰と交換のエコノミーを脱臼させる「幽霊」として、つねに過去をもって到来する未来を問いつづける。これが、金嬉老が永遠に引用されていくことの、われわれにとっての意味であると思われる。

2 問1への答え——新たな「民族問題」としての金嬉老事件

2.1 答えの必要性

前節では、金嬉老が引用されつづける現象を、その背後に置かれた奥行き——外傷^{トラウマ}およびその存在様態としての歴史——と関連づけて考え、その現在における意義を論じた。しかし、こ

ここでまだ残されている問い、すなわち、「事件の反響から浮かび上がる金嬉老事件の意味」についての答えを考えなければならない。

エコグラフィの視点において、他の解釈すべてを無効にできるような解釈的権威を主張することは不可能である。これまで、事件に対する多様な解釈を検討してきた本稿であるが、本章において、その中から一つの解釈を選別し、それを「最終結論」とし、またそれをもって「金嬉老事件」というテキストを完全に「閉じる」ことはできない。しかし、そうであるにもかかわらず、「本論文において金嬉老事件が何であるのか」に対する答えを出さなければならない。それはなぜか。

デリダにとって、意味は、いかなる解釈においてもその全貌を表さない。ある出来事の意味を「100パーセント」完全な形で現前させるような解釈などない。意味の出現が絶え間なく先送りされていく無限のプロセスの中で、人びとは、意味を紡ぎ直し、読み換え、書き改めていく。いかなる解釈も、パフォーマンスな引用として意味の事後的な変容にかかわっていくだけであり、「おのが解釈だけを完璧で自己充足的なものとするイリュージョンを可能にする『封じ込め戦略』」⁷⁸⁷は無用である。にもかかわらず、デリダは、懐疑論やニヒリズムに明確に反対し、脱構築を、「否定」ではなく「肯定」の思想として位置づけた。彼のいう「歓待の正義」も、それが「法的な＝権利上の歓待と手を切る」ことであるにもかかわらず、「法的な＝権利上の歓待を非難したり、それに対立するものではなく、反対にそれを絶えまない進歩の運動の中に置き、そこにとどまらせる」⁷⁸⁸こととされる。そして、デリダは、民主主義やテロについての大きな視覚差⁷⁸⁹にも関わらず、J. ハーバーマスと並んで対談に参加し、「9・11 テロ」という外傷^{トラウマ}の経験に対する米国や欧州の反応を警戒し、またハーバーマスが原文を草した共同声明文に署名することで、彼の政治的見解を明らかにした。

それに習って、筆者も、金嬉老事件と関連して、単に特異性の専有が間接的、逆説的な形で知らせる示唆を吟味するだけでなく、反響の記録そのものから特定の積極的なメッセージを読みとくことができる。そうすることによって、事件が、単に過去から受け取った「謎のメッセージ」ではなく、われわれの過去と未来においてどのような意味を持つのかを考えることができる。

2.2 「劇場型犯罪」を越えて

そうだとすれば、まず、「劇場型犯罪」という表現に立ち返る必要がある。すでに明らかになったように、金嬉老事件は、当初「劇場型犯罪」として発生していない。すなわち、「劇場

型犯罪」とは、事件に対する専有として、他の出来事との類似性と差異の中でその意味実質が与えられる一つの系列化であった。このような事後的系列化には、時間性の逆説がある。

まず、「劇場型犯罪」という表現は、事件の複合性（＝「厄介さ」）を回避するために用いられるが、われわれは、この表現を使うことにより、逆説的に事件に「取り憑かれる」。金嬉老事件が「最初の劇場型犯罪」となるためには、「劇場型犯罪」が反復されなければならない。起源が起源となるためには、常に繰り返されなければならない、起源はそうした反復のなかで繰り返り起源として引用されていく。よって、金嬉老事件は、後続する劇場型犯罪、そしてこれから先に起きる未来の劇場型犯罪と共に、いつまでも想起され、召喚されなければならない。実際、すべての「最初」は「最後」でもある。金嬉老事件に固有な特異性が、完全な形で反復されることは不可能である。それにもかかわらず、「劇場型犯罪第一号」という呼び名は、それが内蔵している構造的に反復可能性（*itérabilité ; iterability*）のために、金嬉老という幻影を、現在および未来において招いてしまう。これが反復可能性の逆説^{パラドックス}である。これは、「ライフル魔」を非難し、金の自己顕示欲を強調すればするほど、金の存在感がさらに大きくなるという「自己免疫の逆説」（第4章3.4節）と相同的である。

第二に、事件の「劇場型犯罪」としての系列化は、それが、被害者意識を背景にしている限りにおいて、事件の曖昧さを増幅させる。事件を「劇場型犯罪」と呼ぶことは、「民族問題」としての側面の存在を否定することである。「劇場型犯罪」における「犯罪」は、単に現行法上の規定の抵触を意味しない。それは、つねに他者の侵犯^{トランスグレーション}＝違反に対する被害者意識の「密輸入」へとつながる。「劇場型犯罪」は、加害者意識の浮上を「禁止」し、再び無意識の中に差し戻す暴力を行使することによってのみ、自らの姿を現す。「劇場型犯罪」という説明が与えられたにもかかわらず、事件の曖昧さを残りつづけるのは、「水面下」へと追い出された排除項の働きのためである。

一言で言えば、「劇場型犯罪」は、金嬉老事件に対する説明ではない。事件は、「劇場型犯罪」の一つの典型（*example*）とされるが、その典型は、象徴的抑圧によって絶え間なく生み出されなければならない。そして、その象徴的抑圧＝遂行的暴力は、発話共同体＝劇場型犯罪の被害者としての「われわれ」の文化的再生産と深くかかわる。すなわち、「劇場型犯罪」は、「テロを被る」という被害側のレトリックとして、「われわれ」を一つにまとめあげるレトリックとして機能している。したがって、「言葉を発する際に人間の心に蓄えられる象徴界的感界」⁷⁹⁰からみた場合、「劇場型犯罪」という表現によって迂回^{バイパス}しようとする加害者としてのコンプレックスは、消えるどころか、われわれの無意識の底にさらに堆積していく。言い換えれば、「劇

場型犯罪」という名付けをいかにして乗り越えるかの問いは、金嬉老事件にまつわる「加害者意識」とどのように付き合っていけばいいかという問題である。だとすれば、「金嬉老事件」の積極的な意味も、「加害者意識」の克服という観点から考えられなければならない。

2.3 「新たな反響共鳴」と「新たな民族問題」——「もう一つの一九六八」

2.3.1 金嬉老事件の専有と戦後日本の加害者意識

第5章において、金嬉老事件が「民族問題」として練り上げられる過程を検討した。それは、いわゆる「戦後啓蒙」に対する反省として、女性、沖縄、朝鮮人など、その時までは意識的に認知されなかった戦後の「他者たち」が次々と公的題材として水面上に浮かびあがってくるところの、1968年の「金嬉老事件」の位相についての議論であった。ここでは、前節での考察を参照しつつその現在の意味を評価し、金嬉老事件を、改めて「新たな民族問題」として提示しなすことにしたい。そのためには、「外傷後の社会 (post-trauma society)」あるいは、「トラウマを抱えた社会 (traumatized society)」⁷⁹¹としての日本、そして韓国の状況を視野に入れ、公判委員会の思想的専有および市民運動としての波及、そして日韓の連携が、今日においてどのような意義を持つのかを考えなければならない。

前述したように、金嬉老事件は、日本帝国の植民地主義と冷戦の経験^{トラウマ}を背景とした外傷が現れる兆候的テキストとなった。とくに、日本にとっては、こうした歴史的傷痕が1945年の「敗戦」によって縫合されており、その中心にあるのは米国である。すなわち、戦後日本の政治的無意識における「アメリカ」は、戦前の記憶と戦後の傷痕が複雑に交差する「結び目」であったといえる。日本は、原爆による帝国の崩壊という、米国に対する被害者意識を内面化しつつ「敗北を抱きしめ」た⁷⁹²。ただ、問題は、その「抱きしめ方」における加害者意識の行方である。

吉見俊哉が明らかにしているように、東アジアにおける日本帝国の覇権が戦後のアメリカン・ヘゲモニーへと移行した背景には、占領期における米国と天皇制の談合のみならず、戦後の市民生活全般におけるアメリカへの同一視があった⁷⁹³。1950年代から1960年代にかけて、韓国・ベトナムなど他のアジアが「熱戦としての冷戦」をくぐり抜けている間、日本では、都市部の米軍基地が次々と返還されるに連れ、かつての「敵国」「占領者」としての米軍の暴力的な姿が大衆文化領域から消えていく。その代わりに、「ファンタジーとしてのアメリカ」が消費の対象となると同時に、「アメリカン・ウェイ・オブ・ライフ」の「目指すべき文化生活」が、家庭の電化を中心に日常空間において定着していく⁷⁹⁴。その結果、日本の戦後的アイデン

ティティを担保する最終審級としてのアメリカへの同一視が進み、アジアに対する加害者意識は、政治的無意識の水準へと隠蔽された。

1960年代後半の日本の反戦・平和運動は、加害者意識に対する意識的省察のための重要な機会であった。ところが、そこでは、(原爆を受け、沖縄を人質にされた)米国や(民衆に多大な犠牲を強いた)日本の国家主義・戦争に対する被害者意識が呼び起こされることがあっても(「自己犠牲者化 (self-victimization)」、東アジア民衆に対する加害が積極的に意識されることはほとんどなかった⁷⁹⁵。1969年から本格化する「ベ平連」の大村収容所解体闘争において、「アジア人との連帯といいながら、私たちは、アメリカのベトナム戦争脱走援助はやってきたが、韓国キムドンヒの金東希さんに対しては、なにもしなかった」⁷⁹⁶という発言が出るまでの対アジア認識は、「アメリカーベトナム民衆」の対立において、日本が「アジア民衆＝第三世界」と連帯するという構図のものであった。

金嬉老事件に対する三島由紀夫の認識からわかるように、「人質とされた旅館客」のイメージは、戦後において意識されなくなったアメリカに対する被害者意識、そして「沖縄を人質して日本をコントロールするアメリカ」に対する敵対意識を刺激するものでもあった。三島は、ここからアメリカが強制した「平和憲法」を拒否する必要性をあらためて読み取った。

その反面、金嬉老公判対策委員会は、事件をつうじて加害者意識と責任性の問題を本格的に提起した。重要なのは、この問題を、戦後的イデオロギー秩序における外国人や少数者の「人権・人種問題」としてではなく、戦前の植民地主義的暴力が戦後にまで温存されていくところの加害者の責任の問題として捉えた点である。委員会は、当時までほとんど自覚されなかった関連問題——出入国法体制、大村収容所、華青闘、国内の外国人問題——をめぐる市民運動と積極的に連帯しながら、抽象論としてではなく、あくまでも個人名が出てくる「具体的な他者」と付き合いながら、加害者意識を問題化していく姿勢を貫いた。

なお、委員会の課題設定や思想的格闘、そして市民運動の展開から明らかなのは、それが、金個人や在日朝鮮人の利益のための運動ではなく、あくまでも日本人のアイデンティティ構築であった点である。そこでは、被害者意識と一切共謀せずに過去と対面し、責任性ある主体としての「アジアの中の日本人」の姿への模索があった。それを支えていたのは、加害者としての自分の立ポジション場を徹底的に問いなおすという自省的なまなざしであった。鈴木道彦にみられる過剰なほどの透明な自己批判は、この点をよく表している⁷⁹⁷。委員会は、異質性に対する「免疫反応」としての被害者意識の発露を警戒しながら、金嬉老という他者の具体性と最後まで付き合い、ある種の「不可能な理想」を現実化しようとした。金が2人を殺した時点で、それは

「そもそも最初から負けるに決まっている裁判」であった。しかし、委員会の専有は、「敗北すること」を知ったうえで、「運動の目標」と「運動する者のアイデンティティ」をめぐる思想的課題を最後まで貫いた、不可能な主体形成＝我有化（appropriation）の企てであった。

こうした意味で、事件をめぐる 8 年に及ぶ実践は、戦後における「無意識の植民地主義」に對抗し、歴史的^{トラウマ}外傷と向き合った自己省察の記録として重要な意義をもつと思われる。ただ、ここで「重要」というのは、あくまでも、公判以降の歴史的経緯を検討したうえで下す、2013 年「現在」における判断である⁷⁹⁸。すなわち、被害者意識のみが表出され、また帝国主義と冷戦の内的な克服がさらに遅延している今日の文化状況、そしていわゆる「歴史精算」と「和解」に近づけていない日韓関係の現状を視野に入れたとき、金嬉老事件は、果たしてどのような意味として考えられるべきかが問われなければならない。この質問に対する答えとして、本研究は、金嬉老事件が、現在においても「新たな民族問題」を提起しつづけていると主張する。その最も重要な判断基準は、「加害者意識」と対面する自己省察といえる。

2.3.2 反響共鳴のあり方——日韓の連携、マスメディア、在日朝鮮人

それでは、今日における「新たな民族問題」としての金嬉老事件の意味は、具体的にどのようなものなのか。

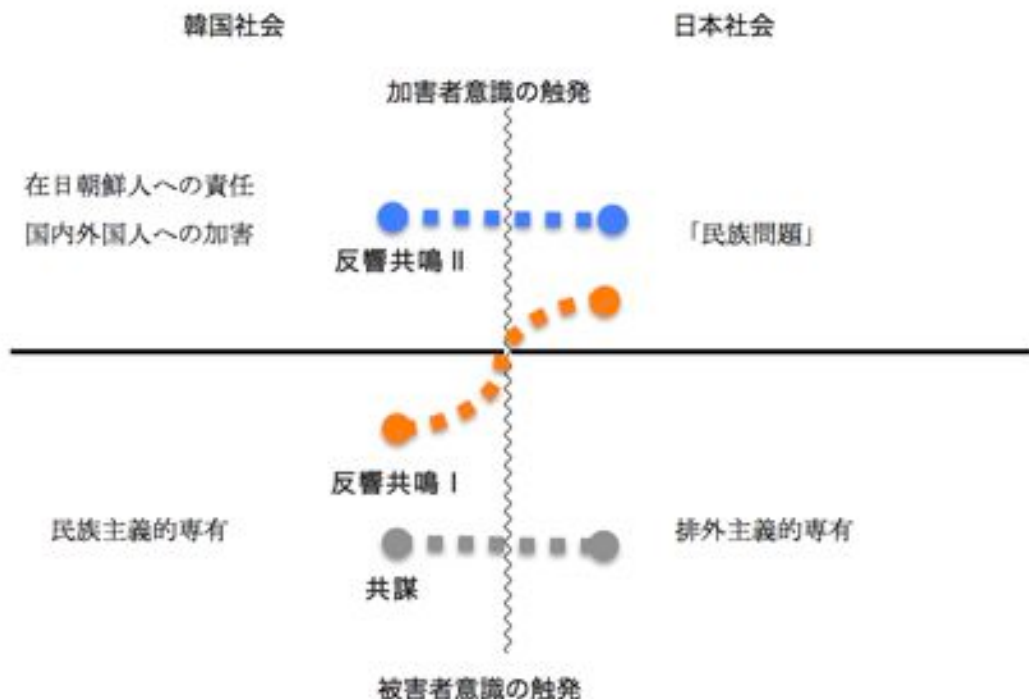
第一に、これまでの分析から「日韓の連携のあり方」についての重要な示唆が得られた。ここで、前項で示した図式から、金を支援する日韓の市民たちによる連携がどのような性格をもつのかについて考えてみたい。事件に刺激された日本での「民族問題」への反省は、すぐに韓国に伝わり、金に対する支援運動を後押しした。また、そうした韓国での動きは、再び日本の公判でとりあげられ、事件に「国際的」位相を加えた。こうした越境的な連携は、単に地方的な出来事が国境を超えていくという点だけでなく、それが常に集団的アイデンティティ（主体性）の絶え間ない文化的再生産と変容とかがかわっているという点において、重要である。

Charles Taylor は、絶対的な参照枠組みが消滅した「世俗の時代（secular age）」における、自己顕示を介した個々人の間での感情的共鳴と相互影響、そして理解の創造を、「個人的な共鳴（personal resonance）」⁷⁹⁹と呼んだ。それに習うなら、金嬉老の出現＝自己表出にたいする反響が境界を超えて広く影響し、遠隔地間の連携（link）の連鎖を作りだした現象を、「反響共鳴（echographic resonance）」と名付けることができよう。つまり、事件をめぐる日韓の連携を「金嬉老事件の反響共鳴」と要約することができる。

第二に、しかし、より重要なのは、この現象を被害者意識／加害者意識との関係で把握することにより、日韓市民社会における連携のあり方を反省的に捉えることである。

すなわち、「金嬉老事件の反響共鳴」は、日本の加害者意識と、韓国の被害者意識との間で起きた共鳴としての性格が強かった（【図 8-4】における『反響共鳴Ⅰ』）。日本の公判委員会は、韓国の「救出運動推進委員会」を支えた「抗日独立運動」のメンタリティーを肯定し、その愛国主義への傾斜の危険性には——もし気づいたとしても——あまり興味を示さなかった。ある意味においては、韓国においても金への支援を「民族愛」と結ぶ傾向が十分に牽制されず、さらに日韓の連帯においてもその点が不問に付されていたからこそ、1999 年金が「帰国」したときに、メディア資本は「シンドローム」を作りだしやすかったかもしれない。

第三に、こうした日韓の反響共鳴の風景は、もう一つの「共鳴」の不在を自覚させる。つまり、金嬉老事件をめぐっては、日韓両側の加害者意識が共鳴しあう自己省察的な連携が起こらなかった。だとすれば、自らの無意識への自己批判をつうじて日韓が共鳴しあうこと（【図 8-4】における『反響共鳴Ⅱ』）、すなわち、自らの加害者意識を見つめなおし、被害者意識を乗り越えていく同士が互いに共感しあうという連携の道筋はないだろうか。



【図 8-4】被害者／加害者意識と日韓の連携

これは、加害者意識に対する自省が、相手の被害者意識を黙認する限りにおいてはじめて越境的共鳴を生み出すという悲観論への問いなおしとして、さらなる研究の可能性を切り開く。たとえば、金嬉老事件に後続して現れた日韓の連携、すなわち、韓国の反独裁闘争に対する日本市民社会からの支援の性格に対する再検討⁸⁰⁰や、今日の韓国の市民運動が、果たして（彼らにとっては「民族解放」のきっかけとなった）アメリカの広島・長崎における原爆投下に対して日本市民社会と共同の批判的認識を形成し、日本人犠牲者を哀悼することができるか否か⁸⁰¹、「母への罪悪感」（第 6 章 4.3 節）が日韓を結ぶ連帯の土台となりうるか否か、さらには、「反響共鳴」という視座からの世界各地における越境的な市民運動に対する検討にいたるまで、ここには、加害者意識と被害者意識を軸として市民社会の連携を評価し、論じうる一つの新たな可能性の地平があると思われる。

第三に、課題としての「反響共鳴Ⅱ」の可能性と関連して、本論から得た二つの示唆にふれておきたい。エコグラフィの視点において欠かせない、反響共鳴における「媒介」の問題に注目するならば、金嬉老問題で最も重要でありながらも、以上の図式から抜けている要素があることに気づく。それは、日韓を媒介するマスメディアと在日朝鮮人の活動である。

(1) マスメディアは、一方においては、相手社会の被害者意識にフォーカスを合わせることで、自国における被害者意識をさらに刺激し、日韓の被害者意識が対決しつつ共謀するという「悪循環」を作り出した（【図 8-4】における『共謀』）。しかし、他方において、自分自身が相手国によって「見られている」という「他者のまなざし」を認識させるきっかけを提供したのもマスメディアの報道であった。メディアの相互参照は、日本においても、韓国においても、金嬉老事件に対する過剰な被害意識の台頭を牽制する効果をもたらした。この点は、日本における、韓国の「反日感情」についての報道、及び韓国のマスメディアにおける日本の「極右化」の強調が著しい現状において、多くの示唆となる。

(2) そして、第 3 章で明らかにしたように、このマスメディアの契機には、記者や文化人のみならず、メディア技術やメディア産業の構造的水準、そして「ワイドショー」のような番組フォーマットもが深く関わる。日本にはじめてワイドショーを導入し、その全盛期を主導した「木島則夫モーニングショー」のプロデューサー浅田孝彦は、「テレビというメディアでヨーロッパを一つの連合体にまとめ上げていた」当時の「ユーロビジョン」というニュース・ショーに大きく刺激されていた。「ヨーロッパ全体が、日本国内と変わらないほどのネットワークでカバーされ、A という国で起こった事件が、そのネットワークをつうじて、ヨーロッパ全土で同時に見ることができる」という「壮観」と「驚異」は、『モーニングショー』にとって、

未来の理想像」であった⁸⁰²。その後の EU の地域統合と、今日の日中韓の状況をあわせて考えてとき、この点は、非常に示唆的であるといわざるをえない。

(3) また、第 6 章で確認したように、在日朝鮮人は、単に日韓の両社会によって専有される受動的な存在ではなかった。彼らは、日韓の「反響共鳴」を仲介し、言語の翻訳だけでなく、「文化翻訳」の重要な役割を果たしていた。と同時に、彼らは、両社会における防衛的な被害者意識を相対化し、自省的批判を自覚させる存在でもあった。今日、公共領域における在日朝鮮人の発信や文化表現は、事件当時と比べれば著しく活発化した。ただその一方では、在日朝鮮人、韓国、北朝鮮が同一の「絶対的他者=悪」として規定されるなか、最近においては、一部の在日朝鮮人・中国人知識人が、韓国人・中国人自身による自己批判という形で、韓国や中国に対する敵対意識を高め、日本の被害者意識を扇ぐような出版界の商業的トレンドに迎合する姿が目立つようになった⁸⁰³。ここに、外傷からの回復トラウマに向けられた「反響共鳴」における在日朝鮮人の意味と課題についての再吟味が求められる。

2.3.3 「新たな民族問題」と「もう一つの一九六八」

日本に限っていえば、「金嬉老事件」は、いわゆる「変革の時代」の只中に発生し、「経済の季節」へ向かっていた戦後社会の心的「暗部」を「エコー検査」のように映し出したような出来事であった。記号としての「金嬉老」は、45 年間も引き続き「亡霊」として出没しながら、在日朝鮮人、戦争、暴力など、戦後民主主義の「他者たち」を喚起しつづける役割を果たしてきた。

ところが、これまでの検討から明らかになったのは、事件の記憶が、日本、あるいは韓国のショナルな記憶のトポロジーを超えているということであった。すなわち、事件のエコーグラフィックにおける歴史性とは、日韓両国、それぞれの「ナショナル・ヒストリー」に収まりきれないものであった。金嬉老事件は、「日本では…」、もしくは「韓国では…」と簡単に切り分けてまとめられない「歴史」の問題に目を向けさせ、いわば日本帝国以来の日本と韓国を含む「記憶の場」としての東北アジア地域という問題を提起している⁸⁰⁴。

こうした観点からすれば、以上、事件の「民族問題」としての専有および日韓の連携についての評価も、単に委員会が展開した解釈の国内的妥当性や現在の有効性、国民国家同士としての日韓の国際連帯などをめぐるものではない。それは、むしろ、想起と忘却がせめぎあうこの地域における「未来のシティズンシップ」の問題を照射するものである。仮に、金嬉老事件の意味が、日韓のそれぞれの社会において完全に「理解」されているなら、そこに残るのは、事

件に対する両社会の見解の差異だけである。しかし、事件の最も重要な特徴は、それが、両社会の「国民的な歴史／記憶のエコノミー」によって強く規定されながらも、どちらのほうにも完全に回収されず、常に他国へ波及しつづけた点である。もし、ここに何らかの「不可能性としての可能性」があるなら、その一つは、専有における自己省察と他者との共感であろう。すなわち、それは、自分（＝解釈者）のアイデンティティとポジションを自覚し、「われわれが今どこに立っているのか」を問いなおし、またそれぞれの記憶と傷痕をもつ同士として、互いに共鳴しあうという可能性であろう。

本章では、金嬉老事件の専有を、無意識の水準に股がる日韓の集団的な媒介と解釈の動きとして分析した。それは、事件に触発された人びとが、自己と共同体、他者と世界の全体像の結びつきを模索しつつ、主体としてのアイデンティティを再構成していく我有化の過程であり、そうした過程は、近年のメディア環境の変貌と共に、日々越境的なものになりつつある。

ここに、金嬉老事件を、1968年の時点ではなく、今日において、その複雑な専有の軌跡を踏まえてこそ、改めて「新たな民族問題」として位置づける必要があると思われる。1970年代以来の日韓の市民たちによる連帯も、単に国民国家の境界を超えた市民社会の連帯ではなく、「帝国以後」の外傷トラウマの治癒をめぐる、日本・韓国・在日朝鮮人、そして北朝鮮による共同の努力という展望の中で思考されなければならない。この考えをさらに押し進めるうえで、この地域における越境的な反響共鳴がつねに、「インターナショナル」でも、「トランスナショナル」でもない、「ポストコロニアルな土台」において行われていること、またそれが、過去の出来事に対する専有アプロプリエーション＝我有化のプロセスである限りにおいて、今後この地域における「主体」の問題へとつながるということが記憶されなければならない。また、そう考えたとき、ここでいう「新たな民族問題」としての金嬉老事件も、「朝鮮民族」への差別や日韓の外交関係だけに限定されない射程をもつことが分かる。すなわち、それは、(1) 今後の「日本民族」の問題、すなわち、アメリカへの同一視の彼方における日本人のアイデンティティや、(2) 被害意識にもとづいた対抗的民族主義の呪縛を乗り越えていく「韓国民族」のアイデンティティ、さらには、(3) それらにおける自省的な反響共鳴をつうじてはじめて見えてくるはずの、「東北アジアにおける新たな民族」の課題をも提起するものであるといえる。

以上のような意味において、世界史における「他者」が、マスメディアの情動的波及力を背景に急浮上した出来事、帝国主義的ヘゲモニーから冷戦的ヘゲモニーへの移行に対する異議申し立てとしての出来事、それにより、メディア－暴力－シティズンシップの問題系に対する根本的な再考が必要となった、「他者性の到来」としての「一九六八」の意義を、2014年、われ

われの現在位置と切り離せないものとして新しく思考するために、本研究は、金嬉老事件を「もう一つの一九六八」と名付け、「新たな民族問題」として提示する。ここには、金嬉老がそもそも道を間違えて入った寸又峽の旅館名が「ふじみ（＝不死身）屋」であり、彼の韓国語発音が「ヒロ（＝Hero）」であり、また独立運動家の安重根^{アン・ジュンガン}と同じ日に死んだなどという数々の偶然よりも遥かに重要なこと、すなわち、それが起きたのが他ならぬ「1968年」であったという、きわめて偶然的でありながらまた必然的な事実が深く関わっている。その意味で、本論文は、西洋哲学史における他者性の位相を根本的に再考したデリダの思考が、45年間もこの地域の「他者」として徘徊しつづけている「金嬉老事件」に到来した、きわめて必然的で、また偶然的な一つの出来事の記録であるといえる。

2.4 今後の課題

以上、記号としての「金嬉老事件」が、日韓の両社会においてどのような反響の連鎖を成してきたのかを検討し、その歴史性について考えた。以下では、こうした作業によって明らかになった今後の課題について触れておきたい。

第一に、「金嬉老事件」のヴィジュアル・イメージ、すなわち、第2章および第4章で十分にとりあげられなかった、映像資料の問題を詳しく検討する必要がある。そのためには、(1) まず当時のテレビにおける事件の報道時間、報道内容、放映頻度についての正確なデータ⁸⁰⁵をまとめ、(2) 出来事の反響における映像の問題を、メディア言説における言葉と映像の相互関係のなかで捉えるための分析方法を確認したうえで、(3) ワイドショーをはじめとする映像資料を丁寧に分析していくことが求められる。

こうした作業をつうじて、金嬉老事件の分析は、「テレビ」の歴史社会学、とりわけワイドショーのスタイルおよび内容におけるオルタネイティブな潜在力に主眼をおいた、ワイドショーの歴史の変容に対するさらなる探求を触発することができると思われる。

第二に、事件の専有にまつわる文化的ダイナミズムをさらに明らかにする必要がある。以上では、簡単に予測できない多様な解釈が生み出される様子に注目しつつも、集団的な水準における外傷記憶が、事件の解釈を条件づけた側面に注意を払った。ただ重要なのは、これまで確認してきた（横の広がりとしての）豊富な反響は、（縦の深さとしての）日韓の歴史的トラウマがそのまま映し出された結果ではないという点である。それならば、本論文に通底しているといえる反響^{エコーグラフィ}（横）と反映^{リフレクション}（縦）の緊張関係の実体がさらに探求されるべきであろう。それは、一方では、反響の自律性、すなわち、専有に携わる人びとの意識的な働きかけおよび、

いずれかの共同体にも完全に回収されないマイノリティの位相と活動というベクトルから、他方では、そうした専有に規定力を発揮しつづける他の構造的要因との関連、すなわち日韓社会の政治経済およびメディア技術の変化の影響というベクトルから掘り下げることができる。

たとえば、前者のベクトルにおいては、(1) 反響の連鎖における通訳と翻訳および、(2) 日韓の特派員、大使館、外交官の問題がまだ十分に検討されていない。そして後者のベクトルにおける重要な論点としては、(3) 日本における「金嬉老事件」の反響が不可視化していた 1980年代から 1990 年代までの政治経済および言説の編成における変化、(4) 近年の「歴史問題」の再浮上における日韓両国の共通の社会文化的背景がある。とくに、(3) および (4) には、今日の日韓における後期資本主義と脱植民地化の相互関連という大きな問題がかかわっており、その探求は、Frederic Jameson が主に資本主義の歴史の変貌という文脈から提起した「政治的無意識」とユートピア的次元が、日韓のポストコロニアルな文脈における展望とどのような関係にあるのかという重要な論点と対面せざるをえない。

第三に、本論文の考察を、「公共空間における他者の自己顕示」という観点から、今日のシティズンシップの状況と連続的に捉え、議論を広げていく必要がある。日本の戦後史においては、「永山則夫連続射殺事件」(1968 年)⁸⁰⁶、「あさま山荘事件」(1972 年)、オウム真理教による「地下鉄サリン事件」(1995 年)⁸⁰⁷など、一定の社会構造的な矛盾を背景とし、突然の暴力をともなう形で起きる「他者の出現」が少なくなく、これらは戦後における文化状況を捉えるための重要な材料となってきた⁸⁰⁸。ただ、近年においては、匿名の他人を攻撃の対象とする「通り魔事件」や自らを暴力の対象とした自殺事件⁸⁰⁹が顕著となってきた。これらの出来事が、社会経済的矛盾の新たな再編を背景とするアイデンティティの不安や社会的承認の失敗と関係しているなら、それらは、金嬉老事件と同様、他者の出現における「メディア—シティズンシップ—暴力」の問題として考えられなければならない⁸¹⁰。とくに、金嬉老事件のケースにおいて示唆されたのは、そうした事件を個人や社会構造といった原因や「真相」に還元させて簡単に「片付ける」のではなく、それ自体多様な形で解釈されうる「謎のメッセージ」として、あるいは「未発の社会運動」⁸¹¹として捉え、さらなる議論を触発していく社会学的感受性が求められていると思われる。またそうした努力は、ナショナルな主体性の浮沈および「他者の到来」という観点から戦後史を書きなおすという、より大きな射程⁸¹²のなかで位置づけられていくであろう。

カルチュラル・トラウマ

第四に、本論文の結論と関連して、文化的外傷と自己批判的反省との関係がさらに掘り下げられなければならない。以上では、金嬉老公判対策委員会の言論活動、日韓におけるメディ

ア報道の相互参照、在日朝鮮人の発言などから、事件の媒介における再帰性の高揚に焦点を当て、それが共同体の内部において自己反省を呼び起こす側面を積極的に評価した。ただ、「自分が見られている」ということの自覚が共同体の歴史的^{トラウマ}外傷の克服につながりうる条件とメカニズムについてはさらなる探求が必要であるといえる。

「他者からのまなざし」は再帰的認識をもたらす。またその再帰性は、集団的なアイデンティティに形成に欠かせない共有された物語としての「歴史」の文化的再生産と深くかかわっている。問題は、それがどのような条件のもとでトラウマ的な出来事の長い影からわれわれを救い出せるかである。

これは非常に大きな問いではあるが、その考察においては少なくとも二つの論点が十分に顧慮されるべきである。

(1) まず個人と社会とのダイナミックな相互関係である。他ならぬ「共同体」の外傷が問われるとき、被害者意識の表出や加害行為に対する反省は、個人の心理の場合とは異なる側面を持つ。端的に言えば、日本帝国の戦争の場合、個人としての日本人は、(日本人であることを受け入れることによって) その加害者として反省を行うことができる。しかしながら、その一方で、彼/彼女は、(共同体の暴力によって戦争に巻き込まれた国民、あるいはその子孫という立場から) 個人と国家との関係においては被害者の立場に立つ。注目すべきは、個人にとっての加害に対する反省が、単なる共同体への同一化ではなく、むしろ自分と政治共同体との間隔を意識的・批判的に捉えなおすことを可能にするという点である。すなわち、再帰性は、個人のアイデンティティに重要な変容の契機を提供するという点において、その重要性がある。

(2) なお、ある個人が、歴史の前で自覚的に「加害者/被害者になる」ということは、集団的な水準におけるアイデンティティの変容と深い関連をもつ。被害者/加害者意識をめぐる自省の努力に注目する理由は、それがとナショナル・アイデンティティの相対化と新たなアイデンティティの^{アーティキュレーション}分節化の条件を成すだけでなく、それぞれのアイデンティティに伴う多様な責任の問題を提起するからである。

たとえば、日本には、「オキナワ」「ヒロシマ」「ミナマタ」「フクシマ」という記号によって想起される人びとの暴力と犠牲の歴史がある⁸¹³。韓国の場合にも、「老斤里(1950年、米軍による民間人の虐殺事件が起きた村)」「ハミ村(1968年に起きた韓国軍によるベトナム民間人虐殺事件の場所)」「光州(1980年、軍隊による学生・市民の虐殺が行われた「5.18民主化運動」の地)」に対する外傷記憶が共同体の内部に残っている。これらの歴史的暴力に対し、個人は、「自己=加害者/他者=被害者」「自己=被害者/他者=加害者」といった図式によって簡単

に固定されないような、被害と加害の複雑的な関係のなかに立つ。そして、複数の文脈に置かれている自分の重層的な立場ポジションとアイデンティティを確認していく。こうして個人が対面するそれぞれの立場ポジションとアイデンティティにおいて再審されるのは、歴史と暴力に対する自分の「連累」と「責任」の問題である⁸¹⁴。

本論文で分析した「金嬉老グォン・ヒロ／權嬉老ソデムン」は、「玄海灘／ヒョンヘタン」「西大門刑務所」「安重根」「竹島ドクト／独島イルワン」「天皇／日王」並びに、それによって喚起される被害／加害の記憶が日韓のナショナル・アイデンティティに直結している記号である。エコーグラフィーの越境的な連鎖において自覚的な反省が重要となるのは、それが単に加害者意識を浮かび上がらせるからではない。むしろ、その最大の意義は、特定の記号が持つ強力な意味作用に身を委ねず、それに積極的に介入していくところにあると思われる。こう考えたとき、さまざまな文化的記憶が国民国家を単位とした加害者／被害者の二項対立に回収され、固定化されることを常に相対化・流動化させつつも、そのなかで個人と共同体の「責任」という問題を提起したこれまでの活動を丁寧に検討・記録し、また戦後史のなかに位置づけるという作業が重要となってくる。

以上挙げた課題に誠実に向き合うことで、われわれは、ハンナ・アーレントが「克服できなかった過去 (unmastered past)」と呼んだものを、日韓の未来への展望のなかで公に語りあうことができるであろう。その小さな始まりとしての本論文が「金嬉老事件」をあえて「新たな民族問題」とし、さらなる議論の反響を促す理由がここにある。

¹ (阿部 2002: 228)

² John Lie (2008) は、日本における在日コリアンの承認 (recognition)、そして Gilles Deleuze・Felix Guattari の「マイノリティ文学」という概念を批判的に検証する文脈において (Li 2008)、金嬉老事件を、韓国と日本の両社会とは異なる、「Zainichi (在日)」というアイデンティティへの関連で理解した。すなわち、金嬉老事件は、主流社会の不認 (disrecognition) を背景に新たなアイデンティティが現れていく過程のなかで、その「集団的な」アイデンティティの模索が現れる以前の段階における「個人的・象徴的」出来事である。ただ、新たな「在日アイデンティティ」の出現を予感させる「兆し」のエピソードという事件の解釈は、事件の多面的性格や社会的波及と対面してないがゆえに、事件に対する社会的考察としては不十分なものとなっている。

³ (大沢真一郎 2005: 191)

⁴ (日本放送出版協会編 2001a: 600)

⁵ 山村政明の遺書には、「金嬉老同包の法廷斗争、断固支持！」と書かれていた (N19:12)。(金嬉老公判対策委員会編『金嬉老公判対策委員会ニュース』第 19 号 p.12)、以下、同資料からの引用は、このように、(Nxx 号: yy 頁-zz 頁) と、号数とページのみを示す。

⁶ たとえば、以下のウェブ記事を参考。「2 人のキムは日本を目指す…KAL 機爆破と寸又峽事件」(http://dogma.at.webry.info/201003/article_3.html)〈最終アクセス日: 2014 年 2 月 15 日〉

⁷ 2005 年 1 月 1 日『東洋経済日報』主催新春特別座談会「韓日国交正常化 40 周年、過去を振り返り未来を考える」(<http://www.toyo-keizai.co.jp/news/general/2005/40.php>)〈最終アクセス日: 2014 年 2 月 15 日〉

⁸ (Linebaugh and Rediker 2001)

⁹ (Derrida 1993=1994)

¹⁰ (読売新聞:1968.2.25:東京:7) (以下、新聞からの引用は、このように、(OOOO 新聞名:xxxx 年.yy 月.zz 日:発行地域:夕刊:y 頁) と、簡略に示す。全国同一版および朝刊の場合は、表記を省略する。)

¹¹ (毎日新聞:2012.2.19:東京:26)

¹² (山本 1982: 247)

¹³ (読売新聞:1968.2.25:2)「社説」

¹⁴ (日本放送出版協会編 2001a: 600)

¹⁵ 以下の引用に見るように、とりわけ殺人に対する反感は、金嬉老に友好的・同情的な姿勢を見せる著者によってもしばしば表明されてきた。「人を殺すという犯罪は、もっともしてはならないものだが、“X に金を渡す”という発想よりも“X を殺す”という発想が優先してしまったことは残念でならない。(中略)死刑という刑罰による以外、人の生命を絶つことができないことは、前科のある金嬉老なら十分に知っていたはずである。」(阿部 2002: 35)

¹⁶ そうした議論では、しばしば恒常的な要素としての「本質」が、もののありようを決定する「原因」とされる。そして特定の結果が生み出される必然性が強調される。したがって、この類の原因論は、「原因→結果」の因果関係からなる決定論との強い親和性をもつ。その根底にあるのは、本質主義 (essentialism) であるといえる。ここでは、「現実 X は、原因 C が生み出した結果である」「原因 C を解明することで現実 X が理解できる」という明示的・暗黙的な了解を前提する決定論・本質論的傾向の強い議論を「原因論」とする。

¹⁷ (徐 1994: 55-57)

¹⁸ たとえば、金嬉老の弁護団は、金が 2 人を射殺したことに対して、「日本国家の責任を不問に付し、在日朝鮮人金嬉老のみに一方的に「人命の尊重」を強要する論理は絶対ありえない」と主張した (最 17)。

以下、「金嬉老弁護団最終弁論」（金嬉老公判対策委員会編 1972）からの引用は、このように、（最 xx-yy 項）と示す。

¹⁹（本田 1982）

²⁰（最 11）

²¹（最 41）

²² 以下の検事側の主張を参考。「曾我らに対する殺害の動機をかつての清水警察署の小泉刑事から受けたとする朝鮮人侮辱発言と関連させ、自己の立場を有利にするため、警察に曾我の悪事を公表させ、さらに小泉刑事の侮辱発言について、マスコミを通じて謝罪させ、同事件や警察に対する私怨をはらそうと考えつき、そのため自己が警察と対決して籠城する場所を求めて走っているうち、通称寸又峡温泉街に至った」（最 9）

²³（最 10）

²⁴（阿部 2002: 228）

²⁵ こうした理解は、とりわけ、近年のインターネット掲示板およびブログにおける事件関連言及において著しい。たとえば、以下を参考。「事件の本質は、借金返済の問題が原因で暴力団を射殺した殺人事件だが、金嬉老は籠城先の旅館でテレビ・ラジオ・新聞などの報道関係者を玄関先あるいは部屋に入れて『差別問題で不満がある』ことを語り、殺人事件を差別問題へと誘導していった」（<http://jikenshi.web.fc2.com/newpage68.htm>）（最終アクセス日：2013年8月1日）

²⁶（梶村 1977: 78）

²⁷（梶村 1977: 78）

²⁸（Melucci 1992: 242）

²⁹ 金嬉老は、事件後に大きな変化をみせる。第 5 章で詳説するように、裁判闘争の過程においても「金嬉老の主体性」をめぐる金と弁護に携わる知識人との対立が現れた。「小松川事件」の容疑者であった李珍宇の事件後における心境の変化、および「日立就職差別事件」における朴鐘碩の民族意識への目覚めと同様、出来事を経た後に現れる個人の変化は、事件発生の原因論とは異なる次元において事件の意味を考えるための重要な可能性を切り開くものである。

³⁰ デリダ思想の最大の特徴は、「起源の不在」すなわち「起源的同一性の不可能性」である。デリダにとって、起源における同一者、その本質などは存在しない。なぜなら起源は、他者の媒介によって、つねにすでに「汚染」されているからである。起源は、そもそも自らの（不）可能性の条件として、常に「異なるもの＝他者」による介入を前提している。起源は「不在の他者との関係」を構成的（constitutive）要素として内蔵しており（Derrida 1972=1999: 97, 101-3）、自らの現前に先立つ前提＝他者の媒介を制圧してはじめて現れる。こうした思考の重要性は、あるテキストの意味を、起源に回収することなく、さらなる差異化の運動として捉えなおすことを可能にするところにある。テキストの意味は、いかなる著者の意図や社会的コンテキストによっても閉ざされず（Derrida 1972=1999: 93）、全く予測できない反復（iteration）を通じてはじめて現れるため、けっして起源において固定＝決定されない。限りなく反復される引用の働きの中で、はじめて差異が導入され、意味は更新・変容されていく。こうした開かれた過程の中に生起する意味に、固定的な本質などはない。

³¹（Borradori, Derrida and Habermas 2003=2004）

³² デリダによれば、「本質や法や真理に（ありていに言えば概念に）なおも適合するような出来事」は、「言及に値する重大事件と言えない」（Derrida 2004:133）。出来事は、「まったく予見し難しい闖入的なもの」であるがゆえに、「私たちがある出来事をそれとして認知できると信じる際に土台となる概念ないし本質の地平さえをかき乱す。」（Derrida 2004:133-4）

³³（Derrida 2004: 134-5）

³⁴ 「専有」は、人文科社会科学全般において、発話者の意図や当初の文脈から離れた記号の作動、異なる社会的状況における文化内容の土着化、意味の変異、再解釈、翻訳の諸現象を捉えるために広く用いられ

てきた (Lull 2000 ; Tomlinson 1991)。とりわけメディア・文化研究においては、テキストの解釈における受け手の能動的読解の一形式として注目された (negotiated reading) (Hall 1980 ; Sturken and Cartwright 2009)。専有は、新たなコンテキストに立つ新たな解釈者が、テキストに与えられている支配的解釈をそのまま受け入れず、対抗し、交渉するなかで、テキストに新たな意味がまとわれることである。それは、理解、認識、同一化など、言語化の諸実践の契機を含む。批評用語としての紹介としては、Sanders (2005) を参照。

³⁵ (Thompson 1995: 8; 42-43)

³⁶ 社会心理学における「専有」の概念については、Wertsch (1998) が代表的である。

³⁷ 「専有」の概念は、既存の表現を反復的に踏襲するような日常的行為のなかにも、意味変容の契機が構造的に装備されていることを示唆する。たとえば、「引用による遂行」(performativity through citation) が孕む意味変容の契機が政治的転覆の可能性として注目されてきた (Butler 1993: 191) ; (Spivak and Butler 2007)。

³⁸ デリダは、テキストにおける同一性の喪失について以下のように述べている。「それは著者にとって嬉しいこと、もしくは不快なことになるが、いずれにしても、テキストの同一性 (identity) は時として失われる。そこには、数千通りの可能性があるが、唯一確実なのは、それが同じではないことである。さらに言えば、一文を書き終えたときには、もうそれを書き始めたときと同じセンテンスではなくなる」 (Derrida 1985: 157-159)

³⁹ ここから、デリダ思想が置かれているポスト構造主義の文脈、とりわけ、「原因と効果を倒錯することによって本質主義が成り立っており、出来事の実体は言説実践の効果であって、原因ではない」という反本質主義 (anti-essentialism) の立場を確認することができる。ただ、注意すべきは、「エコグラフィ」の視点が、物事の原因を生物学的・物理的属性から、単に社会・文化的水準へ移すものではない点である。金嬉老をめぐる議論では、まず金の個人的性格、あるいは在日朝鮮人の特徴が注目され、そうした固定的な要因によって事件を説明する傾向が見られた。他方、それに対抗する議論は、金の行為が彼の個人的属性に起因しておらず、歴史的抑圧構造や社会的差別によって生み出されたと主張した。それは、金の本性やエスニック集団の特質を「原因」と同定する生物学的決定論に対する根本的な批判であった。ただ、前述したように、それら議論は、もう一つの本質主義、すなわち社会的決定論と呼ぶ問題性をも露呈した。なお、差別が朝鮮人の人格形成に与えた破壊的な影響、それに照応する形で提示される金の幼年期・成長期についての議論は、これら二つの決定論が互いに結びつく危険性さえみられた。この事態は、初期のラベリング論における隘路を思い出させる。ラベリング論は、そもそも逸脱の原因を、逸脱者の側に求める議論に対抗するものであった。そこで「逸脱者」というラベルが恣意的に張りつけられることを争点化することによって、逸脱の原因を「逸脱者」から社会的表象行為の水準に移した。しかし、「逸脱者」というラベルを張りつけられた人々が、今度はそれを自分たちのアイデンティティとして「二次的逸脱」に出るという「サンクション」過程の説明において、逸脱の原因は、社会の水準を通過して再び個人の側において実体化されたのである (千田 2005: 22)。

⁴⁰ ところで、事件の本質が「民族問題」にあると考えを貫いた公判対策委員会においても、事件のもたらした大きな影響によって事件そのものの内実が変わったという点が認識されていた。第1審の最終弁論の第4章は、「金嬉老事件の報道と社会的反響」となっている。なお、以下の引用を参考。「(前略) まず有罪なのは、まさに日本国家・日本社会にほかならず、そのことを棚にあげて、日本国家の裁判官に在日朝鮮人を裁く資格はない。本件においてもとりわけ、二重の意味でこのことが妥当する。それは、第一に金嬉老の存在そのものが在日朝鮮人としてあるからであり、第二に金嬉老がその一連の行動のなかで日本国家に対して直接にそうした民族問題を提起し、それが一つの連鎖反応をよび起こしたことが、いわゆる「事件」の全体を構成するからである。」(最15)

⁴¹ (Derrida and Stiegler 1995=2005)

⁴² 技術の問題は、デリダの思考において根本的な重要性をもつ。起源は、自身の（不）可能性の条件として常に他者による媒介作用を前提している。しかし「媒介作用」は、起源の構成的な土台（support）として既に働いているにもかかわらず、いつも二次的で道具的な役割の中に閉じ込められてきた。現前の形而上学は、自然（physis）／技術（tekhne）の対立項において、自然を特権化し、技術を下位に留めることによって支えられてきた。それをよく表すのが、文字（エクリチュール）に対する音声（パロール）の特権化である。すなわち、音声の意味を現前させるものであるのに対し、文字は声を記録する技術とされる。文字は、意味が現れうる（不）可能性の条件であるにもかかわらず、現前の写像として徹底的に副次化されてきた。

⁴³ デリダの思想は、つねに「他者」をめぐる思想であった。彼が難民や人種差別問題など具体的な政治にコミットする度合いを強めはじめたのは1980年代半ば頃からのことであるが、他者性の問題は、初期の著作から一貫した主題であった。

⁴⁴ (Derrida and Stiegler 1996=2005:26; 37)「出来事であり続けるひとつの出来事は、ひとつの来着、ひとつの到来である」(Derrida and Stiegler 1996=2005: 37)し、「到来者は、絶対的に他なるものでなければならない」(Derrida and Stiegler 1996=2005: 26)

⁴⁵ 「もしもわたしが、出来事のようなものがあるだろうと確信しているならば、それは出来事とはならない」(Derrida and Stiegler 1996=2005:26-27)「その者が到来することが分かっている、その者が到来するだろうと確信しているならば、その限りにおいて、いずれにしてもそれは到来者とはならない」(Derrida and Stiegler 1996=2005: 26-27)。デリダは「絶対的出来事」という表現を用いるが、絶対的出来事ではない例として雨を挙げている。「今夜雨が降るかもしれないし、降らないかもしれない」場合の雨は、「絶対的出来事」にならない。「なぜなら、わたしが雨を雨だと知ってさえいれば、その限りにおいて、それがなんであるか、つまり降ってきたものが雨であることが分かるからである。また、その場合、これは絶対的に他なる単独性ではない。そこに到来するものは、到来者ではないのである」(Derrida and Stiegler 1996=2005: 26)。

⁴⁶ デリダは、ベルリンの壁の崩壊を例にして、出来事の予測不可能を説明する。「なにが東欧の諸全体主義を信用失墜させ、崩壊へと運命づけていたのかは、50年代から知られていた。ただ、そこで予見不能なままだったもの、それはリズム、速度、日付である。たとえば、ベルリンの壁崩壊の日付だ。これについては、1968-1987年の間、世界の誰一人としておおよその考えされもてきなかったのである」(Derrida and Stiegler 1996=2005: 31)。

⁴⁷ テロルについての議論の中で、ハーバーマスは、暴力を、差別や周縁化など社会における構造的不平等に起因し、本来ならば、公共圏での言語ゲームを通じて調整されるはずの「コミュニケーションの歪曲」の結果とみなす(Borradori, Derrida and Habermas 2003=2004: 52-53)。他方、デリダは、暴力の行使が常に合法性を判断する基準そのものを狙い、また自らの行為を遡及的に正当化する新しい法の創設とつながりうるため、暴力の対する解釈や判読が難しいと考える(Borradori, Derrida and Habermas 2003=2004: 258-61; 323)。その背景には、権威づけをもたない暴力のみならず、合法的暴力＝公権力という意味を同時にもつドイツ語「ゲヴァルト (Gewalt)」が露呈させる意味上のぶれに注目しながら、ベンヤミンのいう「創設的暴力」と「維持的暴力」の区別を解体する『法の力』の議論がある(Derrida 1994=1999)。

⁴⁸ (Derrida and Stiegler 1996=2005: 36)

⁴⁹ (Derrida and Stiegler 1996=2005: 98)

⁵⁰ 「特異性＝単独性 (singularité ; singularity)」は、構造主義以降のフランス哲学の特徴がよく表れている概念であり、ラカン、シモンドン、ドゥルーズ、ガタリ、バディュー、ナンシー、ネグリなどによって政治哲学の文脈で、そしてドゥブレ、スティグレールによって情報・メディア関連で頻繁に議論されてきた。論者によって大きく異なる側面に重点が置かれるが、人や出来事の「個」としての代替不可な特性を指すという点においては共通している。その重要性は、それが常に、いかなる政治体 (political body) の構成、その社会工学的維持に欠かせない、人々の抽象化可能性・表象化可能性・計算可能性が失効する地点を指

しており、政治共同体における抑圧や排除、主体としての呼びかけ（interpellation）における失敗を批判的に問題化（problematize）する効果を持つところにある。デリダは、そうした点を踏まえつつ、自ら思考が「首尾一貫した脱構築が特異-単独性思想である」と断言し、この特異性の認識可能性を論じた。

⁵¹ 専有の不可避性は、完全な専有の不可能性と共に「二重の法」（＝二重の条件）をなすとなれる。「特異さ」が認知されるためには、それを一般性へ還元し、言語的に翻訳しなければならない。ところが、そうした専有が余るところなく進められたら、その特異性は、完全な合理性、完全な予測可能性、完全な計測可能性の中に回収されてしまう。そこにはもう「特異さ」などないのだ。したがって、特異性は、常に完全に理解されずに残される。

⁵² 視覚イメージの「現像」と、思想の「発展」を同時に表す言葉としての「development」は、(Buckmorss 1989:6-7) から着目し、第5章でも活用した。

⁵³ (Derrida and Stiegler 1996=2005: 37)

⁵⁴ (Derrida and Stiegler 1996=2005: 31)

⁵⁵ ここから、金嬉老事件の現在の意味を問うことが、他者性の肯定を欠如した「存在論の認識論的な還元」ではないことが明らかになる。とくに、特異性についての議論は、デリダの思想が、歴史的な出来事についての修正主義的な立場とは大きく異なることを明らかにみせる。デリダは、修正主義について断固して反対しており、テレビについての考察では、自らの脱構築がそうした修正主義の「アリバイに使われるようなことがあってはならない」と断言している。「暴力、苦悶、戦争や死さえもが、すべてあらゆるものはさまざまなメディア装置によって、またされに供するために、構築され、お話にされ、構成されているのであって、なにも起こってはいない、シミュラクルと擬餌しかないのだ」という「存在論の認識論的な還元」に対しては、「危機的な新手の観念論^{ネオイデアリズム}」として格別な注意を払っている (Derrida and Stiegler 1996=2005: 13-14)。その最終的な理論的根拠は、出来事が、不断な分析と応答を呼び求めつづける特異性＝他者であるという点である。

⁵⁶ 脱構築はしばしば「健全な社会を支える価値体系の破壊（destruction）であり、真/偽、善/悪、正/不正の区別を無化し、『何でもあり』（Anything goes）のカオスに導くニヒリズムにすぎない」と誤解された。これに対し、デリダは1980年前後から、脱構築がニヒリズムではなく「肯定（affirmation）の思想」であるということを強調し始めた（高橋 2008: 1）。デリダの説明によると、「脱構築」を支えているのは、決して否定するニヒリズムではなく、他者の呼びかけに応え、他者を他者として受け入れるという倫理である。この点において、デリダの思考は、「ポストモダン相対主義やテキスト主義（textualism）」(Wortham 2010: 48-49) と大きく異なる。それは、初期から常に追究されてきた「他者との関係としての正義」というモチーフ（高橋 1998:3）によく現れている。他者の到来＝出来事の問題をシティズンシップやデモクラシーとの関連で読みとく豊かな可能性が切り開かれるのも、この正義論としての性格においてである。

⁵⁷ (Isin and Turner 2002: 1-10)

⁵⁸ (Lachmann 2013: 9-11)

⁵⁹ (Jameson 1982=2010: 11)

⁶⁰ (Jameson 1971: 17)

⁶¹ (Jameson 1971: 10) なお、Jameson にとって、「メタコメンタリー」における因果論の問題は、アルチュセールの歴史認識と深い関連をもつ。Jameson は、「機械論的因果律（mechanistic causality）」（部分としてのそれぞれの出来事の因果的連鎖）、「表現型因果律（expressive causality）」（全体の一部を露わにするような、本質＝原因の表出としての出来事）、「構造論的因果律（structural causality）（それぞれの効果のなかに内在する構造と歴史性）」という概念によって、彼の政治的無意識への関心がどのようにして単純な因果論・構造反映論を乗り越えているのかを説明する（1982=2010: 25-57）。これは、金嬉老事件の解釈における原因論の問題を考えていくうえでも、非常に興味深い論点といえる。

⁶² (下河辺 2009: 214)

⁶³ 「事後性 (= 遡行性)」（deferred ; Nachträglichkeit ; après-coup）は、心的状況の時間性を説明するための概念である。一つの出来事に対する印象、あるいは記憶から削除された痕跡は、それ自体としては完結しない。その意味が現れるのは、最初の刻印のときより後でしかない。過去は、未来における経験とどのような関係で結ばれるかによって異なる意味を獲得していく。これは、フロイトの『ヒステリー研究』（1895年）以来、トラウマの研究において不可欠な重要概念となった（Herman 1997 ; Laplanche 2006）。デリダの作業は、それを個人の心理のみならず、政治共同体における文化現象としても理解するうえで重要な契機を提供した（Alexander et.al 2004 ; 下河辺 2000）。

⁶⁴ 日本の文脈における「亡霊」としての戦争の記憶の問題を、クロノロジーとアナクロニズムとの関連で捉えた論考として、高橋（1999: 55-80）を参考。なお、デリダ思想の大きな影響を受けた Judith Butler をはじめとするポスト構造主義における出来事と時間性の問題についての概説として（Honkanen 2007）を、現象学・解釈学・批判理論における時間性（temporality）とデリダの位置については（Hoy 2009）を参照。

⁶⁵ 金の生年月日は、起訴文では、1927年1月1日となっている。金の自伝によると、それは、清水市役所で保管されていた戸籍が戦争中に流失され、掛川に引越した時に新しく作成した籍に、実際とは異なる生年月日が記載されたためである（金 1999: 160）。

⁶⁶ 金の父親は、当時の在日朝鮮人の中では、比較的「成功者の一人」であったと言われる。

⁶⁷ 金の自伝には「5歳の時」となっている（金 1999: 14）が、記憶の間違いと思われる。

⁶⁸ 一家は、一時期小学校の運動場で野宿することもあった。

⁶⁹ 金は、一時期、母と離れ、同県に住む祖父母のもとに預けられたが、しばらくして母に帰る。弁護団は、この「実父の死、それによる仮定環境の激変、母親の再婚による義父との不和」が、金の人格に大きな影響を与えたと主張した（最 58-59）。

⁷⁰ 金に最終的な退学の処分が出たのは、1939年9月7日（5年生）の時である（本田 1982: 220）。

⁷¹ 金は、九段の少年審判所で、名前、現住所、本籍を偽ったが、後で発覚し、江戸川区にある朝鮮人のみの少年院に移送された（金 1999: 41）。

⁷² 1949年10月に釈放された時に、付き合っていた「沢子」という女性が、服役中に警察と結婚したことを知り、自殺を試みるが失敗する。

⁷³ （最48）

⁷⁴ （最 46-7）本論文では、日本において最も広く知られている「金嬉老事件」という表記を原則とし、1999年以降に韓国で一般化する「권희로」「권씨」などの表現については、そのまま「權禧老（グオン・ヒロ）」「權（グオン）氏」などと翻訳したうえで、場合によって〔金嬉老〕と補足した。

⁷⁵ 収監生活中に、金は、トスとエブスキーやマルクスなどの古典を集中的に読んだと知られる。

⁷⁶ （最 7）

⁷⁷ （最終 92）

⁷⁸ 取立ての詳しい手法については（最 111-116）、経緯については（最 117-24）を参照。S たちは手形をたてに、金から 35 万円を取り立てようと図る。金は九州～青森を逃げ回ったが、横浜にいるところを S 一派に発見された。

⁷⁹ 実弾とダイナマイトの量については、資料によって差異がある。

⁸⁰ 8人の宿泊客は、観光客でなく、大間水力発電所の地質調査のために2週間泊まっていた、吉岡電気工業会社、中日本基礎工業、東芝電気の労働者たちであった。

⁸¹ その協力の要請が、威嚇によるものか否かは、公判の主要争点の一つとなる。

⁸² （最 227）

⁸³ 清水警察署の署長鈴木敬福次郎が、15時3分にNHKテレビから、15時26分に静岡放送テレビから1回目の呼びかけを放送し、6つの項目を、16時50分、18時50分など9回にわけて放送した（新井ほか 1968: 81）。

⁸⁴ 警察の記録によると、16回に渡って63発のライフルを撃ち、ダイナマイトを6回爆発させた（最 194）

⁸⁵ 6時10分、7時15分、7時45分など、高松静岡県警本部長 NHK がテレビで自首を呼びかける。

⁸⁶ (読売新聞:1968.2.22:10)

⁸⁷ NHK は、10時3分、12時13分などに小泉刑事による謝罪を、SBS は6時45分から15時まで、高松本部長による謝罪を1回、小泉刑事による謝罪を2回、2人による謝罪を3回と、計6回の謝罪放送を放映した。

⁸⁸ 彼らは「人質」の一人が運転する車に乗って旅館に入った (本田 1982: 243)。

⁸⁹ 金と面識のある朝鮮人とは、寸又峽に入る直前に会った趙濬衍である。金は、彼と鹿肉を焼いて食べたといわれる。

⁹⁰ 『報道発ドキュメンタリ宣言—金嬉老事件40年目の真相』 (2008年11月24日、テレビ朝日) の画面

⁹¹ (新井ほか 1968: 96)

⁹² (朝日新聞:1968.2.25:1)

⁹³ 居留民登録番号は1628である (東亜日報:1968.6.21:3)。

⁹⁴ 経緯は、(N16: 12-24) に詳しい。

⁹⁵ (朝日新聞:1970.5.9:11)

⁹⁶ 彼女は、2001年9月25日逮捕された。

⁹⁷ (文 2007: 29)

⁹⁸ 1945年頃200万に達していた在日朝鮮人の人口は、引き上げの関係から1947年まで53万人程度まで減少し、国内的移動も進んだ。産炭地や軍需工場、軍事基地建設が集中した府県へ移動してきた朝鮮人は、1947年まで再びその府県から流出し、東京都、大阪府、愛知県、神奈川県など、周辺に大都市が拡大していった工業地帯に移動するようになった (外村 2004: 372-3)。1946年3月当時の在日朝鮮人のほぼ8割にあたる51万4000人余りの帰国希望者たちは、一方では(1)「解放」したにもかかわらず直ちに独立国家の樹立へと向かわない祖国の情勢を知るにつれ、しばらく「状況をみる」という心情から、他方では(2)通貨1000円、荷物250ポンド以上の持ち帰りが禁止されたという条件のもとで、帰国を控えるようになった (後藤 2010: 5-6)。

⁹⁹ 1945年11月1日に出された「日本占有及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」では、「軍事上の安全が許す限り」「解放民族として処遇するべき」であるが、「必要な場合には敵国人として処遇されてよい」となっていた。

¹⁰⁰ 日本国籍を有するとされていた朝鮮人・台湾人の旧植民地出身者は「当分ノ間」「外国人トミナス」と規定された。

¹⁰¹ (文 2007: 32)

¹⁰² (最 35)

¹⁰³ (外村 2004 : 372-373)

¹⁰⁴ (文 2007: 25)

¹⁰⁵ (外村 2004: 380-382) 1952年の調査資料によると、61%が失業者で、有職者の最大の割合を占めるのが、6.6%の日雇労働者である。その他「商業」は、廃品回収、バラック建ての店、闇市でのマッコリ (濁り酒)・ホルモン焼きを売る食堂などであった。この傾向は、高度成長期にも続いた。1971年の時点で、在日朝鮮人の職業状況は、自営や正規雇用の職に就いている有職者の割合が25%に過ぎず、残りが無職あるいは半失業状態にあった。(上野・朴ほか 2008:14) からの再引用。

¹⁰⁶ 在日朝鮮人は、かつて持っていた朝鮮半島との間での絶え間ない人の往来という流動性を失ったまま、引上の終了後は主として、日本にとどまった者およびその子らの加齢、ないし戦後の新たな子の出生という条件のみによってもたらされることになった (外村 2004: 382)。すなわち、朝鮮半島からの新規流入者がほとんどなく、1940年代後半から1950年代初めにかけてはいわゆるベビーブームと呼ばれる出生率の高い状態が続くなかで、日本生まれの人口比率が急速に増加した。日本生まれは、すでに1950年時点で半数を超えており、1960年代半ばまで7割を占めていた (外村 2004: 378)。

¹⁰⁷ (文 2007: 17)

¹⁰⁸ (文 2007: 183-5)

¹⁰⁹ この点をよく表している小説作品として、李 (1972) を参照。

¹¹⁰ (Westad 2005=2010)

¹¹¹ (中野 2011: 7)

¹¹² (国分良成 2011: 238)

¹¹³ 『朝日ジャーナル』1968年1月14日号 (毎日新聞社編 2010: 55) から再引用。

¹¹⁴ (朝日新聞:1968.10.22:1)

¹¹⁵ (毎日新聞社編 2010: 66)

¹¹⁶ (道場 2011)

¹¹⁷ たとえば、Immanuel Wallerstein によると、1968 年の一連の「爆発」は、逆戻りできないほど深く政治の基本ルールを変化させ、世界システムの文化・イデオロギー的実体を変えた。それは、アメリカのヘゲモニーによる世界の組織化に対抗する革命であり、あらゆる地域におけるヘゲモニーへの挑戦であった。その最も重要な文化的結果は、「世代・ジェンダー・エスニシティなどにおける力関係における大きな変化」である。すなわち、「中央・半周辺・周辺諸国を問わず、若年世代、女性、エスニック・マイノリティなどの従属的地位にある集団が、それぞれ年長者世代、男性、エスニック・マジョリティなどの支配的集団の統制に対して、1986 年以前と比べより反動的になったのであり、こうした変化は持続的であった」のである (Arrighi, Hopkins and Wallerstein 1989=1992: 92)。

¹¹⁸ 既成の支配的な文化に対抗する文化。社会的逸脱性を特徴とする 1960 年代のヒッピー文化はその代表例である (Roszak 1969=1972)。

¹¹⁹ (Kurlansky 2005: 110)

¹²⁰ (Kurlansky 2005: 160)

¹²¹ とりわけ、『地に呪われたる者』に映し出されている植民地のリアリティー、すなわち、まったく相容れない異質な二つの世界に属する植民者と原住民が、いかなる媒介もなく、ただ〈暴力的に対峙している〉という認識、さらにそれに加えられたサルトルの序文における、暴力闘争にたいする肯定は、西欧の知識人や活動家、学生の間で大きく響いた。

¹²² (上原・川上ほか編 2009: 600) ; (Wolin 2009)

¹²³ (毎日新聞社編 2010: 99)

¹²⁴ すなわち、「議会民主主義的上部構造と大衆操作技術によって、そして市民社会における体制的ヘゲモニーの浸透によって、支配はともすれば全体的にとらえたい間接的なものになった。「この間接性こそが、逆にニューレフトの傾向の直接性、直接行動性、直接民主主義への思考をひきだす」(武藤一羊「ニューレフトの精神構造——それは特定の組織や理論をもたない」『朝日ジャーナル』(1968 年 6 月 9 日発行) 毎日新聞社編 (2010: 73) からの再引用。

¹²⁵ 直接行動は、「必然的に『肉体』『身体』の復権を呼び覚まし」、「いわゆる進歩的知識人の非肉体性、観念性、リアリティーの欠如、私性の欠落」を暴きだすものとされた (毎日新聞社編 2010: 68)。

¹²⁶ 以下の引用を参考。「運動の基本は、たいてい「阻止」であって、ただ反対ではなかった。学費値上げも反対だけでなく、阻止しなければ、敗北であった。「反対」闘争は、安保闘争の敗北であきらかだった。「反対」運動は意志表示の示威運動であり、単なる表明にすぎない。力およびすして敗れても、それは仕方がないものだった。だが「阻止」はちがう。単に表明するだけでなく、実際に阻止せねばならない。ここに「実力闘争」という概念が出てくる。」(毎日新聞社編 2010: 68)

¹²⁷ 当時の三派系全学連委員長秋山勝行の「「羽田」から「佐世保」へ われわれの勝利の展望」という文書 (『朝日ジャーナル』1968年3月号) が参考になる。「私たちは、機動隊との闘いを単なる物理的衝突であるとして、その力関係に集約される階級的意義を無視するような観念主義を日和見主義の立場は絶対とらない。10・8闘争ではじめて学生が既成の権力に勝ち、その闘いへの確信を不屈に打固め、闘いとは結

局、既存の権力との死活をかけた闘い以上はすべてなれあいであり、せいぜい「よりよい敗北」を求める運動でしかないこと、その二つの運動の質的差異をきっぱりとつけたこと、ここに羽田闘争の意義があった。」毎日新聞社編（2010: 17）からの再引用。

¹²⁸ 大学本部を占拠した学生 6 人が停学され、学園闘争が拡大していく様子は、後に映画『いちご白書』(The Strawberry Statement) (1970 年) によって広く知られる。

¹²⁹ 「銃をとって米国人の人種差別主義者と戦おう。米国中を焼き払え。行動に立ち上がる時だ」というスローガンで有名となった。

¹³⁰ 世界の若者が共通して自由と平和を求めている当時の同時代的な感性と関連し、加藤登紀子（2009: 309）は、「反戦」「反権力」「反国家」という「時代の空気は同じだった」と回想している。

¹³¹ この問題についての議論は多数あるが、代表的なものとして、Tomlinson（1999）によるグローバル化と隣接性（proximity）についての考察と、Silverstone（2006）による「mediapolis」と「道徳（morality）」の関連についての議論を挙げておく。

¹³² 「1968 年の一連の出来事においても印象深いのは、解放についての考えが全世界に広がった「速度」であった（Watkins and Ali 1998: 22）。

¹³³ （Kurlansky 2005: 99）

¹³⁴ （Kurlansky 2005: 43）

¹³⁵ ベトナム戦争は人びとを「政治的確信」から「政治的行動」へ向かわせる契機であった（ヴラストス 2009: 88-92）。（ステイーヴンス 1995: 297）；（Kurlansky 2005: xix; 53）

¹³⁶ 多くの研究が明らかにしたように、公民権運動の展開において、テレビは欠かせない要素であった。その概観としては、Bodroghkozy（2012）を参考。

¹³⁷ 1965年アラバマ州のセルマで起きた流血事件（「血の日曜日事件」）は、全国的なテレビ・ネットワークによってその残酷な暴力シーンが放映され、暴力についての当時のメンタリティーに大きな影響を及ぼすと同時に、その後の公民権運動を後押しすることになった。1968年以降は、マルコムXやブラックパンサー党のエルドリッジ・クレヴァー（Eldridge Cleaver）によって、黒人解放における暴力手段の意味が力説され、多くのラジカルな運動路線に刺激を与えた（Bodroghkozy 2012: 111）。

¹³⁸ フリーダム・ライドや座り込み（sit-in）で示されてように、「非暴力主義」を標榜した闘争においても、直接行動と物理的衝突は欠かせないものであった。すなわち、南部地域における暴力的な人種差別の慣行を破りながら展開されしかなかった「命がけの」抵抗運動は、非暴力主義がたんに物理的衝突を避けるような受動的なものでは全くなく、むしろ積極的な「直接行動」を必要とすることを証明した。キング牧師が強調するように、「非暴力直接行動のねらいは、話し合いを絶えず拒んできた地域社会に、どうしても争点と対決せざるをえないような危機感と緊張をつくりだそうとするもの」であった。かつてガンディーの運動路線と共鳴し、キング牧師にも大きい影響を与えた、ヘンリー・ソローの「市民的不服従」の思想も再び注目された。

¹³⁹ 1967年10月30日にTBSで放送され、スタジオのキャスターが生放送でベトナム戦を解説した。

¹⁴⁰ （Taylor 2004: 252）

¹⁴¹ （Garrow 1978: 226-27）

¹⁴² （Kurlansky 2005:41）および chapter 3 を参考。

¹⁴³ 実際、これと類似した事態は、マスメディアが普及する以前から存在した。センセーショナルな出来事が遠く離れた地域に波及するとう現象は、人類史の軌跡そのものとほぼ重なる。歴史社会学的なアプローチをとる社会運動研究においても、異議申し立て（claim-making）における演劇性が、20 世紀の新しい現象ではないことがしばしば指摘されてきた。「直接的攻撃から、周辺の、もしくは遠く離れているオーディエンスに向けられた演劇的な行為にいたるまで、全ての闘いの形態（forms of convention）は、パフォーマンスとしての性格を帯びている」のである（Tarrow 1998; Taylor and Van Dyke 2004: 271）。「18 世紀における穀物の占有、地主の領土への侵入、路上のバリケード、敵対者の家の破壊なども、それぞれの状況

と場面に照応する独特なパフォーマンスであった」(Tilly 2005a ; Tilly and Tarrow 2007: 13)。しかしながら、Benedict Anderson (2007) が「初期グローバリゼーション」と呼んだ 19 世紀末から 20 世紀初における情報通信革命によって、電報や新聞写真が広く使用され、また 1960 年代におけるテレビが普及されることにより、こうした現象は、極めて大きな政治社会的な効果をもたらすことになった。Charles Taylor の議論は、近代化という長いプロセスのなかで、この側面の重要性に焦点をあわせたものである。

¹⁴⁴ 「像」とは、「imaginaries」の訳語である。Charles Taylor (2004=2011; 2007: 171-172) は、「社会理論 (social theory)」ではなく「社会像 (social imaginaries)」という概念を中心に、一般の人々がイメージ、物語、伝説などをとおして自分たちの周りの環境を想像し、共通の慣行や正当性 (legitimacy) についての広く受け入れている感覚を支える共有された理解に焦点を当てる。

¹⁴⁵ 相互提示の空間の特質をよく表しているのは、オリンピックや有名人の葬儀の中継、CNN による戦争報道などの「メディア・イベント」である。われわれは同じ映像を数千万の人びとが見ていることを知りながら、それを見る。「われわれがそれぞれの出来事に参加することの意味は、その出来事を共有する世界全体に散らばった聴衆によって形成されている」(Taylor 2004: 169) のである。(高田 2010: 187) からの再引用。

¹⁴⁶ (Taylor: 2007) の「Part IV: Narratives of Secularization」を参考。

¹⁴⁷ Melucci (1992; 1996)

¹⁴⁸ 見田宗介 (1995) は、リアリティ (現実) が「反現実」との関係で分節化し、戦後史が「理想の時代 (終戦～60 年)」、「夢の時代 (60 年～70 年代前半)」、「虚構の時代 (70 年代半ば～90 年)」という中心的モード順で変化してきたと把握した。また大澤真幸 (1996 ; 2005) は、それを「理想の時代」と「虚構の時代」の二段階で捉えなおし、リアリティの構造の変化における 1970 年くらいの「転換点」(2005:102) を強調した。

¹⁴⁹ 鶴見俊輔は、1960年「声なき声」のデモの空前の成功について回想しながら、それは「テレビが活用された最大の大量運動」(鶴見・上野・小熊 2004: 276) であったという。「テレビの持っていた力というものは、いまよりずっと大きいです。テレビが発火力として働いたんです。いまは、いろいろな場面が映っても、なんとなくそれを見てゆっくり過ごしており、という感じでしょう。当時はそうじゃなくて、いったん家に帰ってご飯を食べた人間たちが、テレビを見てご飯を早々済ませて、また国会周辺に出てくるんですよ。」(鶴見・上野・小熊 2004:277)

¹⁵⁰ 2月にはNHKが、8月には民法の日本テレビが開局した。当時は「終戦後 10 年もたっていなかったもので、まだ食べる者さえ不足しており、14 インチで 17 万円もするテレビ受像機はぜいたく品とみられ、当初はどれほど普及するか危ぶまれた。だが街頭テレビや飲食的、電器店のテレビをみてその魅力にひかれ、普及のスピードは予想をはるかにこえた。」(志賀 2005: 635)

¹⁵¹ とくに、東京オリンピックは、「テレビ・オリンピック」といわれるほど、テレビの普及の総仕上げの役割をはたし、「テレビ時代」を出現させる「メディア・イベント」となった (志賀 2005 : 635-636)。

¹⁵² 終戦後、GHQ の占領下では原爆被害の報道が禁止されていた。占領が終わり、プレスコードの解除と共に、1952 年の『アサヒクラブ』に原爆被害を捉えた写真が掲載されてはじめて、原爆投下の実態が知らされた (濱田 2011: 54)。

¹⁵³ (吉見 2009: iv-v)

¹⁵⁴ (飯沼二郎 1973) ; (小笠原和彦 1987: 208) ; (古 2005: 180)

¹⁵⁵ (最 294) ; 「人質へ奇妙な“催眠術交友”」(読売新聞:1968.2.23:15) ; 「“催眠術にかけられた” 13 人」(『週刊読売』1968.3.8 発行、第 27 巻第 12 号 14 頁) など。

¹⁵⁶ (朝日新聞:1968.2.27:14)

¹⁵⁷ コラム「88 時間の対決〈中〉テレビのこわさ」(朝日新聞:1968.2.26:14)

¹⁵⁸ (朝日新聞:1968.2.26:14)

¹⁵⁹ NHK 社会部長小林一夫の発言 (新井ほか 1968: 80)

-
- ¹⁶⁰ (日本放送出版協会編 2001a: 600)
- ¹⁶¹ (本田 1982 : 325)
- ¹⁶² (本田 1982 : 325)
- ¹⁶³ (本田 1982 : 329)
- ¹⁶⁴ (本田 1982 : 329)
- ¹⁶⁵ (Boradori, Derrida and Habermas 2003=2004:137; 170)
- ¹⁶⁶ デリダは、「時事性／現在性 (actualités; actualities)」について、「所与ではなく、能動的に生産され、選り分けられ、投資されているし、人造の (factice)、つまり人為的な (artificiel) たくさんの装置によって遂行的に解釈されている。それらの人為的装置は、階層序列をつくって選別するものであり、『主体 [=臣下]』たちと代理人たちが決して十分には感知することのないさまざまな利害にいつでも奉仕している」と述べ、慎重な批判と哲学的省察の必要性を繰り返し強調している (Derrida and Stiegler 1996=2005: 10)。
- ¹⁶⁷ (Derrida and Stiegler 1996=2005: 10)
- ¹⁶⁸ (Derrida and Stiegler 1996=2005: 10)
- ¹⁶⁹ (Derrida and Stiegler 1996=2005: 119)
- ¹⁷⁰ (Derrida and Stiegler 1996=2005: 13)
- ¹⁷¹ (Derrida and Stiegler 1996=2005: 13)
- ¹⁷² (日本放送出版協会編 2001a: 600)
- ¹⁷³ (日本放送出版協会編 2001a: 424-6)
- ¹⁷⁴ (堤 2001: 25)
- ¹⁷⁵ (日本放送出版協会編 2001a: 601)
- ¹⁷⁶ (Kurlansky 2005: 41)
- ¹⁷⁷ (Arendt 1961=1994: 154)
- ¹⁷⁸ 「現れの空間は人びとが集うところにはどこであれ潜在的には存在する。しかし、それはあくまでも潜在的であって、必然的でもなければ、永遠でもない」 (Arendt 1958=1973→1994: 321)
- ¹⁷⁹ 本文脈と関連する アーレントにおける「始まり (initium)」の概念に対する簡略な説明においては、(齋藤 2000: 37-45) を参考。
- ¹⁸⁰ 本田靖春が再構成した金嬉老の関連発言を引用しておく。「当然、死ぬことを覚悟してやったことだから、自分の身を滅すことはいとわないけれども、警察へ、ニュースの訂正など、自分の要求を通したいから、ニュースで、こういう取締まりをしたということを、おれの納得のゆくよう放送してくれよ。それではなければ納得出来ない。そうしてくれれば、だれも傷つけないで、自分の納得のゆく線で、行くよ」(本田 1982 : 35)「遺書はブンヤさんに渡すよ。警察に渡せばもみつぶすからな。(中略) 大橋さんとブンヤさんを寄越してくれ。事情を説明するから」(本田 1982 : 39)
- ¹⁸¹ 潜在的 (virtual) なものは、実在的 (real) だが、それは具体的な契機を通じてはじめて現実的な (actual) な出来事となる。それを、潜在性の出来事における現勢化=現動化 (actualization) と呼ぶことができる (Deleuze 1968=1994: 208)。当時「実在」していたメディアの社会問題化する潜在的な力は、決して金個人の特性の問題に完全に還元できない。その潜在力の現勢化=現動化における金の「見事な」役割は、事件の原因としてではなく、出来事における特異性と偶然性の問題として思考されなければならない。
- ¹⁸² (飯沼二郎 1973)
- ¹⁸³ (ちば 2009 : 28)
- ¹⁸⁴ (新井ほか 1968)
- ¹⁸⁵ (新井 1968 : 80)
- ¹⁸⁶ (新井 1986 : 80)

¹⁸⁷ 1960年まではNHKによる面接式調査や電通による日記式調査が年数回行われていたが、A. C. ニールセン社(1961年)、ビデオ・リサーチ社(1962年)による機械式調査が開始されることで、前週の視聴率が翌週に判明するようになった。(http://mavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-100061.php)〈最終アクセス日:2014年3月5日〉

¹⁸⁸ (村上 1968:89)

¹⁸⁹ (新井裕ほか 1968:81)

¹⁹⁰ 金の最終陳述によれば、マスコミとの最初の接触の様子が以下の通りである。記者が「金さん、撃たないでくださいね。撃たないでくださいね」といいながらへっぴり腰をして部屋(桐の間)に入り、「金さん、何でも言ってください。金さんの言ったことは、昼の報道に、そのまま全部報道する」と語りかけた(N29:5)。

¹⁹¹ (新潟日報:1968.2.26:99)

¹⁹² (村上 1968:89; テレビ朝日 2008)

¹⁹³ (新井ほか 1968:79)

¹⁹⁴ (最 297)

¹⁹⁵ (本田 1982:328-29)

¹⁹⁶ (産経新聞:1968.2.25:) (最 297) から再引用。

¹⁹⁷ (朝日新聞:1968.2.24:夕刊) (最 297) から再引用。

¹⁹⁸ (朝日新聞:1968.2.25:) (最 297) から再引用。

¹⁹⁹ (新井ほか 1968) における『朝日新聞』田代編集局長の発言。

²⁰⁰ (N21:10)

²⁰¹ (小玉 2012:28)

²⁰² (日本放送出版協会編 2001:571-3); (坂本 1999:26-27) をもとに再構成。

²⁰³ (碓井 2003:44-45) (堤 2001:25-26)

²⁰⁴ (堤 2001:27)

²⁰⁵ (碓井 2003:26)

²⁰⁶ (堤 2001:25)

²⁰⁷ (浅田 1987:254-256)

²⁰⁸ これは「木島則夫モーニングショー」の画面であることは確かであるものの、金嬉老との通話の画面であるのかどうか不明である。〔この画像の正確な典拠が不明であるにもかかわらず、参考資料の希少性という面からここに示しておく。〕

²⁰⁹ (朝日新聞:1968.2.25:9)

²¹⁰ (新潟日報:1968.2.26:99)

²¹¹ (井出 1990:361)

²¹² (中山 2008:135)。

²¹³ (ちば 2009:28)

²¹⁴ (浅田 1987:52)

²¹⁵ (林 2012:35)

²¹⁶ (堤 2001:25)

²¹⁷ (林 2012:36)

²¹⁸ (林 2012:36)

²¹⁹ (N23:3)

²²⁰ (読売新聞:1968:2:25:15)

²²¹ 本田 (1982:234) が引用している警察の「捜査概要」によると、その数は 120 人程度とされ、16,17 歳の少女、19 歳の青年、弁護士、雑誌の編集長、自作の詩集をもってきた人などが次々と現場に駆けつけ、その対応が難しかった。

²²² (読売新聞:1968.2.24:夕刊:11) 李祐天団長は 24 日 NHK「スタジオ 102」に出演し、この時の「説得」について語ったが、金はその内容に納得できず、民団本部に電話で抗議する。

²²³ (読売新聞:1968.2.23:15)

²²⁴ (東亜日報:1968.4.13:朝刊:7)

²²⁵ (毎日新聞社編 2009: 38)

²²⁶ (N33:17)

²²⁷ (N3:17)

²²⁸ 三橋修の論文「寸又峽に来た手紙-「人々」は金嬉老をどうみつめたか」(『金嬉老公判委員会ニュース』p.12-17)における資料に基づいて作成 (N3:13)。

²²⁹ 三橋修の論文「寸又峽に来た手紙-「人々」は金嬉老をどうみつめたか」(『金嬉老公判委員会ニュース』p.12-17)における資料に基づいて作成 (N3:13)。

²³⁰ (山本 1982: 14)

²³¹ (N3:16)

²³² (N3:16)

²³³ (N3:15)

²³⁴ (N3:15)

²³⁵ (N3:15)

²³⁶ (M4:13)

²³⁷ (N3:17)

²³⁸ (N7:19)

²³⁹ (李 1968: 22)

²⁴⁰ (最 43) における金時鐘の発言

²⁴¹ 尹隆道の発言。「常日頃は押えつけられ、抑制されている在日朝鮮人の『反逆の衝動』が、金嬉老の行動によってあらわにされた」(最 43)

²⁴² (李 1968: 22)

²⁴³ (李 1968: 22)

²⁴⁴ (N28:6) (最 42)

²⁴⁵ 「決して小さくない共感がありました。その方法が殺人という極端な行為によって自分の主張がだき合いされていることに気後れがないわけではありませんが、彼キムヒロならずともそのような極端な行為にかりたてられる衝動は、私自身の内部にも古くからあるものです、正直に言って。だけでなく、在日朝鮮人なら誰しもが持っているであろうところの、日本に対する勘定のように思えたから共感がありました」金時鐘 最終弁論 43、「当時、金嬉老氏の事件がおこったという報道を聞いたときに、僕はまず第一印象は、いやなことをやってくれたなということが率直な印象でした。ただ、僕自身、(中略)たいへん共鳴する部分というんですか、共通する部分をたいへん感じました」「金嬉老を僕は成長過程を全然しらなかったわけですが、即座にあの事件がおこったときに、金嬉老もやはり同じ朝鮮人であったかと、やはり僕と変わらない環境の中で育ってきたのではないかということが、まず第一感としてあるわけです」(最 43) における尹隆道の発言

²⁴⁶ 記者懇談会『『ライフル男』事件を考える』(朝日新聞:1968.2.25:4)

²⁴⁷ たとえば、1968 年 2 月 23 日に放映された「おはようっぼん」(TBS) など、テレビ・ワイドショーにおける朝鮮人問題の座談会でも、「事件の逆効果」に対する在日朝鮮人たちの心配が吐露された(朝日新聞:1968:2:25:9)

-
- 248 当時の民団の機関誌である「韓国新聞」(1968年3月5日付)のコラムに、下記のような文章が掲載されたことはある。「率直に、筆者は、この事件をテレビを通じて知り、見た刹那、彼の犯した重大なる罪を忘れて、彼の演出した“朝鮮人侮蔑”という言葉に、心の隅にあった共感が無意識的に、彼に対する同情心へ、変わってゆくのを覚えたのである。われわれ韓国人は大なり、小なりに、日本人に対する、このような感情を持っていることは、否めない歴史的事実である」
- 249 (読売新聞:1968.2.24:夕刊:11)における朝鮮総連職員のインタビュー
- 250 (姜 2008: 82)
- 251 「金嬉老事件をどうとらえるか」『部落』1968年4月号 pp.64-75.
- 252 (読売新聞:1968.2.24:夕刊:11)
- 253 (読売新聞:1968.2.24:夕刊:11)
- 254 社説「ライフル魔事件の終末」(読売新聞:1968.2.25:2)
- 255 (N28: 19)
- 256 在日朝鮮人の詩人李沂東の編集によって『一億の中の孤独』(仮題)の出版が企画されていたが、実際に出版されたかは不明(東亜日報:1968.10.14:3)
- 257 「ソウルで聞いた金嬉老事件」『朝日ジャーナル』1968年3月10日号(毎日新聞社編 2010: 36-37)からの再引用。
- 258 座談会「在日僑胞、このように暮らしている」(東亜日報:1968.2.27:3)
- 259 座談会「在日僑胞、このように暮らしている」における東亜日報政治部次長柳赫仁の発言(東亜日報:1968.2.27:3)
- 260 (東亜日報:1968.2.27:3)
- 261 (韓国日報:1968.2.23:3)
- 262 (京郷新聞:1968.2.26:6)
- 263 座談会「在日僑胞、このように暮らしている」における東亜日報政治部次長柳赫仁の発言(東亜日報:1968.2.27:3)
- 264 趙重泰の証言では、「学生たちが、激しいデモを繰り返した」となっている(最 321)この時にデモに参加した一人(洪貞植)は、後日民間団体「活貧団」を組織し、1999年金嬉老が帰国する際に、金側の了解のもと、民間人による警護活動を行うことになる(ハンギョレ:1999.9.3:15)。
- 265 (最 322)
- 266 (李 2011)
- 267 全泰壹は、1970年11月13日、勤労基準法の遵守を叫ぶ示威の最中、抗議のための焼身自殺を遂げた。1970・80年代韓国の民主化運動における「烈士」の死は、「孝」よりの高次の「義」(=社会的次元の孝)に殉じた死の概念を中心とする(真鍋 1997)。
- 268 (朝鮮日報 1968.2.25:)
- 269 『新東亜』1968.4.1号 pp.149-159 [韓国語]
- 270 たとえば、『京郷新聞』の「日韓関係を再論する」シリーズ企画などが(京郷新聞:1968.2.28:3)(京郷新聞:1968.3.2:3)(京郷新聞:1968.3.3:3)(京郷新聞:1968.3.6:3)
- 271 (東亜日報:1968.2.27:3) 東亜日報論説委員權五琦の発言
- 272 (東亜日報:1968.2.27:3) 東亜日報論説委員權五琦の発言
- 273 (東亜日報:1968.2.27:3) 東亜日報論説委員權五琦の発言
- 274 (東亜日報:1968.2.27:3) 東亜日報政治部次長柳赫仁の発言
- 275 (東亜日報:1968.2.27:3)
- 276 (趙 1968: 23)
- 277 (東亜日報:1968.2.27:3) 東亜日報政治部次長柳赫仁の発言
- 278 (東亜日報:1968.2.27:3) 東亜日報論説委員權五琦の発言

-
- 279 (京郷新聞:1968.11.18:2) また、彼はニューヨークにある国際人権擁護連盟に、日本当局による在日朝鮮人の人権侵害に対する調査を申し立てた(京郷新聞:1969.3.24:1)。
- 280 (朝日新聞:1968.2.25:9)
- 281 (朝日新聞:1968.2.26:14)
- 282 (朝日新聞:1968.2.26:14)
- 283 (朝日新聞:1968.2.26:14)
- 284 (朝日新聞:1968.2.26:14)
- 285 衆議院予算委員会 11 号 (1968 年 3 月 2 日) 森本靖議員の発言
- 286 「読売新聞主催座談会」における東京都立大学教授岩井弘融の発言 (読売新聞:1968.2.25:7)
- 287 新井警察庁長官の記者会見での発言 (読売新聞:1968.2.25:1)
- 288 (読売新聞:1968.2.24:夕刊:10)
- 289 (Alexander 2012, 6)
- 290 (Borradori, Derrida and Habermas 2003=2004: 235)
- 291 (Borradori, Derrida and Habermas 2003=2004: 239)
- 292 (大宅 1980a: 431)
- 293 (秋山駿 1968: 308)
- 294 コラム「政治とよど号」(読売新聞:1970.4.9:夕刊:7)
- 295 (大宅 1980b: 7-12)
- 296 (三島 2006: 61-2) この文章は、1968 年(昭和 43 年)、雑誌「中央公論」7 月号に掲載され、翌年 1969 年に評論集『文化防衛論』(新潮社)に収められた。
- 297 (三島 1996: 25-26)
- 298 当時、事件から「勇気」の問題を提起したもう一人の論客は、合田雄(京都大学教授)であった。彼は、「社会秩序をみだすような不法不正」を許さない市民の共通の考えと勇気を強調し、「バカげた文化人」批判を展開した(朝日新聞:1968.2.25:14) これに対する批判が提起され、議論が広がった。
- 299 (三島 1989: 524)
- 300 こうして三島によって大きく注目された金嬉老事件が、4 年後の「三島事件」の「決起のスタイル」に影響したという「金嬉老事件と三島の内なる軌跡」を強調する見方もある(鈴木 2006)。それは、(1) 一方では、金嬉老事件が、戦後の文化において「暴力」がもつ大きなインパクトを証明したとみなしたことであり、(2) もう一方では、三島が、金に習って、マスメディアにおける「見せ方」を強く意識し、自分のパフォーマンスが大きく報道されるよう緻密な準備をしたことに現れたという 2 点と要約できる。インターネットでは、同類の意見がたびたび主張されている。代表的には、下記の記述を参考せよ。「三島由紀夫は、寸又峽で金嬉老が人質をとつて籠城したといふ事件を、大變な興味を持つて見てみたものと思はれます。自衛隊駐屯地の占據は、もちろん 2・26 事件を範としたものでせうが、新聞記者を籠城現場に呼んだり、テレビに電話で生出演をしたり、マスコミを大いに活用して世間の耳目を集めるといふ手法について、大いに参考にしたに違ひありません。三島は、金嬉老を評して、「巨大な米軍を相手に闘うベトナムのようだ」と言つたさうです。(中略)三島が金嬉老の籠城戦を興味津々で見てみたといふことは、おそらく事實であらうと思ひます。三島も決行前日、NHK の司法記者(伊達宗克)と毎日新聞の記者(徳岡孝夫)に電話をかけて事件が効果的に報道されるやうに周到に準備をしました。また、バルコニーで最後の演説を行ふ場面も大きく報道されました。これも、金嬉老事件で、占據といふ戦術とマスコミ報道の利用の効果を、存分に確認し得た結果だと思ひます」(http://logos.blogzine.jp/1/2009/01/post_9b54.html)。〈最終アクセス日: 2014 年 2 月 11 日〉なお、映画「11・25 自決の日 三島由紀夫と若者たち」(2011 年、監督: 若松孝二、脚本: 掛川正幸・若松孝二)には、三島が金嬉老事件に刺激される場面が描かれている。

³⁰¹当初「平和論の進め方についての疑問」の題で『中央公論』1954年12月号に発表される。米軍基地や原水爆に反対する当時の進歩的文化人の平和論を批判として、論争を巻き起こし、それ以後、福田は「保守反動」の論客として知られた。

³⁰²（遠藤 2010）ただ、福田が「現憲法の規定する民主的な方法で憲法改正を行うことは困難である」としたうえで、「もし憲法が変わるとすれば、クーデターしかない」と言い切るのに対し、三島は、「クーデターは不可能だとし、自衛隊などによる決起は、叛乱、革命になってしまうという」と慎重な姿勢を表していた（持丸・佐藤 2010: 15）。

³⁰³『解ってたまるか』は、福田本人の演出により 1968 年 6 月に東京日比谷の日生劇場で初演され、その後、「劇団昴」（1978 年）、「劇団四季」（2005 年、2007 年、2008 年、2012 年）によって『解ってたまるか！』というタイトルで繰り返し上演された。その内容を収録した DVD が 2005 年に発売された（NHK エンタープライズ、138 分）。

³⁰⁴（毎日新聞:2012.3.7:東京:夕刊:5）

³⁰⁵（福田 2008: 69; 75-76）

³⁰⁶（土屋 1989: 50）

³⁰⁷（福田 1995）

³⁰⁸劇中の「ライフル男」の死は、人びとによって誤解されつづけた男の「孤独」として処理され、そこにはまた、福田の評論「孤独の人、朴正熙」が重なる。金嬉老公判を支えた文化人たちが、後日に朴正熙政権の独裁に対する民主化闘争に対する日韓連帯へとつながることを考えると、この対立は非常に示唆的である。

³⁰⁹（小城 2004）

³¹⁰（朝日新聞大阪社会部編 1985: 192）

³¹¹（読売新聞:1969:5:11:15）

³¹²（読売新聞:1970:9:4:夕刊:9）

³¹³（読売新聞:1969.2.18:夕刊:15）

³¹⁴（読売新聞:1970:9:4:夕刊:9）

³¹⁵（永山子ども基金 2006 : 220）

³¹⁶（読売新聞:1969:4:26:夕刊:11）

³¹⁷（Borradori, Derrida and Habermas 2003=2004:133-4）

³¹⁸（下河辺 2000: 70）

³¹⁹（Herman 1997）とくに、Part 2 を参考。9・11 以後のアメリカとの関連としては、（下河辺編 2009）を参考。

³²⁰（読売新聞:1968:2:22:14）

³²¹赤沢国家公安委員会長の発言（読売新聞:1968:2:23:夕刊:10）

³²²新井警察庁長官の記者会見での発言（読売新聞:1968:2:25:1）

³²³（朝日新聞:1968:3:8:夕刊:3）

³²⁴（読売新聞:1968:2:22:15）

³²⁵（読売新聞:1968:2:25:1）

³²⁶読売新聞主催座談会における東京都立大学教授岩井弘融の発言（読売新聞:1968:2:25:7）

³²⁷「納得できぬ警察の行動」読売新聞読者欄（読売新聞:1968:2:27:13）

³²⁸社説「ライフル魔事件の終末」（読売新聞:1968:2:25:2）

³²⁹事件後、この部隊は、1969 年「瀬戸内シージャック事件」、「大阪府狙撃班」、1972 年「あさま山荘事件」、1979 年「三菱銀行人質事件（梅川事件）」などに出動をし、活躍の経験を重ねることでより精鋭化、武装化され、1996 年に通称「SAT（Special Assault Team）」呼ばれる特殊急襲部隊として再編成された。

³³⁰ たとえば、「昭和 49 年警察白書」の新警察法制度の下での 20 年間を振り返る章節において、事件は、社会の変化に伴い増加してきた「従来あまり例をみない特異な形態の犯罪」「特異事件」としてとりあげられ、平成 12 年の白書にも、昭和 30 年代の 8 大重要事件としてその概要がまとめられている。

(<http://www.npa.go.jp/hakusyo>) 現行警察法施行 50 周年を記念して作られた年表「警察活動の変遷」にもその重要性は繰り返し再確認されている (http://www.npa.go.jp/kouhousi/police-50th/hensen/s40_jiken.html)。
(最終アクセス日：2014 年 3 月 15 日)

³³¹ (読売新聞:1968:2:22:14)

³³² (読売新聞:1968:2:25:1)

³³³ 参議院地方行政委員会 21 号 (1968 年 5 月 13 日) 高松敬治の質問などを参照。

³³⁴ (読売新聞:1968:2:25:1)

³³⁵ (大宅 1980: 429)

³³⁶ (朝日新聞:1968.2.25: 12)

³³⁷ 『読売国際ニュース』(第 995 号)「ライフル魔の恐怖」(読売映画社、35mm ネガ、「スーパーモーニング」(テレビ朝日、2008 年 2 月 11 日放映)の「時空ミステリー ライフル魔」の画面からのキャプチャー画面。

³³⁸ (最 289-91)

³³⁹ 「事件を大きくせけんに訴えたようと」(3320 丁)「あまりにも大きく書いていたので自分たちはびっくりしたわけです」(宿泊客の加藤末一の証言 3321 丁)(最 289)

³⁴⁰ 検事論告では、「報道機関も、本件が稀にみる兇悪・特異事件であるため大々的に報道した結果、世人を驚かせ、被告人の逮捕までの長時間にわたり多くの人々に不安と衝撃を与え(中略)特に地元住民に対して深刻な不安と衝撃を与えるなど、本件の社会的影響は計りしれない」とされた(N29:12)。さらに「監禁罪」の成立と関連し、旅館主の「金の脅迫」をめぐる認識が、当時のメディア報道に大きく影響されて事後的に形成された可能性も指摘された。

³⁴¹ (Fiske 1989)

³⁴² (Fiske 1989 : 6)

³⁴³ テキストの解釈における「能動的読者」の役割について多くのメディア・文化研究によって詳論されてきたように、ここで観衆＝読者の反応もまたテキストの意味生産に何らかの積極的な変化をもたらさう。

³⁴⁴ (Fiske 1989:151-2)

³⁴⁵ この視点は、ニュース研究において、「Gramscian approach」と「Foucauldian approach」との相互関係の問題として論じられてきた。詳しくは、Hartly (1982)、Fiske and Hartly (1978)、Hall (1973)を参照。

³⁴⁶ (朝日新聞:1968.2.21:夕刊:11)

³⁴⁷ (最終弁論 289)

³⁴⁸ 「日本人社会が被害者にすり変わって、権力との共同防衛者、同盟軍に転化」(「静岡・金嬉老公判通信」no.17 より転載) ; (N29:12)

³⁴⁹ (読売新聞:1968.2.22:)、弁護人提出の書証証拠調請求書第 12 番 (最 289)

³⁵⁰ (朝日新聞:1968.2.22:15)

³⁵¹ (読売新聞:1968.2.21:1)

³⁵² (読売新聞:1968.2.21:夕刊:1)

³⁵³ (読売新聞:1968.2.21:夕刊:1)

³⁵⁴ (朝日新聞:1968.2.21:夕刊:11)

³⁵⁵ (読売新聞:1968.2.21:夕刊:1)

³⁵⁶ (朝日新聞:1968.2.23:夕刊:11)

³⁵⁷ (朝日新聞:1968.2.23:夕刊:11)

³⁵⁸ (読売新聞:1968.2.23:14)

-
- ³⁵⁹ (読売新聞:1968.2.23:14)
- ³⁶⁰ (Fiske 1989: 44-63)
- ³⁶¹ メディアにおける「ライフル魔」という表現は、金嬉老事件に先立つ 1965 年 7 月 29 日に発生した 18 歳の少年によるライフル乱射事件 (通称「少年ライフル魔事件」) の報道において広く使われた経緯がある。金嬉老事件の場合には、逮捕時やその後の公判関連報道においても、「ライフル魔・金嬉老」という形で表記されることが多かった。(毎日新聞:1968.2.24) ; (読売新聞:1968.6.25:夕刊:11)
- ³⁶² (読売新聞:1968.2.21:夕刊:1)
- ³⁶³ (毎日新聞:1968.2.21:夕刊:1)
- ³⁶⁴ (毎日新聞:1968.2.21:夕刊:1)
- ³⁶⁵ (コ 2005: 150)
- ³⁶⁶ (Morris-Suzuki 2007→2011: 118)
- ³⁶⁷ 福沢諭吉は、『掌中万国一覧』(1869 年)において、地球上の人種を「白哲人種、すなわち欧羅巴人種、黄色人種すなわち亜細亜人種、赤色人種すなわち亜米利加人種、黒色人種すなわち亜非利加人種、茶色人種すなわち諸島人種」と分類し、「(1) 白哲人種— 其精心は 聡明にして、文明の極度に達す可能性あり。これを人種の最とす。(2) 黄色人種— 其人の性情よく 難苦に堪へ、勉励事を為すと雖ども、其才力狭くして、事物の進歩甚だ遅し。(3) 赤色人種— 性情険くして闘を好み、復讐の念、常に絶ることなし。(4) 黒色人種— 性質懶惰にして開化進歩の味を知らず。(5) 茶色人種— 其性情猛烈、復讐の念甚だ盛なり」と、その特徴を記述した(福沢 1869→1959: 461-3)。福沢のこの見方は、当時の日本人の人種認識に大きな影響力を及ぼしたと知られる。なお、ここには、欧米からのアジア人に対するまなざしと偏見が影響したと思われる。18 世紀イギリス人がみた「アジア人固有の属性」として、「無学で粗野」「卑しい」「無精」「悪辣」「妬み深い」「盜癖」「恥知らずな虚飾」というステレオタイプ化がなされていたことも参照 (Marshall and Williams 1982=1989)。
- ³⁶⁸ (文 2007: 160-162)
- ³⁶⁹ 1977 年の日本の平均的な高校生意識調査に見る韓国・朝鮮イメージからは、1885 年福沢諭吉が「脱亜論」で支那朝鮮人の特性として挙げていた「殘刻不廉恥」「傲然」「惑溺」「無法」「残忍」「無情」などの表現とほぼ同様な表現が出ていた (姜 2007: 37)。
- ³⁷⁰ (栗原 1982: 224-26)
- ³⁷¹ (朝日新聞:1968.2.25: :12)
- ³⁷² (読売新聞:1968.2.25:); (最 294); («人質へ奇妙な“催眠術交友”」(読売新聞:1968.2.23:15)。記者座談会からも、金と人質が「まるで親分と子分」であり、その「催眠術にでもかかってしまった」という指摘が出た (読売新聞:1968.2.24)。
- ³⁷³ (読売新聞:1968.2.25: :20)
- ³⁷⁴ (読売新聞:1968.2.21: 夕刊:3)
- ³⁷⁵ (読売新聞:1968.2.21: 夕刊:10)
- ³⁷⁶ (最 290) からの再引用。
- ³⁷⁷ (読売新聞:1968.2.23:15)
- ³⁷⁸ (読売新聞:1968.2.22:15)
- ³⁷⁹ (読売新聞:1968.2.23:1)
- ³⁸⁰ (読売新聞:1968.2.23:1)
- ³⁸¹ (東京新聞:1968.2.25:)における担当記者の会話 (最 291-2) からの再引用。
- ³⁸² 現場に入った記者の泰次男は、「現地に入って、ぼく自身の考えですけど、不法監禁は、やはり、動けないような状態ではなかったと思うんです。ただそれがちょっとニュアンスが違う、普通のいわゆる監禁と違った漢字でいるような大変奇妙だなと考えたことは事実です」(最 291)
- ³⁸³ (サンケイ新聞:1968.2.23) (=弁護提出書類第 13 番) (最 292) からの再引用。

-
- 384 (読売新聞:1968.2.23:15)
- 385 なお、「催眠術にかけられた”13人」というある雑誌記事は、「人質というのは、恐怖にふるえ、青ざめているというのはふつうだろう。それが今度の場合はかならずしもずっとそうだったとは言い切れなかった」と指摘しながら、「人質との“奇妙な友情”」(『週刊読売』1968年3月8日号(第27巻第12号)p.14) なお、金と旅館内の人びととの友好的関係を「奇妙」とする傾向は、後にも現れつづけた(『週刊読売』1999年19月14日号p.155)。
- 386 『サンデー毎日』通巻2567号(1968年3月10日発行)p.2
- 387 (読売新聞:1968.2.23:15)
- 388 (読売新聞:1968.2.24:15)
- 389 『週刊読売』通巻1309号(1968年3月8日発行)p.21
- 390 (最291-2)
- 391 『週刊読売』通巻1309号(1968年3月8日発行)
- 392 『サンデー毎日』通巻2567号(1968年3月10日発行)
- 393 『週刊読売』通巻1309号(1968年3月8日発行)p.2
- 394 (2008年11月14日放送「お母さん、許してください～金嬉老事件40年目の独占告白～」、テレビ朝日)より。
- 395 『女性自身』(1968年3月4日発行)p.23
- 396 『週刊朝日』通巻2559号(1968年3月1日発行)p.2
- 397 『週刊読売』通巻1309号(1968年3月8日発行)p.2
- 398 1968年2月20日撮影、毎日新聞社編(2010:34)からの再引用。
- 399 『女性自身』(1968年3月4日発行)p.23
- 400 『女性自身』(1968年3月4日発行)p.25 この写真は、事件後にもさまざまな場面で繰り返し登場し、金の自伝『われ生きたり』の表紙となった。
- 401 (Kearney 2003)
- 402 (Kristeva 1980=1984)
- 403 (Fiske 1989:44-63)
- 404 「刑罰」と「尊敬」の語源的同一性、そのパルマコン的な二律背反性を喚起しつつ、デリダは、「人民は、大犯罪者に密かな名誉を与え、処刑場に魅了され、また歓喜する。処刑を求めると同時に、大犯罪者を崇拜し「共感」する。法と国家に対する大犯罪者の潜在的な抗議の中で、人民を代表するものとしての最終的な力を見つけることができるからである。この礼拝は、極めて密かであり、不明である」と論じた(郷原2008:162-179)。
- 405 (Bhabha 1994)
- 406 オリエンタ人の属性として、しばしば「好色」がとりあげられる(Marshall and Williams 1982=1989)。
- 407 (加藤2009:110-14)
- 408 (佐藤2009:40)
- 409 2008年2月11日放映されたワイドショー「スーパーモーニング」(テレビ朝日)における、コメントーターの金嬉老事件関連発言。インターネット・ブログ記事(<http://tondemonai2.web.fc2.com/211.html>)からの再引用。〈最終アクセス日:2014年2月15日〉
- 410 「英雄的な個人主義(heroic individualism)」は、Friedrich Nietzscheの思想を理解するためのキーワードでありながら(Thiele 1989)、闘技的(argonistic)な異議申し立ての行為の特質として、Hannah Arendtの民主主義論においても一つの重要なモメントとなっている。
- 411 (大宅壮一1980:427-31)
- 412 『週刊読売』通巻1309号(1968年3月8日発行)p.14
- 413 『アサヒグラフ』通巻2298号(1968年3月8日発行)p.5

-
- 414 『週刊読売』通巻 1309 号 (1968 年 3 月 8 日発行) p.16
- 415 『週刊読売』通巻 1309 号 (1968 年 3 月 8 日発行) p.19
- 416 (飯沼二郎 1973 ; 小笠原和彦 1987:208 ; 高 2005: 180)
- 417 (Rancière 2000=2009)
- 418 『週刊読売』通巻 1309 号 (1968 年 3 月 8 日発行) p.2
- 419 『週刊読売』通巻 1309 号 (1968 年 3 月 8 日発行) p.13-14
- 420 『アサヒグラフ』通巻 2298 号 (1968 年 3 月 8 日発行) p.5
- 421 『アサヒグラフ』通巻 2298 号 (1968 年 3 月 8 日発行) p.4-5.
- 422 (Borradori, Derrida and Habermas 2003=2004: 239)
- 423 (山本 1982: 247)
- 424 (朝日新聞:1968.2.25:12) なお、コラム「人種差別という背景」(朝日新聞:1968.2.23:1)も参考。
- 425 (朝日新聞:1968.2.23:14)
- 426 いくつかの新聞社説は、金の犯罪や、彼に共感を示した文化人を強く非難しながらも、金の主張に「日本人として反省すべき点」が含まれていることを認めた(産経新聞:1968.2.25:3) ; (読売新聞:1968.2.25:2))。
- 427 「多くの人命をもてあそんだその行為は許せない。が、『朝鮮人というのでいじめぬかれた』という彼の言葉は、私たちの胸に突きささる。『人間はみな同じだ。自分は民族偏見など持ったことはない』一近ごろはだれもがそういう。が、ほんとうにそうだろうか」という紹介の下、「小松川事件」の李珍宇との往復書簡集を出した朴寿南のインタビュー記事が載せられた(朝日新聞:1968.2.26:11)。同じく、小松川事件との共通点に注目し、在日朝鮮人の「孤独と差別」にフォーカスが合わせられた記事として、(朝日新聞:1968.2.23:14)も参考。
- 428 (朝日新聞:1968.2.24:5)
- 429 たとえば、『週刊読売』(1968 年 4 月 26 日号)の特集「ここに“人種差別”がある」
- 430 社説「ライフル魔事件の終末」(読売新聞:1968.2.25:2)
- 431 (加藤 2010) (歴史教科書『在日コリアンの歴史』作成委員会 2006: 98) 1970 年代以後の朝鮮人権利闘争の噴出は、「1950~60 年代全般における朝鮮問題認識の希薄さ」という印象を強めてきた。というのも、共産党活動や学校閉鎖令に抗する教育闘争など、戦後直後における朝鮮人たちの豊富な言論活動および社会変革運動への積極的関与、そしておよそ 20 年後になる 1970 年の「日立争訟」に続いて同時多発的に登場した多くの反差別運動やその後盛り上がりを見せた韓国の反独裁・民主化闘争にたいする支援・連帯の動き(東海 2009)と出版ブーム(尹 2008: 261; 297)は、確かに 1950~1960 年代という「朝鮮認識の暗黒期」と鮮明な対照をなしている。ただ、こうした理解によって不明瞭となってしまうのは、1960 年代と 1970 年代との連続性であろう。
- 432 (Avenell 2010: 8) ; (Baud and Rutten 2004: 7-10)
- 433 (Eyerman and Jamison 1991: 57-8)
- 434 (Spector and Kitsuse 1977=1990: 119)
- 435 (Best 2008: 18; 117)「クレーム申し立て活動は、どこからともなく生まれてくるわけではない。他の活動が、その誕生を導き、準備し、その舞台を用意する。クレームの発展と展開、その発展の条件、クレームを主張し、後押しするために組織された活動のなかでの人びとの経験の解明を、われわれは研究課題として強調する。そうすれば、社会問題の定義の前史、もしくは起源の研究は、問題をその先行条件やその原因の同定によって説明することではなくなる。むしろ、社会問題のコンテキストと背景、つまりその基盤を記述することとなる。特定の社会問題の歴史を構築するために、どの程度まで過去に遡って分析を開始すべきかというのは、実践的であると同時に、理論的な課題でもある。」(Spector and Kitsuse 1977=1990: 202)
- 436 (Spector and Kitsuse 1977=1990: 225)

-
- 437 (Wertsch 1998=2002: 59)
- 438 視覚イメージの「現像」と、思想の「発展」を同時に表す言葉としての「development」は、(Buckmorss 1989:6-7) から着目した。
- 439 (鈴木 2009: 94)
- 440 この点については、和田春樹氏 (2012 年 1 月 12 日) から口頭で教示を得た。
- 441 代表的には、任錫均積放運動への関与及び、1969 年 7 月からの雑誌『朝鮮人：大村受容所を廃止するために』の刊行がある。
- 442 (朴 1965)
- 443 玉城素 (1967) は、朝鮮の存在を日本民族の「原罪」と把握し、朝鮮支配に責任を有する人びとが国家の指導層に存在するよう許している個人の責任までを追及した。
- 444 梶村秀樹は、東大東洋文化研究所助手、神奈川大学経済学部助教授、同大学同学部教授などを歴任しながら、1970 年代をとおして日本朝鮮研究所、朝鮮史研究会などで活動した。なお、1968 年の金嬉老事件をめぐる金嬉老公判対策委員会の活動および、1985 年の指紋押捺拒否闘争に積極的に参加した。著書に、『解放後の在日朝鮮人運動』(神戸学生・青年センター出版部)、『朝鮮現代史の手引き』(勁草書房)、『朝鮮史の枠組と思想』(研究出版) など多数。
- 445 宮田節子、梶村秀樹、小沢有作などによる連載したコラム「朝鮮人」(『日本読書新聞』1963 年 9 月～1964 年 11 月) と単行本『朝鮮人』(藤島宇内監修、1965 年、日本読書新聞出版部)
- 446 (Koschmann 1993=2001: 432)
- 447 準学問的な議論、インタビュー、座談会などからある総合雑誌は、幅広い読者層によって支えられ、彼らの影響力を担保していた。10 万部以上の発行部数を維持していた総合雑誌として、『世界』『中央公論』『潮』『朝日ジャーナル』などがある (Koschmann 1993=2001: 396)。とくに、1959 年創刊された『朝日ジャーナル』は、1960 年代後半、約 27 万部まで成長し、その時まで「総合雑誌チャンピオン」であった『世界』に代わって「総合雑誌の時代」における論壇を牽引した (奥 2007: 43-62; 112-137; 208-210)。
- 448 (Avenell 2010: 71) .
- 449 (小熊 2009: 194) ; (Koschmann 1993=2002: 420)
- 450 (尹 2008:203-4) これと関連し、「アジアとの連帯」という訴えがあったとしても、在日朝鮮人との交流の問題は視野に入らなかったという鶴見俊輔の指摘がある (鶴見 1976→1997)。
- 451 (Avenell 2010:114)
- 452 (小熊 2009: 172-305)
- 453 (N23: 3)
- 454 文化人と弁護士の 5 名がこの文書を吹き込んだテープを持って寸又峡の「ふじみや旅館」に向い、金嬉老との会見は夜 9 時から午前 2 時まで続いた。応答文への賛同人は、荒正人、鶴見俊輔、竹内芳郎、佐藤忠男、杉浦明平、関寛治、中島健蔵、橋本福夫、旗田巍など 28 人である。素早い対応の背景には、運動組織や文学グループ、大学などでつながりをもつ文化人たちの人的ネットワークがあった。
- 455 (金嬉老公判対策委員会編 1970: 264-8)
- 456 鈴木道彦 (一橋大学)、大沢真一郎 (国民文化会議)、金達寿 (作家)、西田勝 (法政大学)、吉原泰助 (福島大学)、伊藤成彦 (中央大学)、横山正彦 (東大)、弁護士 2 人 (斉藤浩二、角南俊輔、山根二郎)、朝鮮人 2 人、TBS 記者 2 人に、電話で参加を求め、署名者となった石川湧、宇野重吉、小田切秀雄、日高六郎、中野好夫、野間宏などによる。詳しくは (鈴木 2007: 155) を参照。
- 457 (鈴木 2007: 164) 連名者は、以下の通りである。荒正人、石田郁夫、井上正蔵、幼方直吉、小原元、尾花午郎、城戸又一、久保覚、小林勝、佐藤忠男、柴田高好、白鳥邦夫、杉浦明平、関寛治、竹内芳郎、鶴見俊輔、中島健蔵、橋本福夫、旗田巍、針生一郎、福富節男、むのたけじ、森毅、矢作勝美、山西英一、和田洋一。当時の詳しい状況については (鈴木 2007: 153-67) を参考。

⁴⁵⁸ 金の逮捕直後に「金嬉老を考える会」が企画されたが、弁護への関与をめぐって異論があり、「公判対策委員会」が別個の組織として立ち上げられた (N1: 7) (鈴木 2007: 155)。委員会発足時の世話人は、大沢真一郎、梶村秀樹、久保覚、佐藤勝己、里見実、鈴木道彦、三橋修、宮田節子である。その他、弁護団に、戒能通孝、山根二郎など 26 人、特別弁護人申請者が、金達寿、岡村昭彦、日高六郎、竹内芳郎など 19 人であった。

⁴⁵⁹ (N1: 2-3)

⁴⁶⁰ (Best 1987=2006: 8)

⁴⁶¹ (Tarrow 1994=2006: 193)

⁴⁶² (Levitas 1977)

⁴⁶³ (N23: 4)

⁴⁶⁴ (N23: 4)

⁴⁶⁵ (N1: 2)

⁴⁶⁶ (N23: 5)

⁴⁶⁷ (N1: 6)

⁴⁶⁸ (N28: 4)

⁴⁶⁹ (N28: 8)

⁴⁷⁰ (N32: 6)

⁴⁷¹ (N25: 2-3)

⁴⁷² デリダの議論に大きく影響されたポストモダン法学の知見からすれば、法条文は、個々のケースに適用されてはじめてその意味が形成される。法文は、それが適用・引用されることによって、その都度「力」が再活性化され、その意味が再生産されていく。したがって、法文が具体的な事件と関連づけられる法文の「適用」には、つねにその意味変容の可能性がはまれる。法文の意味に決定的な差異を記入するような画期的な解釈は、しばしば「歴史的判決」となる。

⁴⁷³ これが、金の暴力的行為の問題を簡単に切り捨てずその具体性に付き合わなければならなかった委員会と、事件をめぐってより一般的な啓蒙活動を目指した「偏見と差別を考える会」との最大の相違点であると思われる。

⁴⁷⁴ (最 15)

⁴⁷⁵ (最 306)

⁴⁷⁶ (最 306)

⁴⁷⁷ (最 309-10)

⁴⁷⁸ (最 309-10)

⁴⁷⁹ (鈴木 2007: 146)

⁴⁸⁰ (鈴木 2007: 43)

⁴⁸¹ (鈴木 2007: 51)

⁴⁸² (鈴木 2007: 46)

⁴⁸³ (N7: 10; N14: 16)

⁴⁸⁴ (N23:3)

⁴⁸⁵ (N10: 2-13; N16: 16-19)

⁴⁸⁶ (N7: 10)

⁴⁸⁷ (山本 1982: 36)

⁴⁸⁸ (山本 1982: 34)

⁴⁸⁹ (山本 1982: 113)

⁴⁹⁰ (山本 1982: 69)

⁴⁹¹ (岡村 1968)

492 (N31: 3)

493 (N28: 6)

494 (N28: 6)

495 (N28: 7)

496 (N28: 11)

497 (N40: 13)

498 (N28: 6)

499 (鈴木 2007: 203)

500 (N40: 5; 鈴木 2007: 214)

501 (N 40) とくに、以下の記述を参考。「われわれはこうして公判の過程と金嬉老とのつきあいを通じて、差別社会の中に生きるすべての者にその固有の選択があること、日本人の民族的責任だけではなくて、在日朝鮮人自身にとっても主体と責任の問題があることに気づかされた。われわれは、法廷で日本国家・日本社会の責任を追及した。それは、加害者であるわれわれ自身の主体と責任の行為であった。しかし、われわれがその追究をすればするほど、『自分がこんな風になったのもみな日本のせいだ』という心情が金嬉老を強くとらえていった。たとえば金嬉老は、自分を逮捕して事件発生を予防しなかった日本人警察官にこそ責任がある、といったような責任追及や告発が見られた。これは、われわれと金嬉老との関係の中に存在する大きなジレンマであった。われわれはこのジレンマを解決すべく悪戦苦闘してきたし、それは今も継続中である。しかし、このジレンマは、われわれと金嬉老の間の、特殊なジレンマにすぎないのだろうか。そこにはより深い問題がひそんでいるように、われわれには思われる。確かに日本人と在日朝鮮人との関係は、歴史的社会的に、加害－被害の関係であったし、いまなおあり続けている。その関係が変わらない以上、加害者に向けられる被害者の告発は、きわめて当然の行為であり、加害者は自己の加害の実態をそれによって思い知らされねばならない。同時に、被害者にとって加害者への告発は、単に防衛上必然的な行為であるのみならず、一つの覚醒であり、屈従から彼自身を解き放つ初発のバネでもある。だからこそわれわれは、いかにその告発がわれわれを困難な状況に追い込もうとも、新しい関係の第一歩として、それに立ち向かうべきであると考え」「告発される者が、告発されつつも同時に告発する主体の問題を見ずえることなく、ただ告発の正当さを認めて襟を正して反省すればするほど、そこには自己満足に陥る可能性も含まれるし、そればかりか、告発者の主体をいっそう巧妙な形で荒廃に追いこむ危険性も含まれている。告発する側、される側の両者が、相互に主体と責任を問われるのは、まさにここにおいてである」(N8: 10-11; N27: 5)

502 (N1: 4)

503 (N1: 5)

504 (山本 1982: 243-4)

505 (N13: 18) ; (N13: 8)

506 (鈴木 2007: 183)

507 この点については、鈴木道彦氏 (2013 年 10 月 29 日)、里見実氏 (2013 年 10 月 15 日) から口頭で教示を得た。

508 これは、広場の閉鎖によって実現できなかった (鈴木 2007: 183)

509 (N31: 13-15; N28: 19)

510 (N24: 19; N29: 13)

511 この点については、鈴木道彦氏 (2013 年 10 月 29 日) から口頭で教示を得た。

512 (N13: 34) その交流の様子は、集会「金嬉老事件から 3 年」(1971 年 2 月 20 日) によく表れた。その趣旨は、当時の、同時多発的に闘われている反差別闘争の環のなかで自らの運動の意味を問うというものであり、ここで言及したグループの外に、朝鮮人の被爆者や就職差別、在留許可、沖縄問題などに取り込む多数の運動体が報告を行い、交流した (N23: 2)。

⁵¹³ 月刊『救援』における山際永三の連載論考（1997年11月号）を参考。（<http://www.s-a-t.org/sat/ronnpyo/kyuenset.html>）〈最終アクセス日：2014年2月15日〉

⁵¹⁴ この点については、2013年11月7日、山田貴夫氏（「朴君を囲む会」の世話人）から書面（Eメール）で教示を得た。

⁵¹⁵ (N23: 6-11)

⁵¹⁶ (N28: 14-18)

⁵¹⁷ (N1: 4) ; (鈴木 2007: 224)

⁵¹⁸ (山本 1982: 35)

⁵¹⁹ (N25: 15)

⁵²⁰ (N27: 4)

⁵²¹ 大阪府の「在日朝鮮人子弟の教育を考える会」(N29:16) これと関連し、金嬉老事件が小学校などに刺激を与えた様子が紹介された記事がある。事件から一年が過ぎた時点で、金嬉老事件を特集した『アサヒグラフ』には、ある小学校の卒業式の情景が紹介されている（1969年4月25日号 pp. 26-31）。その学校のあるクラスでは、金嬉老事件について議論を重ねた結果、日本名を名乗っていた朝鮮人の子供が、自分の朝鮮名を取り戻し、自分の誇りを取り戻せたことが取材されている（N27:5; N8:10）この記事取材した報道写真家の岡村昭彦は、金嬉老の生い立ちについての本を編集し（岡村 1968）、特別弁護人申請者として名前を連ねるなど委員会の活動にも協力した。

⁵²² (池上 2003: 42)

⁵²³ (南 1994: 50-51)

⁵²⁴ (N40: 6)

⁵²⁵ (姜 2013: 55)

⁵²⁶ (尹 2008: 261-2) さらに、『日本のなかの朝鮮文化』（総 50 号）を編集した鄭貴文、『架橋』を発行しながら各種の権利闘争に参加し、『(在日) 文学全集』（勉誠出版、2006年、全 18 巻）を共同編集した磯貝治良、在日コリアン女性による初の文藝総合雑誌『在日女性文学 地に舟をこげ』（在日女性文芸協会編、2006年～2012年、総 7 号）を主導した新宅英子（高英梨）の例からも、委員会の思想的影響や人的ネットワークが数十年も続いていたことが示唆される。

⁵²⁷ (李 2010: 111)

⁵²⁸ (野崎 2008: 55)

⁵²⁹ あるクレイムに反論・対抗するレトリックのうち、クレイムを申し立てた人を「偽善的なりべラル」「頭がおかしい環境保護主義者」などとレッテル貼りして、その判断を非合理的で、感情的なものとする主張を「ヒステリアの対抗レトリック」と呼ぶ（赤川 2012: 86）。

⁵³⁰ (鈴木 1972)

⁵³¹ (金 1977) ; (梶村ほか 1977)

⁵³² (N6: 6)

⁵³³ (尹 2008: 263-4)

⁵³⁴ (思想の科学研究会編 1976)

⁵³⁵ (鈴木 2007: 69)

⁵³⁶ (鈴木 2007: 165)

⁵³⁷ (鈴木 2007: 69)

⁵³⁸ (鈴木 2007: 69)

⁵³⁹ コラム「波」（朝日新聞:1982.25:9）

⁵⁴⁰ 『朝日ジャーナル』1968年3月10号（毎日新聞社編 2010: 36-7）からの再引用。

⁵⁴¹ 『朝日ジャーナル』1968年3月10号（毎日新聞社編 2010: 20-21）からの再引用。

⁵⁴² (産経新聞:1968.2.24:15) など。

- 543 毎日新聞、読売新聞、東京新聞、産経新聞、NHK テレビでの報道内容が紹介された（朝鮮日報:1968.2.27:3）。
- 544 （中央日報:1968.2.26:3）
- 545 （中央日報:1968.2.26:3）
- 546 （韓国日報:1968.2.24:3）
- 547 「在日韓国人の悲劇」（日曜新聞:1968.2.25:2）
- 548 駐日特派員団は、日本人記者には自由な公判の傍聴が許されているのに対し、韓国人記者の場合、2回の要請にもかかわらず通常の傍聴者として出入することになっていたことに対し、日本外務省に抗議し、特別傍聴券の発給を求めた（東亜日報:1968.7.22:1）
- 549 （中央日報:1968.2.24:7）
- 550 （朝鮮日報:1968.2.27:3）
- 551 （朝鮮日報:1968.2.27:3）
- 552 （東亜日報:1968.6.27:5）；（京郷新聞:1968.6.27:3）；（京郷新聞:1968.10.2:7）
- 553 （東亜日報:1968.5.9:7）
- 554 「金嬉老救出署名運動推進委員会」が、いつまで、どのような組織的な活動を展開したかは不明である（京郷新聞:1968.9.9:7）；（東亜日報:1968.9.5:7）。
- 555 （金 1999. 221）
- 556 （N18: 9-10）
- 557 （N18: 8-9）
- 558 （N18: 9）
- 559 （N28: 7-8）
- 560 全体分量のおよそ 25%のページが当てられた（N28: 18-24）。
- 561 韓国からの証人た出廷した公判報告文のタイトルが「韓国の民衆は注視している」であった（N28: 7）。
- 562 （N28: 20）
- 563 年度と署名者の数については、新聞記事および金氏との電話インタビューの内容を総合して記述した。2009年韓国の国家人権委員会の「2009年大韓民国人権賞」国民勲章（委員長表彰部門）を受賞される。
- 564 （東亜日報 1968.3.6:3）；（東亜日報:1968.4.20:7）その面会については、以下のインタビュー記事が詳しい。「내가 만난 金嬉老」『女苑』（1968年9月号）pp.139-144. [韓国語]
- 565 （ソウル新聞:1999.8.27:7）
- 566 1970年代以降、金大中元大統領は、民主化運動のなかで^{キム・スファン}金寿煥枢機卿、^{ムン・イッフアン}文益煥牧師など野の宗教家や知識人、運動家と知己を結び、これは彼の活動に大きな遺産となる。その契機は1976年の「3・1救国宣言」の発表とそれによる集団投獄である。金枢機卿は、同事件で投獄された金氏を直接面会し、慰労と激励の言葉を伝えた。金大中は、自伝の中で、「私はこの事件で野の宗教者、知識人の真面目を知ることとなった。彼らの純粋な熱情は私の胸に深く刻印された」（金 2010=2011: 278）と述懐している。この時期の韓国の民主化運動とカトリック教会についての簡略な紹介は、浅見・安（2012: 123-127）を参照。
- 567 1974年、カトリック原州教区長だった^{ジ・ハクスン}池学淳司教が民青学連事件で拘束されたことを契機に結成された。その後、1970年から1980年代は大韓民国の軍部独裁下での維新憲法反対運動、緊急措置無効化運動、民主憲政回復要求、光州民主化運動などの反軍事独裁運動を行い、貧者の生存権確保運動を継続的に展開した。
- 568 1973年8月8日、野党政治家の金大中が、韓国中央情報部（KCIA）により日本の東京都千代田区のホテルから拉致され、ソウルで軟禁状態に置かれ、5日後ソウル市内の自宅前で発見された事件。
- 569 徐勝・徐俊植などが国家保安法違反の容疑で逮捕され、その一部が死刑を含む有罪判決を受けた。
- 570 詳しくは、鄭（2013）を参照。
- 571 （東亜日報:1996.10.13:17）
- 572 和訳著書に、朴（1991）がある。

- 573 法務長官としての在任期間は、裴命仁ベ・ミョンインが 1982 年 6 月 24 日から 1985 年 2 月 18 日まで、鄭海昌チョン・ヘチャンが 1987 年 5 月 26 日から 1988 年 12 月 4 日までである。
- 574 金素雲の翻訳により「死の前にも同胞たちのために」などの題名の「獄中詩」が一部新聞に掲載され（東亜日報:1968.4.20:7）、彼を中心に、詩集として編集して出版するという企画も議論された（東亜日報:1968.8.10:7）。
- 575 （東亜日報 1999.9.6 A21）
- 576 （中央日報:1999.9.4 A21）
- 577 1996 年には、在日朝鮮人から数百人の署名が届けられたこともあった。この点については、署名運動を主導した李・ゼヒョン氏（2010 年 9 月 9 日）から口頭（電話）で教示を得た。
- 578 当時の韓国映画には、こうした側面が反映されている。たとえば、『東京特派員』（1968 年、金洙容キム・スヨン監督）では、北朝鮮のスパイが在日朝鮮人になりすまして、韓国内に潜入する可能性が示めされていた。
- 579 「帰化した韓国人 2 世」（韓国日報:1968.2.23:3）
- 580 （韓国日報:1968.2.27:6）
- 581 彼の支援者である金聲浩の説得によるものとされた（東亜日報:1999.9.6:A21）。
- 582 （東亜日報:1968.6.21:3）
- 583 （京郷新聞:1968.6.25:3）
- 584 （東亜日報:1968.8.10:7）
- 585 （京郷新聞:1968.7.20:7）
- 586 （京郷新聞:1968.9.9:7）
- 587 （林 2011）
- 588 当時、金の服役期間は、1975 年最高裁で無期懲役が確定してから 24 年であり、逮捕された時からはおよそ 31 年となっていた。これ以上、彼を長く収監することには、いくつかの負担が伴ったと思われる。第一に、金の服役期間は、慣例上仮釈放が認められる 17 年前後を大幅に超えており、仮釈放の検討対象者としては最長となっていた。第二に、すでに 70 歳に達している彼がもし獄中死した場合、韓国仮釈放運動を続けてきた韓国の団体から厳しい批判も予想された。第三に、日韓関係の改善という意味でも、彼の収監をこれ以上長引くことは望ましくないとされた。実際、当時法務省幹部は、「金さんの仮釈放は指紋押なつ全廃止と並び、日韓関係改善に向けた成果だ」と胸を張ったと伝えられた（毎日新聞:1999.10.6:東京:4）。
- 589 かつての在日朝鮮人の帰還事業は、「総連」によっては「帰国」とされ、また韓国側は、それを「帰国」ではなく「北送」とであると非難した背景がある。
- 590 （京郷新聞:1999.9.8:6）
- 591 （朴 2005: 126）
- 592 （文化日報:1999.9.8:7）
- 593 （韓国日報:1999.9.5:14）
- 594 （中央日報: 1999.9.4:26）
- 595 （ソウル新聞:1999.9.6:22）
- 596 （京郷新聞:1999.9.7:3）
- 597 （国民日報:1999.9.7:17）
- 598 （ソウル新聞:1999.9.7:22）
- 599 （京郷新聞:1999.9.6:25）
- 600 （京郷新聞:1999.9.6:26）
- 601 （国民日報:1999.9.7:17）（国民日報:1999.9.7:17）（国民日報:1999.9.7:17）（京郷新聞:1999.9.7:3）（ソウル新聞:1999.9.7:22）（京郷新聞:1999.9.6:25）（京郷新聞:1999.9.6:26）
- 602 （京郷新聞:1999.9.6:25）他に、（韓国日報:1999.9.5:14）がある。

-
- ⁶⁰³ (韓国日報:1999.9.8:22) ; (京郷新聞:1999.9.8:3)
- ⁶⁰⁴ 20 人の規模を予定していたが、実際にはおよそ 70 人が空港などで金の「警護」を勤めた (ハンギョレ:1999.9.3:15)。
- ⁶⁰⁵ KBS は『追跡 60 分』(1999 年 9 月 9 日 21:50 からの放送)、MBC は『MBC スペシャル』(1999 年 10 月 10 日 23:15 からの放送) を通じて、釈放運動に関わってきた日本の知識人たちが「英雄化」に同調せず、運動から去って行く様子を伝えた。
- ⁶⁰⁶ 『조안 리의 만남, 속 깊은 이야기』(仁川放送 (iTV) 、1999 年 10 月 10 日 9 時からの放映)
- ⁶⁰⁷ (京郷新聞:1999.9.8:3)
- ⁶⁰⁸ この施設の歴史的背景は、上坂 (1984) に詳しい。
- ⁶⁰⁹ (ハンギョレ:1999.9.10:14)
- ⁶¹⁰ (韓国日報 1999.9.9:22) ; (京郷新聞:1999.9.8:3) ; (韓国日報 1999.9.8:22) ; (世界日報:1999.9.9:21) ; (国民日報:1999.9.8:3) ; (国民日報:1999.9.8:1) ; (京郷新聞:1999.9.8:27)
- ⁶¹¹ (東亜日報:1999.9.28:22) ; (毎日経済新聞:1999.10.8:2) ; (世界日報:1999.9.14:21) ; (ハンギョレ:1999.9.14:14) ; (毎日経済新聞:1999.9.14:1) ; (国民日報:1999.9.14:18) ; (ソウル新聞:1999.9.14:21) ; (毎日経済新聞:1999.9.21:1) ; (東亜日報:1999.9.14:21) ; (世界日報:1999.9.13:21) ; (東亜日報:1999.10.25:29) (毎日経済新聞:2000.4.14:1) ; (世界日報:2000.4.14:11) ; (世界日報:1999.9.12:21) ; (ハンギョレ:1999.9.11:22) ; (ソウル新聞:1999.9.11:21) ; (世界日報:1999.9.10:21) ; (韓国日報:1999.9.14:21) (国民日報:1999.9.10:2) ; (京郷新聞:1999.9.10:25) ; (ソウル新聞:1999.9.10:21) ; (世界日報:1999.9.9:21) ; (世界日報:1999.9.9:23) ; (京郷新聞:1999.9.9:23)
- ⁶¹² (連合ニュース:1999.9.6)
- ⁶¹³ (京郷新聞:1999.9.6:2)
- ⁶¹⁴ 朴三中和個人的に関係のある「統一文化研究所」の金ジュンボップ次長の仲介による。
- ⁶¹⁵ (中央日報:1999.9.11:30)
- ⁶¹⁶ 金の手記は、1999 年 9 月 9 日から、中央日報のトップ・ページに連載されはじめ、単行本 (金 1999) となった。
- ⁶¹⁷ 1999 年当時行われたある世論調査では、「差別に抗拒したことであり、ほめられるべき」の意見が 59.9%、「殺人犯であるので、度を過ぎた英雄視は不当」の意見が 43.1%であった。この調査結果を伝えた新聞の見出しは「權嬉老、英雄視は正しくない 43.1%」となっていた (東亜日報:1999.9.17:7)。応答者の 6 割近くが、金を単純な「殺人犯」ではないと考えたいことは、当時の社会的雰囲気をよく表している。他方、「金の英雄化」についてのほかの調査では、「反対」が 49.4%、「当然」が 44.05%であった (韓国日報:1999.9.9:7)。
- ⁶¹⁸ (文化日報:1999.9.10:7)
- ⁶¹⁹ (韓国日報:1999.9.7:11)
- ⁶²⁰ (韓国日報:1999.9.5:6)
- ⁶²¹ (京郷新聞:1999.9.10:6) ; (ソウル新聞:1999.9.9:6)
- ⁶²² (京郷新聞:1999.9.10:25) ; (文化日報:1999.9.8:7)
- ⁶²³ (京郷新聞:1999.9.10:6) ; (韓国日報:1999.9.9:7)
- ⁶²⁴ (ソウル新聞:1999.9.8:7)
- ⁶²⁵ 「特派員コラム『記者の目』「日本人の『本音』」」 (東亜日報:1999.9.9:A6)
- ⁶²⁶ (韓国日報:1999.8.27:6)
- ⁶²⁷ (韓国日報:1999.9.8:22)
- ⁶²⁸ (韓国日報:1999.8.27:6) ; (ソウル新聞:1999.8.30:12)
- ⁶²⁹ (ハンギョレ:1999.9.4:22)
- ⁶³⁰ (文化日報:1999.8.28:7)

-
- 631 (ハンギョレ:1999.9.14:10)
- 632 (東亜日報:1999.10:8:6)
- 633 (文化日報 1999.10.20:7)
- 634 (文化日報:1999.9.14:7)
- 635 (京郷新聞:1999.9.10:6) ; (東亜日報:1999.9.8:A7)
- 636 (東亜日報:1999.9.18:29) ; (ハンギョレ:1999.9:8:4) の「社説」
- 637 (東亜日報:1999.9:8:7) ; (東亜日報:1999.9:14: A21)
- 638 (東亜日報:1999.9.12:6)
- 639 (東亜日報:1999.9.19:6)
- 640 1998年12月に草案された「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」について、大統領が8月末に見直しを指示した状況であった。その内容をめぐっては、「在米同胞」と、「中国同胞」や「ロシア同胞」との間における公平性および血統主義が論争の主題となった。
- 641 (毎日経済新聞:1999.9.9:6)
- 642 (韓国日報:1999.8.27) の「社説」
- 643 「チョ・グァンドンコラム」(『統一韓国』通巻第190号(1999年10月号) pp.72-75.) [韓国語]
- 644 (東亜日報:1999.9.13:20-21)
- 645 (ハンギョレ:1993.7.30:2) (東亜日報:1996.8.27:5)
- 646 コラム「『右傾化する日本』と金嬉老」(世界日報:1999.8.17:7)
- 647 (中央日報:1999.9.8:3) (中央日報:1999.9.11:2)
- 648 (東亜日報:1999.9:7:8)
- 649 (韓国日報:1999.9:8:22)
- 650 「タイミングの悪さには政治的な効力があると、私は信じている」(Derrida 1993=1994: 88)
- 651 (韓国日報:2000.9:5:29)
- 652 「新聞 358GH」『メディア批評』 pp.124 -126.
- 653 (韓国日報:2000.9.5:29)
- 654 (ソウル新聞:2000.9.6:7)
- 655 (ソウル新聞:2000.9:6:7)
- 656 (国民日報:1999.9.6:6) の「社説」
- 657 (ソウル新聞:2001.1.9:6)
- 658 (韓国日報:2000.10.26)
- 659 (国民日報:2000.10.26:27) など。
- 660 (世界日報:2001.2.20:7)
- 661 (ハンギョレ:2000.5.23:16) ; (東亜日報:2000.5.23:25)
- 662 (<http://www.tamanegiya.com/kinnkiroutoahobunnkajinn21.1.23.html>) (最終アクセス日:2014年2月15日)
- 663 (Jameson 1982=2010: 11)
- 664 (○) 2009: 374-6; 398-401)
- 665 (中央日報:1968.2.26:3) ただ、「3・1運動」における「大韓」とは、日本帝国によって被植民地化された「大韓帝国」のことである。
- 666 『Korea Today』2000年6月号 (<http://blog.naver.com/kdjang9200?Redirect=Log&logNo=130130640324>) (最終アクセス日:2014年2月15日) [韓国語]
- 667 (京郷新聞:2000.7.26:15)
- 668 (世界日報:2000.9:6:23) (ハンギョレ:2000.9.7:16)
- 669 社説「金嬉老の命運」(韓国日報:1968.2.25:1)

-
- 670 『媒体批評』 第346号 (1999年9月8日号) p.1. [韓国語]
- 671 また、多くの新聞は「韓国に帰りなさい」という母の遺言を聞いて金が韓国行きの「涙署名」をしたと伝えたが(中央日報:1999.9.8)、当時の母の健康状態などからして、その「遺言」の真偽は不明である。
- 672 (韓国日報:1999.9.8:22)
- 673 (韓国経済新聞:1999.9.7:1) (京郷新聞:1999.9.8:27)
- 674 (金 1999)
- 675 (金 1999: 18)
- 676 (金 1999: 197)
- 677 (日本読書新聞:1968.4.15: 1)
- 678 『思想の科学』(1972年第6次通4号) pp.26-34.
- 679 日本における朝鮮人の母、すなわち「オモニ」への注目として、下記を参考。『季刊三千里』(1975秋)3号の金泰生の寄稿文「ある女の生涯」、『季刊三千里』(1976春)5号の平林久枝著「糸を紡いだ女たち」、『季刊三千里』(1978冬)16号の「私にとっての朝鮮・日本」への応募文、『季刊三千里』(1981秋)27号、辛基秀の「奈良墨づくりの朴ハルモニ」、『季刊三千里』(1986秋)47号、辛基秀の「紡績の街の沈ハルモニ」、季刊誌『まだん』1号、申照著「祖母の味」、金栄・梁澄子共著『海を渡った朝鮮人海女』(1988年)、小野順子『オモニ 在日朝鮮人の妻として生きた母』、本田靖春の『私たちのオモニ』(1992年)
- 680 (Ghasemi and Hajizadeh 2012)
- 681 民族衣装による「在日朝鮮人女性」のステレオタイプ化については、(梁 2003: 35-56; 39)を参照。
- 682 「日本的オリエンタリズム」あるいは「セルフオリエンタリズム」については、(姜 1988: 133-39)、日本映画との関連は、(梁 2003: 51)を参照。マイノリティ文学におけるアフリカ系アメリカ人独自の「母性」については、戸田由紀子(2008:8)を参考。
- 683 『週刊朝日』通巻2559号(1968年3月1日発行) p.2.
- 684 「有限な専有」は、専有(appropriation)に接頭語「ex-」を付けた「脱専有=脱自己固有化(exappropriation)」という造語によって説明される。「私が〈脱専有 exappropriation〉と呼ぶのは、意味を専有しようと試みながら意味のほうに赴きながらも、他方では、それを認めようが認めまいが、意味が自分にとって馴染みないもの、超越的なもの、他なるものであってほしいと望みながら、他者性があるところにこそ意味は留まることを知り、かつ欲するといった二重の運動のことなのです。意味を徹底的に余すところなく、再専有できるのなら、もはや意味はなくなってしまおうでしょう。意味を絶対に専有したくないのならば、やはり意味はないことになるでしょう。したがって、有限の専有の運動、すなわち脱専有が必要なのです。(中略)一般的に、意味の条件とは、有限の専有であり、脱専有であるのです。無限の存在にとっては意味はありません。なにも専有することができない、あるいはあらゆることを専有することができる存在に対しては、意味はないのです。意味の緊張は、つまりわたしたちが意味や実存、志向性、欲望に「近づく」ときの出発点となる最も一般的な二重の法(ダブル・バンドといってもよいでしょう)の緊張です。私が専有するものは外部に留まり続けなければならず、改めて意味をもつためには十分に(わたしとは)他なるものであり続けなければなりません」(Derrida and Stiegler:1996=2005: 178-9)
- 685 (Ghosh 2011: 41-50)
- 686 (Lule 2011: 138-9)
- 687 (http://www.sharenator.com/to_our_sharenator_veterans/Tiananmen_Tank_Man_Google_China-178782.html)
(最終アクセス日: 2014年2月15日)
- 688 「Goo Goo Gai Pan」『The Simpsons』(12th episode, season 16, Fox Broadcasting Company) (放映日: 2005年3月13日)
- 689 (<http://www.zazzle.co.jp/propaganda>) (最終アクセス日: 2014年2月15日)

⁶⁹⁰ デリダの「democracy-to-come」の概念にもとづいた「タンクマン」の分析については、Hsu (2008) を参考。

⁶⁹¹ ただ当時は、事件を「反権力闘争」として捉える立場があったものの、それは「民族的責任」を果たすことを強調する、もう一つの観点との葛藤関係のなかで常に相対化されており、その緊張関係のなかで「事件の意味」についての議論が深まった (N7:10; 14:16; 40)。たとえば、事件の翌年に開かれた 2 回にわたるシンポジウム「金嬉老事件から一年」(1969 年 2 月 21 日、6 月 28 日) では、事件を「日本人の責任の問題」としてとらえる立場と、「反権力の問題から入ってゆくべきだ」という二つの考え方が提示され、「決着」がつかず、活発な討論が行われた (N10:2-13)。そこでは、金の警察との対決を、東大闘争と同じような反権力闘争とみなすべきか、その場合「民族的差別」という論点はどのように位置づけられるのか、旅館での金と「人質」たち間の関係を、ある種の「コミュニケーション」としてとらえることができるのか (N7:10)、朝鮮人の考える「反権力」と日本人が考える「反権力」は同じものなのかなどの論点が出されている。その後にも、金を「同志」と規定する「反権力論」をめぐって、非抑圧者 (在日朝鮮人) と抑圧者 (日本人) との「連帯」は可能なのか、「金嬉老の持っている対警察権力斗争 (ママ) へのエネルギーに対する共感と戦術上の教訓が引き出されるところで忘却されてしまう彼の『在日朝鮮人という存在条件』をどう考えるかが問われ、議論された (N16:16-19)。

⁶⁹² 『解ってたまるか』は福田本人の演出により 1968 年 6 月に東京日比谷の日生劇場で初演され、その後「劇団昴」(1978 年)、「劇団四季」(2005 年、2007 年、2008 年) によって『解ってたまるか!』というタイトルで繰り返し上演された。その内容を収録した DVD (NHK エンタープライズ、138 分) が 2005 年に発売された。

⁶⁹³ 代表例として、ある個人運営ホームページには、金嬉老事件が下記のような資料カテゴリーとともに並べられている。「いじめ問題」「冤罪」「オウム真理教」「グリコ・森永事件」「警察・警察官の手記・捜査関連」「刑務所」「酒鬼薔薇聖斗」「狭山事件」「左翼・右翼・過激派」「三億円事件」「死刑・死刑囚」「事件ダイジェスト・オムニバス」「事件ルポ・犯罪小説」「事故・災害」「自殺問題」「下山・三鷹・松川事件」「宗教」「少年犯罪」「昭和史・戦後史」「精神病・精神鑑定」「生と死」「帝銀事件」「テロ」「同和問題」「犯罪エッセイ・対談・評論」「犯罪学」「犯罪者の手記」「犯罪心理学」「犯罪白書」「犯罪被害者」「法医学」「未解決事件」「宮崎勤」「やくざ・暴力団」「薬物・毒物」。(http://yabusaka.moo.jp/sankou-janru.htm) このようなページ他にも多数ある。〈最終アクセス日：2014 年 2 月 15 日〉

⁶⁹⁴ (N22: 28)

⁶⁹⁵ 「金嬉老を狂気乱舞させた韓国版バイアグラ」(ワイド (続) 真っ青な噂ヒドい噂) 『週刊新潮』(2000 年 9 月) 45 (36)、「独占告白 金嬉老・71 歳『私を勃たせた"韓国版バイアグラ"の威力』」『週刊現代』(2000 年 1 月 29 日発行) 42 (4) pp.48~50、「韓国版バイアグラの広告塔になる「金嬉老」の頑張り (ワイド特集 本誌 [週刊新潮] 「半世紀」を飾った主役の格付け 第 2 部)」『週刊新潮』(新潮社) (2000 年 4 月 6 日発行) 45 (14) p.54 など。

⁶⁹⁶ 「유인촌의 전쟁...누구를 위한 것인가?」『프레이션』(2009 年 6 月 9 日)

(http://member.pressian.com/article/article.asp?article_num=60090609112159§ion=03) 〈最終アクセス日：2014 年 2 月 15 日〉 [韓国語]

⁶⁹⁷ ブログ記事「재일교포 차별에 저항했던 권희로, 그리고 병맛 유인촌」(「在日同胞差別に抵抗したグォンヒロ」と、そしてバカ柳仁村) (http://ask.nate.com/knote/view.html?num=1306202) など。〈最終アクセス日：2014 年 2 月 15 日〉 [韓国語]

⁶⁹⁸ 代表的なものとして「ネイト」(www.nate.com) やコミュニティサイト「dc inside」(dcinside.com) などがある。

⁶⁹⁹ 「空前の大アンケート 証言「日本の黄金時代 1964-74」各界著名人 332 名 衝撃の記憶」『文芸春秋』81 (11) pp.289-97.

- 700 「カ石徹の死、よど号ハイジャック、金嬉老事件…… 『あしたのジョー』 とあの時代」『中央公論』126 (3) (2011年3月号) pp.104-113.
- 701 (福永 2005) ; (歴史の謎を探る会編 2006)
- 702 (新人物往来社編 2010: 142) ; (福永 2005: 93)
- 703 「メディア・イベント」は、単に集团的記憶に実質を与えるだけでなく、枠組をも与える。すなわち、それは、個人的時間と歴史的時間を組み立てり際の記憶のシステムを提供する (Dayan and Katz 1992=1996: 281)
- 704 (Harvey 1979) ; (Morris-Suzuki 2004=2004)
- 705 (本田 1982: 194)
- 706 「招集された寸又峡観光会議——<現地報告> 金嬉老逮捕の後の温泉地の思惑」『週刊文春』10 (10) 通巻 460 号 (1968年3月) p.130-133.
- 707 「金嬉老事件から 37 年 ふじみや旅館が売り出す『籠城鍋』(ワイド大特集 戦後 60 年重大事件の目撃者 私は現場にいた!)」『週刊文春』47 (31) (通号 2339) (2005年8月11/18日発行) pp.189-90.
- 708 旅館主は、金の死亡後『『記憶が風化する』『残した方がいい』という周囲の声に押され資料館のオープンに踏み切った』という。旅館 1 階の広間の棚と壁に、当時の新聞記事や写真など関連資料 200 以上を展示した。入場料は、大人 700 円、子供 400 円。2011 年末、旅館の廃業と同時に閉館 (「金嬉老事件の現場に資料館 風化懸念し旅館おかみ公開」<<http://www.47news.jp/CN/201005/CN2010050801000454.html>> (最終アクセス日: 2014年2月15日)
- 709 (<http://www.47news.jp/CN/201005/CN2010050801000454.html>) (最終アクセス日: 2014年2月15日)
- 710 詳しくは、鄭 (2013) を参考。
- 711 コメンテーターとして出演した姜尚中の発言
- 712 (伸 2000: 32)
- 713 「私は韓国に住んでいた事もあり、日本人に対する韓国人の気持ちがちょっとは分かっているつもりです。でも、韓流、韓流というこの時代に、昔の日韓の歴史や人々の思いを知っている人、特に若い人たちはどれだけいるだろう、と思いました。この時間帯にこういう問題を提起できる番組を作ってくださいありがとうございます。」(さとか、女性、20代、2008/11/24)
- 714 「今、私の大学にはたくさんの韓国人留学生がいて、友達も多いのですが、60 年代の日本の在日コリアンに向けた差別にびっくりしました。金嬉老さんのしたことは警官への無差別の八つ当たりで悪いことだとも思いつつ率直に重罪だと断罪できないのが印象的でした。いま築けている韓国人留学生との友人関係を愚かな行為で壊さないように大事にしていきたいです。」(女性、20代、2008/11/24)、「私には少ないですが在日コリアンの友人がいます。差別を無くすには、人と人との交流と理解が必要です。オモニのご冥福を心よりお祈り申し上げます。」(横浜、34才、女性、2008/11/24)
- 715 (女性、50代、2008/11/25)
- 716 (男性、40代、2008/11/24)
- 717 たとえば、雑誌『SAPIO』『正論』『諸君!』では、しばしば「嫌韓」の特集が組まれる。その他、PHP 研究所、小学館、扶桑社、祥伝社、展転社、晋遊舎などの出版社から「嫌韓」を「ウリ」にした本が多数出版されている。
- 718 (佐藤 1999)
- 719 (高山 2000)
- 720 (京郷新聞: 1999.9.8:27)
- 721 1964 年から関わっていた日本朝鮮研究所を「現代コリア研究所」に改称した。引用文は、『朝鮮研究』から『現代コリア』と改められた機関誌に掲載されたものである。
- 722 (鄭 2004 : 193)
- 723 「ネット右翼」という概念の操作的定義については、辻 (2008) を参考。

-
- ⁷²⁴ ここでいう排外主義とは、「国家は国民だけのものであり、外国に出自を持つ（とされる）集団は国民国家の脅威であるとするイデオロギー」を指す（Mudde 2007: 19）；（樋口 2012: 2）。
- ⁷²⁵ (<http://bakankokunews.blog.fc2.com>) 〈最終アクセス日：2014年2月15日〉
- ⁷²⁶ (<http://kimsoku.com>) 〈最終アクセス日：2014年2月15日〉
- ⁷²⁷ こうした「まとめサイト」をさらにまとめたブログなどからは、2013年12月現在、類似したサイトが40以上確認できる。（<http://ken-ch.vqpv.biz>）〈最終アクセス日：2014年2月15日〉
- ⁷²⁸ (<http://bakankokunews.blog.fc2.com/blog-entry-509.html>) 〈最終アクセス日：2014年2月15日〉
- ⁷²⁹ (<http://bakankokunews.blog.fc2.com/blog-entry-231.html>) 〈最終アクセス日：2014年2月15日〉
- ⁷³⁰ たとえば、下記の記述目録を参考。「[歴史の真実-不逞朝鮮人列伝（在日含む）] 約400年前に来日した「朝鮮通信使」による日本罵倒侮辱発言、128年前に福沢諭吉が「脱亜論」を発表した理由、安重根（併合強行派）による伊藤博文暗殺事件、関東大震災時朝鮮人放火暴虐事件（日本人死者13万人以上）、朴烈による大正天皇・皇太子（昭和天皇）暗殺未遂事件、李奉昌による昭和天皇暗殺未遂（桜田門）事件、尹奉吉による上海天長節爆弾事件、和夫一家殺害事件、朝鮮進駐軍暴虐事件（日本人死者4,000人以上）、李承晩による竹島襲撃占領漁師殺害人質事件（日本人死者44人、人質3,929人、13年間拘束）、金嬉老による殺人・人質籠城事件、北朝（赤軍派・統一）による日赤ビル破壊未遂・よど号ハイジャック・日本人妻誘拐事件、北朝（創価・統一・総連・民団）による日本人拉致事件、在日左翼主導（全学連・全共闘）による安保闘争・東大安田講堂乗っ取り事件、在日左翼主導（連合赤軍）による浅間山荘人質籠城事件・山岳ベース事件・内ゲバ殺人事件、ベトナム戦争時大虐殺強姦事件・ライタイハン問題（非武装民間人死者30万人以上、強姦による"ベ-韓"混血児1万人以上）、参戦・派兵していない日本に責任転嫁、尼崎市連続監禁殺人事件（在日）、韓国人感染者（売春業者・売春婦）による日本へのエイズテロ事件（日本を除く全世界で報道済）、李明博（元在日）による竹島不法上陸事件・天皇侮辱発言、偽装帰化人（日本国に忠誠を誓わず帰化）政治家・芸能人・有名人・文化人による反日工作活動・日本罵倒・侮辱・虚偽・二枚舌発言・偽証・外患誘致行為（死刑または無期懲役に相当）、その他数え切れないほど幾多の凶悪犯罪諸々。（以下略）（<http://zaitokukaimewosamase.seesaa.net/article/359537939.html>）〈最終アクセス日：2014年2月15日〉
- ⁷³¹ 「韓国の恨の精神って草の根無差別テロ」（<http://bakankokunews.blog.fc2.com/blog-entry-231.html>）〈最終アクセス日：2014年2月15日〉
- ⁷³² (<http://bakankokunews.blog.fc2.com/blog-entry-231.html>) 〈最終アクセス日：2014年2月15日〉
- ⁷³³ 2011年8月以降、フジテレビジョンの番組編成が「偏向」「韓流への偏重」であるとして継続的に行われている一連の抗議デモ活動
- ⁷³⁴ 「ネット右翼」についての実証調査からもこの点が示唆されており、「『ネット右翼』的な層」は、マスコミに対する信用度が低く、「日本のマスコミの情報は偏っていて信用できない」と考えている人の割合が、そうではない層の2倍を超えている（辻 2008: 11-12）。
- ⁷³⁵ (<http://tondemonai2.web.fc2.com/211.html>) 〈最終アクセス日：2014年2月15日〉
- ⁷³⁶ (<http://read2ch.com/r/mass/1227510449/>) 「文責・名無しさん[] 2008/11/24（月） 20:51:26 ID:gvO9eVyc0（1/1）」〈最終アクセス日：2014年2月15日〉
- ⁷³⁷ (<http://read2ch.com/r/mass/1227510449/>) 「文責・名無しさん[] 2008/11/24（月） 19:48:25 ID:WrvIz+qNO（1/1）」〈最終アクセス日：2014年2月15日〉
- ⁷³⁸ (<http://www.tamanegiya.com/terebiasahitokinnk20.11.25.html>) 〈最終アクセス日：2014年2月15日〉
- ⁷³⁹ (Melley 2000: 69-70)
- ⁷⁴⁰ (Jameson 1992: 3)
- ⁷⁴¹ (鄭 2004)
- ⁷⁴² (高原 2006)
- ⁷⁴³ (北田 2005:192-216)；(鈴木 2005:136-57)

⁷⁴⁴ (樋口 2012: 6-8)

⁷⁴⁵ (柏崎 2011)

⁷⁴⁶ 代表的組織としては、「在日特権を許さない市民の会」(在特会)、「NPO 外国人犯罪追放運動」「外国人参政権に反対する会」「主権回復を目指す会」(主権会)、日本を護る市民の会(日護会)、「千風の会」などがる(「“市民の顔した右翼の時代”の到来か、市民団体化する右派勢力」『日刊ベリタ』(<http://www.nikkanberita.com/read.cgi?id=200902231138491>)〈最終アクセス日:2014年2月15日〉)

⁷⁴⁷ 「金嬉老元受刑囚が入国希望」(毎日新聞:2010.2.27:夕刊:10)

⁷⁴⁸ 集会の告知:(http://www.zaitokukai.info/modules/piCal/index.php?action=View&event_id=0000000227)、活動報告:(<http://www.zaitokukai.info/modules/news/article.php?storyid=350>)〈最終アクセス日:2014年2月15日〉「在日特権を許さない市民の会」、通称「在特会」は、公式ホームページの情報によれば、全国支部の会員は、2012年1月現在11107人(男性9457人、女性1645人)に及ぶ。活動のネット配信に注力しており、「Yahoo!」や「google」などの主要検索エンジンで、100万件以上の関連動画が検索される。「Youtube」だけで500件以上の活動報告映像をアップロードしている。(<http://ameblo.jp/doronpa01/entry-10472886389.html>) 〈最終アクセス日:2014年2月15日〉

⁷⁴⁹ 関連 web ページ:(<http://81.xmbs.jp/piroshigogo-208231-ch.php?guid=on>)、「2ちゃんねる」の関連掲示板:(<http://tsushima.2ch.net/test/read.cgi/news/1267275016/150>)、「【在特会】緊急生放送!金嬉老の再入国断固反対 in 法務省前」(<http://live.nicovideo.jp/watch/lv12445260>)〈最終アクセス日:2014年2月15日〉

⁷⁵⁰ (<http://blog.livedoor.jp/samuraiari/archives/51480177.html>) 〈最終アクセス日:2014年2月15日〉

⁷⁵¹ 「東亜日報」インターネット版記事「終わっていない『金の戦争』」(2010年3月27日)(<http://japanese.donga.com/srv/service.php3?biid=2010032706768>)〈最終アクセス日:2014年2月15日〉(韓国語)

⁷⁵² (韓国日報1999.9.5:14)

⁷⁵³ (世界日報:1999.9.8:7)

⁷⁵⁴ (東亜日報:1990.10.10:17)

⁷⁵⁵ 「안중근사상 현대적조명」(毎日経済新聞:1991.3.27:10)

⁷⁵⁶ (京郷新聞:1994.3.11:17) (ハンギョレ:1994.5.13:13)

⁷⁵⁷ (東亜日報:1998.8.17:3)

⁷⁵⁸ 「伊藤博文暗殺から100年、韓国で記念式典」(読売新聞:2009.1.27:)

⁷⁵⁹ 韓国外交部の趙泰永報道官は、「日本の帝国主義・軍国主義時代に伊藤博文がどんな人物であったか、日本が当時の周辺国にどんな事をしたかを振り返ってみれば、官房長官のような発言はありえない」と反論した。中国の洪磊外交部報道官も、「安重根義士は歴史上の有名な抗日烈士であり、中国でも尊敬されている」として韓国を援護した。これに対し菅長官は、「随分と過剰反応だなというふうに思う。私は従来のがわが国の立場を淡々と述べただけだ」と述べた。

⁷⁶⁰ (http://foto.sportschosun.com/news/ntype2_o.htm?ut=1&name=/news/life/200602/20060214/62n23006.htm)〈最終アクセス日:2014年2月15日〉

⁷⁶¹ この事件と関連し、韓国の大統領李明博は日本の首相鳩山由紀夫に手紙を送り、遺憾の意と弔意を伝え、また国務総理首も、死亡した日本人観光客の家族を見舞い、謝罪した。その時に文化体育観光部長官として被害者家族の補償協議を行ったのが、映画『金の戦争』で金嬉老を演じた柳仁村である。(<http://i-ikioi.com/th/news4plus/1258372301>)〈最終アクセス日:2014年2月15日〉

⁷⁶² (<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=104&oid=001&aid=0003191093>)〈最終アクセス日:2014年2月15日〉

⁷⁶³ たとえば、ワイドショー『ワイドスクランブル』(テレビ朝日)では、新聞内容を要約・紹介する「タ刊キャッチアップ」のコーナーにおいて「昭和史の舞台『金嬉老事件』の旅館は廃業」として『東京スポーツ』の記事(18面)を紹介し、コメンテーターのコメントが加えられた。

764 (毎日新聞:2012.3.7:夕刊:東京:5)

765 新井克弥 (2012) 「劇場型社会、課題は『犯罪』から『政治』へ」(1) (2) (3) (<http://blogos.com/article/52030/>) ; (<http://blogos.com/article/52031/>) ; (<http://blogos.com/article/52032/>) 〈最終アクセス日 : 2014 年 2 月 15 日〉

766 (<http://blogs.yahoo.co.jp/mediakatsuya/64118788.html>) 〈最終アクセス日 : 2014 年 2 月 15 日〉

767 (Taylor 1989=2010: 59)

768 (新宮・立木編 2005: 68)

769 (Alexander 2012: 4)

770 戦争を経験していない世代であっても、その文化的記憶が共同体内で引き継がれている限り、歴史的
外傷の犠牲者となる。近年、太平洋戦争、沖縄戦、韓国戦争、ベトナム戦などを含め、北東アジア地域に
おける数々の戦争暴力の記憶とトラウマの問題を、ナショナル・ヒストリーを超えた水準で捉えようとす
る努力がなされている (동아시아 평화인권 한국위원회 2001) ; (인하대학교 한국학연구소 편 2013) (高
橋・北川・中島編 2007)。そのなかでも、「大東亜共栄圏」にまつわる植民地主義と戦争が、韓国人、日
本人、在日朝鮮人などコリアン系ディアスポラに対して与えたトラウマの相互関連性を主題化するための
学術的努力が注目されている。日本帝国は、日本人／朝鮮人／中国人の間での差別と暴力、敵対と憎悪を
内面化することにより、民族的アイデンティティおよび生活方式において「東亜トラウマ」と呼ぶべき深
い亀裂と傷痕を残した (유・차編 2013: 6-7)。またコリアンの歴史的トラウマは、「被植民化のトラウマ」
がその根源であり、「離散のトラウマ」および「分断のトラウマ」が加えられることで錯綜した構造を持
っている (건국대학교 통일인문학연구원 2012: 342-343)。

771 関東大震災当時の船橋海軍無線送信所長が残した「大森良三大尉記録」を参考。「朝鮮人襲来の報にお
びえて、法典村長を通じて召集した自警団に対し 4 日夜、『諸君ノ最良ナル手段ト報国的精神トニヨリ該
敵ノ殲滅ニ努メラレ度シ』と訓示したために現実に殺害事件を惹起せしめ」た (松尾 1963: 44-61)。

772 (Dower 1993=2010: 79-12)

773 植民当局は、「支配する者の不安」をうち消すために、台湾や朝鮮の「新附の民」にも天皇ゆかりの学
校儀式を実施し、「わたしたちは同じ願いを持っている」ことを強調した。また、その「フィクション」
に異を唱える者は、容赦のない暴力にさらされた (駒込 1996)。

774 (Bhabha 1994:94-120)

775 もちろん、韓国の民族主義の歴史的形成には、欧米と日本の帝国主義的外交をはじめとする構造的
要素のみならず、中心的な種族中心的な民族観念 (ethnic notion of nation) が浮上に関わる偶発性および、そ
れと「人種」や「階級」など他の集団的アイデンティティと競争などが重層的に関わっていた (Shin
2006: 8-11)。しかしながら、前近代的な原-民族 (proto-nation) あるいは種族 (ethnie) が近代的な言語と
して再構築される過程において、「外勢の脅威」に対する危機意識および被植民化の体験が韓国のナシ
ョナリズムの最も重要な一側面であるが広く認められている (Schmid 2002)。

776 (Morris-Suzuki 2007→2011: 118) なお、「権力に反抗する『群れ』に対する恐怖」の問題は、より一
般的な政治哲学的考察の対象となってきた。これは、たとえば、Baribar (1997=2007) によって、people
(demos) への恐怖 (terror) として、Negri=Hart (2004=2005) によって、「多数=マルチチュードの力能」
への恐怖として理解された。金嬉老の多面体性と関連しては、反乱者の「多頭のヒドラ (many-headed
hydra)」としてのイメージが、ここに深くかかわる (Linebaugh and Rediker 2001)。

777 (下河辺編 2009)

778 韓国戦争は、戦争の物理的被害だけでなく、「同族間の殺し合い」による心理的な呵責を伴いながら、
韓国の分断体制における敵対的な社会心理を生み出した (진 2011)。韓国の集団的トラウマは、(1) 大韓
帝国の国権剥奪による民族的リビドーの挫折・封鎖からはじまり (2) 国家を失った民族が他の地域に移
住するという状況による離散のトラウマ、(3) 1945 年以降の独立国家建設の熱望にもかかわらず、2 つの
国家に分裂した分断のトラウマ、そして (4) 戦争の敵対的な大衆心理を固定化した韓国戦争のトラウマ

および (5) 南と北の政権によるそれぞれの国民化の過程における国家暴力のトラウマが加わり複雑に錯綜する形で形成されてきた (건국대학교 통일인문학연구단 2012)。

⁷⁷⁹ たとえば、朝鮮人をデリダの「他者」の位置に置くことは、朝鮮人を全肯定することを求めているかのような乱暴な誤解を生じやすい。「他者としての在日朝鮮人」についての重要な論考として、高橋 (1999) とりわけ、pp.253-256 を参考。

⁷⁸⁰ たとえば、Kearney (2002) を参考。

⁷⁸¹ (Derrida 1993=1994)

⁷⁸² それは、個別性の普遍性への包摂、他者に対する相互承認、すなわち、他者の特異性が言語的に分節＝専有され、政治的・社会的承認が行われ、普遍性・公共性が修正されていくという「承認の行程」をめぐる歴史の物語である。一方、グローバル化に伴う移民の急増を背景に、外国人・非市民など「他者」の問題は、こうした承認のフレームワークの、ポストナショナルな将来についての考察を触発させてきた。こうした流れにおいて、公共性の自己変容 (ハーバーマス)、あるいは「民主的回復」を通じた政治的境界線の漸進的变化 (セラーベン・ハビブ)、多文化的市民権 (キムリッカ) など、ネーションの内的変容や境界線の解放をめぐるさまざまな議論は、全体性への包摂におけるヘーゲルの閉鎖 (closure) をカント的理想に向かって開くための試みであるといえる。

⁷⁸³ 「コスメティック・マルティカルチュラリズム (cosmetic multiculturalism)」は、社会構造的な変容を求めない多文化主義の内実を批判的に問うための概念である。「コスメティック・マルティカルチュラリズム」の中に受け入れられる文化の多様性とは、(1) 政治や平凡な日常世界とは切り離され、闘争・葛藤・暴力の記憶が消されたような、審美的な枠組みとしての「文化」、(2) 特定の管理可能な形態かあるいは空間に展示されるものに限られる「文化」、(3) 既存の制度の構造的改変を迫らない外面的な装飾としての「文化」である (モーリス=スズキ 2002: 154-156)。すなわち、この概念は、既成の利害関係をほとんど脅かすことなく、既存の制度の根本的な再考を迫ることのないような安全な異質性・他者性が、表面的な多様性として公的に承認されることの限界を示している。

⁷⁸⁴ 下記の説明を参考せよ。「out of joint あるいは Un-fuge としての脱一白とは、脱一構築そのものだといえるかもしれない。他者との関係が開かれるためには、「われわれの現在としての現在」の安定性が破られ、「私の生あるいはわれわれの生」の調和が破砕されてしまうような、アナクロニック (反時間的) な契機が介入してくる必要がある。いいかえれば、存在と時間の秩序を攪乱し、一者あるいは全体性への「結集」の運動に乱調をもたらすもの、それこそ他者の到来であり、ここでは幽霊的他者の到来なのだ」 (高橋 1998: 253-254)

⁷⁸⁵ (<http://blog.livedoor.jp/kaikaihanno/archives/33303367.html>) 〈最終アクセス日: 2014年2月15日〉

⁷⁸⁶ (樋口 2006) ; (樽本 2007) ; (近藤 1996)

⁷⁸⁷ (Jameson 1981=2010: 12)

⁷⁸⁸ (Derrida 1997=1999: 64)

⁷⁸⁹ たとえば、ハーバーマスとデリダの視角差は、「規制的理想 (regulative ideal) / 「出来事 (event)」、 「寛容 (tolerance) / 歓待 (hospitality)」、 「世界シティズンシップ (world citizenship) / 到来する民主主義 (democracy-to-come)」、 「啓蒙 (Enlightenment) の可能性 / 贈与 (gift) の不可能性」、 「手続き的正義 (procedural justice) / 赦し (forgiveness)」といった用語使用に明らかに現れている (Matustik 2008: 71-72)。

⁷⁹⁰ (下河辺 2009: 214)

⁷⁹¹ (Robben 2005)

⁷⁹² (Dower 1999=2001→2004)

⁷⁹³ (吉見 2007: 16-20)

⁷⁹⁴ 詳しくは、(吉見 2007) の第3章「米軍基地と湘南ボーイたち」および第4章「マイホームとしての『アメリカ』」を参照。

⁷⁹⁵ (Avenell 2010:117-124)

⁷⁹⁶ (玄 2008: 125)

⁷⁹⁷ 金を囲む知識人は、急激にメディアの嘲笑の対象となった(『週刊新潮』(1968年3月9日号)の記事「金嬉老で恥をかいた人々 日本を征服した五日間の言行録」)。それ以来、そのラジカルな加害者意識の自覚が、かえって「民族問題」として事件を理解しにくくした側面もある。

⁷⁹⁸ もし、1980年代以来、加害者意識と被害者意識をめぐる戦後の思想的展開が異なる様子をみせたなら、あるいは日韓を含め東アジアにおける日本の位置づけや日本人のアイデンティティが異なる形へと変化していたなら、委員会の「民族問題」には、また異なる評価がなされるべきであろう。

⁷⁹⁹ (Taylor 1989=2010: 570-571)

⁸⁰⁰ 日韓における市民社会の連携が再浮上したのは1990年代からである。「慰安婦問題」を中心とする「アジア連帯会議」(1992年より現在まで10回を開催)、幅広い国家暴力と人権問題をとりあげる「国際シンポジウム：東アジアの平和と人権」(1997年から2002年まで6回を開催)、歴史認識と歴史教育問題をめぐる「歴史認識と東アジアの平和フォーラム」(2002年から現在まで11回を開催)、環境問題をめぐる「日中韓東アジア環境市民会議」(2002年から5回を開催)および「北東アジア女性環境会議」(2001年より23回を開催)、移住労働者問題にとりくむ日韓のNPOの連携(韓国移住労働者人権センターと日本の移住労働者と連帯する全国ネットワークとの協力)などがある(曺 2005)。これらの動きは、しばしばグローバル化を背景とした国際連帯、たとえば「transnational advocacy networks (TAN)」の例として理解されるが、そうした動きが、日本帝国以来の脱植民地化、および日韓の市民たちの被害者／加害者意識や主体性とどのように関連されるのかが一つの重要な論点になると思われる。

⁸⁰¹ (Han 2012)

⁸⁰² (浅田 1987: 232)

⁸⁰³ 2013年に急成長した、いわゆる「嫌中憎韓」が出版界の一つのトレンドとなりつつある(朝日新聞:2013.2.11:31);(京郷新聞:2013.2.12:9)。その中で特筆すべきは、在日外国人による韓国・中国関連書籍の浮上である。代表的に、元韓国籍者で日本に帰化した呉善花の『なぜ「反日韓国に未来はない」のか』(2013年、小学館)、『毎日論「韓国人」はなぜ日本を憎むのか』(2014年、文藝春秋)、台湾出身で日本に帰化した黄文雄の『犯韓論』(2014年、幻冬舎ルネッサンス)、『中国・韓国が死んでも隠したい 本当は正しかった日本の戦争』(2014年、徳間書店)、元中国国籍者で同じく日本に帰化した石平の『なぜ中国から離れると日本はうまくいくのか』(2013年、PHP研究所)、以上の三人による共著『日本人は中韓との「絶交の覚悟」を持ちなさい：石平(中国)が黄文雄(台湾)、呉善花(韓国)に直撃』(2013年、李白社)、『日本人の恩を忘れた中国人・韓国人の「心の闇」：呉善花(韓国)が黄文雄(台湾)、石平(中国)に直撃』などがある。1980年代以来韓国・在日韓国人を非難してきた韓国出身者の崔基鎬、鄭大均も、それぞれ『韓国がタブーにする日韓併合の真実』(2013年、ビジネス社)、『韓国が「反日」をやめる日は来るのか』(2012年、新人物往来社)など、最近の潮流に合わせつつ既存の主張を繰り返す新書を出している。

⁸⁰⁴ 「東アジア」を「記憶の場(lieu de mémoire)」として捉える試みとして、板垣・鄭・岩崎編(2011)を参照。

⁸⁰⁵ NHKの場合を含め、一次映像を除いた当時のニュース台本、ワイドショー映像などが残されていないという状況ではあるが、少なくとも報道時間と頻度などについて正確なデータを残す必要があると思われる。4年後の「あさま山荘事件」の場合、テレビの長時間中継の新記録となっただけに、比較的詳しい報道データが残されている(日本放送出版協会編 2001b: 32-34)

⁸⁰⁶ (見田 2008);(細見 2010)

⁸⁰⁷ (大澤 1996)

⁸⁰⁸ たとえば、見田宗介(1995)と大澤真幸(1996; 2005)における戦後史の時代区分を踏まえつつ「戦後社会」から「ポスト戦後社会」への移行を論じる吉見俊哉(2010)は、戦後史における主要犯罪事件か

らリアリティの存立機制の変容を読みとっている。たとえば、永山則夫連続射殺事件、連合赤軍事件、東京・埼玉連続幼女誘拐殺人事件、そしてオウム真理教事件は、それぞれ「大衆的な『夢』から排除された者の『夢』破れての軌跡の結末」、「『夢』の時代が内包する自己否定の契機を極限まで押し進めた事件」、「現実的な回路が失われた『虚構』の感覚のなかで実行された犯罪」、「『虚構』の時代のリアリティ感覚を極限まで押し進めたところで生じた事件」である（吉見 2010:210-11）。そして、これらの出来事は、結局のところ、戦後における「国民国家の中で想像＝創造されてきた近代的自我の空洞化」（吉見 2010: 211）を語っているとされる。

⁸⁰⁹ 代表的には、「滝川高校いじめ自殺事件」（2007年）、「秋葉原通り魔事件」（2008年）、「取手駅通り魔事件」（2010年）、「大津市中2いじめ自殺事件」（2011年）、「柏市連続通り魔殺傷事件」（2014年）などがある。

⁸¹⁰ 新たな社会経済環境における排除と承認の問題を主題化するために「シティズンシップ」の概念に着目した近年の試みとして、木前・亀山・時安（2010）、木前・亀山・時安（2011）を参考。

⁸¹¹ 「未発の社会運動」（新原・牛山 2003: 152）とは、テロリズムを含め、対抗的な社会運動のレパトリーとしての暴力の存在に焦点をあてつつ、何らかの社会変動の前触れとして現れてくる構造的なストレーンの「社会的予（預）言」としての出来事を捉えていく感受性を強調するための概念である（長谷川・町村 2004: 15-16）。

⁸¹² この文脈における重要な試みとして、吉見（2009）、吉見（2010）を参考。

⁸¹³ 「犠牲」に注目した論考として、高橋（2005）、高橋（2012）を参考。

⁸¹⁴ テッサ・モーリス＝ズズキ（2002: 57-58）は、歴史的暴力に対する個人の責任を、「連累（implication）」という概念で説明する。過去との直接的・間接的関連の存在と、（法律用語で言うところの）「事後共犯（an accessory after the fact）」の現実を認知すること、すなわち「現在生きているわたしたちは、過去の憎悪や暴力を創らなかつたかもしれないが、過去の憎悪や暴力は、何らかの程度、わたしたちが生きているこの物質的世界と思想を作った」という事実を認識により、個人は、過去における「加害者としての責任」を引き受けることになる。

引用・参考文献

- 阿部基治 (2002) 『金嬉老の真実一寸又峡事件の英雄の意外な素顔』 日本図書刊行会
- 赤川学 (2012) 『社会問題の社会学』 弘文堂
- 秋山駿 (1968) 「金嬉老の犯罪」 『中央公論』 83 (4) (1968年4月号) pp.308-313.
- Ali, Tariq and Susan Watkins, 1998, *1968, Marching in the Streets*, New York: The Free Press.
- Anderson, Benedict, 2007, *Under Three Flags*, London: Verso.
- Alexander, Jeffrey C., Ron Eyerman, Bernhard Giesen, Neil J. Smelser, and Piotr Sztompka, 2004, *Cultural Trauma and Collective Identity*. Berkeley: University of California Press.
- Alexander, Jeffrey C., 2002, *Trauma: A Social Theory Polity*.
- Avenell, Simon A., 2010, *Making Japanese Citizens: Civil Society and the Mythology of the Shimin in Postwar Japan*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- 新井裕・内海倫・田代喜久雄・青木照夫・小林一夫・林田広実・前田雄二 (1968) 「マスコミの焦点 (座談会) “ライフル魔” 報道の問題点を探る」 『新聞研究』 no.201 (1968年4月号)
- Arendt, Hannah, 1961, *Between Past and Future: Six Exercises in Political Thought*, New York: Viking (=1994 斎藤純一・引田隆也訳『過去と未来の間—政治思想への8 試論』 みすず書房)
- Arendt, Hannah, 1958, *The Human Condition*, Chicago: University of Chicago Press. (= 1973→1994 志水速雄訳『人間の条件』 (中央公論社/筑摩書房 [ちくま学芸文庫])
- Arrighi, Giovanni, Terence Hopkins and Immanuel Wallerstein, 1989, *Antisystemic Movements*, London: Verso (= 1992 太田仁樹訳『反システム運動』 大村書店)
- 浅田孝彦 (1987) 『ワイド・ショーの原点』 新泉社
- 朝日新聞大阪社会部編 (1985) 『緊急報告グリコ・森永事件』 朝日新聞社
- 浅見雅一・安廷苑 (2012) 『韓国とキリスト教』 中央公論新社 [中公新書]
- 大江健三郎 (1968) 「政治的想像力と殺人者の想像力—われわれにとって金嬉老とはなのか?」 『群像』 (1968年4月号) pp.154-169.
- Balibar, Etienne, 1997, *La crainte des masses : politique et philosophie avant et après Marx*, Paris: Ed Galilee.
- Baud, Michiel, and Rosanne Ruten, 2004, “Introduction” in Michiel Baud and Rosanne Ruten eds., *Popular Intellectuals and Social Movements - Framing Protest in Asia, Africa, and Latin America*, Cambridge: Cambridge University Press, 1-18.
- 백지운 (2005) 「동아시아 지역질서 구상과 ‘민간연대’의 역할」 『동아시아의 지역질서 제국을 넘어 공동체로』 창비 [バック・ジウン「東アジア地域秩序構想と『民間連帯』の役割』 『東アジアの地域秩序帝国を超えて共同体へ』 創批 pp.348-394.] (韓国語)
- Benhabib, Seyla, 2004, *The Rights of Others*, Cambridge: Cambridge University Press. (= 2006 向山恭一訳『他者の権利—外国人・居留民・市民』 法政大学出版局)
- Best, Joel, 1987, “Rhetoric in Claim-Making: Constructing the Missing Children Problem” *Social Problems*, 34 (2) pp.101-121. (=2006 足立重和訳「クレイムの申し立てのなかのレトリック—行方不明になった子どもという問題の構築」 平秀美・中河伸俊編『新版 構築主義の社会学 実在論争を超えて』 世界思想社 pp.26-51.)
- Bhabha, Homi K., 1994, “the other question: difference, discrimination and the discourse of colonialism” in *The Location of Culture*. London and New York: Routledge.
- Bodroghkozy, Aniko, 2012, *Equal Time: Television and the Civil Rights Movement*, Urbana: University of Illinois Press.
- Borradori, Giovanna, Jacques Derrida and Jurgen Habermas, 2003, *Philosophy in a Time of Terror: Dialogues With J. Habermas and J. Derrida*, Chicago: University Of Chicago Press. (=2004 藤本一勇・深里岳史訳『テロルの時代と哲学の使命』 岩波書店)
- Buck-morss, Susan, 1989, *The Dialectics of Seeing: Walter Benjamin and The Arcades Project* Cambridge, Ma: MIT press.

- ちばてつや (2009) 「'68 金嬉老事件 “劇場型犯罪” 第 1 号を中継したテレビの功罪 (『週刊現代』創刊 50 周年特別企画 24 ページ大ワイド 各界 42 人の 50 年) 『週刊現代』51 (14) pp. 20-34, 166-174.
- 차승기 (2010) 「식민지 트라우마의 현재성」 『황해문화』 68 [チャスンギ「植民地トラウマの現在性」 『黄海文化』] (韓国語)
- 趙庸中「金嬉老事件から見る日韓マスコミの問題点：人種問題の扱い方を中心に」 (第三回日韓新聞編輯幹部セミナー) p.23
- Dayan, Daniel and Elihu Katz, 1992, *Media Events: The Live Broadcasting of History*, Cambridge: Harvard University Press (=1996 浅見克彦訳『メディア・イベント——歴史を作るメディア・セレモニー』青弓社)
- Deleuze, Gilles, 1968, *Différence et Répétition*, Paris: PUF (=1992 財津理訳『差異と反復』河出書房新社)
- Derrida, Jacques, 1972=1999, “Signature Event Context” in Peggy Kamuf ed., *A Derrida Reader: Between the Blinds*, New York: Columbia University Press, pp.80-111.
- Derrida, Jacques, 1985, *The Ear of the Other: Octobiography, Transference, Translation*, Lincoln: Univ. of Nebraska Press (=1988 浜名優美・庄田常勝訳『他者の耳—デリダ「ニーチェの耳伝(じでん)」・自伝・翻訳』産業図書)
- Derrida, Jacques, 1993, *Spectres de Marx: l'état de la dette, le travail du deuil et la nouvelle Internationale*, Paris: Éditions Galilée. (=1994, trans. by Peggy Kamuf, *Specters of Marx: The State of the Debt, the Work of Mourning & the New International*, New York and London: Routledge.)
- Derrida, Jacques, 1994, *Force de loi*, Paris: Galilée. (=1999 堅田研一訳『法の力』法政大学出版局)
- Derrida, Jacques, 1997, *De l'hospitalité*, Paris: Calmann-Levy. (=1999 広瀬浩司訳『歓待について～パリのゼミナールの記録』産業図書)
- Derrida, Jacques and Bernard Stiegler, 1996, *Échographies de la télévision*, Paris: Galilée-INA. (=2005 原宏之訳『テレビのエコーグラフィー デリダ〈哲学〉を語る』NTT 出版)
- Dayan, Daniel; Katz, Elihu, 1992, *Media Events: The Live Broadcasting of History*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (=1996 浅見克彦訳『メディア・イベント——歴史をつくるメディア・セレモニー』青弓社)
- 동아시아 평화인권 한국위원회 편 (2001) 『동아시아와 근대의 폭력』 〈1〉 〈2〉 삼인 [東アジア平和人権韓国委員会編『東アジアと近代の暴力』 〈1〉 〈2〉 サムイン] (韓国語)
- Dower, John, 1999, *Embracing Defeat: Japan in the Wake of World War II*, New York: W. W. Norton. (=2001→2004 三浦陽一・高杉忠明・田代泰子訳『敗北を抱きしめて——第二次大戦後の日本人(上・下)』岩波書店)
- Dower, John, 1993, *Japan in War and Peace: Selected Essays*, New York: W. W. Norton. (=2010 明田川 融訳『昭和——戦争と平和の日本』みすず書房)
- 遠藤浩一 (2010) 『福田恆存と三島由紀夫〈上〉1945~1970』麗澤大学出版会
- Eyerman, Ron, and Andrew Jamison, 1991, *Social Movements: a Cognitive Approach*, Cambridge: Polity Press.
- Fahlbusch, Jan Henrik and Alissa King, 2004, “Towards the ‘Renationalization’ of Historical Memory? Tendencies of Commemoration Practices in Contemporary Germany,” (<http://www.humanityinaction.org/knowledgebase/243-towards-the-renationalization-of-historical-memory-tendencies-of-commemoration-practices-in-contemporary-germany>)
- Fiske, John, 1989, *Reading the Popular*, London: Unwin Hyman Ltd.
- Fiske, John and John Hartly, 1978, *Reading Television*, London: Methuen.
- Garrow, David J., 1978, *Protest at Selma: Martin Luther King, Jr., and the Voting Rights Act of 1965*, New Haven: Yale University Press.
- Ghasemi Parvin and Rasool Hajizadeh, 2012, “Demystifying the Myth of Motherhood: Toni Morrison’s Revision of African-American Mother Stereotypes” *International Journal of Social Science and Humanity*, Vol. 2, No. 6, November 2012. pp.477-479.

- Ghosh, Bishnupriya, 2011, *Global Icons: Apertures to the Popular*, Durham, NC: Duke University Press.
- 郷原佳以 (2008) 「デリダにおける死刑の問題」『現代思想』36 (13) (2008年8月号) pp.162-179.
- 後藤光男 (2010) 「日本国憲法制定史における「日本人」と「外国人」—米国の人権政策と日本政府の狭間で」『比較法学』45 (3) pp.1-28.
- Hall, Stuart, 1973, “The Determination of News Photographs” in S. Cohen and J. Young eds. *The Manufacture of News: A Reader*, Beverly Hills: Sage. pp.176-190.
- Hall, Stuart, 1980, “Encoding/Decoding” in Hall, S., D. Hobson, A. Lowe & P. Willis, eds., *Culture, Media and Language*, London: Hutchison.
- Han, Sang-Jin, 2012, “Divided Nation, Unification and Transitional Justice: Why do we need a Communicative Approach?” in Sang-Jin Han et al. eds. *Divided nations and transitional justice; what Germany, Japan, and South Korea can teach the world*, Paradigm Publishers.
- Harvey, David, 1979, “Monument and Myth” *Annals of the Association of American Geographers*, 69 (3), pp.362-381.
- Harvey, David, 1989, *The Condition of Postmodernity: An Enquiry into the Origins of Cultural Change*, Oxford: Basil Blackwell.
- 濱田武士 (2011) 「トラウマへのまなざし——忘却される出来事の継承のあり方をめぐって——」『KG/GP 社会学批評』(第4号) (2011年1月) pp.53-63.
- 長谷川公一・町村敬志 (2004) 「序論 社会運動と社会運動論の現在」『社会運動という公共空間—理論と方法のフロンティア—』成文堂 pp.1-24.
- 旗田巍編 (1965) 『日本と朝鮮』勁草書房
- 林香里 (2002) 『マスメディアの周縁、ジャーナリズムの核心』新曜社
- 林香里 (2012) 「朝8時、これからの「ジャーナリズム」の話をしよう」『GALAC』513号
- 本田靖春 (1982) 『私戦』講談社
- Herman, Judith, 1997, *Trauma and Recovery: The Aftermath of Violence—From Domestic Abuse to Political Terror*, New York: Basic Books.
- 海岸林勤 2009 「韓国民主体化運動と日本市民の関わり」『朝鮮をみつめて』高麗博物館講演論集 pp.27-89.
- 樋口直人 (2006) 「分野別研究 動向 (移民・エスニシ. ティ・ナショナリズム)」『社会学評論』57 (3) 226号, pp.634-649.
- 樋口直人 (2012) 「排外主義運動のミクロ動員過程—なぜ在特会は動員に成功したのか—」『アジア太平洋レビュー』(第9号) アジア太平洋研究センター (http://www.keiho-u.ac.jp/research/asia-pacific/pdf/review_2012-01.pdf)
- Honkanen, Kattis, 2007, “Aion, Kronos and Kairos: On Judith Butler's Temporality” *SQS* 01 (07) pp. 3-14. (http://www.helsinki.fi/jarj/sqs/sqs1_07/sqs12007honkanen.pdf)
- 細見和之 (2010) 『永山則夫——ある表現者の使命』河出書房新社
- Hoy, David C., 2009, *The Time of Our Lives: A Critical History of Temporality*, Cambridge, MA: The MIT Press.
- Hsu, Yon, 2008, “Acts of Chinese citizenship: the tankman and democracy to come,” in E. Isin and G. Nielson eds. *Acts of Citizenship*. London: Zed Books, pp.247-265.
- 福田恆存 (2008) 『福田恆存戯曲全集 第5巻』文藝春秋
- 福田恆存 (1995) 『日本を思ふ』文春文庫
- 福永良子 (2005) 『脳と心が若返る昭和なつかしクロスワード』草思社
- 福沢諭吉 (1869→1959) 「掌中万国一覽」慶応義塾編纂『福沢諭吉全集 2』岩波書店
- 玄武岩 (2008) 「グローバル化する人権——「反日」の日韓同時代史」岩崎稔・上野千鶴子・北田暁大・小森陽一・成田龍一編著 『戦後日本スタディーズ 3 80・90年代』紀伊国屋書店
- 飯沼二郎 (1973) 『見えない人々: 在日朝鮮人』日本基督教団出版局
- 池上貞子 (2003) 「三度目の正直ならず——朝鮮/韓国語」『跡見学園女子大学人文学フォーラム』1 (1) pp.42-43.

- 인하대학교 한국학연구소 편 (2013) 『동아시아의 전쟁기억 트라우마를 넘어서』 유니스토리
[仁荷大学韓国学研究所編『東アジアの戦争の記憶——トラウマを越えて』ユニストーリー]
(韓国語)
- Isin, Engin F. and Bryan S. Turner eds., 2002, *Handbook of Citizenship Studies*, London: SAGE
Publications Ltd.
- Jameson, Fredric, 1991, *Postmodernism: The Cultural Logic of Late Capitalism*, Durham, NC: Duke
University Press.
- Jameson, Fredric, 1992, *The Geopolitical Aesthetic: Cinema and Space in the World System*,
Bloomington: Indiana University Press.
- Jameson, Frederic, 1981, *The Political Unconscious: Narrative as a Socially Symbolic Act*, Cornell
University Press. (=2010 大橋洋一・木村茂雄・太田耕人訳『政治的無意識——社会的象徴行
為としての物語』平凡社)
- Jameson, Frederic, 2007, *Jameson on Jameson: Conversations on Cultural Marxism*, NC: Duke
University Press.
- 전갑생 (2011) 『한국전쟁과 분단의 트라우마 새로운 자료, 다른 시각』 선인 [全カブセン『韓
国戦争と分断のトラウマ 新たな資料・異なる視点』ソニン] (韓国語)
- 鄭大均 (2004) 『在日・強制連行の神話』文藝春秋
- 鄭根珠 「韓国民民主化支援運動と日韓関係——「金大中内乱陰謀事件」と日本における救命運動
を中心に——」 『アジア太平洋討究』 No. 20 (February 2013) pp.359-371.
- 鄭鎬碩 (2012) 「終わらない『金の戦争』 : ——近年における『金嬉老事件』の文化的専有を
めぐって——」 『東京大学大学院情報学環紀要・情報学研究』 No.82 pp.19-40.
- 鄭鎬碩 (2013) 「『韓流』と『在日』——『冬のスマタ』をてがかりに——」 木宮正史・姜尚
中編『日韓関係の未来を構想する』新刊社pp.165-175.
- 上坂冬子 (1984) 『慶州ナザレ園 忘れられた日本人妻たち』中公文庫
- 柏崎正憲 (2011) 「現代日本における排外ナショナリズムと植民地主義の否認——批判のため
に」 岩崎稔・陳光興・吉見俊哉編『カルチュラル・スタディーズ 東アジア』せりか書房
- 梶村秀樹 (1977) 『季刊三千里』 11 pp.75-86.
- 姜尚中 (1988) 「『日本のオリエンタリズム』の現在 ——『国際化』に潜む歪み」 『世界』
522, pp.133-139.
- 姜尚中 (2007) 『日本人はどこへ行くのか——ふたつの戦後と日本』大和書房
- 姜尚中 (2008) 『在日』集英社
- 姜元鳳 (2013) 「日韓体制下の民衆と『意味としての歴史』——梶村秀樹の韓国認識と歴史認
識」 『社会科学』 42 (4) pp.49-72.
- 加藤千香子 (2010) 「1970年代日本の「民族差別」をめぐる運動——「日立闘争」を中心に」
『人民の歴史学』 pp.13-24.
- 加藤典洋 (2009) 「主義主張ではなく否定の「気分」で」 毎日新聞社編『1968年に日本と世界
に起こったこと』 pp.110-114.
- 加藤登紀子 2009 「六八年の赤い糸」 アラン・バディウほか『1968年の世界史』藤原書店
pp.306-310.
- Kearney, Richard, 2002, *Gods and Monsters: Interpreting Otherness*, London: Routledge.
- 木前利秋・亀山俊朗・時安邦治編著 (2011) 『変容するシティズンシップ—境界をめぐる政
治』白澤社
- 木前利秋・亀山俊朗・時安邦治編著 (2011) 『葛藤するシティズンシップ—権利と政治』白澤
社
- 김대중 (2010) 『김대중 자서전 1』 삼인출판사 (=2011波佐場清・康宗憲訳『金大中自伝
(I) 死刑囚から大統領へ—民主化への道』岩波書店)
- 金嬉老 (1999) 『われ生きたり』新潮社
- 金嬉老公判対策委員会編 (1969) 『金嬉老問題資料集 I』三一書房
- 金嬉老公判対策委員会編 (1970) 『金嬉老の法廷陳述』三一書房
- 金嬉老公判対策委員会編 (1971) 『金嬉老問題資料集IV』三一書房

- 金嬉老公判対策委員会編 (1972a) 『金嬉老問題資料集V』 三一書房
 金嬉老公判対策委員会編 (1972b) 『金嬉老問題資料集VI』 三一書房
 金嬉老公判対策委員会編 (1972c) 『金嬉老問題資料集VII』 三一書房
 金嬉老公判対策委員会編 (1972d) 『金嬉老問題資料集VIII』 三一書房
 金嬉老公判対策委員会編 (1982) 『金嬉老問題資料集成』 (上) (下) むくげ舎
 金嬉老公判対策委員会編 (1994) 『金嬉老公判対策委員会ニュース：合本』 (上) (中)
 (下) 現代語学塾
- 北田暁大 (2005) 『嗟う日本の「ナショナリズム」』 NHK ブックス
 駒込武 (1996) 『植民地帝国日本の文化統合』 岩波書店
 近藤敦 (1996) 『「外国人」の参政権——デニズンシツプの比較研究』 明石書店
- Koschmann, Victor J., 1993, “Intellectuals and Politics,” Andrew Gordon ed., *Postwar Japan as History*, Berkeley: University of California Press. (=2002 葛西弘隆訳「知識人と政治」『歴史としての戦後日本』 (下) みすず書房 pp.306-432.)
- 小城英子 (2004) 「『劇場型犯罪』とマス・コミュニケーション」 ナカニシヤ出版
 고길희 (2005) 『하타다 다카시』 지식산업사 [高ギルヒ『旗田巍』知識産業社] (韓国語)
 金大中 (2011) 『金大中自伝 (I) 死刑囚から大統領へ—民主化への道』 岩波書店
 国分良成 (2011) 「中国の社会主義と文化大革命」『東アジア近現代通史〈8〉 ベトナム戦争の時代 1960—1975年』 岩波書店
- 小玉美意子 (2012) 「朝のテレビの歴史から生活史が見える」『GALAC』 513号
 건국대학교 통일인문학연구단 (2012) 『코리언의 역사적 트라우마』 선인 [建国大学統一人文
 学研究団『コリアンの歴史的トラウマ』ソンイン] (韓国語)
- Kristeva, Julia, 1980, *Pouvoirs de l'horreur. Essai sur l'abjection*, aris: Éditions du Seuil.
 (=1984 枝川昌雄訳『恐怖の権力：「アブジェクション」試論』法政大学出版局.)
- 栗原彬 (1982) 『歴史とアイデンティティ——近代日本の心理=歴史研究』新曜社
- Kurlansky, Mark, 2005, *1968: The Year That Rocked The World*, New York: Random House.
- 권희로 (1999) 『어머니 미움을 넘어섰어요』 중앙M&B [權嬉老『お母さん、憎しみをも乗り越えました』中央M&B] (韓国語)
- 권광욱 (2012) 『권애라와 김시현』 도서출판 해돋이 [クオン・グァンウク『權愛羅とお母さん、憎しみをも乗り越えました』図書出版ヘドジ] (韓国語)
- Lachmann, Richard, 2013, *What is Historical Sociology*, Malden, MA.: Polity.
- Laplanche, Jean, 2006, *Problématique VI. L'après coup*, Paris, PUF.
- Levitas, R. A., 1977, “Some problems of aim-centered models of social movements,” in. *Sociology* 11 (1), pp. 47-63.
- Lie, John, 2008, *Zainichi (Koreans in Japan) : Diasporic Nationalism and Postcolonial Identity*, Berkeley: University of California Press.
- 존 리 (2008) 「오인, 부인, 인정: ‘자이니치’의 사례」 『아세아연구』 51권4호, pp.12-42. [Lee, John, 「誤認、否認、承認：在日の事例」『亜細亜研究』 51 (4), pp.12-42] (韓国語)
- Lindroos, Kia, 1998, *Now-Time/Image-Space. Temporalization of Politics in Walter Benjamin's Philosophy of History and Art*, Jyväskylä: SoPhi Academic Press.
- Linebaugh, Peter and Marcus Rediker, 2001, *The Many-headed Hydra: Sailors, Slaves, and the Atlantic Working Class in the Eighteenth Century*, Boston: Beacon Press.
- Lule, Jack, 2011, *Globalization and Media: Global Village of Babel*, Lanham, Md.: Rowman & Littlefield Publishers.
- Lull, James, 2000, *Media, Communication, Culture: A global approach*, Cambridge: Polity.
- 真鍋祐子 (1997) 『烈士の誕生——韓国の民衆運動における恨の力学』 平河出版社
 毎日新聞社編 (2009) 『1968年に日本と世界で起こったこと』 毎日新聞社
 毎日新聞社編 (2010) 『新装版 1968年グラフィティ』 毎日新聞社
 松尾尊兌 (1963) 「関東大震災下の朝鮮人虐殺事件 (上)」 『思想』 no.471 (1963年9月号) pp.44-61.

- Marshall, P.J. and Williams Glyndwr, 1982, *The Great Map of Mankind. British Perceptions of the World in the Age of Enlightenment*, London: J.M. Dent & Sons. (=1989 大久保桂子訳『野蠻の博物誌：18世紀イギリスが見た世界』平凡社)
- Matustik, Martin Beck, 2008, *Radical Evil and the Scarcity of Hope: Postsecular Meditations*, Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press.
- Melucci, Alberto, 1992, "Frontier Land: Collective Action between Actors and Systems," In M. Diani and R. Eyerman ed., *Studying Collective Action*, Newbury Park, CA: SAGE. pp.238- 58.
- Melucci, Alberto, 1996, *Challenging Codes: Collective Action in the Information Age*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Melley, Timothy, 2000, "Agency Panic and the Culture of Conspiracy", in Peter Knight ed., *Conspiracy Culture: From the Kennedy Assassination to the X-Files*, London: Routledge.
- 道場親信 (2011) 「ポスト・ベトナム戦争期におけるアジア連帯運動——『内なるアジア』と『アジアの中の日本』の間で」(和田春樹・後藤乾一・木畑洋一・山室信一・趙景達・中野聡・川島真編)『東アジア近現代通史(8) ベトナム戦争の時代 1960-1975年』岩波書店
- 三島由紀夫 (1989) 「『楯の会』批判の二氏に答へる」『三島由紀夫評論全集 第2巻』新潮社
- 三島由紀夫 (1996) 「勇者とは」『若きサムライのために』文藝春秋 pp.24-30
- 三島由紀夫 (2006) 「文化防衛論」『文化防衛論』新潮社 pp.33-86
- 見田宗介 (1995) 『現代日本の感覚と思想』(講談社学術文庫) 講談社
- 見田宗介 (2008) 「まなざしの地獄——尽きなく生きることの社会学」河出書房新社
- Monroe, William B. Jr., "Television: The Chosen Instrument of the Revolution," in *Race and the News Media*, pp.83-84.
- 持丸博・佐藤松男 (2010) 『証言 三島由紀夫・福田恆存 たった一度の対決』文藝春秋
- 村上意雄 (1968) 「“金婚老”と“私”の八十八時間」『新聞研究』201号
- 村上靖彦 (2011) 「秘密とその未来：ウィニコット・ラプランシュ・ドルトとコミュニケーションのねじれ」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』37 p.117-33
- 文京洙 (2007) 『在日朝鮮人問題の起源』クレイン
- モーリス=スズキ・テッサ (2002) 『批判的想像力のために』平凡社
- Morris-Suzuki, Tessa, 2004, *the Past within Us: Media, Memory, History*, New York: W. W. Norton & Company (=2004 田代泰子訳『過去は死なない——メディア・記憶・歴史』岩波書店)
- Morris-Suzuki, Tessa, 2007, *Exodus to North Korea: shadows from Japan's cold war*, Rowman & Littlefield (=2007→2011 田代泰子訳『北朝鮮へのエクソダス——「帰国事業」の影をたどる』(朝日新聞社/朝日文庫)
- 玉城素 (1967) 『民族的責任の思想』御茶の水書房
- Mudde, Cas, 2007, *Populist Radical Right Parties in Europe*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 中野聡 (2011) 「ベトナム戦争の時代」(和田春樹・後藤乾一・木畑洋一・山室信一・趙景達・中野聡・川島真編)『東アジア近現代通史(8) ベトナム戦争の時代 1960-1975年』岩波書店
- 永山子ども基金編著 (2006) 『ある遺言のゆくえ—死刑囚・永山則夫がのこしたもの』東京シェーレ出版
- 나카노 도시오 「'전후 일본'에 저항하는 전후사상」 권혁태, 차승기편 『'전후'의 탄생 일본, 그리고 '조선'이라는 경계』 그린비 [「戦後日本」に抵抗する戦後思想：その生成と挫折] 権赫泰、チャ・スンギ編 『“戦後”の誕生—日本、そして“朝鮮”という境界』グリーンビ (韓国語)
- 中野敏男 (2005) 「連続する戦時体制の遺産/封印される戦争責任——「日本の戦後思想」を読み直す2」『前夜』第2号, pp.186-96
- 中山和記 (2008) 『ワイルドサイド—wild side』春日出版
- Negri, Antonio and Michael Hart, 2004, *Multitude*, New York: Penguin Press. (=2005 幾島幸子訳、水島一憲・市田良彦監修『マルチチュード』日本放送協会)
- 日本放送出版協会編 (2001a) 『20世紀放送史』(上) NHK 出版

- 日本放送出版協会編 (2001b) 『20世紀放送史』 (下) NHK 出版
- 新原道信・牛山久仁彦 (2003) 「市民運動の多様性」 矢澤修次郎編『講座社会学 15 社会運動』東京大学出版会 pp.139-178.
- 野崎六助 (2008) 『魂市と罪責 ひとつの在日朝鮮人文学論』インパクト出版会
- 奥武則 (2007) 『論壇の戦後史—1945-1970』平凡社
- 大澤真幸 (1996) 『虚構の時代の果て——オウムと世界最終戦争』 (ちくま新書) 筑摩書房
- 大澤真幸 (2005) 『現実の向こう』春秋社
- 大沢真一郎 (2005) 「金嬉老事件」 佐々木毅・富永健一・正村公宏・鶴見俊輔・中村政則編『戦後史大事典 1945 - 2004』 (増補新版) 三省堂
- 大宅壮一 (1980a) 「金嬉老のミニ・クーデター」 『大宅壮一全集 第 8 卷: サンデー時評 (1)』蒼洋社
- 大宅壮一 (1980b) 「ベトナム戦争とミニ・クーデター」 『大宅壮一全集 第 9 卷: サンデー時評 (2)』 (1980) 蒼洋社
- 岡村昭彦 (1968) 『弱虫・泣虫・甘ったれ——ある在日朝鮮人の生い立ち』三省堂
- 小笠原和彦 (1987) 『李珍宇の謎: なぜ犯行を認めたのか』三一書房
- 小熊英二 (2009a) 『1968 <上> 若者たちの叛乱とその背景』新曜社
- 小熊英二 (2009b) 『1968 <上> 若者たちの叛乱とその背景』新曜社
- 朴一 (2005) 『在日コリアンってなんでんねん』 (講談社プラスアルファ新書) 講談社
- 朴慶植 (1965) 『朝鮮人強制連行の記録』未来社
- 朴三中 (1991) [原著不明] 趙万吉訳『運命に流されて—鉄格子の灯』国書刊行会
- 歴史教科書在日コリアンの歴史作成委員会編 (2006) 『在日コリアンの歴史』明石書店
- 歴史の謎を探る会編 (2006) 『常識として知っておきたい昭和の重大事件』 (KAWADE 夢文庫) 河出書房新社
- Rancière, Jacques, 2000, *Le Partage du sensible*, Paris : La Fabrique. (=2009 梶田裕訳『感性的なもののパルターージュ』法政大学出版局)
- Robben, Antonius C. G. M., 2005, “How Traumatized Societies Remember: The Aftermath of Argentina's Dirty War” *Cultural Critique* 59, Winter 2005, pp.120-164.
- Roszak, Theodore. 1969. *The Making of a Counter Culture: Reflections on the Technocratic Society and Its Youthful Opposition*, Doubleday (=1972 稲見芳勝・風間禎三郎訳『対抗文化の思想——若者は何を創りだすか』ダイヤモンド社)
- 坂本衛 (1999) 「ひと目でわかるワイドショーの変遷」 『GALAC』 30 号
- Sanders, Julie, 2005, *Adaptation and Appropriation*, London: Routledge.
- 佐藤勝巳 (1999) 「金嬉老の指紋押捺」 『現代コリア』 (1999 年 11 月号)
- 齋藤純一 (2000) 『公共性 (思考のフロンティア)』岩波書店
- 佐藤卓巳 (2009) 「テレビが映した『反乱』」 毎日新聞社編『1968 年に日本と世界に起こったこと』毎日新聞社 pp.38-42
- Schmid, Andre, 2002, *Korea Between Empires, 1895-1919*, New York: Columbia University Press.
- 徐勝 (1994) 『獄中 19 年』岩波新書
- 伸淑玉 (2000) 「佐高信の日本国憲法の逆襲 第二回」 『世界』 no.671 (2000 年 2 月号) pp.82-90.
- 下河辺美知子 (2000) 『歴史とトラウマ——記憶と忘却のメカニズム』作品社
- 下河辺美知子 (2009) 「テロリストである可能性への恐怖—「内包」と全体主義の密やかな関係」 『アメリカン・テロル——内なる敵と恐怖の連鎖』彩流社 p.213-235
- 下河辺美知子編 (2009) 『アメリカン・テロル——内なる敵と恐怖の連鎖』彩流社
- 新宮一成・立木康介編 (2005) 『フロイト=ラカン』講談社
- 千田有紀 (2005) 「アイデンティティと ポジショナリティー——一九九〇年代の「女」の問題の複合性をめぐって」 上野千鶴子編『脱アイデンティティ』勁草書房
- 志賀信夫 (1990) 『昭和テレビ放送史』早川書房
- 志賀信夫 (2005) 「街頭テレビ」 佐々木毅・鶴見俊輔・富永健一・中村政則・正村公宏・村上陽一郎編『戦後史大辞典 増補新版』三省堂

- Shin, Gi-Wook, 2006, *Ethnic Nationalism in Korea: Genealogy, Politics, And Legacy*, Stanford Calif.: Stanford University Press.
- 新人物往来社編 (2010) 『懐かしい[昭和]のニュース手帖』 (新人物文庫) 新人物往来社
- Silverstone, Roger, 1999, *Why study the media?*, London; Thousand Oaks, Calif.: Sage.
(=2003 吉見俊哉・伊藤守・土橋臣吾訳『なぜメディア研究か——経験・テキスト・他者』せりか書房)
- Silverstone, Roger, 2006, *Media and Morality: On the Rise of the Mediapolis*, Cambridge: Polity Press.
思想の科学研究会編 (1976) 『共同研究——集団サークルの戦後思想史』平凡社
- Spector, Malcolm, and John Kitsuse, 1977, *Constructing Social Problems*, Menlo Park, CA: Cummings.
(=1990 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築——ラベリング理論をこえて』マルジュ社)
- Spivak, Gayatri Chakravorty and Judith Butler, 2007, *Who Sings the Nation-State?: Language, Politics, Belonging*, Oxford: Seagull Books. (=2008 竹村和子訳『国家を歌うのは誰か?——グローバル・ステイトにおける言語・政治・帰属』岩波書店)
- ステイヴンス、ミッチェル (1995) 「ニュースを変えたテレビ」『歴史のなかのコミュニケーション』新曜社
- Sturken, Marita and Lisa Cartwright, 2009, *Practices of looking: an introduction to visual culture*, New York: Oxford University Press.
- 鈴木道彦 (1972) 「金嬉老裁判における事実と思想——検察官加藤圭一の論告を批判する」『展望』(1972年6月号) pp.130-47.
- 鈴木道彦 (2007) 『越境の時——一九六〇年代と在日』集英社
- 鈴木道彦 (2009) 「フランス文学者の見た在日の問題」『朝鮮をみつめて』高麗博物館 pp.91-114.
- 鈴木邦夫 (2006) 「三島由紀夫と野村秋介の軌跡 (21) 三島が見せた人間性の意外--金嬉老事件と三島の内なる軌跡」『月刊 times』30 (6) pp.48-53.
- 藤島宇内 (1960) 『日本の民族運動』弘文堂
- 高田宏史 (2010) 「チャールズ・テイラーの多元主義的政治理論——「世俗主義」の再検討を中心に——」(<http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/36416/3/Honbun-5457.pdf>)
(最終アクセス日: 2014年3月15日)
- 高原基彰 (2006) 『不安型ナショナリズムの時代—日韓中のネット世代が憎みあう本当の理由』洋泉社
- 高橋哲哉 (1998) 『デリダ——脱構築』講談社
- 高橋哲哉 (1999) 『戦後責任論』講談社
- 高橋哲哉 (2005) 『国家と犠牲』日本放送出版協会
- 高橋哲哉 (2008) 「無条件的なものについて: 日本で教育を考える」 (<http://www.educ.kyoto-u.ac.jp/bambi/Takahashi.pdf>)
- 高橋哲哉 (2012) 『犠牲のシステム 福島・沖縄』(集英社新書) 集英社
- 高橋哲哉・北川東子・中島隆博編 (2007) 『法と暴力の記憶 東アジアの歴史経験』東京大学出版会
- Tarrow, Sidney, 1994, *Power in Movement: Collective Action, Social Movements and Politics*, Cambridge: Cambridge University Press. (=2006大畑裕嗣訳『社会運動の力—集合行為の比較社会学』彩流社)
- 樽本英樹 (2007) 「国際移民と市民権の社会理論—ナショナルな枠と国際環境の視角から」『社会学評論』57 (4) pp.708-26.
- Taylor, Charles, 1989, *Sources of the Self: The Making of the Modern Identity*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (=2010下川潔・桜井徹・田中智彦訳『自我の源泉——近代的アイデンティティの形成』名古屋大学出版会)
- Taylor, Charles, 2004, *Modern Social Imaginaries*, Durham and London: Duke University Press.
(=2011上野成利訳『近代——想像された社会の系譜』岩波書店)
- Taylor, Charles, 2007, *A Secular Age*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

- Thiele, Leslie Paul, 1989, *Friedrich Nietzsche and the Politics of the Soul: A Study of Heroic Individualism*, Princeton: Princeton University Press.
- Tilly, Charles, 2008, *Contentious Performances*, New York: Cambridge University Press.
- Tilly, Charles and Sidney Tarrow, 2007, *Contentious Politics*, Boulder: Paradigm Publishers.
- Tomlinson, John, 1999, *Globalization and Culture*, Cambridge, Oxford: Polity Press.
- 外村大 (2004) 『在日朝鮮人社会の歴史学的研究—形成・構造・変容』 緑蔭書房
- 土屋道雄 (1989) 『福田恆存と戦後の時代—保守の精神とは何か』 日本教文社
- 鶴見俊輔 (1976) 「金東希にとって日本はどういう国か」 『鶴見俊輔著作集 8』 筑摩書房
- 鶴見俊輔・上野千鶴子・小熊英二 (2004) 『戦争が遺したもの——鶴見俊輔に戦後世代が聞く』 新曜社
- 辻大介 (2008) 「インターネットにおける「右傾化」現象に関する実証研究」 (<http://www.d-tsuji.com/paper/r04/report04.pdf>)
- 堤治郎 (2001) 『テレビを啜う』 文芸社
- 上原秀樹・川上高司など編 (2009) 『現代アジア事典』 文眞堂
- 上野千鶴子・朴鐘碩ほか (2008) 『日本における多文化共生とは何か—在日の経験から』 新曜社
- 碓井広義 (2003) 『テレビの教科書—ビジネス構造から制作現場まで』 PHP 研究所
- ヴラストス、ステファン (2009) 「アメリカの六八年【確信から行動へ】」 アラン・バディウ
ほか『1968年の世界史』 藤原書店 p.88-96.
- 和田洋一・韓美妃・木村京太郎 (1968) 「『金嬉老事件』をどうとらえるか(座談会)」 『部落』 20 (5)
- Wertsch, James V., 1998, *Mind as action*, New York : Oxford University Press. (=2002 佐藤公治・黒須俊夫・上村佳世子・田島信元・石橋由美訳『行為としての心』 北大路書房)
- Westad, Odd Arne, 2005, *The Global Cold War: Third World Interventions and the Making of Our Times*, Cambridge University Press, (=2010 佐々木雄太監訳『グローバル冷戦史——第三世界への介入と現代世界の形成』 名古屋大学出版会)
- Wolfe, Alan, 1989, “Suicide and the Japanese Postmodern: A Postnarrative Paradigm?” in Masao Miyoshi and Harry D. Harootunian ed., *Postmodernism and Japan*, London: Duke University Press, pp.215-34.
- Wolin, Richard, 2010, *The Wind from the East: May '68, French Intellectuals, and the Chinese Cultural Revolution*, Princeton
- Wortham, Simon Morgan, 2010, *The Derrida Dictionary*, London: Continuum Philosophy Dictionaries.
- 山本リエ (1982) 『金嬉老とオモニ』 創樹社
- 梁仁實 (2003) 『戦後日本映画における「在日」女性像』 『立命館産業社会論集』 39 (2) pp.35-56.
- 이헌미 (2009) 「대한제국의 ‘영웅’ 개념 수용」 『근대 한국의 사회과학 개념 형성사』 창비 pp.362-406 [李ホンミ (2009) 「大韓帝国における『英雄』概念の受容」 『近代韓国の社会科学概念形成史』 創批] (韓国語)
- 李恢成 (1972) 「반チョッ파리」 『砧をうつ女』 文芸春秋
- 이재오 (2011) 『한국 학생 운동사 1945-1979』 파라북스 [李ゼオ (2011) 『韓国学生運動史 1945-1979』 パラブックス] (韓国語)
- 李承牧 (1968) 「民族的偏見と差別のキズ——事件の性格と内包する問題性」 『朝日ジャーナル』 10 (10) pp.22-24.
- 李丞鎮 (2010) 「金鶴泳作品における『民族主義』」 『待兼山論叢 文学篇』 no.44, pp.103-18.
- 林相珉 (2011) 「金嬉老事件と〈反共〉：映画『金の戦争』論」 『韓国日本文化学報』 51, pp.305-320.
- 四方田犬彦・平沢剛 (2010) 『1968年文化論』 毎日新聞社
- 吉見俊哉 (1994) 『メディア時代の文化社会学』 新曜社
- 吉見俊哉 (2007) 『親米と反米——戦後日本の政治的無意識』 岩波書店 [岩波新書]
- 吉見俊哉 (2009) 『シリーズ日本近現代史 (9) ポスト戦後社会』 岩波書店 [岩波新書]

- 吉見俊哉（2010）「歴史はどこへ行くのか」『日本の近現代史をどう見るか：シリーズ日本近現代史』岩波書店 [岩波新書]
- 吉見俊哉・水越伸（2001）『改訂版 メディア論』放送大学教育振興会
- 尹健次（2008）『思想体験の交錯——日本・韓国・在日 1945 以後』岩波書店
- 유선영・차승기『동아 트라우마——식민지／제국의 경계와 탈경계의 경험들 1』 (아이아
총서 103) 그린비 [ユソンヨン・チャスンギ編 (2013) 『東亜トラウマ——植民地／帝国の
境界と脱境界の経験 1』 (アイア叢書 103) グリンビ] (韓国語)